

国立公文書館	
国立公文書館	
分類	法務省 平成11年
排架 番号	4 A 18 2126

裏面白紙

22-5-16 27

選挙團は今や本裁判の一部分たる裁判より提出された政治に對する證據を棄げやうとします。其政治は政治的並軍事の證據に對するものでありまして第一に政治的面としまして陸共協定締結が證據であると訴へられて居ります。第二に軍事的面として一九三八年の「カラン」湖（又ハ西前峰）事件、一九三九年の「ハルビン・ゴール」又ハ「ノモンハン」事件及他の時期に於ける對ソ軍事侵略計畫が繰行られて居ります。

選挙は大局的に見て一九二八年より一九四五年迄の日本の對英外交、軍事政策の流は防衛的であつたと云ふことであります。即ち國境不安に基く軍事衝突は盟なる偶發事件であり計画的侵略の結果ではなく大流に反流する小波であるのであります。

證據の紙部に入るに先立ち我々の立證すべき本件の非常に不満足な證はば無形な事件の性質を先づ指搦します。

我々は自らでなく口供書によつて證言して居る多くの證人の證言に直面して居りますと申しますことは人々の虚偽に對する最も有力な武器である反對訊問の機會を全く與へられていないといふことであります。

裏面白紙

之等證人の中の或るものは死亡したと言はれるでありませう。又他のものは遺言をした時は法律に對する一難いを授けられたと稱せられて加害又は取替中であり又他のものは通常の臨時停業であると言はれて居ります。之等停業は法律に對して反復訊問に對することが出来るのであります。終審第二十一ヶ月に於たにも拘らず未だ日本へ歸國させられて居りません。一側に於ては證人を提出せよとの裁判所の區裁命令に對し證人も同等も出てゐない事合があります。

之等證人の口供等の大部分は 警察官と意見に終始して居りまして之等は裁判所が如何なる程度に之等の證言を考慮に入れて居るか標準の値きやうがないのであります。唯の一回と雖も裁判所は警察官の言に警察官以下の證人の出訴を求める呼出状を發しても成功したことは遂にありません。之等警察官側の困難の教例は、裁判所に提出した生々書中に觸れて居ります通り法律に提出せられた問題の中の實質的な問題及立證せられた問題に對しつゝ而も我々の證據を合理的な限界内に止めると云ふ二重の努力の中に我々の判断力を行使することに於て難なからず我々を困惑せしめるので

裏面白紙

あります。

此種類に於ける我々の方法として我々は歴史を整理し一時的年月に分けて導出します。唯、防共規定、海陸協定、リノモンハンニ事件及中立條約と大抵に於ける日本の政策の含む一九二八年より一九四五年までの日本と世界の一時的関係にであります。

防共規定に關する時期は以下の通りであります。

（以下に非常に淡く、ほとんど不可読な文字が記述されている。これは裏面白紙の透りや複製の品質によるものと推定される。）

序 共 産 党 定

本事件の此の紙内の驚人位に書證を提出するに際しまして、裁判所に於ては特に日伊の三國が歐洲並びに東洋に於ける共産主義の蔓延に對し協定を結ぶの合法的權利を有し、夫れに基き行動したのであると云ふ事を御注意あり度いさ存じます。裁判所が是等三國がかかる行動を取る合法的の權利を有したことを認めると宣言せらるる迄、我々は書證を人證を提出致さなければなりません。共産主義の現在のやうな發展は其の蔓延に對する世界的の脅威を立證し、以て最初にかかる行動を取るを餘儀なくせしめた處の恐怖がまことに正當の理由のあつたことを示す事に致します。共産主義は社會的の武器であり、交戦國の戦争の手段ではありません。ゆゑに、中東共産黨問題に於けるが如く武器を伴ふ脅威としてではなく、寧ろ其の政治的發展を脅威として示さねばなりません。

裏面白紙

裏面白紙

我々は歐洲諸國に働きかけた共産運動と亞細亞に於ける共産主義の脅威が日獨協定の正當な理由であつたことを諒解を以て立證致します。此の協定の眞の目的は共産主義の蔓延を一定限度に阻止し以て他國に率先して歐洲並に亞細亞の平和を維持するに在つたことを我々は立證する事に致します。我々は前記に米國が其の國內に於ける共産主義の蔓延を阻止する手段をそれぞれ取つた事を示すてありませう所狀に云はるる如く本協定は一般的共同攻勢の前奏では斷じてありませぬ。防共協定は本來觀念的の協定であつた事は證據に依り明示されるでありませう。其の目的は獨逸獨より見れば歐洲の共産主義の蔓延を阻止する事でありました。本協定は民主主義國に向けられたものではありませぬ。英國及和國に對しても反共運動に参加する機働きかけられませんでした。

日本は國際聯盟より脱退し米日との關係も冷淡となりまして外交的に

孤立の立場に陥りました。日本は亞細亞に長い國境線を有するソ聯よりの壓迫を感じて居りました。あたかも其の時コミンテルンのスペイン並に支那に於ける活動は非常に活発でありました。一九三五年の年コミンテルンの第七回大會の日本と獨逸とを其の第一の目標とするに云ふ決議が特に日本政府の注意を惹いたのであります。

當時コミンテルンの後にはソ聯の五ヶ年計畫と云ふ大規模の軍備が行はれて居りました。かかる情勢の下に於て日本政府が其の國防を固めんとしたのは當然であります。

當時に於てはソ聯と佛國との間には互助協定が結ばれて居りました。一九三五年に於てはそれは攻勢的のものとは考へられて居りませんでした。然らば何故に防共協定がかく考へられねばならぬのでありませうか。本協定は一九三五年のコミンテルンの日獨に對する決議の後に作られしかもコミンテルンの後進たるソ聯の軍備があつた爲めに作られたのであります。單に自衛の爲めのものであり、攻略的の意企は何等含まれて居りませぬ。

裏面白紙

一九三六年八月一日に中華共産黨は所謂八一五聲明と稱する宣言を以て日本に對する強硬的態度を明白に告示せしめた。コミンテルンと中華共産黨との關係に對しては登載が提出されるであります。

▲、コミンテルンカー氏は斯共協定は日露日間の共同謀略の一部であり特に露國の利益にさうであると申されました。斯共協定は露國の利益となるのは秘密の點に於ては露國が自ら分りませぬけれども、其の双方につき説明を以てし其の無きやうそれぞれの意味を説明いたします。

本協定は一見して明かな如くそれ自体も秘密協約も、それを實行する關係の利益の限界を指えぬ完全に合法的な書類であります。聯合國間に取交される露國の相互協定と同じものであります。地々は是等のものは何等の強硬の行動を示唆するものとして企圖されたものではなく其の性質に於て露國の利益に過ぎざる防禦的の觀念を示す單に消極的な政治上文書に過ぎぬことを示す心組であります。

裏面白紙

共産主義の理念とそれに対する反抗は、第一次世界大戦の終、共産主義者に対し聯合國が宣言を布告し公職を閉じた時にまで遡るものであることは公知の事實であります。

之は防共協定は正當なりや否し然りとせば共産主義の蔓延を阻止する手段を講ずるは國として正當なる福利の限界を超えざるものなりやの問題に關するものであります。

共産主義の蔓延を阻止するには世界の各國が今日に於けると同じく一九三六年にも重大な關心を有して居つたと云ふことは證據を提出する必要もないのであります。此の問題に關し日本が如何なる行動を取つたのは其の存立上危険と思惟する政治的理念に對し一國の主權に甚き自衛の手段を取つたものとして正當なることを示す爲の充分な證據を提出致します。

我々は防共協定に署名した責任を負担せしめられた。首唱者達の決意の理由を明らかに致します。

防共協定はもともと中國に於ける共産主義の傳播を特に阻止することを

は討つたものではありませぬが中國に於てかゝる事態が生じた同じく共產軍が日本に對して組織せられたのに伴ひソ聯が亞細亞の戦線に於て日本に對する戦争を準備し之を實施した點に就ては或部分は既に證據を提出致しましたしまた今後も立證致す心組であります。

我々は防共協定につき説明をし答へまた其の正當なることを立證し、また其の協定の實行に就き是等の被告人等が參加した限度を分析しまた是等被告が此の協定を締結するに當つては當該協定が敵國と他國的生活様式から敵を護るの道であると言ひ日本政府の各一員として其の義務として之を致したものであるに過ぎぬことを示して是等被告の刑事責任を免除するであります。

防共協定と三國協定が相互に何等かの關係を有しないものであると云ふ證據は大平洋第三部門に於て提出致します。

裏面白紙

支那事変中、本協定に基き日露間の協力が行はれたと云ふは露側の立憲
政としては具体的事實の證明に依り反駁せられます。即ち露側は支那事變の
發生を意外且不快なる事實となしたと、露側は蔣介石政府よりの軍事
間の交渉を容易に行はざりしこと、蔣介石政府に對する武器の供給
を露側開始後も露側の意向は行はれたこと、中國に於ける軍事情報を日
本は露側を三國以上に待視しなかつたことが立證せられます。
一九三八年豫東領より一九三九年夏に亘り所轄防共協定強化の交渉が日
露に行はれました。本交渉の内容が相互緩衝協定の締結にあつたことは
又であります。日本としては露側の主張するが如く無條件な攻勢的協
約を企圖したのではなく、主として露大する露側の脅威に對する消極的防
禦協定の締結を企圖して交渉を推けて居りました。一九三九年八月獨逸
は露露と獨逸不可侵協定を締結しましたので日本は本交渉を打ち切りました
尚此企圖された日露伊三國間の援助條約に關する露露並に此企圖された
約が後に一九四〇年九月に結ばれた三國同盟とは根本的に性格を異にする
ものであつたことは後の段階又は個人辯護の際に立證せられます。

検事側は其の訴追提起に於て「日本政府は英露との間に不可侵條約を締結するを拒否せり」と爲し、之を著しく強調し、其冒頭陳述に於ては「其の事實の示す所は唯一つ」即ち日本が侵略戦争を準備して居たことを「疑の余地なく立證する」ものと爲して居ります。然るに検事側の讀んだ證據は正式の不可侵條約が嘗て明確に提議せられ又は拒否せられたと云ふことを示すものなく、交渉は最も非公式且暫定的なもので「リトヴィノフ」の日記に依れば其第一回のもは「露非の Copp の上から」始つたものであります。

検事側の提起の證據として法廷に受附けられたもので検事側に依り認められなかつた部分を認むことに依り、日本政府は右の如き條約の交渉に入ることを拒否したことはなく、唯斯る一般的性質の條約を締結するより先に懸案の係争事項を解決すべきであると述べたに止ることを我々は立證します。英露邦外務人民委員リトヴィノフは、一九三二年斯る條約に付て交渉せらるべきであると要請しつつ、英露邦は斯る條約をリスニアと既に締結して居り、ポーランドとは交渉中であり、又フィンラン

ド、エストニア、ラトヴィアとは交渉を開始し、
うとして居るものなる
旨定べて居ります。又一九三三年、蘇聯邦は一時的條約の締結に先立ち
懸案を解決すべきであるとの日本の提案を拒絶して、蘇聯邦が斯る條約
を締結したからと云つて其の相手國との間に相互に要求や紛争が無いと
言ふたことにはならないのであつて實際に斯る相手國の一に對しては
境が争ハの原因ともつて居る結果理由のある領土的要求を持つて居るも
のでありますと述べて居ます。

我々は判事各位が歴史を讀まれ、蘇聯邦と不可侵條約を締結して居た其
の西方接壤諸國に對つた事實に對し法的認知を與へらるることを信じ、
而して判事各位が斯る不可侵條約の侵略防止上の效果に付判断せらるる
ことをお願します。我々は蘇聯邦との間の不可侵條約に先立ち懸案の條
争事項及領土的要求が解決されねばならぬと信じた日本は、ポーランド
フィンランド、エストニア、ラトヴィア、及ラトヴィアの示さなかつた
先見を示したものと主張します。

斯る條約の締結を拒否することは其國がより大なる國に對する侵略戦争

を準備して居る謬論なりとの主張は、明らかに支持し難きものであり又本裁判に關する限り一九四一年日英間に中立條約が締結せられたことに依り移轉的に否認せられるものであると我々は主張します。此の條約は四年以上に亘り有効であつたもので、其間蘇聯邦は繰返し同條約が締結せられたに依り忠實に遵守せられて居ると述べたことを我々は示します。又蘇聯邦の選れた官報布告すら日本が同條約に違反せりとは言つて居りません。然し又我々は其の條約すら其明文に違反してより大なる國のよけり小なる國への侵略を豫に防止し得なかつたことを立證します。

檢事側は許多の國境事件は日本の蘇聯邦に對する侵略計畫の證據であると爲して居ます。起訴狀は此等國境事件の内之二、即ちハサン湖附近の滿洲國及西比利亞沿海州の國境に於けるもの及ハルビン、ゴル河附近の侵略戦争なりと爲し、被告中の若干の者を以て右二事件に關聯し殺人罪を問うて居ります。

我々は此等事件は國境線が不明確又は紛争中であり、而も双方が武装し

て居る場合不可避の區域事件の典型であることを立證します。
我々は日本に依る區域侵犯の事實はなく、且一が他に對し領土保有の目的を以て其の領土に侵入した事實はないと主張します。
我々は區域侵犯はなかつたと主張するのであります。若し假にみつたとしても我々は其れに關係した人々が二國間の區域が侵犯されて居ると知つて居る證據は無であると主張します。
我々から遠隔の地に存つた人々は彼等に傳へられた情報、訓令に従つて行動したのであり、其の人々に斯る情報、訓令に依存する權利もあり又依存する義務も持つて居たのであります。

石の内第一の事件即ち張鼓峰のハサン湖の事件に就ては、我々は國境の
其部分け紛争中であつたこと、之に關する條約は不明瞭で國境の位置に
付争の余地のあつたことを立證します。國境は荒地を廣切つて居り其間
双方で夫々主張する國境を示すべき標は殆どありません。我々は係
争地は滿洲國の土民に依り滿洲國の一部と信せられて居つたものであり
一九三八年七月蘇聯の國境車に依り占領せられる迄管て兩國の何れに依
るも占領せられたことのない所であつたことを立證します。我々は更に
蘇聯は國境は丘の頂端を越えてハサン湖の西側に走つて居ると主張し
て居るに拘らず蘇聯の部隊は明らかに石の線より西にある丘を占領し
蘇聯が國境線と主張する張鼓峰の頂端より下つた所に重壕を掘り鐵條網
を張り廻らしたことを立證します。我々は日滿協約より蘇聯の撤退を要求
すべく現地に派遣された憲兵は、蘇聯の主張に依つても猶明らかになら
ず領有である地帯に居つた間に射撃を加へられ一名は殺され他は捕へられ
たことを立證します。既に七月十四日外交上の抗議は爲されて居ます。
日本大使重光葵は七月二十日即ち重大な衝突の起るより一週間以上も前
に斯る抗議を重ねて行つて居ます。

日本府府は係争地は海嶺の領域内であると主張を有したのでありま
すか。若し兵力の撤退に依り原状が回復せられるならば境界は交渉に依
り定めらる用意ある旨を最初から明らかにして居たのであります。我々は
該國行爲は蘇聯軍の攻撃に依り開始されたこと、又該國行爲開始後日本
政府は直に現状に於て停止し即現は外交交渉に依り決定する様舉げた
ことを證明する様な證據を提出します。斯る申出に對し蘇聯邦は二度に
亘り之を拒否し、而も二度目は蘇聯邦の主張する領域内に日本軍は全く
居ないことを認めつつも日本の申出は之を拒否したのであります。我々
は事件全般を通じ日本政府は交渉を要望したのであつて、檢事側冒頭陳
述の云ふ如く領土の割讓を要求したり乃至は國際條約を無視しやうとし
たことと付なかつたことを立證します。我々は起訴狀の告訴内容にも拘ら
ず本事件に至らしめた日本の侵略戦争の計畫なるものは爲されたること
なく、陸軍、海軍、長距離砲、航空機は日本でなく蘇聯邦に依り使用せられ、
又蘇聯邦の航空機は遙か國境を越へた朝鮮の非軍事目標を攻撃したこと
を立證します。更に我々は双方共本事件を以て戦争と認めたとなく、

又、現取件以上のものと認められたことは、たつたことを證明します。以後
に我々は此事件が日本政府が日本大使を通じて提起した案に基き解決さ
れたことを立證します。我々は既に法廷に證據として出て居る停戦協定
証を撤せられ、事件は終結し、今になつてから之を侵略たりとけ謂ひ難
いものであると主張します。

裏面白紙

ハルビン。ゴール事件。●世上に知られてゐる●ところによればノモンハ
ン事件……は西部滿洲及び東部外蒙の前人未拓の荒野に於ける國境の不
明瞭の結果として生起したと云ふことが明かにされるであらう。中露領
の他の國境と同じく外蒙國境も亦清帝國の古い行政境界に基礎を置いて
ゐるのであつて正確な地圖や境界標に依るよりもむしろ古文書にあらは
れた境界や境圖に依る記述や傳統に依つて證明せられるのであります。
一九三九年の春ソ聯及び所謂蒙古人民共和國……中露からも日本からも
承認されてゐない「共和國」の軍隊がハルビン。ゴール河を渡り滿洲國
軍、後に日本軍に依つて増強せられました。●と衝突を惹起しました。
ハルビン。ゴールは中露に依つて東三省の境界と常に考へられて居り、從
つて滿洲國に依つても亦其の國境と考へられて居りました。双方の側の事
件も大又は細線を防止せんとする勢力にも拘はらず、事件は九月まで時
折衝突を起したり休止したりして續きました。其月の九月十五日に事件
は日本の駐蘇大使東郷とモロトフ外相との間の協定で解決し、滿洲國が
敗北者側として領土を讓歩して國境を協定しました。更に國境は測量さ
れ境界標を附されるべきであると云ふことが協定されました。之は二年以

上の期間に亘る共同委員会の仕事の後裔く完成されました。ノモンハン事件は新しく解決され終結しました。

之等個々の事件の他に被告達は彼等の國家と政府の代理として起訴状に含まれる期間（並に多分、言及はされてゐるが立憲の主体とはなつてゐない一九一八年及び一九〇四年にまでも遡る期間）中に蘇聯邦に對する軍事的最略の陰謀をなしたとして訴追されて居ります。蘇聯邦の目的は最後に至り甚だ必要であつたのであるが實は全く不充分であつた所の防禦措置が慎重に爲されたと云ふこと以外何物も劃策せられなかつたと云ふに於ります。此點に關して證據が提出せられるでありませう。其中で特に甲上げるべきものは次のものであります。

ノモンハン事件の結果日本の關東軍司令官は更迭されました。新軍司令官（蔣澤大將）は特に政府の方針及び重當局の命令を忠實に且效果的に實行する能力、蘇聯邦との紛争を起さぬ豫にする能力の故を以て特に選任されたのであります。證據は此時から蘇聯攻撃の日まで之等の命令及び政策が滿洲に於て最も周到に實行されたと云ふことを詳細に示すで

のりませう。

一は日本がソ聯に對して戦争しなかつたと同様戦争乃至は停戦が問題
として同盟に企圖されお察せられたことはなかつたことを明らかにするて
おりませう。お察使に依つて証言せられた作戦計畫は戦争状態にな
つた場合の軍なる理論的計畫以外の何物でもなく却つてすべて防衛的
なものであつたと云ふことが示されておりませう。有名なる陸軍省「一
一」は東京特別演習「一」については多くのことが口供書の中に述べられ
ておりましたがお察使關係の緊迫せる時代に於ける大陸兵力の積極的増強
以外の何物でもなかつたのであります。滿洲に於ける日本の兵力「一」量
はより劣勢であつたと云ふことが明かにされておりました。蘇聯邦
の巨大な軍備と其の急速な膨脹とは日本が防衛の爲に必要なる軍備をする
ことを決定したことに對する説明の助けとなりませう。日本の全兵力は
對へは空軍基地の配置に於て明かなる如く防禦的に配置せられておまし
た。そして太平洋戦争の進行を通じて之等の兵力は絶氣的に増出せられ

弱体化せられさへされたのでありました。

日ソ中立條約は日本が此種條約に蘇聯邦の同意を求めらるべく長期に亘つて努力した後漸く一九四一年四月締結せられたものであり其時以來兩國關係の根本的要素となつたものであります。相次で起つた蘇露戦争や太平洋での日米英戦争にも拘らず本條約は日本、蘇聯邦兩者間の情勢を俾

21
22
日本の要請に基き本條約の継続的遵守の再三の保證が蘇聯邦に依つて爲されたるにも拘らず蘇聯邦は既に一九四二年の中頃より種々な方法で違反を行つて居たのであります。一九四五年蘇聯邦は條約を廢棄すると同時に一九四六年四月滿期の期日まで忠實に遵守すると云ふ特別な保證を爲しました。何れにしても條約の條項に依り斯くすべく拘束されて居りました。其にも拘らず蘇聯は米國及び英國より要請せられたるといふ以外に何等の理由なく又何等の理由あるとも見せかけずに恰も日本では太平洋戦争の終結に付日本の爲に蘇聯の調停を求めて居り又兩國間に大した未解決事件もない時期に突然一九四五年八月日本を攻撃したのであり

ます。

一九四一年六月以、特務通の再三の要求があつたにも拘らず日本は一貫して對蘇聯は等に入ることを拒絶したのであります。蘇聯の對日宣戦布告は莫斯科の日本大使に同大使の本件報告の電報は東京に發送されると云ふ保証の下に轉達されたのであります。電信は東京では遂に受取られませんでした。又東京の蘇大使は軍手行動が開始されてより数時間経つまで宣戦布告を傳達すべく努力しなかつたのであります。

防共協定に關する證據は「カニンガム」特設人により提出されます。

有稿

同志ケオルギー・ナミトロフの閉會の辭

(同志ケオルギーの連壇に現はれしと、會場には嵐のやうな拍手が起した。代議員は起立し、喝采する。代議員團は各國旗で同志ケオルギー萬歳の祝辞を述べ、オーストリアに歓迎の演説をする。拍手は數分間継続する。)

同志諸君！

共産主義のシラキナキナルキ七回在界大會、萬國と全大陸の共産主義者の大會也。今やその日程を終らうとしてゐる。この大會はわれわれの運動のため、世界労働者階級の団結、運動の動向の爲め、いかなる業績をあげ、以

ソグエート聯邦の完全な勝利と意味する大會であつた。ソグエート聯邦における社会主義の勝利は、全世界の歴史の完全な勝利と意味する。全世界の労働者階級の完全な勝利と意味する。全世界の労働者階級の完全な勝利と意味する。全世界の労働者階級の完全な勝利と意味する。

三義の國——ソグエート聯邦

三義の國——ソグエート聯邦のために闘争しつゝ、ある資本主義の勝利は、全世界の歴史の完全な勝利と意味する。全世界の労働者階級の完全な勝利と意味する。全世界の労働者階級の完全な勝利と意味する。全世界の労働者階級の完全な勝利と意味する。

no. 1

稿

同志ケブルギー、女ミトロワの閉會の詩

(同志ケブルギーが演壇に現はれし、會場には嵐の如き拍手が起つた。代議員は起立し、喝采する。代議員團は各國語で同志ケブルギー萬歳の祝詞を連べる。オレーヌとテロは歓迎の演説を下す。拍手は數分間絶えず。)

同志諸君!

共産主義のイデオロギイを七回世界大會、萬國と全大陸の共産主義者の大會は、今やその日程を終らうとてゐる。この大會はわたくしの運動のため、世界労働者階級のため、萬國の勤勞者のため、いかなる業績もあげ、いかなる役割も演じたであらうか。

この大會は勝利せる社会主義の國——ソヴェート聯邦のプロレタリアと自己の解放のために闘争しつゝある資本主義世界のプロレタリアと團結の完全な勝利を意味する大會であつた。ソヴェート聯邦における社会主義の勝利は——全世界史的意義をもつて勝利である。——全資本主義國に於いて社会主義へ進もうとする強力な運動を惹起しつゝある。この勝利は勤勞者の資本に對する反動と、ソヴェート聯邦に於いて彼等の強力の行塞である。ソヴェート聯邦の國際的重要性と役割とも増強しつゝ、諸國民間の平和の事業を強化してゐる。この勝利は、世界プロレタリア革命の基地たるソヴェート聯邦を強化する。この勝利は、全世界に於いて

10.1

益々共産主義の劇に轉向して、ある労働者のみを以て
 数百万の農民、都市の小勤労者、野蠻に欺の知識
 階級、更には奴隷化された植民地の民衆をも動かして彼
 等の闘争の志氣を鼓舞し、彼等の凡ゆる勤労者の偉
 大な祖國に対する愛着の情を濃くし、彼等のプロレタリア
 國家を支持し、凡ゆる敵からこれを防護せよといふ決意を
 強化してゐる。

この社会主義の勝利は、國際プロレタリアートの自己の力
 と自らの勝利を現実的なる可能性とに對する確信をそれ
 自らがブルジョアジーの支配に對する偉大な戰鬥力と
 してゐる確信を強めるであらう。

ソヴェート聯邦のプロレタリアートの力と、資本主義
 諸國のプロレタリアートと勤労者との戰鬥力との團結の
 上に、資本主義の倒壊道といふ偉大な見通しがあ
 ること、全世界において社会主義が勝利するといふ
 保証が置かれてゐる。

本大会は、労働階級の闘争史上に當てなかつた程
 広汎に全勤労者の力を反資本主義闘争に動員
 する端緒を築いた。

本大会は、國際プロレタリアートに對し最も重要なる緊
 急課題として、政治的にまた組織的に彼等の力を結合
 し、社会主義的ブルジョアジーとの階級協調政策が
 彼等を導いた孤立を清算することを要求し、各國におい
 てまた國際的規模において、労働階級を中心として勤

労働者と資本と反動の政勢に對抗し、プロレタリアと戦争の脅威に反対する広汎な人民戦線に結集することこそ要求した。

われわれはこの課題も頭のなかに考案したのではない。在野労働運動の経験そのものがとりわけフランスのプロレタリアートの経験がこれを提起したのである。

フランス共産党の功績は、この党が現在何も言わねばならないがまぎなく理解し、党に働きかける。プロレタリアと反動の統一戦線の實現も妨害したセクト的分子に従はず、敢然、ホリエグレイキー的に社会党との共同闘争の事實によりて、今や成熟しつつある反プロレタリア人民戦線の基礎たる統一プロレタリア戦線を作ったことである（拍手）

全労働者の切實な利益に依りてこの事業によりて、フランスの労働者階級、共産主義者及び社会主義者はフランスの労働運動も資本主義ヨーロッパにおいて先頭に立つ指導的な地位に引上げ、彼等がパリ・コミンテルン参加者の立派な後継者であり、その遺訓の具現者であることを示してゐる（嵐のやうな拍手、全員起立。「ウラー」の歓声、同志カミトロフは幹部席のすへ向きも変へ全員と共に幹部席にあるトレーヌも、彼フランス共産党員に拍手をぬく）

反プロレタリア統一プロレタリア戦線による闘争の實踐によりて、萬國の労働者にとり、極めて重要な本大会の決定の素地を作つたのはフランス共産党とフランス・プロレ

タリートの功績である。

「カール・フリス」では最初の教示が踏み出されたに違
ない。来るべき数年における戦術の方向を決定した
本大会は、この経験を記録するだけにとどまらず、更に前
進を同化した。われわれは共産主義者であり、党は階
級的な党であり、プロレタリアの党である。しかしわれわれに
は、プロレタリアートの前衛として、プロレタリアと反ファシッ
闘争に決心をもつ他の勤労者階級との共同の行動
をとる準備が出来てゐる。われわれは共産主義者
であり、党はプロレタリアの党である。しかしわれわれは階
級的な党でなくとも、ファシズムと闘争する行動を共
にする覚悟である。

われわれは共産黨員として、これらの階級や政党内
異なった最終の目的をもつものであるが、しかしわれわれ
は自己の目的のために闘争すると同時に緊急な課題
——その実現がファシズムの地位を弱体化し、プロレ
リアートの地位を強化するものである。われわれは力と協
せて闘争の覚悟である。われわれは共産主義者は、他党
と闘争の方法を異にするが、しかし自己の方法で、ファ
シズムと闘争する。假令他党の闘争の方法が不十分な
ものであっても、その方法が実際にファシズムに反対する
ものであるならば、それらをも支持して行かう。

われわれは「ス」が「ア」に決めたのは、われわれがブル
ジョア民主主義国において反動と資本とファシズムの

Defence Doc 1534

攻勢ヲ直ニ遂断シアルジョア民主主義的自由
の清算ヲ阻止シフアツレムウアロシタリアイト及び
革命的農民に對する恐怖的制裁ヲ防止シ若
い世代ヲ精神的及び肉体的退化より救はんか
スルベシ

カスルカ外斯ハスルコトニ決メテハカスルカ
フアツレヨ諸國ニ於テフアツレヨ独裁ヲ轉覆シ全
ク其カヲ促進せんカヲたカテある。

カスルカカスルカカスルカカスルカカスルカ
カ世界ヲフアツレヨノ進行ト帝國主義戦争ヲ
有威威カ救はんカヲたカテある。

(ドイツ共産党代議員同志ウエバーカ演壇に
現ハレテ同志ナミトロフに記念帳ヲ手交スル同
志ウエバーハ「同志ナミトロフドイツ共産党代議員
團ヲ代表シテドイツノ革命闘士ヲ殊勲ヲ傳ヘル本
書ヲ貴下ニ呈スルコトハ、貴下ケライファツヒ裁
判ニ於ケル陳述ニヨリ、また其ノ後ニ於ケル凡
仲ノ行動ニヨリ、ドイツ共産党ノフアツレズムト
闘ハドイツ反フアツレストノ模範ト存ツタカテ
ある。此ノ書ヲ貴下ニ送鑑トシテ革命ノ事業
ノため自己ノ自由、自己ノ健康及び自己ノ生
命ヲ献テテカスルドイツノフアツレタリテ戦士ノ殊勲
ヲ歌ミ納メカスルカト述ベタ。

拍子)

本大會は平和を保持し帝國主義戦争脅威に反対するたけの闘争の大會である。

本大會は帝國主義戦争に因り社会民主主義の代表者達が鼓吹する運命論的立場を断乎として否定する。帝國主義戦争は資本主義の産物であり、資本主義の廃絶のみが全て戦争に終止符をうつといふことは正しく、勤労大衆が自己の戦闘行動により帝國主義戦争を妨害し得るといふこともまた正しく、世界は今や一九一四年にあつた世界ではない。

今や地球の六分の一には勝利せる社会主義の物質的力に立脚する強力をプロレタリア国家が存在する。賢明なストリーリッパ平和政策によつてソヴェト聯邦は一再ならず戦争放火者り侵略計画を阻止した。(拍手)

Def. Doc. 1534

No. 7

今や世界がプロレタリアトは、戦争に對して、単に一九一四年に於けるが如く、自己の階級的行動、武器をもつてゐるばかりでない。今や國際労働者階級の戦争反對の大衆闘争は、平和の最も重要な監視人たるソヴェート聯邦の國家的行動と、またその強力な赤軍と緊密なしこめを(猛烈たる拍子)。

今日、國際労働者階級は、當て一九一四年に於けるが如く、ブルジョアトと提携した社會民主黨、獨占的勢力下にあるものではない。今や世界が共産黨たる共産主義的イデオロギイが存する(拍子)。今日、数百萬の社會民主黨の屬する労働者は、ソヴェート聯邦と、その平和政策の側へ、共産主義者との第一戦線、側へ轉向してゐる。今日、植民地及び半植民地國の民衆は、自己の解放事業を見込み、その事業とは方へてゐない。否、反對に彼等は愈帝國主義征服者との決戦へ捲りつゝある。これと最もよく証明するものが、中國におけるソヴェートと革命であり、中國紅軍の英雄的偉業であり(拍子)。今更進に、黃族(黄種人)民衆の戦争憎悪は、益々深刻となり、大鏡となつてゐる。ブルジョアトは、労働者と帝國主義戦争の深刻へ押しやりながら、冒險を敢てしやうとしてゐる。今や労働者階級、農民も、他の勤労者階級も、被壓迫民族も、新な戦争によつて、独立が脅かされる弱小國も、平和維持の事業のために奮り出してゐる。各個の大資本主義國家と世界

Def. Doc. 1534

No. 8

の新再合戦による抱天を在様と。現段階は戦争を避
避するに心をもちてゐる。ここに帝國主義戦争の崩
滅に反対して、労働者階級、全労働者及び多数の國民が
廣汎な戦線を結成する可能性を生ずる。

ソヴェート聯邦の平和政策と數百萬労働者の平和に賛
成する意志に主脚して、本大会は共産主義的衝鋒に
対してばかりでなく、全國際労働者階級と万國民に對し
も廣汎な反戦戦線展開の見通しを與へた。此の特
末に於いて、ファシズムと帝國主義の戦争放火人が新世界
戦争の火の手を上げ得るか、また彼等の完全な手が強
力を反戦戦線の交付を以て断切られるかは、この世界的戦
線の行動の實現の程度にかゝることに在るであろう。

本大会は労働者階級統一の大会であり、統一プロレタリア
戦線獲得のための闘争の大会である。

われらは、社会主義先指導者の反動的部分が統一
プロレタリア戦線の實現に投げつける困難を甘く見なは
れない。しかし、われらはこれらの困難を恐れずはめつ、
といふよりは、われらは敢て萬労働者、意志を具現して
居り、統一戦線のために闘ふことによつて、われらはプロレ
タリアートの利益に最もよく仕へて居り、統一プロレタリア戦
線がファシズムと資本主義体制の倒壊に至る正しい
道であり、帝國主義戦争防止の正しい道であるから
である。

われ／＼は本大会で労働組合統一の旗を高らかに掲げた。吾輩主義者は決して吾輩労働組合の独自の存在を固執するものではない。吾輩主義者は階級斗争を徹底し、基礎を固く労働組合の統一を要望し、最も徹底果敢な労働組合統一と階級斗争の支持者がアムステルダム・インターナショナル傘下の組合に加入しての努力を以てその事柄を永遠に根絶することを要請する（拍手）。

われ／＼はプロフィンテルン加入の組合の役員の名前にまた大会のこの方針を理解し納得してゐる者があつたことを知り、この方針を力強く実施し行かぬために、これら役員の間でもわれ／＼は、残滓を克服せねばならぬ。われ／＼は、この方針を實現し階級的にわれ／＼を足すあり闘争の同志あり、理任アムステルダム合同に属してゐる労働者と相互の理解と遂げやり（力強い拍手）われ／＼は本大会において労働者階級の単一大衆政党の創設、即ち社会民主主義の階級協調政策によつて生み出されたプロレタリアトの政治的系列の清算の針路をとつた労働階級統一の政策をわれ／＼として採擧する策動ではなく、全労働運動（今後の運命を決する重大問題である。もしも我々のために労働階級政治的統一實現問題と策動する者があつたならば、われ／＼は労働階級の官毒を及ぼす者として、これと闘ふであらう。即ちわれ／＼はこの問題をプロレタリアトの利害に關する政極めを厳正厳重に慎重に取扱ふ

No. 9

ためわれわれはこの統一の基礎として一定の原則的條件を提
 示してゐる。これらの原則的條件はわれわれが提起したもので
 はなく、プロレタリアトがその斗争の過程において提起した
 ものである。更に日教百万の社会民主党労働者の意志に
 喫した戦北の教訓から生長した意気心は合致してゐる。
 これらの原則的條件は合この革命的労働運動の経験
 により検査済である(拍手)。

また本大会はプロレタリアトの統一を主旨として経過した故に
 本大会は共産主義的の前衛の大会であり、かつ、労働組
 合とプロレタリアトの戦闘的統一を待望する国際労働
 者階級の大会でもある(拍手)。

本大会には社会民主党所属労働者、代議員の出席の
 なく、非共産党員代表者がなく、ファシスト組織に強制
 的に追ひ込まれた労働者の代表とあし、おなじとはソへ大
 會は共産党員のためばかりでなく、数百万労働者のた
 めに發言し、労働階級の絶対的多数の意向と感情と
 を表現した(拍手)。

もしももしも各種の傾向・労働者組織の全せ見方のプロレ
 タリアトのなかでわれわれが決定を實際に自由討議に附した
 らば、われわれは労働者が諸君のあの満場一致を以て採
 擇した決定をせずや支持するであらうこと疑はせり。

もしもこのことは益々われわれより産主義者の本大会の決定
 を實際に全労働階級の財産とせず責任を重からしめる。
 これらの決議に賛成の投票をすれば、それでは足りぬ。

Def. Doc. 1534

No. 11

共産主義者同様にこれらも普及させるだけでは足りぬ。
われわれは、オニインターナショナルの諸政変に所屬する
労働者やアマステルラム労働組合同の労働者及び
その他政党政派に属する労働者がわれわれと共にこれ
ら決定を審議し、自己の實際的提言や補足を提示
し、われわれと共に如何にこれらを取扱ふかをよく実施する
ことを希望する。

本大会は共産主義インターナショナルの新たな戦術の
方向を決定する大会であつた。

国際労働者運動の凡ゆる経験により、就中、大十
月革命により確認されたマルクス主義レーニン主義
の確乎たる立場に毅然と立ち、本大会は正に共産主義
マルクス主義レーニン主義の精神を体し、またその方
法を援用し、変化した世界状況に於いて共産主義イ
ンターナショナルの戦術の原則を再審議した。

大会は統一戦線戦術を新たな方法で適用すべしと
いふ確乎たる決定を採擇した。大会はプロレタリア独裁
とソヴェート権力に關する一般のスローガンを宣傳するに
けて満足することなく、國の全き内外政治問題に關し、労
働者階級、民衆自身及び国際労働運動の切實な
利害に觸れた凡ゆる現實の問題に關し、具體的な積
極的なボリスエヴィキの政策をとることを要求する。大會
は、兎の凡ゆる戦術上の一歩一歩が具體的現實の眞實な

No. 12

Def. Doc. 1534

を分析に階級的力関係と庶民と大衆の政治的水準の考慮に基礎を置くことを断乎として強調する。大会は、現在共産党の要は大衆的ポリティキイ的政策の實施に最も大きな障壁となつてゐるセクト主義の凡庸な残存物と共産主義運動の實踐から完全に駆除することを要求する。

この戦術の方針を實行する覚悟と、この方針がわが党に大きな成果を齎すだらうとの確信に勇躍すると共に大会はこのポリティキイの方針の實踐が必ずしも常に円滑に誤謬なしに右へ或は左への偏向に追隨的順應主義の側か或はセクト主義的独善の側への偏向なしに進行するものと信考へてゐた。これらの危険のうち何れか一般的に言はれて主要なものであるかとソレを曰、又つう哲學家が論議すれば、うである。所与の時に所與の國で本大会の方針の實施に共産党の正しく大衆的政策の展開に、より大きな障害となし、危険がより大なるより悪劣な危険である。(柏手)

共産主義の事業のために必要な日偏向の抽象的を斗争ではなく、共起して、ある有言の傾向に適時に決定的な打撃を与へることであり、適時に誤謬を訂正することである。偏向に對しては、適時に具體的な斗争を一種のストークと化し、仮想的な偏向または假想的な偏向を狩り立てることには、種々の有言を歪曲するわが党の實踐におよび、針問題の提起

Def. Loc. 1534

No. 13

に統一と創意とをもち、これを助長し、党活動の諸問題を凡ゆる角から論議することに協力すべきであらざる運動の實際的課題に属する党員の凡ゆる疑問または批判的意見を性急には回答の偏向と判定すべきではない。誤謬を犯した同志は實踐を訂正し得るやうにし、自己の誤謬を固執する者と党組織の破壊者の間に断乎たる制裁を加ふことにせむならぬ。

われ／＼に労働者階級の統一に乗り出すと共にわれわれの党の内部の結束のためには凡ゆる努力を拂ひ、仮借することなく闘争せむならぬ。われわれの隊伍には決して分派または分派的逸脱があるはならない。何等かの分派的行動を以てわれ／＼に隊伍の統一の團結を破らうとするものは、レーニンスターリンが常にわれ等に教へたボリスツキの規律がどんなふうであるかを、身を以て経験するであらう（拍手）。

これを以て自己の党の困難、創傷、敗北及び猛威を揮ひつゝ、ある敵の打撃を自己の分派的計画のために自己の党派的利益の追究のために利用しやうとする、各個の党内に暴喰ふ若干の分子に対する警告は、としよう（拍手）。

def doc 1534

党は至上である！（猛烈に拍手）党のボリスエヴィキ
1的団結を何物にも（難）くして守ることを
ボリスエヴィキの第一法律であり至上の法律である。
本大会はボリスエヴィキの目的を批判の大会であり
共産主義イデオロギーナショナルにその支部の指導
強代の大会である。

我々は我等の隊列における誤認、弱点及び
缺陷を公然と指摘することを恐れずいおうは
我々は革命党であり革命党は革命党としての
その発展を阻む全このものから断絶され、賄賂
が究げられ成長し自己の課題を果敢に執行し
を知つてゐるからである。

そして大会が独善的セクト主義の義闘
一代思想の不活潑、大衆指導方法を党指導の
方法を以てすりかへることを假借することを
批判してなした活動をそのまま現地に於ける党
において我等の運動の全この環において適宜
継続することが必要であるといふはこれが大会の
決定を正しく実施するために最も重要な前
提の一つだからである（拍手）

大会は執行委員会の業務報告に関する決
議において我等の運動の日常の指導を支部
そのものに委ねることに決定し、これに反め
は幹部を作り教育し、異なりしエヴィキ的

No. 14

No. 15

slap slac 1534

指導者も以て共産党を強化するといふ事業業に
 申す如く力を拂はねばならぬ。
 かくして党は共産主義の義をニターナ・トヨナルとの
 執行委員会議の決定に基いて、事態の急変に
 用した際、共産主義運動の政治的及び戦術的
 課題の正しく解決を見出し得るやうにならねば
 ない。指導者機関の選挙に当りては大会は規律
 守の感情からではなく、深い信心によつて大会の
 方針と決定を承認し、之を堅実に実施する
 覚悟と能力をもつた人々から、共産主義の
 ナ・トヨナルの指導部を形成することは切要な
 更にまた各団に於ては大会の採擇した決定を
 正しく適用することと保障せねばならぬ。之は
 先づ第一に幹部の精選、配置及び指導によつて
 の成否が決せられておらぬ。我々は、この課題が
 空回りなものでないことを知つてゐる。我々の幹部の
 却はホリ・レウキの代表的政策的経験では
 なく、まとして一般的綱領によつて育つて来たことを
 考慮せねばならぬ。我々は、我々の幹部が新しい
 精神、大会の決定の精神で自らを改造し再教育
 を受けるのを助け、凡ゆる努力を拂はねばならぬ。
 うめ。しかし古い皮袋が新しい酒に適しな
 思はぬ。所では新しくなり酒を置く皮袋に入れ
 が、または古い皮袋で新しい酒を腐らすか。それとも

July Doc 1934

古い皮袋を新しいものに代へるが適当な結論を下
さねばならぬであらう。(場内が活氣付く。拍手)
我々は大会の報告からまた決定から革命の見
通しに關して騒々しい文句をわびと削除した。この
之は我々の革命発展のテン本を以前よりも悲觀
的に評價する根拠をもたためてはならず、我々が免
れられぬ困難な積極的行動を革命的な文
句や見通しに評價に關する無益な議論を以てす
るのやいとす。凡ゆる傾向を追究し度いなき
自然發生論的な凡ゆる志向と断絶して斗争と共
に我々は革命発展の過程をこの過程の觀察者とし
てはならず、この過程への積極的な参加者として
善く察しよめらる。

No 16

革命の大事業を成就する政変として、運動の各段階
において新段階の具体的條件に適応した革命
の利益となる課題を果行し、廣汎な勤勞者大衆
の政治的水準を尊重し若くは我々だけプロ
レタリア革命の勝利には必要ならぬ觀念前提を
作らざるを何ものよりもよく促進しつゝ、おまへ(相手)
と事物とのあひがまは取上げよ。即ちまた代した
情勢に應じた方法で革命の利益を擁護せよ。
とユルクスは言つてゐる。こゝに西文案がある。これを
我々は決して心に付けてはならぬ。
同志諸君!

Ref Doc 1934

No. 17

世界大会の決定を大衆に負し、大衆にそれを説明し、大衆の行動の指針としてそれを実行せねばならぬ。一言にして言へば、これを数百万勤労者の骨髄とせねばならぬ。

之等の決定を實施するにあ、到る処で現地の勤労者、創意をこめるだけ強仗せねばならぬ。下級機関の

「我々共産主義者は、地方勤労者階級に労働運動の運命に對し、各民族の運命に對し、全勤労者人類の運命に對し、責任を負つてゐる」といふ確信を自國にもち歸らねばならぬ。

地方勤労者の力で築かれた此の世界は、我々地方勤労者のものである。新しい彼等社会的空可生物のものではない。

資本主義世界の現在の支配者は今日の人々である。プロレタリアートこそは、眞の明日の世界の主人である。(嵐の様な拍手) そして彼は自己の歴史的權利を主張し、各國においてまた今世界に於て自己の手に政治の綱を握らねばならぬ。(拍手) 我々はマルクスとエンゲルスの弟子であり、レーニンとスターリンの弟子である。我々は偉大な先師を厚くしめてはならぬ。(拍手) スターリンも指導者として仰ぐ我々数百万の政治的

22-5-16 (14)

Def Doc 寺 1526

マイケル・セイヤーズ、アルバート・イー・カーン 共著
「対ロシア大共謀」よりの抜萃

第一篇 革命及び反革命

運命を孕む一九一七年の眞夏のこと露國革命の火の手が猖獗を極めた時
レイモンド・ロビンズ少佐といふ一人は重大な秘密使命を帯びてベト
ログラードに着いた。公人としては彼はアメリカ赤十字班の副主事とし
て旅行した、非公式には彼は合衆國陸軍情報班勤務であつた、彼の秘密
使命は對露遠征軍に露國を引留めて置く事に援助させるに在つた。(一頁)
レイモンド・ロビンズ少佐がベトログラードに着いた時空腹な、死物
狂ひの民衆は地上に黒い大波のやうに横たわつてゐた、首府は泥濘の賊
線軍より直接やつて來た兵卒の代表者が群がり戦争中止を要求してい
た、バン掠奪騒動が殆んど日毎に起つた。レーニンの過激主義派はこの
露國の共産主義者の團體はケレンスキーによつて連法と宣言され地下に
追ひやられたのであつたが
は積勢益々盛んであつた(二頁)

裏面白紙

一九一八年の夏には、合衆國は勃達と嘆ひ悪劇とは疑つていなかつたが、ニュー・ヨーク・タイムズに就て過激主義者を「我等の最悪の敵」「ガツガツした肉食獣」と呼んでいた、ソ聯指導者は一般にアメリカの新聞雑誌で勃達の「給與を受けた手先」と呼ばれていた、「屠殺者」「暗殺者狂人」「血に酔うた犯罪者」や「人間の屑」といふ言葉がアメリカ新聞がレイニンやその一派の者を呼ぶ典型的のものであつた。米新聞會に於て彼等は「あの忌はしき野獣」と呼ばれた。(十一頁)

一九一八年初めにレイリ大尉は歸國に於ける英領秘密情報策動の主宰として該國に莫任せしめられた。氏の多數の親しき友達、廣汎な事業關係や露國の反革命の内部に歸する精しい知識等は彼をこの仕事に對する理想的な適任者たらしめた。併し露國に向けられたことはレイリ氏にとりては深い個人的意義もあつた、彼は過激主義者に對しまた露國革命に對しては全面的に、にがい憎しみに燃えていた、彼は腹藏なく彼の反革命目的を次の如く述べた

「勃達人も人間だ、我等は場合によつては彼等に負けても善はぬ。こゝモスコに人類の大敵が生い立ちつつある。もし支那が先づ出動して

裏面白紙

今の中にこの怪物を潰滅しないと、この怪物は文明を結局壓倒するでしよう。

倫敦の英密務局本部への彼の報告に於てレイリは再三強退と即時和睦し過激派脅威に對してカイザーと同盟すべきことを主唱した。彼はなほ述べて曰く「如何な犠牲をも厭はずこの露國に生まれた思まはしき魔物^{モンスター}は死滅せしめねばならぬ。露國との平和だ、然り、露國と平和、誰れとても平和だ、敵は唯一つだ、人類はこの真夜中の殺害に對して神聖同盟を結ばねばならぬ。」

露國に到着するやレイリは直ちに身を反ソ共謀に投じた。

彼の公言せる目的はソ聯政府の打倒にあつた(十二頁)

社會革命家は佛密情報班より財政的援助を受けていた、佛密大使ヌーランより直接資金を得てボリス・サヴィンコフは露國再生聯盟の名稱の下にモスクワに舊社會革命暴力團を再建した、その目的はレーニン其他のソ聯指導者達の暗殺計略であつた、シドニー・レイリの報告に従ひ英密務班もまたサヴィンコフに資金を貢ぎ、彼の暴力團の訓練と武裝を行はしめた、(十三頁)

裏面白紙

東西南北より新ロシヤの敵はモスクワに於て合同すべく準備した(十四頁)

ロンドンに傳つて、レイリ大尉は英海軍秘書の彼の上役に報告した。彼は機會を失したことが残念でたまらなかつた。「若しルネ・マルシヤンが調成でたつたら、若しベルサンが虚病の態度を示さなかつたら、若し私がサヴィンコフと一緒になれていたら、併しレイリは次の一暮について確信していた、即ち英國が今なほ獨逸と戦争を継続してゐるのは誤りであつた、西部戦線では即刻戦局を中止し、過激主義に對する共同を必要とする、シドニー・ジョージ・レイリ大尉は叫んだ——「平和だ、如何なる條件にても平和だ——而して人類の眞の敵に對して共同戦線を張らねばならぬ」(十七頁)

一九一九年一月上旬四巨頭——ウツドロウ・ウイルソン、デイヴィド・ロイド・ジョージ、ジョルジ・クレマンソー、ヴィットリオ・オーランド——はパリ、ケドルシーの會議室に集まり世界平和を議した。

併し世界の六分の一もその平和會議に代表されてはなかつた。

裏面白紙

平和構成者達が話している間にも、聯合軍の兵遣は何萬といふ程ソ聯に對して宣戦の布告なき流血戦争を仕掛けていた、コルチャックやデニキンの率いた反革命白色軍と並んで、聯合軍は新興赤色軍と闘つて居り、その戦線は廣汎にして荒涼たる北極地方より黒海に至り又ウクライナの小麦畑よりサイベリヤの山地や草原地帯にまで及んでいた。

一九一九年の春には激しい奇症な反ソ宣傳戦が歐洲及びアメリカに展開された、ロンドン・デイリ・テレグラフ紙はオデッサに於ては「自由戀愛週間」が設けられながら「恐怖政治」が行はれてゐると報道した。ニューヨーク・サン紙は「合衆國兵赤軍に斧を以て切りさいたまれる」といふ見出しを掲げた。ニュー・ヨーク・タイムズ紙は「赤軍下の露國は一大瘋癲病院だ。……難を免れた犠牲者達は狂人モスコの街を横行してゐると云ふ、……腐肉を犬と奪ひ合ふ」聯合側新聞たるとを同はず全世界の新報は捏造した所論「信憑すべき警報」を發表し露國では「ブルジョア階級の若い婦女子」が「砲兵聯隊の必要に應じ……後用されて兵舎にぶちこまれてゐる」と告げた。

休戦後二ヶ月とたたないうちに聯合軍指導者達は既に大に何んのた

裏面白紙

めに隠はれたかを忘れたやうであつた、「過激主義の脅威」が他のあらゆる考慮を駆逐して了つた、パリ平和會議でもこれが重きをなした。聯合軍總司令官佛蘭フォッシュ元帥は平和會議の秘密會に顔を出し、遠との遠かなる解決を要求した、それは聯合軍がその合同兵力をソ聯に對し投げ掛けんが爲であつた、この佛蘭元帥は佛蘭の不倶戴天の敵獨逸の爲に論じた。

フォッシュは次の如く述べた、「獨逸政府の困難を現状はよく知られてゐる、マンハイム、カールスルーヘ、バーデンやデュッセルドルフに於てソ聯の活動は速かに展開されつゝある。だから今獨逸は聯合軍が要求する如何なる條件も受諾するであろう、獨逸政府はひたすら平和を願つてゐる。これのみが國民を満足させ政府をして局面を收拾せしむることが出来るでしよう。」

獨逸の革命を鎮壓するために、獨逸司令部に保留を許す軍隊としては、十万の將兵の外に、獨逸に於ける最高訓練と熏陶を受けた兵より成る所謂「黒色騎逸軍」丈けてよかつた。

之に加ふるに、獨逸司令部に地下國民同盟及び暴力團に資金を供給する

裏面白紙

ことを許し獨民主主義反亂者を殺し、務問し威嚇せしめようとした、凡てこの事は「獨逸を過激主義から救ふ」といふ名義の下に行はれた。*一九一八年に聯合軍がベルリンに送らず獨逸の軍國主義を永久的に武装解除することの出来なかつた理由は獨逸政治家により巧に利用された過激主義に對する聯合側の恐怖であつた。聯合軍總司令官フォッシュ元帥はその腹案同僚に於て次の如く述べた「平和交渉の最初から獨逸代言者は再三「過激派の獨逸侵入の脅威」を叫び獨逸に對し有利な平和條件を得ようとした。」英海參謀本部のウイルソン大將は休戰條約が署名された二日前の一九一八年十一月九日の軍事日記に次の如く誌した「今夜六時半より八時迄内閣會議、ロイド・ジョージはフォッシュが獨逸側の會見を報告した「虎」(クレマンソー)からの二通の電報を讀んだ。「虎」は獨逸が潰滅して過激主義が支配權を獲得することを恐れている。ロイド・ジョージは私に尋ねた「君はそういうことが起ることを望むか? また君は休戰を一層好まぬか?」私は即答した「休戰」と、關係全部私と意見が一致した、我等にとり眞の危険は最早獨人にあらずして過激主義である、頭のはつきりとした時に、クレマンソー自身バリ平和會議

裏面白紙

に對し「反過激主義」は特務本部により、聯合側を擾亂し獨逸軍國主義を救はんために利用される計畫であると警告した、一九一九年にクレマンソーは述べた「獨人は過激主義を聯合側を威嚇する鬼として利用している。」併しフォツシュ、ベタン、ウエイガン其他に感ぜられて「虎」は自分の警告を忘れ、やがて聯合側平和計畫者の凡ての明證を考察と民主的行動を標榜せしめたる反過激主義によるヒステリーに彼も囚はれて了つた。

東部戦線の元軍司令官であり又ブレスト・リトヴスクの「勇將」であつた、マツクス・ホフマン大將はその最近までの敵たるフォツシュ元帥に會ひ行軍をモスクワに進め過激主義を「その根源に於て」全滅せんとする計畫を提出した、フォツシュはその計畫を可としたが、獨逸の代りに佛軍が攻撃の先鋒となるべきことを提議した、フォツシュは東部全

部を動員してソ聯に對抗せんとした。
フォツシュはパリ平和會議に告げた、「目下ロシヤは過激主義と全面的無政府状態に陥つてゐる、余が計畫は西部に於ける凡ての主要問題を解決し、かくして東方問題解決に向けらるべき手段を聯合軍が使用し得

裏面白紙

るようにするにある。ポーランド軍も現代的機械裝備により強化されたならば露軍に敵對出来る。大軍が必要であるが、フィンランド、ポーランド、チェツク、ルーマニア、ギリシヤ等の各國民及びをほ利用し得べき露國親聯合派分子を動員すればよろしい。これが實行出来れば一九一九年中に過激主義の滅亡を見ることが出来よう。

併しウッドロウ・ウイルソンは、いかたる犠牲に於ても現状維持を決心している人々に憎まれていた、此等の人々はその秘密帝國主義的條約や通商協定に束縛されて、事毎にウイルソンを出し抜き、妨害し、失敗せしめた。ウイルソンもつたじを曲げて政治家や軍人を差し置いて直接國民に自己の主張を訴へようとした、緊張した時期もあつた。

ローマに於てウイルソンは大廣場を見下すヴェネチヤ宮の露臺から感情的演説をやろうと計畫した、この場所はつい二年後にベニトー・ムソリニがその黒シヤツ黨に對し大聲疾呼した所である、伊太利王朝派はウイルソンの演説がローマ市民に影響せんことを恐れて謀策がその廣場に集まるのを妨げ示威行進は「過激主義派の運動による」との理由で解散せしめた、バリでもこれと同じ事が起りウイルソンはバリ労働者に約束の

裏面白紙

演説をやろうと午前中ホテルの窓ぎわで待つていたが無益であつた。彼は佛國の巡査や兵隊がくり出されて、労働者が彼のホテルに行くのを留めたことを知らなかつた。

歐州到る處でウイルソンは秘密機關や宣傳班員により取り囲まれ、彼の背後では策動がとめどなく行はれた。

聯合各報はそれぞれ間諜機關を設け、平和會議にこれを利用した。パリのコンコード街四番地に合衆國軍情報部は特務暗號室を設け非常に訓練された將校や精選した事務員をして昼夜といはず他の秘密通信を傍受し判讀させた、この暗號室はハーバート・O・ヤードレ少佐の監督下にあつたが、同氏は後程そのアメリカの暗黒部屋といふ名で歐州に於けるアメリカ派遣員の目録による實狀報道が故意にウイルソンに漏れさせられず、却つて奇怪な反通報派宣傳が絶えず彼の耳に響き込んでいたと言ひてゐる。

ヤードレ少佐は屢々ウイルソンの政策を妨げんとする計畫に關する秘密通信を傍受して判讀した、ある時彼は一段と驚くべき悪質の通信を判讀した、ヤードレ少佐は次の如く發表した「私はウイルソン大統領

裏面白紙

に徐々に効く毒を呑ますか、又は永遠けにしてインフルエンザに罹らせ
て暗殺せんとした、協商側の詭計を傳へる電報を判讀した、その時私の
受けた衝撃を讀者は察することが出来るだろう、我等が最大の信用をか
けていた、我等の報告者は、後生だから大統領にこれを報告して貰ひた
いといつた私はこの計画の眞實性も又眞實であつたとしてもそれが果し
て成功したかは知るすべもないが、次の事實は否定し難い即ち大統領の
最初の症状は彼がパリ滞在中に現はれ彼はやがてそろそろと死んで行く
のであつた、

パリ平和會議の初期に大統領ウイルソンはロシアのために公平を圖る
上に、思ひもよらぬ協力者を見出した、大英首相デヴィッド・ロイド・
ジョージはウイルソンの後援に乗り出しフォツシユ及び佛首相クレマン
ソー等の反ソ計画に手痛い攻撃を連發した。
帝政ロシアの債券の佛人所有者と、參謀本部の代辯者たる佛國の「虎
」即ちクレマンソーは干渉派のために立つて容赦した。クレマンソーは
ロイド・ジョージの微妙な政策は英露支配者間に付て支持されているこ
とを知つていた、英露軍國主義者と情報機關とは既に對ソ協約を約束して

裏面白紙

后た、同時にクレマンソーはロイド・ジョージの主張を過激主義の脅威
 についての力強い陳述により、論議することがウイルソンのため必要と
 感じた。

クレマンソーはいつた「主義上余が過激主義者との會談に賛成しない
 それは彼等が犯罪者であるためでなく、我等が、彼等は我等と會談を始
 める價值あるといふことにより、彼等を我等と同等の水準に引上げ恐れ
 あるからである」英首相と合衆國大統領はもし英首相をして忌憚とくい
 はしかれば、過激主義の問題に對し、あまりに實際と離れた空想的態度
 を持っていた、クレマンソーは叫んだ「過激主義の危険は目下甚大であ
 る、過激主義は蔓延しつつある、これはバルチック諸州及びポーランド
 に侵入した。今朝になつて我等はそれがブタベスト及ウイーンにも波及
 したといふ甚だ好ましからざる報道に接した、伊太利もまた危険である、
 この二に於ける危険はフランスに於けるよりも一層大なるものがある。う
 もし過激主義が露進に蔓延した後オーストリア及ハンガリーを横断して
 イタリに達するならば歐洲は甚大な危険に直面するであろう、それ故に
 我主議に對し何か對策が施さるべきならばならぬ」

クレマンソーは自己の雄辯にのみ倚頼せず通派主義についての有力な証人を出す許可を得た、第一の証人はヌーラン大使であり、曾てベトログラード駐劄フランス大使の友人であり、外交圈で反ソ策動の指導者であった、ヌーランはイルソンとロイド・ジョージに紹介された。

「ヌーラン大使は「余は事實の陳述をなすのみ」と述べて、直ちに「通派の悪行爲について滔々と述べ立てた。」

ヌーランは「男子のみならず婦人も銃殺された、到る處で強姦、擄掠、暴言の切り取り手足の切断、生理め詐欺的銃殺、強姦や掠奪が行はれた。」(廿四頁)

平和會議の模様が變つて來た、ロイド・ジョージは途方に暮れて、遂かにロンドンに歸つた、彼に代つて若々しい英陸軍兼航空大臣ウィンストン・チャーチルは急遽パリに來り反通派派極端主義者のために辯じた。

その時より多年に亘りウィンストン・チャーチルは英保守派反ソ主義の主たる代辯者であつた、チャーチルは露國の革命思想が英帝國の東部に蔓延せんことを恐れた。

裏面白紙

ルネ・クローはそのウイinston・チャーチル傳に於て次の如く述べている。「パリに於る互巨國は白色人々の反革命を援助することに決定したチャーチルは自己の責任外の行爲の實行を委任された。併し彼は一旦決定されたからには、それを遂行する意志に燃えていたことは否定出来ない。……参謀長サー・ヘンリー・ウイelsonと共に彼は余剰軍需品を以て各自色草を裝備し熱帯せる村役や教師に彼等を援助せしめらるうに計畫を立てた。

アドルフ・ヒトラーが通過で敵艦を得た後チャーチルはナチス主義が歐洲及全世界に亘り英の利益に眞實脅威を興ふることを認めたと。怒甚だ、チャーチルはソ聯に對する彼の立場を變へした。そしてナチの後尋を抑止するため英、佛、及ソ聯間に同盟の必要を叫び始めた。一九四一年ナチス獨逸がソ聯に侵入した時チャーチルは最初世界に呼び掛けてロシヤの戦は全自由國民の協力で英はこれを援助すると宣言した。第二世界はの終結に當りチャーチルは再び「過激主義の脅威」を叫んだ

(廿五頁)

裏面白紙

込み進つたりだとして業經していた、そしてコルチャツク海軍大將の政府を承認すれば、過激政府の打倒を一層速かたらしめるであらうといつた。サゾノフは、英海軍によつて自分等に兵へられた物質的援助に對してのみならず又英海軍が多数の避難民を救ふために盡力して呉れたことに對し露國人の深い感謝を述べた。

英海軍省に於ける「白鷲軍の公式代表者」はゴロフィン中將であつた。彼はその春早くウインストン・チャーチル宛紹介狀を持つてやつて來た。ゴロフィンがロンドンに到着すると同もなく、サー・サミュエル・ホーアと會談した。彼等の論議した主題の中に、コーカサス地方特にグロスニ及バシーの大油源の問題があつた。

五月五日ゴロフィンはホーアに伴はれ英海軍省を初訪問した。ホーアの助言に従ひゴロフィンは正裝軍服を着けてゐた。彼は英副將校に歓迎せられ將校達は彼が白系露人運動發展の證書を遞べるを熱心に歓迎した。

その日午後五時半ゴロフィンはチャーチルに面會した。海軍大臣は英副自由主義者や労働者が、白系反ソ軍に對する軍事的援助に反對したこ

裏面白紙

とに於いて立腹して語つた。チャーチルはこの障礙にも拘らず北部遠征の途に於いて一万の「義勇兵」を送ることが出来ようといつた。英米軍を襲うた英軍の意氣沮丧のためこの方面に於ける増援隊の必要を彼は切に感した。

チャーチルは又デニキン大將を最大程度に援助すべき熱意を示した。兎に角デニキンは軍事教官又は技術家として二千五百の「義勇兵」が勤務して呉れるものと豫期した。差當り物質的援助としてチャーチルはゴロフィンに二千四百万ポンド（約一億弗）が各反ソ戦線に輸送せられ又十萬のユーデニツチ軍がベトログラードに運送し得るよう運営を裝備を提供すべきことを語つた。消息に於て捕虜となつてゐる五百の帝政時代の將校を英國の費用で、アーケンセルに輸送する準備もなされるであろう。

ゴロフィンは懇切に語つた時、彼の上層への報告に於て述べて曰く「意見の結果は全く私の豫想以上のものがあつた。チャーチルは同情者であるのみならずまた根氣の強い活動的友人である。可能なる最大援助が我等に確約された。我等は言葉を實行に移す用意あることを英人に示さな

Def Dec † 1526

くはならぬ」とこの報道はムルマンスクの白系政府の秘密文書中からその後赤軍により発見され、暫くの後ロンドンのデイリ・ヘラルド紙に發表され、英國內の反ソ派方面を大に困惑せしめた。(廿七頁)

白露部門

マイケル・セイヤーズ及アルバート・イー・カール共著「對ロシア大共謀」よりの抜萃

第四章 干渉戦

一 序言

一九一九年の夏には、宣戦布告もなく十四ヶ國の軍隊はソ連の領土に侵入していた。その國名は次の如し

英國、フランス、日本、獨逸、伊太利、合衆國、チエコスロヴァキア、セルビア、中國、フィランド、ギリシヤ、ポーランド、ルーマニア、トルコ

又ソ連略軍と肩を並べて、反革命白系軍が戦つていた。以前の帝政時代の大将達がこれを指揮して、露人が倒した封建的貴族制度を恢復せんと努めていた。

攻撃軍の計畵は大規模であつた、干渉主義軍と協同し、白系大将達の軍はモスクワに東西南北から迫らうとした。

Def.Doc. 1526

北部及北西部に於てはアイケンゼル、ムルマンスクヤバルチック諸州に亘り英軍は、ニコラス・ユードニツチ大將の白露軍と相並んで陣取つていた。

コーカサスの基地及黒海に沿ふ南部に於ては、德軍より充分の供給を受け、且つ増援された。アントンデニキン大將の日系軍が進へていた。

東部に於てはアレキサンダー・コルチャク海軍大將の軍が英軍指導者の下に行動したから、ウラル山脈に沿うて陣取つていた。

西部に於ては、佛軍將校指揮の下に新編成のピルスドスキのボーランド軍があつた。

Def. Doc. 1526

聯合側政治家は、自國の兵を露國に進駐せしめた諸々の理由を述べた。彼等の國軍が一九一八年の春更に最初にムルマンスクヤアイチエインゼルに上陸した時聯合側各政府は、物資が獨逸の手に入るのを防がんがためだといつた。其後彼等は彼等の國軍がシベリヤに居るのはチエツコ・スロヴァキア軍が露國から引揚げるのを援助するためだといつた。聯合軍の進駐の今一つの理由は、露國人がその紛擾地域に於て「秩序を回復」

するを運動せんがためであつた。
 聯合議院政治家は再三ソヴィエトに對し武力干渉をしたり、露國の内政に干渉する意なきことを表明した。
 「我等は露國の國內事項に干渉せんとするものではない。露國は自ら内政を處理せねばならぬ」とは英外相アーサー・バルフォアが一九一八年に宣言したところである。

良肉にして、必ず露骨に出るウインストン・チャーチルは自ら對ソ聯合議院抗争を統率したのであるが後程その著書「世界の危機、大戦の餘波」に於て次の如く述べている。

彼等（聯合軍）はロシアと戦つたか？決して然らず、併し彼等は見附け又露ソヴィエツト露人を討殺した。彼等は侵入者として露國の領土に立つていた。彼等はソヴィエツト政府の敵を支援した。彼等は港を封鎖し同政府の輸送を決めた。彼等は同政府の崩壊を熱望しその計畫を立てた併し戦争一戰を遂さしめる一干渉一啗々佳事一

ロシア人が國內事項を如何に解決するも聯合側にとりては無關心な事である。

裏面白紙

あるとは繰返し述べた。
 彼等は公平であつた。スド
 ン（二七頁）
 白色露人と呼ばれるのは、彼等が赤色旗を象徴とする革命に反対したか
 らであるが、「露國の白軍」といふ書籍の中でジョージ・スチュ
 ーワ
 トが彼等の争鬪について述べた根拠ある記録によれば、白色露人といふ
 のは、帝政により、その社會的地位が保證されたもの全部を含むのであ
 る。彼等の世活、名譽、神聖ロシヤ、特權と貴力の上に立てられた社會
 秩序即ち幸運者に対するそれによる報酬は満足すべく、それに対する奉
 仕かその生活である。寄生的團體にとつて快適なる社會秩序、露國建國
 の長い世紀に亘り認められた昔ながらの組織等皆帝政によつて保證され
 たのであつた。この書に於て「白色露人」といふ言葉は、露國に於ける
 この舊秩序を維持し又はこれを回復せんかために戦つた者を指すのであ
 る。これはピエロロシヤといふソヴイェツト共和國の住民に適用される
 名前と混亂せしめてはならない。これは彼等の昔のまゝの地方的服装か
 ら白色露人と呼ばれるのである。白色シヤツ、鞞皮靴、白脚絆、白色ホ

裏面白紙

ムスバンの上衣を着ている。
 北部ロシアの英國本部より發せられ、英米軍に讀み聞かせられた一布
 告は次の言葉で始まっていた。
 軍隊の間には、我等がこゝ北部ロシアで何のたのみに居つてゐるか、甚だ
 不明瞭な考へが抱かれてゐるようだ、これは敎諭にて説明し得る。我等
 は俄頭撤尾、燕政府を意味する過激主義に對して疑つてゐるのだ。現在
 のロシアを見よ、精力は衰へ、しかも減して露太人が盛つてゐる。
 一九一八年十一月二十二日、即ちかつきり第一世界戦を終了せしめた。
 休戦條約が署名されてから十一日目に、燕線がデニキンの南方本部に達
 し、聯合軍艦隊がノヴォロシスクに進行中なる旨知らせた。翌日聯合側
 艦隊は無海港に投錨した。そして協英の密使は上陸してデニキンに協英
 兩國より大量軍需品が直ちに發助のため到着することを告げた。
 一九一八年の最後政通中に佛軍はオデッサとセヴァストポリルを占有し
 た。英小艦隊は無海に進入バテユムに部隊を上陸させた。英國司令官は
 その地區の總督と呼ばれた。

参謀本部の指導の下に且つ、英軍より大量裝備を給與されてデニキンは
 モスコーに對して大攻撃を始めた。デニキンのこの攻勢に於ける重なる
 衰勢となつたのは、薄い頭蓋の冷かな無ずんた青鼠色の眼をして背の高
 い瘦せた軍人なる大將フオン・ウランゲル男爵であつて、その野蠻な殘
 虐性で有名であつた。種別的にウランゲルは武裝なき捕虜の罪をその仲
 間の面前で死刑を目撃した他の捕虜に、自分の軍に捕虜するか又は銃殺
 されるかどちらか選擇せしめた。デニキンとウランゲルの軍がスタヴロ
 ポルの占領した市に突入するや第一に病院に闖入し、七十人の赤軍負傷
 兵を殺した。デニキンの軍にあつては掠奪は公然と認められた行爲で
 あつたウランゲル自身、戦争による掠奪品は當事者間で「等分」すべし
 といふ命令を發した。

デニキンとウランゲルの軍は北に進み一九一九年六月にはツアリツイエ今
 のスターリングランドを占領し、十月にはモスコーから百二十哩のツ
 ラに迫つていた（三一頁）「ロシヤに於ける過激派の全裝備は積滅に類
 している模様なり」とニューヨーク、タイムズ紙は報じた。また「過激

裏面白紙

守城の兵城たるモスコの城明け既しも始まつた一とタイムズはデニキ
ンが攻占の勢で進んで居り、赤軍は「物狂はしい恐慌」に襲はれながら
退却していると述べた。
併し革命陸軍委員の一人たるスターリンによつて立てられた攻取計畫
を用いて、赤軍は突如反攻勢に出た。
デニキン軍は全く驚いて了つた。激迫間たらずして南方白軍は無海へ
向け急退却した。
士氣沮喪してデニキン軍は恐慌と混乱の下に逃走した。病人や垂死の兵
は道路を塞いで了つた。病院列車には屢々遺品や遺者や看護婦が居な
かつた。軍隊は解体して盗賊団となり南方に逃げ込んだ。
一九一九年十二月九日にウラゲル將軍はデニキン大將に依頼した電信
を送つて「これはにががしい事だ、軍隊は最早戦力をも有する軍隊
としては存在しなくなつた」と述べた。(三一頁)
一九一九年の暮より初夏にかけて、パリ、ロンドン及ニューヨークの
諸新聞は屢々コルチャツク海軍大將による赤軍の大敗北の評報を傳へた

裏面白紙

ニニ：ヨック、タイムズ紙に現はれた見出しに次の如きものがあつた。

二月二十六日　　コルチヤツク崩壊せる赤軍を追撃す

四月二十日　　赤軍東部に於て潰滅す

四月二十二日　　コルチヤツクの勝利により赤色統治ぐらつく

五月十五日　　コルチヤツク、モスコイ攻勢を計画す

併し八月十一日タイムズはワシントンよりの電報を掲げ次の如く述べた。
政府の高官が今夜述べたのであるが、西部シベリヤに於けるコルチヤツク政府に、ひよつとすると災禍が及ぶかもしれないのから反逆激主義の人々に用意せしめなければならぬ時期が来た。

コルチヤツクはユニオン・ジャツク、星條旗、佛伊の三色旗及日本の旭日旗をへした列車でイルクーツクに達した。(三二頁)

純

裏面白紙

22-5-16 (14)

Def. Doc. 1526-A

マイケルセイヤーズ、アルバート、イー、ヤーン共著

「対ロシア大共謀」よりの抜萃

第二篇 コードン・サニチアの秘密

戦後何年も立たぬの中に英外務省の草案たる秘密通牒は歐洲の状態を次の如く述べている。

歐洲は今日三つの要素即ち勝利者、被征服者及ロシアに分たれてゐる、西歐の健全性を覆へしつゝある不安の發生は少なからず歐洲協約上、責任ある強國としてのロシアの消滅に原因する。これ我等の不安中の最も激刺的のものである。

我等の其後の敵はその損失に對して激怒して居り、我等の其後の聯合軍は自分等の獲得せるものを失はんとを恐れている。歐洲の半は危険なほど立腹して、他の半は危険なほど恐怖心を抱いていた。恐怖は激發、軍備、秘密同盟や少數者の虐待を齎らした。これ等はまたより大なる憎意を生み、復讐欲を刺激し、かくして恐怖は強められその結果は深刻化された。悪循環はかくして生じた。

獨逸は今迄略行動に出る能力はないが、その大なる軍事化学勢力を以てして早晩再び有力なる軍事的原動力となるであらう、この力が再び獲得された時これを英國に對して使用せんと直面目に希望する獨逸人は少数である。

不安や戦争による倦怠や経済的混亂がなほ歐洲を蝕んでいたにも拘らずソ連に對する軍事的侵略がポーランド、フィンランド、ルーマニア、ユーゴスラヴィア、フランス、英國及獨逸の參謀本部により、引續き計画され、熱心に研究された。

狂的な反ソ宣傳が行はれた。

戦争を断絶すべかりし大戦の四ヶ年後には第二次世界戦「反過激主義」の暴月の下に世界民主主義に對して行はるべき戦争を惹起すべくあらゆる要素が存在していた。

一九二三年には五十万白人が獨逸に住んでいた。四十万以上は佛國に九方はポーランドに移住していた。

他何万かバルチツク及バルカン諸國や支那、日本、カナダ、合衆國を

裏面白紙

南アメリカに居住していた。

ニューヨーク市のみでも三千の白露人及其の家族が居住していた。

露國の移民の總数は百五十万乃至二百万と推定されていた。

パリにその本部を有した露國軍事同盟の組織の下に白露人の武装部隊が
賦徴、極東及アメリカの到る處に設けられた。彼等は公然とソ聯に對す
る新侵略を準備中なることを宣言した。

露政府は北アフリカのビザイト港に白露人のために海軍訓練學校を建設
した。そこには既に帝政時代の遺跡より三十隻の遺跡が六千の將校水兵
乗組員と共に派遣されていた。

ユーゴースラヴィヤ政府は帝政時代の陸軍の元將校やその子息達の訓練
のため特種學校を設けた(三九頁)ウラングル男爵の大部隊がそのま
まバルカン諸國に移された、一万八千のコナツク兵や騎兵がユーゴース
ラヴィヤに送られた。一万七千の白露人がブルガリアに行つた。何千と
いふ露國人がギリシヤとハンガリーに陸屯していた。白色親衛隊兵は反
ソ、バルチツク及バルカン諸國に於て秘密警察組織の全分署を接收して
重要なる政府の位置についた(三九頁)

裏面白紙

一九一九年の初夏にマックス、ホフマンは獨逸軍を先鋒として、モスクワへの進撃既成計畫を以てパリ平和會議に現はれた、ホフマンの見解によれば、彼の計畫は二重の便益があつた、即ちそれは「歐洲を過激主義から救ふ」のみならず、同時に獨逸帝國軍を救ひ、その崩解を防ぐのであつた、ホフマンの計畫に修正を與へたものか、フォツシユ元帥により裏書された、

一九一九年十一月二十二日にホフマン大將はロンドン、デイリ、テレグラフとの會見で次の如く述べた。「過去二年間に余は過激主義が、教世紀に亘り、歐洲を脅威した最も大なる危険であるといふ結論に漸次達した」ホフマンの回想録「機を失した腹」は彼の計畫の最初の構想に従ひモスクワに世界が進撃せざりしことを歎いている(四一頁)

一九二三年にベルリンにてホフマン大將を訪ねた後英國大使ダバーン卿はその外交日誌に記録している。「凡この彼の意見は、西歐文明各國が合同してソ政府を絞殺するにあらざれば、何事も世界に於て正しく進み得ないといふ、彼の總括的構想によつて、支配されている。：。佛、獨、英

裏面白紙

の間にロシアを攻撃する同盟が可能なるかを尋ねられて、彼は答へた「それこそ必要であり、是非實行せねばならぬ」と（四一頁）

一九二四年にポリス、サヴィンコフはダウニング街及キドルセイに於て政策を練りつゝある内輪の方面により將來のロシアの獨宰者として重要視されていたのだが、彼は多くの點に於て、舊ロシアの潰滅の渾沌の中より、現はれた最も著しき人物の一人であつた。ほつそりとして、蒼白な禿氣味の、物言ひの柔らかな男で、常にキチンとフロツク、コートと磨きのかかつた靴に身を裝うていたので、サヴィンコフは事實有名な暴力を振ふ、無殘な反革命家でありながらソマーセット、モームが會ていつた如く、寧ろ「銀行支配人」然としていた。彼は多技多能であつた。サヴィンコフは最初シドニー、レイリによりウインストン、チャーチルに紹介されたのだが、チャーチルはその後その著「現代偉人」の中でこのロシアの暴力主義者を「爲政家の知慧、司令官の資質、英雄の勇氣や殉教者の堪忍の持主である」と述べた。サヴィンコフの全生涯は「謀に發された」とチャーチルは附言している。（四三頁）

裏面白紙

一九二二年にロシアの荒された地方に飢饉が變ふて、ソヴェエト政府の即時瓦解は避くべからざるように見えた。歐洲の政治家、白露移民やソ聯内の反政府政治家達は秘密條約結成や即時に政治を取り得る新ロシア内閣の組織に大童であつた。誰かロシアの獨宰者になるかについて議論が盛んに駁はれた、シドニー、レイリ大尉はサヴィンコフをウインストン、チャーチルの處へ連れて來た。

チャーチルは既に長く彼の所謂この「文字通りの暗殺者」と陰謀を企てていた。サヴィンコフこそ大專の指導に任すべき人物であると、レイリと意見一致して、チャーチルは彼を英首相ロイド、ジョージに紹介することにした。内閣の會議が現任英首相の田舎の別荘チエカーズに開くことにした。(四四頁)

チャーチルや英國情報班が氣をもんでいる「共産主義の世界的脅威」なるものは事實存在せぬと、ロイド、ジョージはいつた。(四五頁)
ソヴェエト法廷はポリス、サヴィンコフを國事犯として死刑に宣告したが、彼の證據の完全と公正なるにより十年禁錮に減刑した。(四七頁)

裏面白紙

一九二五年より一九二六年に亘りロカルノの國際外交會議に於て英佛外交家は、ソ聯に對する共同行動を取るやう獨逸と熱心交渉していた。
(五三頁)

英保守黨代辯者なるタブルユー、ジイ、エイ、オルムスビー、ゴリア閣下は、一九二四年十月二十三日、マンチエスターに於ける演説にてこのロカルノに於ける問題を明瞭に次の如く説明した。

キリスト教文明の運命が、我等の生存中に於けるのみならず、以前歐洲の歴史に起つた、最悪の力を抑へるために必要だ。

ロカルノに於ける論争は余の見るところでは次の如くである。獨逸はその將來を西部大國の運命と結びついたものと見做すべきか、それとも獨逸は西歐文明破壊のため、ロシヤと事を共にすべきか？ロカルノの意義は重大である。それは、現時の獨逸政府に關する限り、該政府はロシヤと離れ、西歐各國とその運命を共にしつあることを意味する、佛國に於ては首相レイモン、ポアルカレは公然とソ聯に對し、獨逸を含める歐洲各國の合同軍事攻勢を主唱した。(五三頁)

裏面白紙

フオツシユ元帥は一九二七年八月二十一日ロンドン、サンデー、レゾ
リとの會見に於て、この暴虐の向ふ方向を明示した、フオツシユ元
帥は次の如く述べた

「一九一九年二月、レニンの統治の初期に、余はバリに於ける大使會
談にて、もしロシアの周囲の各國が軍需品と戦費を供與されるならば、
余は過激主義の脅威を一舉に根絶せん、戦争に對する倦怠のため余の主
張は容れられなかつたが、やがて事實が余の考への正しきことを示した。
(五四頁)

二、攻撃計畫

ソ連攻撃の期日は一九二九年の晩夏又は遅くも一九三〇年の夏と定め
られた。

部隊は主としてポーランド、ルーマニア及フィンランドより出ることに
なつていた。佛參謀本部は軍事教官と、都會によつては佛空軍の使
用を提供する筈であつた。獨逸は技術家と義勇兵隊を參加させること
になつてゐた。英國は海軍を貸すことになつてゐた。攻撃の計畫はホフ

裏面白紙

マン計畫に修正を加へたものであつた。

初の行動は、ベツサラビヤに於て國境事件を激發した後、ルーマニアによつて起さるることになつていた。それからポーランドが、バルチック沿岸國と共に参加することになつていた。十萬といはれた克蘭グルの白色軍がルーマニアを通過して、南方介在軍に参加する筈であつた。英海軍は黒海及フィンランド灣に作戦を援助する筈であつた。一九二一年以來バルカンに駐屯していた。クラスノフのコサツク兵はノヴォロシイ地方の黒海沿岸に上陸することになつていた。彼等はドン河に進駐、ドンコサツク兵間に暴動を起させて、ウクライナに突入することになつていた。この打撃の目的はドネツトの炭田とモスクワの連絡を切斷し、ソヴィエツトへの金屬及燃料供給を齎らすことになつた。

モスクワとレニングラードは同時に攻撃される筈で南方軍は、その側面を、ドニエブル河の右岸に陣取りしめ、ウクライナの西部を進行することになつていた。

凡ての攻撃は宣戦布告せず、電光石火的に遂行されることになつていた。かかる抑壓の下に赤軍は速かに潰滅し、ソヴィエツト政府の倒壊は

時日の問題だと思はれた（五五頁）

トルグブロム指導者達によつて準備された會議でジョアン、ヴィユ大佐は佛參謀本部を代表してラムザン教授に、外部からの攻撃の際、ソ連内の反対分子より軍事的援助を得る可能性如何を尋ねた。ラムザンは反対分子はレオン、トロツキーの追放以來散在して地下活動に隠れて了つたが、なほ一役買へる位多數居ると答へた。

ジョアン、ヴィユ大佐は産業黨とその同志のものが、特種の「軍隊支部」を設くべきだと勧告した。彼は今述べたような編成を行ふ場合、これを援助することの出来る、佛國秘密班員が数名モスクワに居るといひ、その姓名をラムザンに知らせた。

ラムザン教授は、なほ表向きには、ソ連の公用で、パリからロンドンへ行つた。それはサー、ヘンリ、デターチングのロイヤル、ダッチ、シエルとメトロ、ヴィツカーズの代表者に會ふためであつた。後者は會て帝政ロシアで財界を支配した。陰險なサー、パシル、ザハロフが牛耳つてゐる、巨大な英國軍需品トラストであつた。このロシアの教授は、佛國が

裏面白紙

ソ連に對しこの干渉計畫で主役を演じている間に、英國もその割り振られた役を演ずる用意ある旨告げられた英國の財團は財政的援助を與へソ連を隔離するため外交的抑壓を續け、攻撃の際は英國海軍を使用せしむることになつてゐた。(五五―五六頁)

これ等戦争準備の最中に思ひがけない災難が故障となつた。即ち世界的危機であつた。(五七頁)

一九三〇年十二月十八日にベント、ムツソリニがこの前例なき事件の歐洲に對する影響を次の如く概説した(五七頁)―伊太利の情勢は一九二九年秋まで満足であつたが、その時アメリカ市場の瓦解が爆彈の如く突如破裂した。我々貧しい歐洲の田舎者にとつてはそれは、驚愕を與へた我々はナポレオンの死の報に接した時の世界の如く、暫し呆然とした。遽かに美しい光景が消滅して我々には不景氣の日が続いた。株式はその侵蝕の三十、四十、五十パーセント方下落した。この危機は益々深刻となつた。其の日より我々はまた大海に押し出され、航海は非常に困難になつた。(五七―五八頁)

裏面白紙

一九三三年十二月にチャーチルは劇的に彼の保守同僚と關係を断ち、ナチス主義は英帝國を脅かすものだと呼んだ。獨逸の屈強なナチスの若者達は共產主義の危険に對し歐洲の防衛であるといふロザミーヤ卿の聲明に對し、チャーチルは眞正面から次の如く答へた。

これ等屈強なチユートン系若人達は獨逸の奇路を行進してゐる。武器を求めてゐる。そして彼等が武器を得れば、必ず失へる地域と失へる殖民地の返還を求めらる。そしてその要求がなされる時、それは必ず、あらゆる國家の基礎を揺がし、否、恐らく崩壊せしめるであらう。チャーチルはナチ獨逸に對抗して佛、米及ソ連とすら同盟せんことを要求した。彼は以前、彼を反過激主義の英雄として歓呼した人々から謀反人、戦争屋と呼ばれるようになった。

大西洋の對岸で今一人世界歴史の一時期が終つたのを見抜いた人があつた。

最近選ばれた合衆國大統領フランクリン、デラノ、ルーズヴェルトは突如、彼の前任者ハーバート、フーヴァーが支持した。反ソ主義を覆し

裏面白紙

た。一九三三年十一月十六日完全な外交關係が合衆國とソ連との間に成立した。同日ルーズヴェルト大統領はマキシム、リトブイノフに次の如き書簡を送つた。

余は信ず、今や我々兩國兵衛に結ばれた關係は永久に正常にして親密なるものであらう。我々兩國三次世界大戦の相互的利益と世界平和の維持に協力するであらう。

一年と立たぬ中にナチ獨逸は國際聯盟を脱退した、國際集團會議に於ける獨逸の位置はソ連にまさるべきものではなかつた。

新時期が劃された。それは歴史上新時代も奇想も天賦の時期となるのであつた。即ち過去に比類なき暴力、虐殺、共謀、暴行政治、詐欺や詭計により遂行される秘密外交の時代であつた。

それは第二世界戦にまで展開するのであつた。同年に陸軍大佐レイモンド、ロピンスはソ連の社會的經濟的制度的觀察の三ヶ月に亘る旅行でソ連を再び訪問した。この旅行中ロピンスは八千哩の行程を歩いた。そして革命以來ソ連の進歩に關する價値ある材料を

裏面白紙

集むた。ロビンソンがモスクワを去る前にスターリンは彼に長時間に亘る私的會見を具へた。その節彼等は米ソ關係を論議した。合衆國へ歸つて、ロビンソンは白宮に招かれ大統領ルーズヴェルトに個人的に報告した。すると大統領は問もなくソ連政府に對する米國の承認を公表した。

裏面白紙

マイケル、セイヤーズ、アルバート、イー、カーン共著
「對露大共謀」より抜萃

第三篇 露國の第五部隊

黨内では、スターリンは凡ての批評及國家に對して起然たる態度を持した。暗殺によらざれば彼を排除することは不可能である、各反對者は事實暴力者となる。一九三七年一月二十六日ウイリアム、ランドルフ、ハースト系ニュー、ヨーク、イーヴニングジャーナルとの會見による陳述（七四頁）

トロツキーがソ連を去つてから、外國情報班の手先達は彼との連絡に努め、彼の國際反ソ團體を利用せんとした。ホーランド、デフエンシヴ伊太利フハシスト、オヴラ、フィンランド軍情報部、ルーマニア、ユーゴスラヴィア、ハンガリに於ける反ソ秘密班を指揮した白露反革命分子等、皆英國情報班及佛第二局と共に、それぞれの目的のため「ロシヤの公敵首魁」を處分すべく用意をした。資金、助手、間諜網や早飛脚班等かトロツキーの使用に供され、彼の國際反ソ宣傳活動の維持擴大と、

ソ連内の彼の共謀機關の支持と再編成に依らしめた（七五頁）
ソ連とファシスト各國間の武力衝突は近い將來でなく、やがて、否、
直ぐにも必至であるとトロツキは附言した。「開戦の時期は既に定め
られた。一九三七年である」とトロツキはいつた。

一九三六年十一月廿五日ナチス外務大臣リッペンとトロツブと獨逸駐劄
日本大使武者小路とはベルリンで反共條約に署名して「世界過激主義」
に對し協力共同反撃を誓つた。（九九頁）

一九三六年の始めに、トハチエフスキは英國王ジョージ五世の國葬
にソ連軍代表としてロンドンに行つた、彼の出發前に、ソ連元帥といふ
美望の番號を授けられた。彼は既にソ連政府が打倒され、新ロシアが、
獨逸日本と軍事同盟を結び世界霸權達成に乗り出す時が近いと信じた。

（一〇二頁）

マイケル、セイヤズ、アルバート、イー、カーン共著
「對露大共謀」より抜萃

第四篇 ミュンヘンよりサンフランシスコへ。

英首相にして、宥和主義の大立物、ネーヴィル、チエンバーレンは集團保障は歐洲を「二つの武装団体」に分割するだらうと云つた。

ナチ新聞ナハトアウスが「一は一九三八年二月に次の如く宣言した。我々は今や我々と同じく英國首相も集團保障は無意義なものに過ぎない」と見做していることを知つてゐる。

一九三八年五月十日マンチエスターの演説で、ウインストン、チャーチルは次の如く答へた。

我々は歐洲を二つの武装団体に分割してはならないと聞く。然らば唯一つの武装団体があるべきか？ 獨裁者の武装団体と、その周囲の烏合の各國民即ち武装団体の外廓を徘徊し、彼等の中何れか最初に囚へられるか又は彼等は征服されるか、單に搾取されるのみかしらと迷ひつゝある各國民があるべきか？

裏面白紙

「チャーチルは戦争屋」と呼ばれた。

一九三八年九月に宥和政策はその頂點に達した。ナチ獨逸、ファシスト伊太利、大英國、フランスの各政府はミュンヘン條約に署名した。即ち一九一八年以來世界反動主義者の夢みつつあつた反ソ神聖同盟である（一一三頁）

二十年前の昔、英國の間諜シドニー、ジー、レイリは次の如く叫んでゐた。「如何なる犠牲に於てもこのロシアに生れた忌むべき魔物は潰滅させなくてはならない。獨逸と平和だ！然り何れの國とも平和だ。平和、如何なる條件でも平和だ。それから人類の敵に對抗して共同戦線を張ることだ！」

一九三八年六月十一日下院に於けるチェンバーレンの後援者サー、アーノルド、ウイルソンは宣言した。

協力が至要である。そして今日世界の眞の危険は獨逸伊太利より來るにあらずして。：：：ロシアより來るのである。

スターリンは云つた。「戦争は侵略國によつて始められた。彼等は、

あらゆる手段で非侵略國、主として英、佛、合衆國の利益を、蹂躪して
いる、然るに後者は退却して侵略國に對し讓歩に讓歩を以てし、何等抵抗
を試みることなく、否、相當程度默許すらしている。これは信ずべから
ざることだが眞實だ」(一一四頁)

英國は：：：ベルギー、オランダに對する侵略が行はれた際、ロシヤが
フランス、英國に與へんとしたと同様の保護保障を、バルチック各國に
關聯して、ロシヤに與へることを拒んだ。ソヴィエトはフランス、英國
と、如何なる效果的、直接的實際的一般契約を結ぶことも出來ないと納
得していた。しかもそれは相當合理的であつた。ソヴィエトはヒトラー
と不侵條約を結ぶの止むなきに至つた。(一一五頁)

一九三九年八月廿四日ソ聯はナチ獨逸との不侵條約に署名した。

十一月の終りには、ソ聯とフィンランドとは戦つていた。(一一六頁)
六月中旬に、ナチスのバルチック諸國への差迫れる進出の機先を制し
て、ソヴィエト装甲師團はエストニア、ラトヴィア及びリトアニアを占領
した。

七月廿七日に赤軍は、ルーマニヤが革命後ロシアから奪ひ取つたベツ
サラビア及北プロヴイナに進入した。(一一七頁)

一九四一年六月二十二日後の樞軸秘密外交の重なる目的は合衆國を英
ソ同盟に参加せしめぬよう、あらゆる犠牲に於て、これを阻止するに
つた、アメリカを隔離することは、獨逸及日本司令部の大企圖にとり肝
要であつた。(一一九頁)

この談判後合衆國と大英國とは、在ロンドン、ポーランド亡命政府に
對する承認を取消した。ヤルタ條約により、再建されたワリシヤ政府は
ポーランド親政府として正式に承認された。(一三六頁)

併し反樞軸國の戦後合同の構想と、フアシズムの全面的根絶とに、基
礎づけられた、國際聯合成立後速かに勃發した新反ソ宣傳と陰謀とは平
和の基礎そのものに脅威を與へた、第一世界戦後の如く再び歐洲各國民
は、その民主的目標の實現を要求した。隷屬せる殖民地の住民は再び自
由と國家的位置を達成せんとした。そして國際的反動と帝國主義はそれ
自身の既得利益を維持しそれ等住民の熱望を抑壓することに再び乗り出

裏面白紙

した。そして再び世界民主主義に對する闘争と関連して「過激主義ロシア」に對する戦を唱導する反革命的糾びが聞かれた。

第二世界戦終結後六ヶ月たつたかたにウインストン、チャーチルは反ソ十字軍の主唱者としての役割を再び買ひとつた。彼の英國に於ける保守黨の歴史的敗北に繼いで、且つ殖民世界の英帝國主義的支配のいや増す危機に直面して、チャーチルは「過激主義の脅威」を再び見つけ出した。一九四六年三月廿五日のミソリ州フルトンに於けるチャーチルの演説はアメリカ人に呼び掛けたもので、廣く知れ渡つてゐるが、その演説でチャーチルはロシア共產主義の「基督教文明に對する、いや募る攻撃と危険」に對し、英國と合衆國間の反ソ同盟の必要を叫んだ。

アメリカ及英國に於て反ソ運動は再び始まつた。第三世界戦の脅威が世界各国民を襲うた。(一三八頁)

赤軍のバルチック、バルカン及フィンランドへの進入に關する一般資料は今日のソ聯の繰り込みの中に含まれてゐる。(一四六頁)

裏面白紙

「對ロシア大共謀」ヨリノ抜萃
この書誌の著者マイケル・セイヤーズとアルバート・イー・カーンの両者は秘密外交と第五部隊の策動に關する研究の爲に世界的名譽を得てゐる。

多年に亘りセイヤーズ氏は編輯第五部隊の策動につき專同的に研究し、佛英、及び愛蘭に於けるナチスの共謀につき詳細に亘り合衆國に於て、最初これを發表しその真相を暴露せるはセイヤーズ氏であつた。セイヤーズ氏は、また短篇小説作家としても有名でエドワード・ゼイ・オブライアン氏はその有名な詩集の一つを彼に献げた。

Doc Doc # 1526-D
アルバート・イー・カーン氏は元アメリカのナチス宣傳防止委員会の常務幹事であつて、その委員長は元國務院在大使故ウイリアム・エー・ドッド氏であつた。編輯第五部隊の策動を暴露することを専らとした時事同報誌「アワー」の記者として、カーン氏はアメリカ諸國に於ける日共諜活動に關し専ら探索特種報道を行ひ、廣く知られるようになった。

拙者は「對ロシヤ大共謀」と題する本書を一九四六年九月十日ワシントン市のベントゴン、ビルディングにて購入、爾後本書は拙者の所有に屬せしことを證明する

一九四七年五月十二日

證 明 言

大島浩米國人辯護人
オウエン、カニングム

セイヤーズ及びカーン兩氏最初の共著「サボタージュ 對アメリカ秘密」は、時中斷然最も賣れ行きよき書籍の一つであつた、兩氏の第二の書籍「平和を亂す陰謀」は、争後数ヶ月間に於て最も賣れ行きがよかつた。彼等の現著「對ロシヤ大共謀」は一九四六年二月上旬に最初に出版された。

その題情の内容のため、本書は内外各所に於て長く引用せられた。本書は既に数ヶ月前に譯せられつゝある。

ウイリアムズ大專のウッドロー・ウィルソン記念講座教授であり又「内外」外に於けるソヴィエト政治に其他の著者であるフレデリック・ルイス・シューマン教授は次の如く書いてゐる

兩著者の物語は立派なもので小説よりも忠实的でありながら、しかも敵意を事實で、その最もよく又信じて疑なき部分であるへも、諷刺により裏切られ、争ふ餘地がない。ソ連に對する好意を折した数々の陰謀の奇作な物語が語られ、日色多氏、反共主義者、一九一八年の干渉主義者よりトロツキ派、一九二〇年代及一九三〇年代に於けるトロツキ派と右翼派、アメリカ第一主義者、昨日の反セミチック派、反故に生れのナチス連や現代第三世界大に主張者達に至る迄を論じてゐる。

Handwritten text in vertical columns, likely a list or ledger. The text is faint and difficult to read. At the top right, there is a faint stamp or header that appears to contain the number '2612790'. The page has two circular punch holes on the left side.

一九三六年ノ大平洋ノ諸問題ニ中ヨリノ抜萃

大平洋諸國ノ社會及經濟政策ノ目的ト結果

一九三六年八月十五日ヨリ二十九日五ノ加州ヨシセミテ國

立公園ニ於ケル第六回大平洋會議議事録

オクスフォード大學刊(ロンドン・ニューヨーク・

トロント)一九三七

Handwritten notes on a white slip of paper, including the number '2' and some illegible characters.

瑞金放棄後の紅軍西遷行

最近に於ける紅軍の動向を説くには、先づ一九三四年十月の瑞金放棄から發端せねばならぬ。支那革命最後の決戦と稱せられる一九三七年十二月の廣東コムミューン以後、都市における活動の基礎を全く喪失した中國共產黨は、その工作方針を農村社會へ向け、南昌暴動・廣東コムミ

E 2611
DEF. DOC. 1161

ユーンの落武者を糾合して、廣東・福建・江西・湖南の省境地方に紅軍の整備を行ひ、ソヴェート區域の建設をなさんと試みた。而も、斯かる

中國共產黨の工作は、南京政府の北伐遂行・對内軍閥戰爭の間斷なき連續等々に恵まれて成功し、前記四省に亘る廣大なるソヴェート區域、十萬を越へる紅軍の結成がなつた。更に、浙江・安徽・湖北・河南・陝西・山川の諸省にもソヴェート區域及び紅軍が發生し、一九三一年十一月には江西省瑞金に於いて、第一回全國ソヴェート代表大會が開かれ、今や、支那には二つ政府がある。一は南京のブルジョア政權であり、一は瑞金のプロレタリア政權である」との氣焰をさへ擧げた。

この瑞金政府——中華ソヴェート臨時政府の發表するところに據れば、一九三一年にはその勢力の及ぶところ中南支那の十一省、ソヴェート區域の住民約六千萬人、飛行機及び六砲を保有する紅軍三十萬。首都

22

E 2611
DEF. DOC. 1161

「一九三六年ノ大平洋ノ諸問題」中ヨリノ抜萃

大平洋諸國ノ社會及經濟政策ノ目的ト結果

一九三六年八月十五日ヨリ二十九日五ノ加州ヨセミテ國

立公園ニ於ケル第六回大平洋會議議事録

オクスフォード大學刊(ロンドン・ニューヨーク・

トロント)一九三七

二 瑞金放棄後の紅軍の進行

蝦江に於ける紅軍の動向を説くには、先づ一九三四年十月の瑞金放棄から發端せねばならぬ。支那革命最後の決戦と稱せられる一九二七年十二月の廣東コムミューン以後、都市における活動の基礎を全く喪失しに中國共產黨は、その工作方針を農村社會へ向け、南昌暴動・廣東コムミ

79-1

ューンの落武者を糾合して、廣東・福建・江西・湖南の省境地方に紅軍の整備を行ひ、ソヴェート區域の建設をなさんと試みた。而も、斯かる

79-2

中國共產黨の工作は、南京政府の北伐遂行・對内軍閥戰爭の尙斷なき連續等々に恵まれて成功し、前記四省に亘る廣大なるソヴェート區域、十萬を越へる紅軍の結成がなつた。更に、浙江・安徽・湖北・河南・陝西・四川の諸省にもソヴェート區域及び紅軍が發生し、一九三一年十一月には江西省瑞金に於いて、第一回全國ソヴェート代表大會が開かれ、今や、支那には二つ政府がある。一は南京のブルジョア政權であり、一は瑞金のプロレタリア政權である」との氣焰をさへ擧げた。

(2)

この瑞金政府——中華ソヴェート臨時政府の發表するところによれば、一九三一年にはその勢力の及ぶところ中南支那の十一省、ソヴェート區域の住民約六千萬人、飛行機及び大砲を保有する紅軍三十萬。首都

瑞金には行政各官衙のほか、紅軍大學あり、レーニン大學あり、當て人
口二萬弱の縣城瑞金が、十數萬の都市に膨脹したと言ふ。勿論これは宣
傳的意味を多分に有つて誇大な數字ではあらうが、尚ほ當時に於けるソ
ヴェート政權の一斑を語るものである。

DEF. DOC. 1:61

紅軍の山西進攻の意圖が那邊に在るやに就いては、その當時全く不可
解で、物資の徵發を行つて軍糧の補充を行ふとか、山西にソヴェート區
域を組織して経遠・外蒙へ出づる新コミンテルン・ルート（國際路線）
の準備工作を行ふとかの諸説が唱へられた。紅軍が陝西省にあつて中央
軍の討伐部隊との接觸を避け、進んで山西へ出でたのは、山西省を遊撃
地區ならしめやうとする「攻勢防禦」戰術の現れで、その目標は専ら軍
糧の補給にあり、従つて主力部隊が動かなかつたと見るのが至當な觀測

(3)

であらう。そのなかで、三月十日の電通北平書は、紅軍が山西省西南部
八縣に亘つて共產制を實施し、中陽にソヴェート政府が樹立した旨を傳
へ、その目的とするところは、「我々紅軍は、抗日の第一線に立つもの
で戰略上山西を基點とするに過ぎず、全國紅軍の目的は全國一致の國防
統一軍並に抗日聯合軍の結成に在る」と豪語して居ると傳へて（『上海
日報』三月十一日）居り、三月五日の『ペキン・テンシフ・タイムス』
（天津）が紅軍の山西進攻を報じて、「中國紅軍は、その宣傳や宣言文
から純共產主義的標語を夙に撤廢して居る。……抗日戰を目的とする
に愛國分子の統一戰線を公然と表明して居る」と言ひ、

80-2

(4)

紅軍の赤化工作の過程を略述すれば、紅軍が或る地點へ達（占領）す
れば、先づ民衆を召集して會議を開き、ソヴェート政府を組織して、土

80-1

地の分配を行ふ。而し、實際は、上等の土地は紅軍並にソヴェート政府の公田となし、これを貧困者をして耕作せしめる。殘餘の餘り好くない土地を貧困者に分給する。土地の分配を行ふことは事實ではあるが、紅軍の政策を批判する際には、斯うしたカラクリをも考慮に入れねばならぬ。

土地の分配が行はれると、直ちにその土地利益の擁護の爲に、二十歳から三十歳以下の男子は遊撃隊、十四歳から二十歳以下の青年は少年先鋒隊、十四歳以下の兒童は童子團に編入される。共產主義教育は先づピオネールから積極的に施行される。斯くて組織されし遊撃隊・少年先鋒隊を漸次獨立團へ編成し、紅軍の補充部隊とする。老年男子と成年婦人は、運搬隊を組織して糧食の運搬を手傳はしめたり、或は代耕隊を組織して公田代耕を幫助せしめ、或は赤衛軍を組織して偵察・歩哨の職務を

補助せしめる。更に、年若い婦人を選んで婦女宣傳隊を組織し、紅軍慰勞工作を行ふ。傳へられるところでは、貧困者は土地を入手——勿論好くない土地である——するや、紅軍に對して壯丁を提供しなければならず、更に收穫の十分の四を公糧として提供しなければならぬとのことである。

中國共產黨の反帝民主義運動の現状

中國共產黨第六回大會（一九二八年七月、モスコ）は、黨の中心的任務を「帝國主義者を驅逐し、支那の真正の統一を完成すること、民主的方式によつて地主階級の土地私有制度を徹底的に轉覆し、土地革命を實行し、支那の農民をして土地制度中一切の半封建的束縛を完全に紛

評せしめること」の二大任務に決定してある。従つて反帝運動は中國共產黨が最も重要な任務であると共に、中國共產黨は、この二つの任務を緊密に結び付けてゐるところに他の黨派と區別されるものがある。併しこの二つの結合に必要の準備の遂行に應じて多少の分離があつた。即ち一九二五—二七年の大革命に於いて、帝國主義運動が先行し、それ以後の時局に於いては土地革命に集中されたが、所謂「ソヴェート」革命の段階に於いては、この二つが「ソヴェート」と言ふ政權の中心要素に結合された。かくてこの活動を指導してゐる中國共產黨は、中華ソヴェート政府が完全に反帝的政權であると思惟し、これを守る中國紅軍の進撃の一步一步は、例へそれが、江西省の山奥で行はれたものであつても、反帝國主義運動の一步一步であると思惟してゐる。従つて現在の中國共產黨にとっては、國民黨政權の打倒と反帝運動とは全く別

物のものではない。中國共產黨は國民黨の専断討伐に対する宣言に於いて次の如く謂つてゐる。「我等は國際帝國主義の打倒に向つて前進しなればならないのであるが、先づ、第四次「圍剿」粉碎のために闘争する。これは中華ソヴェートを鞏固・擴大ならしめる所以である。又支那民衆の國際帝國主義に対する勝利、民族革命戦争の勝利を促進する所以である。又紅軍の國民黨に對する偉大なる勝利は、正いてその主人公たる帝國主義に對する勝利を意味する」と。これは、中國共產黨の反帝革命の役割に入つて以後、その反帝運動は中國共產黨及び中國紅軍の闘争に對する闘争と緊密に結び付けられて來た。そしてその闘争が激烈となり、種々の發展を遂げるに於いて、その二つのモメントにも多少の發展、又は種々の變化が持ち來られた。特に一九三一年（民國

二十年)の滿洲事變の發生以後に於いては、この變化は顯著に書き出されてある。そして最後に一九三五年(民國二十四年)に到り、所謂「新方略」たる劃期的な時期を結果することゝなつたのである。これら劃期的な事件に依つて區別すれば、(一)「對日宣戰」通電、(二)「對日作戰合作協定」通電、(三)北上抗日隊の編成、等々である。

引き續いて起つた滿洲事變・上海事變で沸き起つた排日的空氣を巧みに抑らへ、中國共產黨と中萃ソヴェート政府は、南京政府の第四次討伐の直前、この討伐に對する競争と反帝競争とを結び付け、その反帝競争の矢面に立てる日本に對して宣戰の通電をなした。これは中國共產黨が國民黨の第四次討伐に對抗するため全國に起つた排外思想を自己の力となし、國民黨に對抗せんがためであつた。

更に一九三三年(民國二十二年)一月、國民黨の更に大規模な第五次

討伐の直前、中國共產黨と中萃ソヴェート政府は「抗日合作宣言」を發表し、四回これを通電した。その内容は、

次の條件の下に、中國紅軍は如何なる武装隊伍とでも戰爭の作戰的協定を訂立し、日本帝國主義の侵略に反對する準備を有す。

- 一、即刻ソヴェート區域の攻撃を停止すること
- 二、即刻民衆の民主的權利(集會・結社・言論・出版・示威の自由と政治犯の釋放等)を保證すること

三、即刻民衆を武装し、武装的紅軍隊伍を創立し、以つて支那を保障し、並に支那の獨立・統一と領土の保全を圖ひ取ること

かくて中國共產黨はこの宣言に於いては、如何なる武装隊伍をも、たとへそれが軍閥であつても、反帝國主義運動のために聯合し、かくして南京政府の討伐軍内の對立につけ入つてその陣營から同盟者を奪ひ取

リ、第五次討伐に對せんとしきりである。その方表は、反帝國主義運動と反國民黨とを益々緊密に結び付たのであつた。而してこの通電の効果を裏書きしたものが、一九三三年末に勃發した「福建人民革命政府」であつたと言へる。このために南京政府の第五次討伐は一時中止されねばならなかつたのである。

更に第五次討伐後期に於いては、中國紅軍は二月十五日付を以つて「中國勞農紅軍北上宣言」を發し、北上抗日先鋒隊を組織し、出動せしめた。そして、これと同時に上海等の都市に於いては、「民族武装自衛運動」と稱する排外運動が生れ、これが、「中國人民對日作戰基本綱領」を提出し、中國紅軍の反帝國主義運動に呼應して、各地に廣汎な活動を行つた。これらが中國紅軍が江西省に居たときの反帝國主義運動で、これら互進して擡出され得る特徴は、この時期は中國紅軍にとつて南京政

REFDOC 110

府の討伐を擊退することが主なる活動で、事實上はまだ抗日は「第二」の任務とされてゐたことである。北上抗日先鋒隊を水滸せる直後、中國紅軍の首領朱德は一九三四年八月一日附で紅軍に與へた指令に於いて、第五次討伐擊退の急務を鼓吹しつゝ、北上抗日先鋒隊に言及し、唯ソヴェート勞農紅軍のみが支那を日本帝國主義の蹂躪下より解放する唯一の武装勢力である。故に我等の第二の任務は即ち日本帝國主義と直接に作戰するにある」と言つてゐる。

だが、一九三五年（民國二十四年）八月に到つて發表された所謂「新方略」に於いてはこの相互關係が一變してゐる。

反帝運動の現段階

ではその「新方略」とは如何なるものか。一言にして言へばその排外

主義の鋒を日本に向けると共に、二の抗日の意思の中ですの他の自己の綱領をも解決せんとする方便である。即ち抗日が第一で、その次に二に於いて對國民黨の政策が決定されるわけである。これは中國共產黨が、一九三五年夏に莫斯科に開かれた第七回コミンテルン大會の決議に依拠して行へる方向轉換であつて、中華ソヴェート政府人民委員會及び中國共產黨中央委員會の連名にて八月一日の國際反戦デーに發表されたものである。

二の内容が從前のもとは異なることは、全支隊の如何なる黨派をも包含して反帝軍一統隊を作らうとするところにあるので、二のために國防隊及び抗日聯軍の組織を提唱してある。そして共產黨は事實上共合作を提唱してゐるのである。従つて今では國民黨打倒を掲げた中國共產黨も今は尤支に於ける藍衣社、國民黨等の解散にも反對してゐる。かくし

DEFD. 1161

て國民黨中の一部の軍閥・資本家を國防政府の側に奪取しようとしてゐる。これらは際立つた變化であると言ひ得るだらう。

では二の共產黨の戦術の轉換は、果して中國共產黨本來のソヴェート出發點にある諸綱領を放棄したのであらうか。否、中國共產黨は現在その基本的綱領を放棄してゐないのみでなく、二の新轉換こそは、その諸綱領の發展なのである。勿論中國共產黨はこの轉換と同時に農業政策・經濟政策等の分野に部分的變更を示してゐる。即ち土地革命の諸條件の或る部分に緩和されたのである。だが、二の理田は軍一反帝統一戦線のためこの調整が中國共產黨にとつて最も大切の一環であり、それを握つて居れば、その他のものは自動的に成ひは非常に容易く實現され得る見透しを以てしてゐるからである。中國共產黨最も指導者の一人たる王明(陳紹禹)は、「領土の一部にソヴェート政權が存在する支那のゆき國家の條件

(B)

85-1

85-2

(A)

下に於いては、反帝國主義的人民戦線の戦術の正しい適用は、ソヴェート革命の向後の勝利のため、プロレタリアートのヘゲモニー強化のための闘争における共産黨の地位と力を弱めず、却つて強めてあるといふことを強く確信するを要する」(植民地運動と共産黨の戦術より引用)と云つて居り、且つ王明は又、反帝統一戦線の政府を「國防政府」とソヴェート政府との關聯に言及して次の如く言つてゐる。

「國防政府綱領は、ソヴェート政府の任務に對立しないのみか、ソヴェート政府はこの綱領の徹底的實現のために戦ひつゝあり、且つ戦はねばならぬ。故にソヴェート政府はその統治下にある凡ゆる地區において、この綱領を實施し得るし、且つ實施せねばならぬ。ソヴェート政府はそれによつて國防政府の賛成者に戦を示さねばならぬ。しかし支那民族の完全なる民族的社會的解放を主要任務とするソヴェート政府は、そ

の活動を單に國防政府の綱領の枠内に制限することは出来ないであらう。例へば農業革命を發展せしめるため、ソヴェート政府は賣國賊の土地を沒收し、農民に分配せんとする國防政府の綱領を、農業革命の構成部分として且つ出發點として實行すると同時に、支那における封建的地主的土地所有を徹底的に根絶せんとする共産黨の原則的目標を放棄するを得ないのみならず、所與の主觀的客觀的闘争條件に従つてこの目標を實現すべく闘争する」と。

かくてこの「新方略」は中國共産黨に充分な指導權を保證すると共に、中國共産黨はこの手段に依つて漸次大衆を吸收し、自己の本來的綱領——反帝・土地革命を實現せんと企圖しつゝあるのである。

而して最後にこの「新方略」の特質は、中國共産黨の所謂「國際帝國主義」に對する闘争の主要な仄が、日本に向けられてゐることである。

これが一九二五年當時、反帝國主義運動の矢が先づ英國に向けられてあるのと軌を一にするもので、共産黨の執府では常に自己の中心的な敵に向つて集中的反撃を行はんとするため、中國共産黨の稱する「抗日」は、それ自身一般反帝國主義闘争と何事異ならぬ。現在の瞬間に於いては「抗日」と「反帝」とは全然同一のものである。そして更に、それと「反南京政府」も亦同一のものである。

ではこの新方略を可能ならしめてある諸條件は何であらうか？ それ
は、第一は一部の人士に操縦された學生・都市市民・労働者等の執拗な抗日運動の存在である。第二は最近頃には指頭した國民黨内部又は、支那国民党の一部に續けられる抗日運動の存在である。而して第三は、南京政府が江西省に封鎖した中國紅軍を根絶し得ないばかりでなく、何等の損傷をも與へることなく、紅軍の主力部隊を四川に移動せしめ、北上せし

めたことである。この北上した紅軍は潰壊せず、經濟封鎖も存在しない廣大な土地に盤踞し、支那の各地に自由に機動戦、又はパルチザン戦を行ふことが出来、支那の各地に於ける革命運動の如何なる徴候に對しても参加し得る地位を獲得したのをさし、而して、このことは南京政府にとつて重大な打撃であることは自明の理なのである。

中國共産黨はかくの如き條件の上に立つて、今反帝統一戦線を結成しやうとしつゝあるが、南京政府はこれに對して如何に對處しつゝあるだらうか？ これは南京政府の下で行はれつゝある最近の反帝國主義運動と紅軍の活動を與れば判然とすることがある。

學生運動

昨年末以來、支那全國の學生運動の發展は、蔣介石の學校代表に對する訓話を以てするも何等これを阻止することは出来なかつた。

北平では、昨年十二月八日の北平各學校長の「自治反対」決議に勢を得て、翌九日郊外にある清華・燕京兩大學は萬壽山に警察政務委員會委員長なる宋哲元を訪れ、デモを行つて北平市中に突入せんとして西直門で官憲に阻止せられた。更に、北平市内の大・中學生約六千名は、各所に蜂起し、遂に官憲と衝突し、流血の惨事を惹起した。越へて十二月十六日には、北平師範大學を中心として約八千名の學生が巧みに集合して示威遊行を開始した。而して此中から三十校以上の代表者より成る北平學生聯合會が結成され、この聯合會は積極的に學生を動員し、反已を鼓吹してゐる。

天津に於いても同様にも學生は運動を惹起した。上海に於いては又北支那に呼應して學生運動を益々起し居る。十二月十九日、復旦大學生が市政府に請願書を提出した。更に同二十三日には復旦大學生を根幹とする「

學生入京請願團」は上海江蘇車站を占領し、これに同情する上海全市約二十名の學生は、二十四日同請願示威遊行を行つた。又河南省開封に於いても三十八校一萬四千の學生は請願の爲に東京すると稱し、停車場・客車と占領し、交差を杜絶せしめた。更に廣東に於いても學生は示威遊行を行ひ、本年一月二日の示威遊行に際しては公安局員と衝突し、死傷者十數名を出したのである。

而して三月二十八日、全國の學生運動を統一する目的で、「全國學生救國會聯合會籌備會」が結成され、既に北平・天津・上海・温州・杭州・濟南・青島・徐州・曲阜・南京・唐山・保定・武漢・張家口・大原等の學校が同會に参加して居り、五月一日附を以つて秘密裡に「學生呼聲」を發刊し、益々積極な活動を開始した。この爲め、上海では三月二十一日復旦大學は上海公安局警備隊に包圍され、二日に亘つて相持峙し、

數十名の買物者を出した。かくして、この學生の全國的糾合と共に、南京政府の無力を嘲笑するかの如く、學生運動は激進しつつある。而して中國共產黨がこれを指導しつつあることは言ふまでもない。

各界救國會宣言

この學生運動と呼應して、中國共產黨の直接的或ひは間接的煽動に依つて反帝團體が各地に續々と成立した。特にそのうち、上海に根城を持つ上海文化界救國會は他の救國會より活潑に活動し、救國團體の最高指導機關たるの地位にある。この救國會の成立は、北平學生の運動に呼應し、昨年十二月十二日附を以つて上海の知識階級分子二百五十餘名の署名を以て所謂「救國宣言」を出したのに始まる。その署名人の中には沈鈞儒（上海法學院教務長）・章乃器（浙江實業銀行副經理）・周劍英（明星歌畫會社經理）等々の知名士の名前が連ねられ、國民黨系・共產黨

系・社會民主黨系・國家主義派等の寄せ世帯であるが、全體として中國共產黨側に利用されてゐたことは、二月十一日附を以つて出された國民黨中央宣傳部の「國人に告ぐる書」に依つて明らかになされた。

尚この外に、上海婦女界救國聯合會・上海職業界救國會・上海工人救國聯合會・上海各大學教授救國會・上海小學校職員救國聯合會・上海電影界救國會・上海新聞記者救國會・上海青年文藝界救國會・國難救國社等々が存在し、これに前記の上海學生救國聯合會が加盟して、上海各界救國聯合會が成立してゐる。而して、この上海の救國會を中心にして全國的に救國會の組織が統一せられんとし、中華全國各界救國聯合會の創立が準備せられつつある。

中華民族革命同盟

上層文化救國會には章乃器の如き支那資本家が参加してゐたが、更に反蔣軍閥の一部が中國共產黨の合作提議に應じて共同戦線を張らんしてゐる。現在、これが確然と表面化したのは、十九路軍の巨頭に依つて牽かれてゐる生産黨である。即ち福建事變の立役者陳銘樞・李濟琛、十九路軍の猛將蔡廷樞・區壽年・翁照垣・蔣光鼐等は、福建事件の失敗後、約二年間或は海外に亡命し、或は香港・兩廣に集喚つて執拗に反蔣策動を續け、殊に昨年十一月の五全大會には、當時南京にあつた日和見主義政客鄒魯・馮玉祥・閻錫山等に連名通電を發して、「三國民黨は一黨專制を放棄すべし、(一)一切の政治犯を釋放せよ、(二)民主自由を實行せよ、(三)特別機關を設立し政府の財政及び國防計畫を監督せよ、等々を要求してゐるものであるが、その後中國共產黨の提議に應じて、中華民族革命同盟を結成し、機關紙『救國時報』を發行し、胡漢民系・廣西派に對しても統一戦線を結成すべく頻りに働きかけてゐる。かくて、曾つての黨閥の出入までが共產黨の提議に同意しつゝある。北平の大學校長の策動を初めとし、更にその他國民黨の一部にもこれと呼應せんとする空氣は存在すると見られて居る(CCC團)。

北上抗日軍とその討伐

中國共產黨の「新方略」の基本的部分となつてゐるところの西北に於ける紅軍の活動は、一九三六年六月頃、現在紅軍の主力は漸次北方に移動し、二の地方に於ける紅軍の活動は、單一反帝統一戦線結成のための機軸的部分となつてゐる。即ち四川・西康・甘肅・陝西を根據地とし、山西・綏遠に遊撃し、各地に散在する土着農民軍・農村自衛軍と連絡し、戦線の統一に専念しつゝあるのである。これに對して山西各地の討伐軍は全く浮屠であつて、中には紅軍に内應するもの多く、二の北進する

紅軍は無人の境を行くが如く、「文武自治」・「内蒙自治」に對抗して、この東北區を中心にして遼・山西をその活動區として、これを根幹として軍一反帝戦線を結成すべく、二二五先遣と地方雜軍・土着軍・一般農民に働きかけてゐるのである。

これに對して討伐軍の討伐狀況は、剿匪史上未嘗有の不振を示してゐる。蒋介石の四川工作に就つて、四川の中原に紅軍を踏み入れず、朱徳・王雲東の主力を四川に追ひ込んでは蒋介石の功績に尊へられつゝあるも、その後一九三五年九月、蒋介石自らから西北剿匪總司令に就任、張學良をその副司令に任命し、善東軍を率へる于學忠軍の陝西・甘肅入りとなり、従前の九軍師より一師二十一個師の實力を把握するに到りたるも、討伐の狀況は極めて不振である。即ち、昨年九月中旬第百十師は正守防に全滅し、白水縣駐在の楊虎城軍二旅、及び馮清濟部・高桂茲部各

(2)

91-1

一團は武装解除せられ、十二月には第百八十六師長弁岳秀は自殺し、第百八師は奇襲を受け師長は戦死した。更に甘肅では于學忠軍一旅は戦はれて毛澤東軍に覆返りした。かくてこの西北に於ける討伐はまさに剿匪史上未嘗有の惨敗で、討伐軍の剿匪能力に對する信用は完全に地に墜ちてゐる。

91-2

更に西北に於けるこれらの事態と聯繫して滿洲國內に於いても所謂「東北人民革命軍」と國民黨系の「東北義勇軍」が聯合し、中國共產黨の國府政府及び抗日滿軍の戦術に呼應しつゝある。滿洲國內に於けるこれらの土匪は、その數に於いては實に於いても支那に於けるものとは非常の多きもので、多きは二三回に於いては併しこれは滿洲國の健全なる發達にとつて重大なる障礙をなしてゐるのである。

以上、中國共產黨の「新方針」下の反帝運動は報効に續けられ、中國

(2)

夫座敷の前期する事態の二三の兆候は、はつきりと感知し得るのである。
而して前述せる如く、現在の反日運動が反帝運動の集中的表現であり、
曰つミルが反國民黨の活動である以上、二の事態が齎らす結果は由々し
きものと言はざるを得ないのである。

EXH 2611 for about
Def. Doc. 1161

高橋

辯護側全證第一一六一號として既に配布された英文二通のうち四十二頁
より成る分を使用致します。
尚法廷に提出の部分は右文書のうち左の三ヶ所であります。

Handwritten notes in a box, including the word "Paraphrase" and other illegible characters.

英文

- 第一八頁第一節（二行目ヨリ二〇行目迄）
- 二三二頁第四節（一八行目ヨリ二三行目迄）
- 第三四頁第二節ノ始（七行目）ヨリ
- 第四〇頁第二節ノ前（六行目）迄

EXH. 2611 for ident

Def. Doc. 1161

2.2
高橋

譯例並第一一六一號として既に配布された英文二通のうち四十二頁
より應分を使用致します。
尚法廷に提出の部分は右文書のうち左の三ヶ所であります。

英文

- 第一八頁第一節（二行目ヨリ二〇行目迄）
- 第三二頁第四節（一八行目ヨリ二三行目迄）
- 第三四頁第二節ノ始（七行目）ヨリ
- 第四〇頁第二節ノ前（六行目）迄

裏面白紙

E44.2612
Ref Doc 1980
for ident

立書名簿印
1939年
1940年
1941年
1942年
1943年
1944年
1945年
1946年
1947年
1948年
1949年
1950年
1951年
1952年
1953年
1954年
1955年
1956年
1957年
1958年
1959年
1960年
1961年
1962年
1963年
1964年
1965年
1966年
1967年
1968年
1969年
1970年
1971年
1972年
1973年
1974年
1975年
1976年
1977年
1978年
1979年
1980年
1981年
1982年
1983年
1984年
1985年
1986年
1987年
1988年
1989年
1990年
1991年
1992年
1993年
1994年
1995年
1996年
1997年
1998年
1999年
2000年
2001年
2002年
2003年
2004年
2005年
2006年
2007年
2008年
2009年
2010年
2011年
2012年
2013年
2014年
2015年
2016年
2017年
2018年
2019年
2020年
2021年
2022年

立書名簿印の自分と面付ニ於テ爲サレタルモノナ

文書ノ出所ニ關スル證明書

本書ニ添附セル日本語ニテ書カレタル四一四頁ヨ
リ成ル南滿洲鐵道株式會社調查部發行抗日民族統
一戰線運動史ト題スル書籍ハ一九三九年東京ニ於
テ入手シ爾來自分(本館)ニ於テ藏置セル書籍ナ
ルコトヲ證明ス

昭和二十二年三月十日

於東京都澁谷區松壽

齋藤良衛

立會人

今成泰太郎

E44.2612 for ident
Ref Doc 780

文書ノ出所ニ關スル證明書

有格

本書ニ添附セル日本語ニテ書カレタル四一四頁ヨリ成ル南滿洲鐵道株式會社調査部發行抗日民族統一戦線運動史ト題スル書籍ハ一九三九年東京ニ於テ入手シ爾來自分(本館)ニ於テ設置セル書籍ナルコトヲ證明ス

昭和二十二年三月十日

於東京都澁谷區松壽

齋藤良衛

右署名捺印ハ自分ノ面前ニ於テ爲サレタルモノナルコトヲ證明ス

同日於同所

立會人

今成 泰太郎

裏面白紙

一九三九年七月

抗日民族統一戦線運動史

1 國共合作ニ關スル政治資料！

南洋銅鐵道株式會社調査部

Ref Doc 980

朗讀スベキ抜萃

- 一 中ソ臨時政府ノ對日宣戰布告文（一九三二、四、二六）ニ關スルモノ
- 二 四頁ヨリ五頁三行目マデ
- 三 中國ソヴェート政府ノ抗日合作宣言（一九三三、四、一五）ニ關スルモノ
- 四 七頁末行ヨリ八頁末行マデ
- 五 十頁五行目ヨリ十頁十七行目マデ
- 六 中國王長軍北上抗日宣言（一九三四、七、一五）ニ關スルモノ
- 七 三九頁四行目ヨリ四〇頁七行目マデ
- 八 四一頁二行目ヨリ四三頁三行目マデ
- 九 中共ノ抗日救國ノタメ全國同胞ニ告グル書（一九三五、八、一）所載八、一宣言
- 一〇 四三頁四行目ヨリ四九頁六行目マデ
- 一一 中共中央政治局ノ現下ノ政治形勢ト黨ノ任務ニ關スル決議（一九三五、十二、二五）所載十二月決議

2

五〇頁十一行目ヨリ十三行目マデ
 ◎ 五六頁八行目ヨリ五八頁八行目マデ
 六 中共中央北方局ノ抗日救國宣言（一九三六、三、一〇）ニ關スルモノ
 ◎ 六九頁十五行目ヨリ七〇頁二行目マデ
 ◎ 七二頁二行目ヨリ七二頁十六行目マデ
 七 抗日救國ノ初歩的政治綱領（一九三六、六、一）ニ關スルモノ
 ◎ 七六頁九行目ヨリ七十二行目マデ
 ◎ 七六頁十八行目（末行）ヨリ七七頁四行目マデ
 ◎ 七八頁六行目ヨリ七行目マデ
 ◎ 七八頁十三行目ヨリ十六行目マデ
 ◎ 七九頁六行目
 ◎ 七九頁十行目ヨリ十一行目マデ
 ◎ 七九頁十四行目ヨリ十七行目マデ
 ◎ 八〇頁八行目
 ◎ 八〇頁十四行目
 ◎ 八〇頁十五行目ヨリ十七行目マデ
 ◎ 八一頁二行目
 ◎ 八一頁七行目ヨリ十二行目
 ◎ 八一頁十三行目
 ◎ 八一頁十七行目
 ◎ 八二頁六行目
 ◎ 八二頁十一行目

裏面白紙

- 八二頁十三行目
- 八二頁十六行目ヨリ十七行目マデ
- 八二頁十八行目(末行)ヨリ八三頁三行目マデ
- 八中共中央ノ目前ノ政治情勢ニ關スル決議(一九三六、六、一三)ニ關スルモノ
- 八三頁十一行目ヨリ同頁末行マデ
- 八五頁十四行目ヨリ八七頁三行目マデ
- 六 中共中央政治局ノ抗日救亡運動ノ新形勢ト民主共和國樹立ニ關スル決議(一九三六、九、一七)ニ關スルモノ
- 一一七頁十行目
- 一一八頁十四行目ヨリ十八行目マデ(末行)
- 一二一頁十四行目ヨリ十六行目マデ
- 一〇 中共中央ト中ノ政府ノ西安事變ニ對スル通電(一九三六、一二、一九)ニ關スルモノ
- 一二五頁一行目ヨリ末行マデ
- 一一 中共中央ノ全黨同志ニ告グル書(一九三七、四、一五)ニ關スルモノ
- 一二九頁二行目ヨリ六行目マデ
- 一三五頁七行目ヨリ十八行目(末行)マデ
- 一二 中共ノ日軍蔭謀進攻ニ關スル通電(一九三七、七、八)
- 一三七頁七行目ヨリ一三八頁十三行目マデ

裏面白紙

5

Ref Doc 980

- 一三 中共ノ抗日救國十大綱領（一九三七、八、一五）
- ◎ 一四 二頁十八行目ヨリ一四頁一行目マデ
- 一四 中共中央ノ目前ノ形勢ト黨ノ任務ニ關スル決議（一九三七、八、一五）
- 一四 五頁四行目
- ◎ 一四 六頁十二行目ヨリ十五行目
- 一五 中共中央ノ中國國民黨三中全會ニ對スル通電（一九三七、二、一〇）
- 一 二六頁十二行目ヨリ
- 一 二八頁五行目マデ

裏面白紙

98

A
Ref Doc 980

100

6

中國ソヴェート臨時中央政府ハ一九三二年四月二十六日第一次對日宣戰及ビ對內宣言（民族ニ對テ）ヲ發表シタカソノ全文ハズノ如クデアル。

一 中國臨時政府ノ對日宣戰布告文（一九三二・四・二六）
日本帝國主義ハ一九三一年九月十八日武力ヲ以ツテ東三省ヲ強奪シテ以來、引キテ經濟封鎖ヲ以ツテ上海並ビニ各地ヲ占領シ沿海ヤ揚子江沿岸ノ都市ニ侵入シ、飛行機ヤ大砲ヲ以ツテ中國ノ民衆ヲ虐殺シ中國人ノ家屋ヲ燒却シタ。東北及上海吳淞ニ於ケル損害ハ數ヘキレナイ。廢奴ハ多數ニ上リ現在モ尙引續キ行ハレテキル。反革命ノ國民政府ハソノ各派軍閥ト共ニソノ帝國主義ニ屈成スル實用手段ニ基イテ、引續キ東三省及上海各地ヲ日本帝國主義ニ捧ゲ、中國民衆ノ虐殺ヲナスガ輩ニ力カマテキル。現在テハ更ニ和平交渉ニヨツテ全體的ナ中國ノ買収シ、各帝國主義ノ急進ナル中絶分崩ノ促進ヲ實行シテキル。全國ニ於ケル反日、反帝ノ革命運動ニ對シテハ凡ユル手段ヲ以テ之ヲ壓迫シ反日闘争ヲ擧げサセ、反日ストライキヲ壓迫シ、反日民衆ヲ壓殺シ日本ニ對シテ自發的ニ交戦シテキル上海ノ兵

裏面白紙

99

7

Ref Doc 780

士、民衆挺身ノ報退ヲ強要シ、派退命令ヲ拒ンダナ
 九階軍ノ勇敢ナ兵士ヲ殺シ射撃シ、以テ帝皇主義
 ニ對シテ忠誠ヲ示シタ。國民黨政府及各派軍閥ノ所謂
 「長編併抗」ヤ、「一面交帝一面抗抗」ノ如キハ、實際
 ニ民衆ヲ欺瞞スルタメノカラクリニ過ギナイ。現在ソ
 ヴエートラミニアハステニ帝皇主義ノ糾纏ヲ覺シテキルカ
 國民黨軍閥ハ敢ヘテ東三省、上海及ハ中露ヲ帝皇主義
 ニ與ヘントシ、一方漢ニ民族革命ヲ遂行セントスル中
 露ノ労働軍閥ニ對シテハ、英エズソノ軍力ノ兵力ヲ
 以ツテ攻撃シ、ソヴエートラミニアノ消滅ヲ企テテキル。
 國民黨各派軍閥ノ一切ノ欺瞞、ソノ中國賣渡シノ陰謀
 中國民族ヲ汚辱スル所ノ行爲ハ實際ニ於イテ、帝皇主
 義ノ中國革命ニ對シテタメノ手先的行動デアリ中國民族
 革命發展ノ障礙デアル。中華ソヴエートラミニア共知
 臨時中央政府ハココニ於テ對日宣戰ヲ布告シ、今中國労働軍
 閥ト廣汎ナル被壓迫民衆トヲ指導シ、民族革命戰爭ヲ
 以ツテ日本帝皇主義ヲ中露ヨリ驅逐シ一切ノ帝皇主義
 ノ中露分離ノ遂行ニ反對シ中國民族ノ徹底的解放ト獨
 立ヲ要求スルモノデアル。中華ソヴエートラミニア共知臨時

裏面白紙

B Aug Dec 980

中央政府ハ全蘇ノ労働者、農民、兵士及一切ノ被壓迫
労働大衆ニ向ツテ直チニ民族革命戦争ヲ實行シ直ニ日
本帝國主義ト戦ヒ、先ヅ第一ニ帝國主義ヲ受ケテ
民族革命運動ヲ起シ、民族革命戦争ヲ阻止スル所ノ
國民黨ノ反動統治ヲ根絶スルコトヲ宣言スルモノデア
ル。

一九三三年四月十五日ニ中華ソヴェート臨時中央政府
ト工農紅軍革命軍事委員會ハ署名ヲ以ツテ抗日合作ノ
宣言ヲ發表シ特ニ三ツノ條件ヲ提出シ國民政府ニ對シ
妥協ヲ申込シタ。即チ(一)直チニソヴェート區ト互
重ニ對スル進攻ヲ中止スルコト(二)直チニ民族ニ對
シテ民主的自白言論、出版、集會、結社、示威等ノ目
由ヲ具ヘルコト(三)抗日義勇軍ノ組織及民主武装ノ
自由ヲ與ヘルコトデアル。ソノ全文ハ次ノ如クデア
ル
三 中國ソヴェート政府ノ抗日合作宣言(一九三三・四・
一五)

全中國ノ民族ヨ、メーデーニ採シテ無ハ讀ンテ全中
國ノ労働大衆、帝國主義國民黨ノ血ナマガサキ統治ノ

8

裏面白紙

9

Ref Doc 980

102

下ニ於ケル勞農及都市貧民、迫ラレテ中國勞農ニ反撃
 スル白軍兵士、反帝國主義闘争ニ参加スル革命學生ト
 青年、漢口、漢口ノ國民黨軍隊ノ中ニ監視サレ進出ヲ
 受ケテキル革命犯人ニ向ツテ革命的敬意ヲ表ス。
 日本帝國主義ノ繼續不逞ノ政策、中國分崩危機ノ増
 大、民衆的危機ノ深化ハ我等ヲシテ中國ノ利益
 ノためニ闘フ人々及労働大衆ニ向ツテ次ノ宣言ヲ發表
 セザルヲ得ザラシメタ。
 目前ノ清勞ノ特殊ハ日本帝國主義ガ何等阻マレルコ
 トナク長驅シテ平津區域ニ突入シタコトデアリ同時ニ
 英帝國主義ガ新疆省ニ向ツテ攻撃ヲ遂行シ並ビニソノ
 支配ニ歸セル西藏其ノ他ノ傀儡ヲ進シテ、中國ノ西
 區域ノ占領ヲ遂行シツツアルコトデアル。日本政府ト
 國民黨トノ間ニ進メラレツツアル密談判ノ下ニ於イテ
 蔣介石ハ又モ帝國主義強盜共ト一ツノ取引ヲ開始シタ
 國民黨中央政治委員會秘書唐有玉ハ南京政府ト蔣介石
 ヲ代表シ、上海ニ於テ秘密委ニ日本代表ト談判ヲ行ツ
 タ。蔣介石ハ中國勞農ノ首斬役ハ一九二九年ニハ日
 本軍閥ニ山東ノ占領ヲ要求シ一九二二年ニハ上海防備

裏面白紙

102

Ref Doc 780

ノ民衆ヲ啓蒙スルト共ニ北方戰線ヲ弛緩シ及日本帝國
 主義ニ熱河侵略ノチャンスヲ與ヘタ。彼等ハ日本帝國
 主義ト戦ハナイバカリカソノ真諦同僚タル良ノ兵隊
 ヲ繼承シタ。西兩政府ト軸建軍國モマタ日本並ビニ
 ノ帝國主義ニ同ツテ何等反對セズ、彼等ガ最近睡氣ト
 ナツテ宣傳スル「北上抗日」ナルスローガンハ民衆ヲ
 欺ク鬼話ニ過ギナイノダサウシテ彼等ハ只暫地盤ノ
 張ニ餘念ナク且ツソノ事ト甲斐紅軍ニ向ツテ挑ミツツア
 ルノダ。

蔣介石、汪精衛等ノ賣國賊共ハ、最近ニ於ケル紅軍ノ
 偉大ナル勝利ト前線兵士ノ動搖及忿怒ヲ見ルヤ又モ
 則共即抗日「」在未肅清前、不許言抗日「」ナドノ武裝
 的宣傳ヲ以テ演説ナル兵士大衆ノ革命化ヲ阻止シヤ
 ト試ミテホル。ダガシカンコノ種族藩ト威嚇ハ決シテ
 成功スルモノデナク、ソレト反對ニ自ら更ニ自分等ノ
 罪惡ヲ暴露スル結果ヲ産ムデアラウ。我等ハ目前ノ情
 勢ト我等ノ勝利ノ必然性ニ依リ今年一月ニ於ケル我
 ノ提議ヲ更ニ繰返シ「紅軍及ビソヴェート區ノ勞農ハ
 日本帝國主義ヘノ有效ナル抵抗ヲ期ゲルモノダ」ト

10

裏面白紙

Ref Doc 980

セル國民黨ノ泣キ言ヲ織成バサネバラヌ。我等ハ我
 等ノ過去ニ於ケル提議ニ照シ、積極的ニ日本及び一切
 ノ帝國主義ノ侵略ニ抵抗スベキデアルト認メル。コレ
 ニヨツテ我等ハ村ビコノ提議ヲ全圖ニ在在スルデアラ
 ウ。次ノ條件ノ下ニ、中國ノ軍軍ハ如何ナル武裝隊伍
 トモ戦争ノ作戦的協定ヲ訂立シ、日本帝國主義ノ侵
 略ニ反対スル準備ヲ有ス。

一 即刻ソヴェート區域ノ攻撃ヲ停止スルコト。

二 即刻民衆ノ民主的權利（集會、結社、言論、出版、
 示威ノ自由ト政犯ノ釋放）ヲ保障スルコト。

三 即刻民衆ヲ武裝シ、武裝的義勇軍隊伍ヲ創立シ、以
 ツテ中國ヲ保衛シ、中國ノ獨立、統一ト華土ノ保全
 ヲ争ヒ取ルコト。

裏面白紙

Def Doc 380

一九三四年七月十五日、中國工農紅軍ハ次ノ如キ「北上抗日宣言」ヲ發表シタ。國內戦争ヲシテ對外戦争ヘ轉向シメル爲ノ意圖デアルコトハ云フ迄モナイ。

七

中國工農紅軍北上抗日宣言（一九三四年七月一五）
全中國ノ工人農民兵士並ビニ一切ノ革命民衆ヨ！
極惡ナル日本帝國主義ハ我ガ東三省ヲ併呑シ、
熱河、内蒙古ヲ侵略シ、現ニ又全華北ヲ掠奪シタ。
中國南方ニ於イテハ日本帝國主義ノ陸海空軍ノ大
砲ハ計画的ニ福建省ノ直隸古領ヲ計略シ、全中國
ヲ日本帝國主義ノ殖民地トナシ、全中國ノ民衆ヲ
亡國奴タラシメ以テ永久ニ日本臣服ノ慘狀、凌辱、
擄取、蹂躪ニ任セントシテヤル。

國民黨軍閥ト蔣介石、張家長等ハ日本帝國主義
ノ侵略ニ對シ、一貫シタ被侵略國ノ方針ヲ以テ東
三省、熱河、内蒙古ヲ賣リ、現ニ又「滿洲國」ト
直接通商、通事ヲ設定シテ「滿洲國」ヲ承認シ、
全華北及福建省ヲ賣ツタ。又彼等ハ日本帝國主義
ヲ助ケテ中國民衆ノ抗日運動ヲ鎮壓シ、日貨排斥
運動及抗日義勇軍ノ組織競争ヲ抑壓シ、且ツ「抗
日ノ力不足」ヲ口實トシテ、全華百萬以ヒノ軍械
ヲ集メ、十億ノ銀元ヲ徒費シ、凡ユル暴行擄ト大
砲ヲ以ツテ全中國唯一ノ抗日反帝ヲ目的トスルソ
ヴェート政府ト工農紅軍ニ向ツテ不斷ノ「圍剿」

裏面白紙

13

Ref Doc 980

ヲ進メテキル。之等一切ノ事實ハ國民黨軍調ガ日本帝國主義ノ兼モ忠實ナル是詞デアリ、國民黨軍團ガ中國有史以來ノ「スパイ」製國奴タルコトヲ證明スルモノデアル。

中國ソヴェエト政府ノ工農紅軍ハ日本帝國主義ノ間諜ナキ侵略ニ對シ一再ナラズ全中國民衆ノ武装ヲ強調シ、民族革命戦争ヲ以ツテ日本帝國主義ノ侵略ニ反對スベキヲ明ラカニシ、對日宣戦ヲ公ニシ、對日宣戦ノ緊急勅令ヲ下シ、全「ソ」區民衆ヲ動員シ直接日本帝國主義トノ戦争ニ備ヘタ。ソヴェエト政府ト工農紅軍ハ更ニ全國民衆ニ對シ……(一)「ソ」區ト紅軍ノ攻略ヲ停止セヨ、(二)民衆ニ對シ初步ノ民主權利タル言論、出版、集會、結社、罷工、示威ノ自由ヲ與ヘヨ、(三)速カニ民衆ヲ武装シ群衆的抗日義勇軍ヲ創設シ、中國保全三個條件ノ下ニハ中國ノ如何ナル武装隊トモ好ンテ戦闘協定ニ應ズベシ、トノ宣言ヲ發シ、塘沽協定ニ反對シ、中日直接交渉ト日本政府ノ提議タル「瀋陽議定書」ノ承認ニ反對シ、且ツ國民黨ノ華國賣漢ニ反對シ、東北抗日義勇軍及全中國ノ一切ノ反帝革命運動ヲ公然援助シ、帝國主義國民黨ノ反日反帝運動ニ對スル一切ノ障礙ニ反對シタ。

裏面白紙

106

14

Dep Doc 980

故ニ今ヤ優秀ナル國民黨軍隊トノ一大決戦ヲナスベキ秋ニ當リ、ソヴェート政府ト工農紅軍ハ萬難ヲ排シテ一大決心ヲ以ツテ抗日先鋒隊ヲ派遣シテ北上抗日セシメタ。如何ナル武装隊伍ト雖モ我が方ノ長出セル三ヶ條件ヲ認ムルモノアレバ我が主力ハ全部先鋒隊ニ預イテ出動シ、全中國ノ一切ノ武装隊ト共同シテ抗日セントスルモノデアル。

全中國ノ民衆ヨ！我が中國工農紅軍ノ北上抗日先鋒隊ハ進ンデ全中國ノ民衆及一切ノ武力ト協力シテ抗日ヲナシ、民衆ノ民族革命戦争ヲ展開シ、日本帝國主義ヲ打倒セネバナラヌ。全反日民衆ハ我が工農紅軍ノ北上抗日先鋒隊ヲ援助シテソノ國ニ團結シ、我が抗日先鋒隊ニ加ハリ武装シテ、中國ヲ脅カス日本帝國主義ノ匪賊共ト直接決戦セヨ！

一切ノ抗日民衆ハ等シク我々ノ道進レデアル。一致聯合セヨ！一切ノ僑人、團體、武装隊伍ノ抗日ヲ禁止壓迫スルモノハ凡テ是奸悪ノ賣國賊デアルカラ我々ハ一致奮起シテ之ヲ倒サネバナラヌ。

全中國民衆ノ武装的的民族革命戦争ニヨリテノミ、日本及一切ノ帝國主義ヲ倒シ、中國民族ノ獨立權及ト中國領土ノ完全ヲ翳スルコトガ出來ル。

民族革命戦争ノ勝利ヲ爭取スル爲メニソヴェー

裏面白紙

15

Ref Doc 980

108

ト政府ト工農紅軍ハ更ニ具體的ニ宣言スル。

一 國民政府ガ東三省、熱河、內蒙古、華北、編
遼省並ビニ全中國ヲ覆ルコトニ斷乎トシテ反
對シ、國民黨政府ノ賣國々等ノ中日直接交渉
ニ反對シ、滿洲偽國ノ承認ニ反對シ、帝國主
義強盜集團タル國際聯盟及米國ノ援助ヲ期待
スル幻惑ヲ棄テルコト。

ニ 即時對日絶交ヲ宣布シ、塘沽協定並ビニ一切
ノ中日秘密條約ノ無效ヲ宣布シ、全中國ノ陸
海空軍ヲ動員シテ對日戰爭ヲ遂行シ、即時「
ソ」區ノ攻略ト「ソ」區ノ封鎖ヲ停止セシメ、
工農紅軍ヲシテ日本帝國主義トノ直接戰爭ヲ
完成セシムルコト。

三 全中國民衆ヲ糾合シ、國民黨ノ兵工廠ト兵工
廠ニ有スル一切ノ兵器及一切ノ輸入セル武器
ヲ以ツテ自ラヲ武装シ、民衆的抗日義勇軍ト
義勇隊ヲ組織シテ直接抗日戰爭ト義勇隊爭ニ
參加セシメ、積極的ニ東北義勇軍ト中國工農
紅軍ノ北上抗日先鋒隊ヲ發動スルコト。

四 日本帝國主義者及賣國賊共ノ全企業ト財産ヲ
沒收シ、一切ノ中國々債元利金ノ支拂ヲ停止
シ、果進稅ヲ設ケ、國民黨ノ全軍費ヲ抗日軍
費ニ費用スルコト。

裏面白紙

108

16

Ref Doc 980

兵 普 遍 的 ニ 反 日 會、日 貨 研 斥 委 員 會、義 勇 軍 紅
 軍 援 助 寄 附 金 募 集 委 員 會、及 各 種 ノ 反 日 目 的
 糾 察 隊、交 通 破 壞 隊、宣 傳 隊、運 送 隊 等 ノ 如
 キ 反 日 的 民 衆 團 體 ヲ 組 織 シ、廣 汎 ナ ル 群 衆
 老 幼、宗 教、信 仰、政 治 ノ 別 ニ 拘 ラズ 一 切 ノ
 男 女 一 律 反 日 信 証 中 ニ 以 收 シ、罷 工、罷 課、
 罷 市 デ モ ヲ 利 用 シ テ 日 本 帝 國 主 義 ノ 侵 略 ト 國
 民 黨 國 府 ノ 賣 國 投 降 ニ 反 對 ス ル コ ト。
 ソ ヴ エ ー ト 政 府 ト 工 農 紅 軍 ハ 一 切 ノ 強 硬 ヲ 拒 否
 此 ノ 綱 領 ノ 爲 メ ニ 奮 闘 セ ン ト ス ル モ ノ ギ ア ル。ソ
 ヴ エ ー ト 政 府 ト 工 農 紅 軍 ハ 全 中 國 民 衆 ガ 本 綱 領 ノ
 全 面 的 實 現 ヲ 擁 護 シ テ 徹 底 的 ニ 奮 闘 セ ン コ ト ヲ 要
 求 ス ル。

帝 國 主 義 ノ 走 狗 國 民 黨 並 ビ ニ 其 ノ ス バ イ 賣 國 賊
 等 ガ 「 中 國 ニ 抗 日 ノ 實 力 無 シ 」 ト イ フ ナ ラ 言 ハ セ
 テ 置 カ ウ。併 シ 全 中 國 民 衆 ノ 反 日 總 動 員、反 日 武
 裝、反 日 的 團 結 ニ ヨ ツ テ 日 本 其 ノ 他 一 切 ノ 帝 國 主
 義 ヲ 倒 シ、賣 國 的 ス バ イ ノ 集 團 タ ル 國 民 黨 ヲ 倒 ス
 コ ト ガ 出 來 ル ノ ダ。

中華ソヴエート共産國中央政府

主 席 毛 澤 東
 副 主 席 張 國 燾

裏面白紙

109

17

Ref Doc 980
D

中國工農紅軍革命軍事委員會

主	席	朱	德
副	主	席	王
			稼
			齋

一九三五年ノ夏、冀東地區ニ於イテ德津、何應欽協定ニ違反スル事件ノ頻發ガキツカケトナツテ、殷汝耕ノ指導スル冀東ノ中立地帯ガ形成サレルニ至ツタガ、コレニヨツテ同年八月一日、中國共産黨中央委員會ハ「抗日救國ノタメ全國同胞ニ告グル書」ナル宣言ヲ發表シタコレハ八・一宣言トイッテ非常ニ有名ナル宣言デアルガ、ソノ全文ハ次ノ如クデアル。

八、中共ノ抗日救國ノタメ全國同胞ニ告グル書

(一九三五・八・一)

國內外ノ工、農、軍、政、商、學各界同胞達！
我ニ對スル日本帝國主義ノ精力的進攻、南京賣國政府ノ一步毎ノ投降ニヨリ、我ガ北方各省ハ東北四省ニツイテ實際的ニ亡ビツアル。

數千年來ノ文化史ヲ有スル平津地方、無限ノ富ヲ擁スル河北、山東、河南各省、最も重要ナ軍事的意義ヲ有スル察哈爾、綏遠區域、全國政治經濟ノ命脈タル北寧、平漢、津浦、平綏等ノ各鐵道ハ

裏面白紙

實際上、完全ニ現在日本軍ノ強制下ニ在リ、關東軍司令部ハ今ヲ積極的ニ所謂「蒙古國」「華北國」成立ノ計畫ヲ實現シツツアル。民國二十年ノ「九・一八」事變以來、東三省ヨリ熱河、熱河ヨリ長城、長城ヨリ「遼東非戰區」、非戰區ヨリ河北、察哈爾、綏遠及北支各省ヲ實際的ニ占領シ、僅カ四年足ラズニシテ半壁ノ山河ハ就ニ大部分日寇ノ占領或ハ侵襲スルトコロトナツテシマツタ。田中義人大將ノ上奏セル我が國全滅ノ豫定計畫ハ着々トシテ實行サレツツアル。

コノ極デユケバ長江、珠江流域及其ノ他ノ各省ハ漸次日寇ノ占領スルトコロトナルデアコウ。我が五千年ノ歴史ヲ有スル老國ハ完全ニ被征服地ト變ジ、我が四億四千萬ノ同胞ハスベテ亡國奴ト變リ果テルデアラウ。

近年來我が民族ハ生死ノ禍福ニ立ツテキル。抗日ナラバ生き、不抗日ナラバ死シ、抗日救國ハ就ニ各同胞ノ神聖ナル天職トナツテキル。而シテ最も痛心ナコトハ我等偉大ナル民族ノ中ニ未ダ少數ノ歡心的徒輩ガ存在スルコトデアル。蔣介石、汪精衛、張學良等ノ賣國賊、袁宗、楊永泰、王壽唐、張群等ノ日寇ノ手先共ハ數年來「不抵抗」政策ヲ以ツテ我國領土ヲ賣リ渡シ、日寇一切ノ要求ヲ受

裏面白紙

ケタ。「海外必先安内」ノ武斷的宣傳ヲ以ツテ内
 戰ヲ進行シ、一切ノ反帝運動ヲ壓迫シ、「十年生
 聚」ノ十年教養「準備復讐」等ノ欺瞞的スロー
 ガンヲ以ツテ人民ノ抗日救國運動ヲ制止シタ。而
 シテ最近來コノ反奸、賣國強共ガ「中日親善」「
 中日合作」「大アジャ主義」等ノスローガンノ下
 ニ爲ストコロノ降日賣國ノ露骨ナ、無恥ナ行動ハ
 正シク古今中外ニ未ダ曾ツテ聞カザル奇聞デアル。
 中國ソヴエート政府ト共産黨ハ日寇ノ我ガ國ニ
 對スル侵略的行動及反奸賣國強共ノ裏切行動ヲ中華
 民族ノ無上ノ恥辱デアルト認メル。中國ソヴエー
 ト政府ト共産黨ハ段トシテ宣言スル「我ラハ日寇
 ノ我カ國領土ニ對スル侵略ト内政干渉ニ反對シ斷
 乎反對ノ態度ヲ以ツテ極ムノミナラズ、日寇ノ提
 出セル國民黨及藍衣社組織ノ解散要求ニ對シテモ
 マタ強硬ニ抗議スルモノデアル。中國ソヴエート
 政府及共産黨カラ見レバ、中國人一切ノコトハ當
 然中國人自ラ解決スベキモノデ國民黨、藍衣社、
 賣國強共ノ罪惡ガ如何ニ許容シ難クトモ、コレガ強
 廢ノ問題ニ對シテハ日寇ハ何ラ容喙スベキ權利ヲ
 持タナイ。

中國ハ我等ノ祖國デアル。中華民族タル以上、
 我モ若モミナ同胞デアル。故ニ我等ハドウシテ國

裏面白紙

Def Doc 980.

20

ガ亡ビ民族ガ亡ブノヲ恐視スルコトガ出来ヨウカ。
断ジテ救國自救ノタメニ起タズニハキラレナイノ
ダ。アピシニヤハ體カ八百萬ノ人口ヲ有スル國家
デアリナガラ、併モイタリヤ帝國主義ニ對シ英雄
的武裝反抗ヲ準備シ以ツテ自己ノ領土ト人民ヲ防
禦セントシテキル。我ハ四億四千萬ノ人口ヲ擁ス
ル大國デアリ乍ラ、何敵新クノ如ク手ヲツカネテ
滅亡ヲ待ツノデアラウカ。

中華ソヴェート政府ト共産黨ハ固ク信ズル。厚
顔ニモ仇ニ付ヘルヤウナ莫似ヲスル張景惠、鄧季
存、張燕鷗、傅霖ラノ如キ惡ク少敵ノ漢奸賣國奴
共ヲ除ケバ、我大多數ノ工農軍政商學各界ノ同施
意ハ決シテ日寇ノ牛馬奴隷トナルコトニ甘ンジナ
イデアラウ。

ソヴェート政府ノ對日宣戰、紅軍ガ再三提議シ
タ各軍隊トノ共同抗日、紅軍北上抗日先鋒隊ノ國
難ナ闘争、十九路軍ト民衆ノ松滬決戰、察哈爾、
長城、遼東各地軍民ノ英雄闘争、福建人民政府ノ
紅軍ノ提議ニヨル聯合抗日、羅登賢、徐名鴻、吉
鴻昌、潘供生、尋綠淵、方志敏等民族英雄ノ救國
ノタメノ犧牲、田漢、杜重遠、劉崇武等愛國志士
ノ抗日ノタメノ入獄、蔡廷鍇、許光羣、陳銘樞、
方振武等ノ抗日戦闘、宋慶齡、何香凝、李杜、馬

裏面白紙

113

Ref Doc 980

紹伯等數千人ガ署名セル中華民族對日作廢基本綱
領、近年來工農商學各界ノ同胞ガ抗日ノタメ遂行
セル排貨、罷工、罷市、罷課、示威等ノ救國運動、
特ニ我東北民族數十萬ノ武裝抗日戰闘、楊靖宇、
趙尚志、周保中、蕭文東ラノ民族英雄ノ指導下ニ
於イテ行ハレタ英雄的抗日遠征等ハ總テ我民族ノ
救亡圖存ノ偉大ナル精神ニシテ、且ツ我民族ノ抗
日救國運動ヲ勝利ヘ導クモノデアアル。現在ニ於イ
テ我民族ノ救國抗日事業ガマサニ得ベキ勝利ヲ未
ダ獲得セザル原因ハ、一ツニハ日寇ト奸賊ノ内外
カラノ夾攻、一ツニハ各黨抗日反蔣勢力間ノ隔離
ト誤謬ニ基ク不一致、不團結ノタメデアアル。茲ニ
於イテ中國ソウヴェト政府ト共産黨ハ抗日共同戰
線ヲ結成スベキ必要ガ目録ノ同ニ迫ツテキルコト
ヲ強調シ、再ビ全國同胞ニ對シテ呼ビカケル次第
デアアル。

各黨派ガ過去ニ於イテ、マタ現在ニ於イテ、改
見並ビニ利害ガ不同デアアルニセヨ、各軍隊ガ過去
及現在ニ於イテ反對行動ヲ執ツテキルニセヨ、均
シクスベテノ人ハ一兄弟黨ニ屬ゲドモ外ノ從リヲ
防グルトイフ眞ノ自覺ガ必要デアアル。先ヅ一切ノ
内戰ヲ停止シ、對立ヲ超越シテ凡ユル國力（人力、
物力、財力、武力等）ヲ集中シ以ツテ救日救國ノ

裏面白紙

Ref Doc 98

22

神聖ナル事業ノタメニ譲ハネバナラス。中國ソヴ
 エート政府ト共產黨ハモウ一度宣言スル。……
 國民黨ノ軍隊ハソヴエート區域攻勢ノ行動ヲ固
 時停止シ、何レノ部隊モ對日戦争準備ヲ遂行セ
 バナラス。紅軍ハ過去ト現在彼等ト紅軍ノ間ニ介
 在セル如何ナル智快憤怒ニモコダハラズ、且ツ彼
 等ト紅軍ノ間ニ介在スル内政問題上ノ凡ユル紛争
 ニモコダハルコトナク直チニコレラノ對立ヲ克服
 シ、彼等ト親密ナル提携ノ下ニ共同教員ヲ希望ス
 ルモノデアル。

中國ソヴエート政府ト共產黨ハ更ニ一步ヲ進メ
 テ懇切ナル呼ビカケヲナスデアラウ。……

一切ノ亡國奴タルヲ願ハザル同胞達ヨ

一切ノ愛國の良心的ナ軍官士兵達ヨ、兄弟達ヨ

一切ノ抗日救國ノ神聖事業ヘノ参加ヲ希望スル

諸黨派並ニ各團體ノ同志達ヨ

一切ノ國民黨、藍衣社内ノ民族意識アル熱血ナ

青年達ヨ

一切ノ祖國ニ關心ヲ持ツ同胞達ヨ

一切ノ中國々内被壓迫民族へ漢、韓、蒙、藏、

滿、苗、景、黎、番等ノ兄弟達ヨ

共ニ起テ上ツテ、日寇及蔣賊ノ壓迫ヲ勇敢ニ突

キ破リ、中國ソヴエート政府ト東北各地ノ抗日救

裏面白紙

115

Ref Doc 980

23

強ヲ單一的全國的國防政府ニ組織シ、紅軍ト東北
 人民革命軍及各地反日義勇軍ヲ單一的全國的抗日
 義勇軍ニ組織シヨウデハナイカ。
 ソヴェート政府ト共產黨ハコノ種國防政府ノ發
 起人タランコトヲ希望シテキル。ソヴェート政府
 ト共產黨ハ直チニ中國各黨派、各團體（工農團體、
 學生會、商業團體、教育會、新聞雜誌記者聯合會、
 教職員聯合會、致公會（華僑ノ一組織）各名流
 學者、政治家、民族自衛會、反日會、故國會等々）
 及一切ノ地方軍政機關ト國防政府共同成立ノ問題
 ニツキ談判ヲ進メ、ソノ結果成立スル處ノ國防政
 府ハ當然救國總存ノ臨時指導機關トナスベキデア
 リ、コノ種國防政府ハマタ當然全同胞ノ代表機關
 （工農軍政商學各界、一切ノ抗日救國ヲ願フ黨派
 ト団体、及國外同胞ト國內各民族ガ民主々義的條
 件下ニ於イテ選出セル代表ヨリ成ル）ニシテ且ツ
 具體的ニ抗日救國ニ關スル各種問題ヲ討論スベキ
 デアルト思惟スル。ソヴェート政府ト共產黨ハ絶
 對的ニコノ全民代表機關ノ召集ニ努力援助シ、マ
 タ絶對的ニコノ機關ノ決議ヲ執行スルモノデアル。
 何故ナラバソヴェート政府ト共產黨ハ人民ノ公意
 ヲ絶對的ニ尊重スル政府デアリ、政黨デアルカラ
 ダ。

裏面白紙

24

Ref Doc 980

國防政府ノ重要責任ハ抗日救國ニ在リ、ソノ行
政方針ハ左記各項ヲ包括ス。

- 一 抗日救國、失地回復
- 二 救災治水、安全民生
- 三 日本帝國主義ノ一切ノ在華財産ヲ沒收シ對日
軍費ニ充實ス。
- 四 漢奸賣國奴ノ一切ノ財產、食糧、土地ヲ沒收
シテ貧苦同胞ニ分配シ且ツ抗日戰費ニ充當ス。
- 五 苛捐雜稅ヲ排除シ、財政金融ヲ調節シテ工農
商業ヲ發展セシム。
- 六 給料ヲ増額シテ工農軍政商學各界ノ生活ヲ改
善セシム。
- 七 民主自由ヲ實行シ一切ノ政治犯ヲ釋放ス。
- 八 免費教育ヲ實行シ失業青年ヲ教育ス。
- 九 中國々内各民族ノ一律平等政策ヲ實行シ、在
外同胞、在華各民族ノ國內外ニ於ケル生命、
財産、居住、學業ノ自由ヲ保證ス。
- 十、一切ノ反帝國主義民衆（日本國內ノ勤勞階級、
朝鮮、臺灣ノ殖民地民衆）ヲ聯合シテ友軍ト
ナス。中國民族解放運動ニ同情スル一切ノ民
族、國家ヲ聯合シ、抗日戰爭ニ際シ好意的中
立ヲ守ル民族、國家ニ對シテ友誼的關係ヲ建
立ス。

裏面白紙

Def Doc 980

25

十、抗日聯合軍ハ抗日救國ヲ願フ凡ユル部隊ニヨ
ツテ組織スル。

國防政府首導ノ下ニ統一的抗日聯合總司令部
ヲ組織スル。此ノ總司令部ハ各軍ノ抗日
長官及士兵中ヨリ代表ヲ選出シテ組織シ、或
ハ其ノ他ノ形式ニヨツテ組織スルガ、各方面
代表及全僑人民ノ合意ニヨツテコレヲ定ム。
紅軍ハ先ンジテ聯合軍ニ加入シ抗日救國ノ天
職ヲ盡クス。

十一、ソヴェート政府ト共産黨ハ、國防政府ヲシテ
眞ニ國防ノ責任ヲ負ハシメルタメ、抗日聯合
ヲシテ眞ニ抗日ノ責任ヲ負ハシメルタメ全國
同胞ニ呼ビカケル。一統アルモノハ銃ヲ出シ、
糧アルモノハ糧ヲ出シ、力アルモノハ力ヲ出
セト。専門技能アルモノハソノ技能ヲ貢獻シ、
全體同胞ヲ總動員シ、アラユル新舊武器ヲ以
ツテ幾百幾千萬ノ民衆ヲ武装セシメヨト。
中國ソヴェート政府ト共産黨ハ固ク信ズル。
若シ四億五千萬同胞ニ統一アル國防政府ノ指導
ガアルナラバ、單一的抗日聯合軍ガ先驅トナル
ナラバ、幾百幾千萬ノ武装民衆ヲ登ヘルナラバ、
未知レス東方及全世界無産階級、被壓迫民族ノ
聲援ガアルナラバ、内カラハ日本勞働者農民ノ

裏面白紙

Ref Doc 750

28

反抗ガアリ、外カラハ列強ノ敵視スル日本帝國
主義ニ必ズヤ打テ勝テ得ルデアラウ、同應ヨ起
テ！

祖國防衛ノタメニ闘ヘ！

民族獨立ノタメニ闘ヘ！

國家獨立ノタメニ闘ヘ！

領土保全ノタメニ闘ヘ！

人權自由ノタメニ闘ヘ！

大中華民國抗日救國大綱高懸！

中國ソヴエート政府人民委員會

中國共產黨中央委員會

一九三五年八月一日

コノ有名ナル八一宣言が發表サレタル後、中
國ノ民族統一战线ハ漸クソノ確形ヲ整ヘルニ至ッ
タ。現在非常ナカラテキル抗日民族統一战线
ハコノ宣言ノ基礎ノ上ニ發展シテ來タノデア
ル。目前ノ抗戰中ニ於テ、全中國人民ノ一
貫的スロ
ーガントナツテキル「力アルモノハ力ヲ出シ、
錢アルモノハ錢ヲ出セ」ト云フノハコノ八一
宣言
ノ中カラ出タモノデア
ル。コノ宣言ハ抗日民族統一
战线ニ對シテ確定的方針ヲ與ヘ、偉大ナル作用

裏面白紙

276

Ref Doc 980

ヲ起サシメタノデアル。
 故ニ「九・一八」暴徒ヨリ中共ノ「八・一宣言」
 マデノ期間ヲ以ツテ、抗日民族統一戦線ノ萌芽時
 期デアルト規定スルコトガデキル。

（以下次頁ニ續ク）

裏面白紙

Ref. Doc 790

E

一九三五年十二月二十五日、中共中央ノ政治局
 ハ一現下ノ政治形勢ト黨ノ任務ニ關スル決議レヲ
 通過シ、抗日民族統一戦線ノ運動ニ對シテ益々力
 癩ヲ入レルニ至ツタ。ソノ決議文ハ次ノ如クデア
 ル。

一〇、中共中央政治局ノ現下ノ政治形勢ト黨ノ任務ニ
 關スル決議（一九三五。一二。二五）

三、國防政府ト抗日聯合軍

反日反賣國賊的民族統一戦線ノ最モ一般的ナ最
 モ優レタルモノハ國防政府ト抗日聯合會ノ組織デ
 アル。ソヴエト制度ト土地革命ニハ不同意ダガ反
 日販賣國賊ニ同意スル分子ハ存在シテキル。

政治經濟ノ不一致ニヨツテ地方割據ノ状態ガ生ジ
 テヨリ、中國ソヴエト政權ハ今日中國ノ一帯積
 土ニ成功セルニ逸キズ、ソノ他漢奸賣國賊等ノ民
 族反革命ハ專ラ日本帝國主義ノ援助ニヨリナサレ
 テキル。コレ等ノ事實ニヨリ國防政府ト抗日聯合
 軍ノ組織ハ可能デアルノミナラズ、最モ必要ナ事
 デアル。

中國人民ノ反日反賣國賊方法ハ多様デアル。抗
 日参加分子ノ自覺程度モ亦同様デハナイ。共產黨

28

Def Doc 780

29

員ハ凡ユル機會ヲ利用シテ各種各様ノ圖争ヲ發動シ、コレ等ヲ國防政府ト抗日聯合軍ノ旗ニ導キ、一切ノ反日、反賣國賊分子ハソノ如何ナル階級ヲ代表スルト、政治派別ノ何タルト、何種ノ社會關係タルト又何種ノ武裝部隊タルトヲ問フコトナク、國防政府ト抗日聯合軍ニ参加スレバヨイノデアアル。國防政府ハ全中國反日反賣國賊聯合戰線ノ政權組織デアリ、反日反賣國賊民族革命戦争ノ統一指導機關デアアル。階級意識ヨリ云ヘバ國防政府ハ反賣國賊ヲ共同目標トスル各階級ノ聯盟デアアル。

國防政府ト抗日聯合軍ヲ速カニ組織シ、コレヲシテ民族基礎ト武力ヲ擴大發展セシメルタメニ、共産黨ノ有スル策略ハ、從來ノ自發的ニ發生シタ抗日團體、抗日武裝隊ニ一任セズ、進ンダソレヲ組織シ、黨員ヲ指揮シ、各方面ヨリ一切ノ愛國分子ヲ動員セントスルモノデアアル。

即チ愛國の團體、階級、黨派、生産業者ト商人文化人ト教育者、學生ト教職員、新派ト舊派、工農ト小資産階級、ブルジョア、都市ト農村、武裝隊等々ヲ動員シ、反日反奸賣國賊ノ團體（抗日會反日聯合會等）ヲ發起シ又各種ノ反日、反賣國賊

裏面白紙

122

Def Doc 980

軍除（抗日義勇軍、人民革命軍、新シキ十九路軍等々）、政權（蘇區、市抗日政府、人民革命政府等々）組織シ、コレ等ノ團體、軍除、政權ヲ合體シ、更ニコレニソヴエイト紅軍ノ力ヲ加ヘレバコレコソ國防政府、抗日聯合軍ノ組織トナルノデアリ。國防政府、抗日聯合軍成立後ハソノ行動過程中ニ於テ毎日新シキ團體ハ新シキ地方政府及軍除ヲ發動シ、一面偽滿洲國分子ヲ絶エズ降参シ一面ニ於テハ新シキ實力ヲ増大シ、國防政府ト抗日聯合軍ヲシテ不朽ノモノタラシメ、激刺團體ニシテ偉大ナル闘争力ヲ有スル政府聯合軍タラシメネバナラス。或ル地方ハ黨ノ勢力薄弱ナルタメ黨ノ指導ヲ受クル事ナク、或ハ紅軍及ソ區カラ遠ク離レテキルタメ、ソヴエイト紅軍ハ自由ニ抗日政府ト抗日聯合軍ノ創造ニ参加スル事ガ出来ヌ。コレ等ノ地方ニ對シテハ黨ハ積極的ニ援助ヲ與フベキデアツテ、コレハ國防政府ト抗日聯合軍實現ニ對スル共產黨ノ具體工作方針デアル。

國防政府ト抗日聯合軍ハ反日反賣國賊ノ一般最高ノ民族統一戦線ノ組織デアルガ故ニ最モ一般的ナ行動綱領ガ無クテハナラヌ。コノ綱領ハ次ノ通りデアル。

裏面白紙

Def Doc 980

31

- 1、抗日救國、失地收復
 - 2、中國ニ於ケル日本帝國主義ノ全財産ヲ沒收シ抗日經費ニ充當スル。
 - 3、一切ノ賣國賊漢奸ノ土地財産ヲ沒收シ工業及難民ニ分與スル。
 - 4、救災、治水、民生ノ安定
 - 5、一切ノ苛捐雜稅ヲ廢除シ工、農、商業ヲ發展セシム。
 - 6、給料手當ヲ増シ工人、士兵、教職員ノ生活ヲ改善スル。
 - 7、教育ヲ盛ニシ失學兒童ヲ救済スル。
 - 8、民權ヲ實現シ一切ノ政治犯ヲ釋放ス。
 - 9、生産技術ヲ向上シ失業セル知識分子ヲ救済ス。
 - 10、朝鮮、臺灣、日本國內ノ工業並ニ一切ノ反日勢力ヲ糾合シテ鞏固ナル聯盟ヲ結成スル。中國ノ民族運動ニ對シテ同情贊助ヲ表示シ、意ノ中立ヲ守ル民族或ハ國家トハ緊密ナル關係ヲ作ル。
- 共産黨ハ抗日闘争過程ニ於テコレ等ノ綱領ヲ實現シ、且ツコノ綱領ヲ進ジテ黨ノ實現ヲ期スベキヲナス。

裏面白紙

Ref Doc 80

一九三六年三月十日中共中央北方局ハ中共中央ノ意ヲ受ケテ「抗日救國宣言」ヲ發表シタガ、日本ト直接ノ摩擦點デアル北方カラノ叫ビデアルコトニヨツテモノノ意義ハ極メテ重要デアアル。ソノ全文ハ以下ノ如クデアアル。

一、中共中央北方局ノ抗日救國宣言（一九三六・三・一〇）
中國共產黨北方局ハ中國共產黨中央委員會ト中華ソヴェート中央政府及中國工農紅軍中央軍事委員會主席朱德、毛澤東ノ委託ヲ受ケ、全國ノ軍政長官、社會團體、政黨政派、新聞雜誌及ビ全國工農商學各界同胞及一切ノ愛國的志士ニ向ツテ宣言ヲナス。

中國共產黨トソヴェート政府ハ、即時代表ヲ派遣シ、凡ユル抗日ヲ欲スル軍隊、政黨、團體各機關及一切ノ名流學者、政治家ト共同シテ國防政府及抗日聯軍成立ノ問題ヲ談判スル準備ヲ有スル。並ニ上述ノ軍隊、政黨、團體、機關、個人ノ代表ガソヴェート國ニ赴キ談判ヲ進メン事ヲ希望スル。ソヴェート政府ト紅軍ハ絕對ニコレ等代表ノ自由ト安全ヲ保障スルデアラウ。

321

Ref Doc 980

33

中國共產黨トソヴェト政府ハ會ツテ下記ノ國防政府施設綱領ヲ發表シタ。

一 抗日救國、失地恢復

ニ 救済治水、安定民生

三 日本帝國主義ノ在華一切ノ財産一切ヲ沒收シ、抗日經費ヲ充實ス。

四 漢奸賣國奴ノ財産、糧食、土地ヲ沒收シ、貧苦ノ同胞及抗日戰士ニ支給ス。

五 苛捐雜稅ヲ廢除シ、財政、金融ヲ整理シ、工業商業ヲ發展セシム。

六 給料、手當ヲ増加シ、工農軍學各界ノ生活ヲ改良ス。

七 民主自由ヲ實現シ、一切ノ政治犯ヲ釋放ス。八 免稅教育ヲ實行シ、一切ノ失業、失學青年ヲ救済ス。

九 中國境内各民族ノ一律平等政策ヲ實行シ、國內外ニ於ケル同胞ノ生命財産、居住營業ノ自由ヲ保障ス。

一〇 一切ノ反帝民族（日本国内ノ勤勞大衆、朝鮮、臺灣民族）ト聯合シテ友軍トナシ、中國ノ民族解放運動ニ同情スル各民族ト國家ト聯合シ、中國民族ノ反日解放闘争ニ好意

ト聯合シ、中國民族ノ反日解放闘争ニ好意

裏面白紙

126

裏面白紙

Ref Doc 980

G

的中立ヲ標榜スル各民族ト國家友誼關係ヲ
結ブ。
一九三六年六月一日全國各界救國聯合軍が成
立シ、同成立大會ニ於イテ「抗日救國ノ初歩的
政治綱領」ヲ通過サレタ。ソノ内容ハ次ノ如ク
デアル。

一三、抗日救國ノ初歩的的政治綱領(一九三六・六・一)

一 志 本 線 總

民族革命中ノ對外抗爭ニ際シ、過去ニ於イテ
ハ普遍的反帝ヲ主張スルモノモアリ、又先ヅ單
獨ニ反英ヲナスベシト主張スルモノモアリ、又
先ヅ單獨ニ反日スベシト主張スルモノモアリ、又
ダガシカシ現在ニ於イテハ一切ノ異レル意見ハ
スベテ、「反日第一」ノ原則ノ下ニ統一セラレ
ルニ至ツタ。反日ノ手段ニ際シ過去ニ於イテハ
戰爭ハ避ケルベキデアルトイフモノモアリ、戰
争ハ必然デアルト認メタモノモアリ、シカ
シ現在デハ一切ノ不同意見ハスベテ「反日戰爭
ハ不可避デアル」トイフ原則ノ下ニ統一セラレ
テ來タノデアル。

ニ 共 同 ノ 敵 人

救國反帝ノ共同ノ敵人ハ、日本帝國主義ト親好
デアル。

34

127

Ref Doc 780

三、政治制度

大會ハ、民主制度ノ確立ハ各黨各派ノ徹底的台
作ノ基本條件デアルト認メル。結社、集會、言論、
出版ノ自由ハ聯合戦線ノ基ニ譲歩セザル要求デア
ル。我等ハ民族進歩ヲ指導スルトノ名義ヲモツテ
民衆組織ヲ消滅シ、輿論ヲ統制スルトノ名義ヲモ
ツテ輿論ヲ消滅スルコトニ對シ斷乎トシテ反對ス
ル。

四、外交

我等ハ民族外交ノ力量ヲ積極的ニ運用シ、全世
界ノ反日、反歐的人員勢力ヲ聯合セネバナラス。
救國戦線ノ力量ヲ發展セシメルト共ニ抗敵戦線ノ
勝利ノ把握ヲ確實タラシメネバナラス。

五、教育

大會ハ現在ノ死體ヲ讀ム工具教育ト、古書ヲ讀
ム麻痺教育トハ詳悉デアルト認メル。我等ハ遠カ
ニ多数ノ青年戦士ガ救國工作ヲ指導シ、救國任務
ヲ擔任スルコトヲ必要トシテキル。！故ニ我等ハ
救國意識ニ於ケル以外ハイザ、カデモ青年ノ智力
ヲ浪費スルコトハ出来ス。青年ノ救國感情ヲ消滅
スルコトハ出来ヌ。

35

128

裏面白紙

36

Def Doc 980

六 工 商 業

廣ク日貨ヲ禁斷セネバナラス。

七、兵 士

宣テニソノ待遇ヲ改善スルト共ニ抗敵意識ヲ高
メネバナラヌト認メル。

八 勞 工

我等ハ勞工組織ノ即時解放ヲ要求スル。！ソノ
理由ハ一面ニ於イテ日本ノ在華資本壓制下ニアル
數十萬ノ勞工ノ反日反英奸闘争ヲ鞏固ニシ、コレ
ニヨツテ積極的ニハ日本資本勢力ノ發展ヲ防止ス
ルト共ニ、積極的ニハ數十萬ノ英雄的戰士ヲ訓練
シ、民族工業ニ對スル日本資本ノ壓迫ヲ解除スル
爲デアル。他面ニ於イテ國家的力量ニヨツテ民族
資本壓制下ノ勞工待遇ヲ改善シ、ソノ生活ヲ保證
シ、ソノ救國意識ヲ高メネバナラス。揚合ニヨツ
テ最低身價及最長就業時間、最低低工作年齡ヲ規
定シ、工人ニ對スル一切ノ非人道的待遇ト不法壓
迫ヲ取締キ、工人ニ對シテ誹謗、談話、集會等救
國ノ自由ヲ與ヘネバナラス。

九 農 民

大會ハ共同抗日ヲ基礎トスル地主ノ合理的生活
ニ對シテハ、國家ハ之ヲ保證スベキデアルト認メ
ル。

裏面白紙

129

Def Doc 930

37

十、婦 女

我等ハ婦人ハ男子ト同様救國陣線ニ参加スルノ機會ヲ與フベキデアルト主張スル。

十一、國 外 派 遣

大會ハ南洋及歐米各洲ノ華僑ハ、速カニソノ組織ヲ強化シ、救國陣線ニ於ケル國際宣傳並ビニ經濟供給ノ巨力ヲラシムベキデアルト認メル。華僑ノ合法的權益ニ對シテハ保護ヲ加ヘルベキデアル。

大會ハ日本、朝鮮、臺灣在住華僑ハ日本帝國主義ノ嚴重ナ壓迫ヲ受ケテヨリ、反日復讐中ノ最モ斷乎タル分子トナツテキルカラ、組織ヲ有セシムベキデアリ、追ハレテ僑國スルモノハ救済スベキデアルト認メル。

大會ハ國防工業ノ熟練技術ヲ有スル華僑ハ、丁寧ニソノ能力ヲ促スベキデアルト認メル。侵略國ガ中國ニ於イテ工人ヲ募集スルノハ直チニ制止スベキデアル。

裏面白紙

裏面白紙

Ref Doc 980 H

一九三六年六月十三日、中國共產黨中央委員會ハ「目前ノ政治情勢ニ關スル決議」ナルモノヲ發表シ、即チソノ時ノ一般情勢ヲ評議シタル外、抗日運動ノ發展ニ關スル指示ヲ與ヘタモノデ、ソノ全文ハ次ノ如クデアル。

一四、中共中央ノ目前ノ政治情勢ニ關スル決議（一九三六。六。一三）
一、我ガ黨ハ抗日統一戦線ノ新段階ヲ執行シテ左ノ如キ好結果ヲ得タ。

第一、昨年十二月九日北平學生ガ救亡運動ヲ起シテ以來廣ク全国ニ抗日救國運動ガ勃興シタ。コノ運動ニ參加スルモノハ唯ニ工人農民ノミナラズ一般學生、士兵、知識階級分子、商店員並ニ一部ノ民族資産階級デアル。特ニ最近日本帝國主義ガ華北ニ増兵シ、海陸式ノ密偵ヲ施行スルコトニヨリ、多数ノ商工業者並ニ南京、華北特ニ西南ノ一部統治階級ハ全国民衆ノ抗日救亡運動ニ同情シ、黨ニ抗日統一戦線ニ參加シツアル。

日本帝國主義ノ狂暴極マル侵略ト日賊蔣介石ノ無恥ナ裏面並ニ民衆ト反對分子ニ對スル壓迫ハ却ツテ正ニ全国抗日戦線發展ノ可能ヲ此ノ上モナク強化シ全国ノ抗日救國人民ハ統一戦線ノ救亡組織ノ指導ニヨリ反漢奸ノ組織ヲ建設シタ。現ニ華北民衆就中智

78

Ref Doc 780

37

諒階級局ニ於テハ大ナル群衆運動ヲ計發シツ、アル。
 二十九軍ノ下級軍官士兵モ極度ニ憤慨シテ如何ナ
 ル事アルモ憲兵セスト宣言シ、上級命令ニ服従セザ
 ル事ヲ考ヘテキル。政界ノ個人間テモ既ニ北平ノ有
 力者ト如何ナル方法ニ依リ刻下ノ危局ニ處スベキカ
 ヲ商議シツ、アリ、晏スルニ華北ニ於テ偉大ナル武
 裝抗日運動ヲ發動スルノ可能往ハ充分ニアル。コノ
 外山西軍、東北軍、四川軍編ノ部下一部ハ何レモ動
 搖ノ色顯著テ抗日陣營ニ轉向ノ可能往ガアル。
 茲ニ特記セネバナラヌノハ西兩軍改當局ガ一面ニ
 於テ重大ナル不利益ヲ壓迫ヲ受ケ、一面救亡運動ノ
 刺激ニヨツテ五月二十六日、日本ノ華北増兵反對ヲ
 通告シ、六月二日、四日又々南京ニ抗日緊急督促ノ
 通告ヲ發シ、七日又南廣軍隊ノ名稱ヲ「中華民族軍
 命抗日救國軍第一、四集團軍」ト改稱シタル事ヲ全
 國ニ通告シ、且ツ即時北上抗日ノ軍ニ出デ、兩廣軍
 隊ハ現ニ既ニ湖南ノ衡州ニ向ヒ進發セルコトデアル。
 最後ニ特ニ明ニシテオキマイ事ハ我黨、ソヴェエ
 ト中央ハ昨年八月一日宣言ヲ發シテ一切ノ黨派ト全
 國人民ニヨリ統一前國防政府ト抗日聯合軍ヲ組織ス
 ベキ事ヲ唱導シテ以來、屢々宣言ヲ通告シ内戦停止、
 全國抗日救國代表大會ノ召集ヲ高唱シ、殊ニ最近我
 黨トソヴェエトノ首領毛澤東及朱德同志モ五月五日
 通告シテ内戦ノ停止、妥協談判ノ開始、一致討日作

裏面白紙

Ref Doc 980

40

戦ヲ高唱シタレコレラノ主張ハ全日各軍隊ノ實力派
 並ニ全日民衆ノ熱烈ニ共鳴スル所トナリ、全日ノ抗
 日救國運動ニ對シテモコノ上ナキ奮勵トナツタ。今
 ヤ陝西、西康ノ抗日紅軍主力ト全日各地ノ紅軍總隊
 隊並ニ東北ノ人民革命軍ハ益々順調ニ發展シツ、ア
 リ全日抗日軍ノ中心ヲ形成セントシツ、アル。
 四、全日の規模ノ抗日反復奸ノ民族戦争ハ日本帝
 國主義ノ軍事侵略ヲ遂ク離ル、西貢ニ於テ今日急
 激シタ。今次西貢軍政當局ニヨツテ發動サレタ戦争
 ハ決シテ純粋ナ革命ノ内戦テナク、我々祖國ノ民族
 革命意義ヲ有スル戦争デアルコトヲ認識セネバナラ
 ス。
 ソレハ第一ニ賣國賊巨頭蔣介石ニ反對スル戦争テ
 アルガ、今日ノ状態ニ於テ抗日戦争ト反蔣的戦争ヲ
 根本的ニ區別スル事ハ不可能デアル。全日民衆ガ反
 日統一戦線ノ贊助ト擁護ノ下ニ得ニ我々ノ新策略ヲ
 正確ニ運用スル事ニヨリ今次ノ戦争ヲ眞ノ有力ナル
 民族革命ニ發展セシムル事ガ出來ル。
 コノ戦争ノ爆發前々ト爆發後々々ト同ハズ、我
 タハ最も時宜ニ進シタル方法ヲ採リ、コノ戦争ヲ促
 進シ、支持シ、擴大シ、群衆ニ向ツテハ自衛政府ト
 抗日聯軍組織ノ任務ヲ唱導シ、軍事的面、政治的ニ
 一切ノ反復奸ノ全方ヲ動員シ、以テソヴェート人民
 共和國ト、抗日紅軍ノ周圍ニ自衛政府ト抗日聯軍ヲ
 建設セネバナラス。

裏面白紙

Ref Doc 780T

一八、中共中央政治局ノ抗日救亡運動ノ新形勢ト民
主共和國建立ニ關スル決議（一九三六。九。一七）

全國ノ力量ヲ集中シテ日寇ノ侵略ニ猛抗シ、日寇
ヲ中國ヨリ驅逐スルタメ、我々ハ一層廣汎ナル民衆
力量並ニ一切ノ革命的、意識的ナ純潔分子ヲ獲得セ
ネバナラヌノミカ、統治階級中ノ一切ノ可能ナル部
分ヲ爭取シテ抗日戰爭ニ參加セ、抗日民族統一戰
線ヲシテ更ニ擴大セテ自己陣營ト力量ヲ増強セネバ
ナラス。國民黨南京政府及ビソノ軍政ヲ推動シテ抗
日戰爭ニ參加サセルコトハ全民族的ナ、大規模ナ抗日
武裝闘争實行ノ必要條件デアアル。但シ、コレハ國民
黨南京政府ノ、民族利益ニ違反セル一切ノ錯誤政策
ニ對スル嚴重ナ批評ト闘争ヲ怠ルノテハナイ。

共產黨ヲ擴大強化シ共產黨ノ政治上、組織上ノ完
全ナル獨立性、内部ノ團結一致性ヲ保證スルコトハ
抗日民族統一戰線ト民主共和國ヲシテ徹底勝利ヲ得
セシムル最基本條件デアアル。故ニ「ソ」區内テ就中
非「ソ」區内テ黨員ヲ系統的ニ吸收スルコトハ非常
ニ必要デアアル。

41

二〇、中共中央ト中ソ政府ノ西安事變ニ對スル通電（一九三六・一一・一九）

南京孔庸元、孫哲生、馮鈺章、陳立夫等先生及
 國民黨、國民政府諸先生、西安張漢卿、楊虎城
 王鼎芳、孫如先生並ニ抗日聯軍西北臨時軍事委員
 會諸先生賜鑒

西安抗日糾領提出後、全國震動シ、南京ノ「安
 内而後振外」政策ハ再ビ疑クルヲ得ナクナツタ。
 平心ニ語ズルニ西安諸公ノ愛國熱心ハ人後ニ落チ
 ズ、ソノ主張ハ即時抗日ニアル。而シテ南京政府
 ハソノ歩調稍々緩慢デアルガ親日分子ヲ除ク外、
 悉ク抗日ヲ欲スルモノデアリ、内戰發動ヲ希望シ
 テキナイ。現在ノ大勢ヲ顧ミルニ抗日ヲ實行スル
 ニ非サレバ國存シ得ズ、マタ一致團結スルニ非サ
 レバ抗日ヲ遂行シ得ズ、内戰ノ堅持ハ自ラ滅亡ヲ
 促進スルモノト云ハザルヲ得ナイ。斯カル危急存
 亡ノ秋ニ當リ本黨、本政府ハ双方ニ對シ次ノ如キ
 條件ヲ提出ス。

一 双方軍隊ハ潼關ヲ以テソノ境界トナスコト。
 南京軍ハ陝西省境内ニアツテ和平會議ノ解決ヲ待
 ツ。

二 南京ヨリ即時和平會議ヲ召集シ、南京、西安

Ref Doc 980

兩方面ノ代表ノ外、更ニ全國各黨各派各界各軍ニ代表ノ参加方ヲ通知ス。

本黨、本政府モ出席代表ノ派遣ヲ準備ス。

三、和平會議ニ先立チ、各黨各派各界各軍ヨリ抗日救亡草案ヲ提出シ、且ツ蔣介石先生ノ處理問題ヲ討論ス。但シ基本綱領ハ須ク全國團結、一切ノ内戰反對、一致抗日タルベシ。

四、會議場所ハ南京トス。

上述建議ハ現下ノ緊急國頭ヲ解決スル合理且ツ有効ナル方法デアル。南京諸公方即時國策ヲ決定シ以テ國家混亂中ニ日寇虐ニ乘ズルヲ免ガレルヲ望ム。且ツ全國人民各黨派ハ當局ノ和平會議召集ヲ督促シ一定國策ヲ討論シ共ニ國難ニ赴クヲ望ム。

二一、中共中央ノ中國國民黨三中全会ニ對スル通電(一九三七・二一〇)

中國國民黨三中全会諸先生鑒

西安問題和平解決シ國ヲ寧ゲテ慶祝ス。之ニヨリ和平統一、團結禦侮ノ方針實現スルヲ得ベク實ニ國家民族ノ幸福デアル。

コノ日寇猖獗シ、中華民族ノ存亡千鈞一髮ノ秋ニ當リ、本黨ハ貴黨三中全会ガ右方針ニ基ツキ左記各項ヲ國策トセンコトヲ切望ス。

43

Ref Doc 180

44

一切ノ内戦停止、国力集中、一致對外
 二 言論、集會、結社ノ自由、一切ノ政治犯釋放
 三 各黨、各派、各界、各軍ノ代表會ヲ召集シ
 全國人材ヲ集中シテ共同救國ス。
 四 對日抗戰一切ノ準備工作ヲ迅速ニ完成ス。
 五 人民生活ヲ改善ス。
 貴黨三中全会ガ右國策ヲ毅然トシテ決定シ得ル
 ナラバ本黨ハ團結禦侮ノ誠意ヲ表示スルタメ貴黨
 三中全会ニ左記保證ヲ與ンルヲ望フ。
 一 全國的範圍ニオイテ國民政府ヲ覆ノ武裝暴動
 方針ヲ停止ス。
 二 ソグエイト政府ヲ中華民國特區政府ト改名、
 紅軍ヲ國民革命軍ト改名シテ直接ニ南京中央政府
 及ビ軍事委員會ノ指導ヲ受ケル。
 三 特區政府區域内デハ普遍徹底セル民主制度ヲ
 實施ス。
 四 地主ノ土地沒收政策ヲ停止シ、抗日民族統一
 戰線ノ共同綱領ヲ堅決執行ス。
 國難日毎ニ繁ク時ハ我ヲ待タズ、本黨ガ國家ニ
 忠誠ナルコトハ之ヲ天日ニ誓ヒ得ル。諸先生ガ熱
 心ニ國家ノタメニ本黨ノ請求ヲ許容スルナラバ、
 全民禦侮救亡ノ統一戰線ハ之ニ依リ實現セン。我

裏面白紙

Ref Doc 980

45

等ハ同ジク黄帝ノ子孫、同ジク中華民族ノ子女デア
アル。國難ニ直面セルコノ秋、一切ノ既成政見ヲ
拋棄シ秘密ニ合作シテ共同奮闘スルコトハ中華民
族ノ最後ノ希望ノ偉大ナル前提デア。茲ニ露ン
デ不逞強ヲ逞シ、通牒ヲ持テ、民族革命的敬禮ヲ
送ル。

中國共產黨中央委員會

中共ノコノ提案ハ、發表後國民大衆ノ廣汎ナル
贊同ヲ得、且ツ國際的ニモ極大ナル好感ヲ獲得シ
タノデアアル。只一毅ノ「愛國」分子ノミナラズ、
國民黨ノ一部領袖間ニモ、大イニコレヲ歡迎スル
モノガアツタ。國民黨ノ中央執行委員馮玉祥、張
人傑、李石曾、孫科、鹿鍾麟、石瑛、張知本、石
敬亭、李烈鈞、朱瑞奇、吳景燾、經亨頤、宋慶齡
何香凝等ハ、三中全会ニ對シテ聯盟ヲ以テ公開的ニ
孫中山ノ主張セル「容共」「工農擁護」
ノ三大政策ヲ恢復セヨト云フ提議ヲナシタ。三中
全會ノ左右兩派ハコノ問題ヲ親ツテ激烈ナル論戰
ヲ交ヘタカ、シカシ國民黨右派ノ勢力ハ尙依然ト
シテ優勢的デアツタカラ三中全会ハ對内對外政策
ニ關シ、未ダ徹底的改變ヲ勵行スルコトガデキナ

裏面白紙

138

Def Doc 980

カッタ。シカノミナラズ、三中全会ハ國共合作ノ代リニ「赤禍根絶」ノ決議ヲ通過シ、ソノ決議文ノ中デハ大イニ共產黨ヲ非難シテキル。ダガシカシ一九二七年ノ國共分裂以來、國民黨ガソノ中央執行委員會ニ於イテ。共產黨トノ合作問題ヲ討議シタコトハ全ク三中全会ヲ以ツテ最初トスル。

二二、中共中央ノ全黨同志ニ告グル書（一九二七年一月五）
親愛ナル同志タチ！

西安事變ノ和平解決並ニ國民黨三中全会後、中國革命形勢ハ已ニ一個ノ新段階ニ進入シタ。コノ段階ノ任務ハ既ニ取得セル國內和平ヲ強化シテ民主權利ヲ實現シ、對日抗戰ヲ實現スルコトデアラスカル任務ノ完成ハ全民族ノ總動員ヲ要スル。我ガ黨全體同志ハコレヲ任務ノタメニ最大ノ犧牲的精神ト堅強ナル意志ヲ以テ鬪争スルヲ要スル。

45

Ref Doc 980

47

全國民衆ヲ喚起シテ抗戦ニ参加サセルタメ、中國共産黨ハ、必ズ目前ノ情況ニ差ヅキ各階級、各階層ノ切實ナル經濟、政治、文化利益ヲ代表セル團體ヲ提出セネバナラス、且ツコレヲノ綱領ヲ具體的ニ實施スルタメ密固セネバナラス。斯カル綱領ノ具體的實施ハ民族革命勝利ノ最高利益ヲ妨害セヌノミカ、コノ利益ノタメコレヲ綱領ノ實施ガ切ニ必要ナル。本黨ハ階級利益ト民族利益ヲ對立セシムル點ニ反對スル。中國民族ノ徹底解放ハ、中國工人、農民、小資産階級ノ最高利益ヲアルヲ指稱スル。但シ本黨ハ彼等ノ生活ヲ必ズ改善スベキデアル。改善サレテコレヲ始メテ民族解放闘争ノ勝利ノ展開ガ容易デアルト認メル。

新ナル形勢ハ全黨同志ガ最大ノ政治的變態ト應答ナル注意ヲ以テ全世界、全中國ノ政治的變態ニ注意シテ小ナル局部的變態ト應答主義ヨリ解放サレルコトヲ要求シテキル。我黨同志ガ「マルクス」、「レーニン」、「スターリン」的方法ヲ以テ當時當地ノ具體環境ヲ細心ニ分析シ、人民群衆ノ呼聲ニ耳ヲ傾ケ、適當ナル主張、策略、「スローガン」ヲ提出シ、政治經濟ノ他各地方面ノ問題ヲ慎重正當ニ解決スルコトヲ要求シテキル。「マルクス」、「レーニン」、「スターリン」主義ノ原則ハ必ズ之ヲ具體化シテ行動ノ指南

裏面白紙

Ref Doc 780

針タラシメネバナラス。甲種共産黨が目前ノ革命運
動ヲ正軌ニ偵察スルト谷トハ今次大革命ガ勝利スル
ヤ否ヤノ運命ヲ決定スルコトヲ係記セヨ。

L

同年七月七日五時、蘇聯共産黨ガ暴發シタ。中共ハ蘇聯
共産黨ノ二日目ニ通電ヲ發表シ「全民族的抗戰實行」
ヲ主張シタ。ソノ内容ハ次ノ如クデアル。

二三、中共ノ自軍ハ蘇聯共産黨ニシテ連電
(一九三七。七。八)

全國各新團體、蘇聯、軍隊、中白國民黨、國民政
府、軍事委員會並ニ全國同胞クテ

本月七日夜十時、日本軍ハ蘇聯領テ中國陸軍海軍
安部隊ヲ攻撃シ海陸軍ノ長辛店ヘノ進却ヲ京メクガ
海軍隊ハコレヲ聽カズ衝突ガ發生シタ。現在尙ホ反
方對戦中デアル。

日寇ノ蘇聯領ニ於ケル諸カル統一行動ガ遂ニ大熱
機ナル侵略戰等ニマテ演スルカ、或ハ外交壓迫係
争ヲ激化シ以テ將來ノ侵略戰等ヘノ導入ヲ期スルカ
ニ拘ラズ、平津ト奉天ハ日寇ニ武装侵略サレル危險
ガアリ、鐵ル切迫シテキル。コノ危險ナル形勢ハ我
スニ切斷ル——過去ノ日本帝國主義ノ對蒙「新認識」
「新政策」ノ空言ハ中國ヘノ新クナル進取準備ノ程

48

Ref Doc 980

幕ニ過ギナカッタト。中國共產黨ハ既ニ早クカラ全
國同胞ニコノ點ヲ指摘シテキル。今ヤ煙霧ハ既ニ取
除カレタ。日本帝國主義ノ平津華北武力侵略ノ危険
ハ既ニスベテノ中國人ノ面前ニアル。

全中國ノ同胞ヨ！ 中華民族今ヤ危急！ 全民族
ガ抗戰ヲ實行スルコトコソ我々ノ出路ダ。我々ハ進
攻セル日本軍ニ即時斷呼タル反撃ヲ與ヘ、新ダナル
大華變ニ應ズベク、即時準備スルヲ要求ス。全國上
下直テニ日寇トノ和平苟安ノ希望、評價ヲ放棄スベ
キデアル。

全中國ノ同胞タテ！ 我々ハ馮治安部ノ英勇抗戰ヲ
設場擁護スベキデアル。我々ハ華北當局ノ、國土ト
存亡ヲ共ニスルトノ宣言ヲ設場擁護スベキデアル。
我々ハ宋哲元將軍ガ全二十九軍ヲ即時動員シ、前線
ニ出動、應戰スルヲ要求ス。我々ハ南京中央政府ガ
即時且ツ切實ニ二十九軍ヲ援助スルヲ要求スルト共
ニ、全國民衆ノ愛國運動ヲ解放シ、抗戰的意氣ヲ發
揚シ、全海陸空軍ヲ動員シ、應戰ヲ準備シ、中國
ニ潛伏セル漢奸賣國賊分子、一切ノ日寇「スパイ」
ヲ即時肅清シ、後方ヲ鞏固トナスヲ要求ス。我々ハ
全國民衆ガ神聖ナル抗日自衛戰爭ヲ全力援助スルヲ
要求ス。我々ノ口號左ノ如シ。

武裝保衛天津、保衛華北

498

39

142

裏面白紙

19 50
41

Ref Doc 980

日本帝國主義ニ寸土タリトモ中國ヲ侵略セラルナ
 國土保衛ノタメ永後ノ一筋ノ血ヲ流セ！全中
 國、政府ト軍隊團結シテ、民族統一戦線ノ鞏固長
 ヲ建立シ、日寇ノ侵略ニ抵抗セヨ！
 國共兩黨親密ニ合作シテ日寇ノ新進攻ニ抵抗セヨ！
 日寇ヲ中國カラ驅逐セヨ！

中共中央委員會

裏面白紙

Ref Doc 980 M

中共中央ハ八月十五日附ヲ以テ「一切ノ力量ヲ集中シ、抗戦ノ勝利ヲ爭取スルタメニ斗争スル所ノ一切ノ日救國十大綱領ナルモノヲ發表シタ。即チ左ノ如クデアル。

二五、中共ノ抗日救國十大綱領（一九三七、八、一五）

一、打倒日本帝國主義

日本ニ對シ絶交シ、日本官憲ヲ驅逐シ、日本ノ榮債ヲ逮捕シ、日本ノ中國ニ於ケル財產ヲ沒收シ、日本ニ對スル借款ヲ否認シ、中日條約ヲ廢除シ、華北ト沿海各地ヲ保衛スルタメ血戦シ、平津ト東北ヲ救復スルタメ血戦シ、日本帝國主義ヲ中國ヨリ驅逐シ、如何ナル勳捕、妥協ニモ反對ス。

二、全國軍隊ノ總動員

全國陸海空軍ヲ動員シ、全國抗戦ヲ實行シ、軍紀防禦ノ消滅的作戰方針ニ反對シ、獨立自主ノ積極的作戰方針ヲ採用シ、積極的國防會議ヲ建立シ、國防計畫ト作戰方針ヲ討論、決定シ、人民ヲ武装シ、連隊戰爭ヲ發展シ、主力軍ノ作戦ニ配合セシメ、軍隊ノ政治工作ヲ改革シ、指揮員ト戰鬥員ヲ一致團結セシメ、軍隊ノ積極性ヲ發揚セシメ、東北人民革命軍、東北義勇軍ヲ援助シテ敵人ノ後方ヲ破壞シ、一切ノ抗戰軍隊ノ平等ナル待遇ヲ實現シ、全國各地ノ軍區ヲ建立シ、全民ヲ動員シテ参戰セシメ、以ツテ厲兵秣馬ヲシテ義務兵役制ニ改換セシム。

51 70

裏面白紙

Ref Doc 980

三、全國人民ノ總動員

全國人民ハ漢奸ヲ除ク外、スベテ抗日救國ノ旨趣、出版、集會、結社及武裝抗日ノ自由ヲ有シ、人民ノ愛國運動ヲ束縛スル一切ノ法令ヲ廢除シ、一切ノ愛國的、革命的的政治犯人ヲ釋放シ、黨禁ヲ開放シ、全國人民ヲ動員シテ抗戰ニ參加セシメ、カアルモノハ力ヲ出シ、養アル者ハ食ヲ出シ、織造ヲ有スル者ハ銃砲ヲ出シ、知識アル者ハ知識ヲ出ス、コトヲ實行シ、豪民、同民及其他一切ノ少数民族ヲ動員シ、民族自決ノ原則ノ下ニ共同抗戰ス。

四、政治機構ノ改革

眞ニ人民ヲ代表スル國民大會ヲ召集シ、真正ノ民主的憲法ヲ通過シ、抗日救國方針ヲ決定シ、國防政府ヲ選舉シ、國防政府ハ各黨各派及人民團體ノ革命分子ヲ吸收シ、親日分子ヲ驅逐ス。國防政府ハ、民主集中制ヲ採用シ、民主的デアリシカモ又集中的デアアル。國防政府ハ抗日救國ノ革命政策ヲ執行シ、地方自治ヲ實行シ、貪官汚吏ヲ削除シ、廉潔政府ヲ建立ス。

五、抗日ノ外交政策

眞正ノ主權ヲ恢復セザル範圍ニ於テ、日本ノ侵略ニ反對スル凡ユル國家ト反侵略的同盟及抗日軍事互助協定ヲ訂立シ、和平陣線ヲ擁護シ、日露伊ノ侵略陣線ニ反對ス。朝鮮、臺灣及日本國內ノ工農人民ヲ

裏面白紙

52

145

Def Doc 980

聯合シ日本帝國主義ニ反對ス。

六、戦時ノ財政經濟政策

財政々策ハ、錢アルモノハ錢ヲ出スコト及漢奸ノ財産ヲ沒收シテ抗日經濟ニ充當スルコトヲ以ツテ原則トナシ、經濟政策ハ、國內ノ生産ヲ整頓擴大シ、農民經濟ヲ發展セシメ、戦時農村生産品ノ自給ヲ保障シ、糧食ヲ提倡シ、土産ヲ改良シ、日貨ヲ禁絶シ、奸商及投機操縦ヲ取締ルコトヲ要スル。

七、人民生活ノ改良

工人、農民、職員、教員及抗日軍人ノ待遇ヲ改善シ、抗日軍隊ノ家族ヲ優待シ、苛捐雜稅ヲ廢除シ、減租減息シ、失業ヲ救済シ、糧食ヲ調節シ、災荒ヲ賑濟ス。

八、抗日ノ教育政策

教育ノ舊制度、舊課程ヲ廢棄シ、抗日救國ヲ以ツテ目標トスル新制度新課程ヲ實行シ、普遍的、義務的免費的、教育方針ヲ實施シ、人民ノ民族的愛國ノ程度ヲ高メ、愛國學生ノ武裝訓練ヲ實行ス。

九、漢奸、賣國賊、親日派ヲ肅清シ後方ヲ鞏固ニス。

十、抗日ノ全民族ハ國共兩黨ノ徹底的合作ノ基礎ノ上ニ團結シ、全國各黨、各派、各軍ノ抗日民族統一戦線ヲ建立シ、抗日戦争ヲ指導シ、精誠團結共ニ困難ニ赴ク。

中國共產黨中央委員會

裏面白紙

Ref Doc 980 N

二六、中共中央ノ目前ノ形勢ト黨ノ任務ニ關スル決議（一九三七。八。一五）

八、共產黨ノ指導スル所ノ民族ト武裝勢力ハ根源的ニ國爭ノ最前線ニ立チ、自己ヲ以ツテ全國抗戰ノ核心トナシ、最大ナル力量ヲ以テ抗日ノ群衆運動ヲ發展セシメネバナラヌ。一刻ノ時間モ怠ラズ、一領ノ機軸ハ群衆組織武裝闘争ノ中ニ至ツテ宣傳シ、只直チニ千百萬群衆ヲ組織シテ抗日民族統一戦線ニ参加セシメルナラ、抗日戰爭勝利ハ何處ニテハナインデアル。（一九三七年八月十五日）

54

裏面白紙

Communists in China.

22-5-16 30

By Ser. 1441

如ク供述致シマス
自分儀我國ニ行ハルル方式ニ從ヒ先ツ別紙ノ通り宣誓ヲ爲シタル上次ノ

宣誓供述書
供述者 大塚 令三

荒木貞夫 其他

對

亞米利加合衆國其他

極東國際軍事裁判所

Shiobara

149-1

- 一、私は大正十四年明治大學を卒業し、同年四月滿鐵に入社し調査課に於て支那政治經濟の調査を担当し、主として中國共產黨の事情の研究に従ひその時以來昭和十七年四月迄支那に在任し北京上海南京に居りました。
- 二、滿鐵の調査課には支那研究に關する種々の資料が蒐集されてあり各種の支那要人に面會する機會がありました。
- 三、私は一九三六年滿鐵の命により「支那赤色勢力の現段階」と云ふ著述を書きました。之は一九三六年八月十五日から同月二十九日迄米國カリフォルニア州ヨセミテ公園に於て開催せられた第六回太平洋會議に提出された日本側資料第十七輯として同會社より提出した原稿を同年七月總務部文書課員松崎進が英譯したものであります。
- 四、私は右著述の基礎を中國共產黨から出した各種の出版物に於いたのてあります。私は調査のため中國共產黨地區には數回となく入つたことがあります。
- 五、私は英語及中國語を讀む事は出來ますが、書くこと及話すことは充

分ではありません。

五 辯護側文書一一六一號として御示しになつた本の中三四三頁より三七五頁までは今申した私の書述したものに相違ありません。

六 私は滿鐵調査部に勤務中中國共産黨が作成した中國語の各種の聲明決議宣言其他の文書を蒐集して居りました。一九三九年七月同調査部が「抗日民族戦線統一運動史」と題する本を發刊しましたがこの本の中に蒐録せられた中共の文書は何れも今申しました通り私の集めたものの日本語譯をその儘轉載したものでありまして辯護側文書第九八〇號は右の本に相違ありません。

七 一九三二年一月二十八日第一次上海事變發生後同年四月二十六日中國ソヴェエト臨時中央政府は國民黨軍が中國共産黨軍に對し攻撃を加へることを批難すると共に日本に對し宣戰を布告しました。

八 同日「中共中央の民衆に告ぐる書」同一九三三年四月十五日「中國ソヴェエト政府の抗日合作宣言」を發表し日本政府と蔣介石政府の間に平和的に中日の國交を調整すべき折衝が行はれて居ること及中國

Ref doc 1441

國民軍が共産軍を攻撃することを重ねて批難し日本に對し暴國抗戰すべきことを煽動しました。

九 一九三三年十一月二十六日中國共産黨と福建省政府及十九路軍との間に「反蔣反日の初步協定」が成立し十九路軍は武力を以て「ソヴェエト」區を擁護し反蔣宣言を發表し反日反蔣軍擧行動の準備を進行しそれがための作戰協定をなすべきことを約しました。

十 一九三四年七月十五日中國工農紅軍が「北土抗日宣言」を發表して國內戦争を對外戦争に導くべきことを求めました。

そしてその文中に中國政府が滿洲國との間に直接に通郵通車を協定し滿洲國を承認したと及中國ソヴェエト政府及工農紅軍（中國共産黨）を攻撃せんとしたことを批難し蔣介石政府に對し對日宣戰を布告すべきことを求めました。

十一 一九三三年五月塘沽協定以來日本及中國兩政府は奉天事件以來の中日國交を調整すべく非常な努力をなしましたが一九三五年八月一日中國共産黨中央委員會は「抗日救國のため全國同胞に告ぐる書」即ち所

Ref doc 1441

請八。一宣言を發表しました。

この宣言により中國共產黨は中日の國交調整に努力する蔣介石、汪兆銘、黃郛、王揖唐、唐張都等の主張する「中日親善」「中日合体」のスローガンを批難し中國ソヴェイト政府の對日宣戰布告、麗建人民政府の紅軍の提議による聯合抗日中華民族對日作戰基本綱領を賞揚し國民黨の軍隊がソヴェイト區域の攻撃を停止し對日戰を準備し抗日のため中國共產黨及紅軍を含めた國防政府の樹立を要求して居ります。そしてその國防政府方針として在華日本財産を一切沒收して對日軍備を充實し全國民衆を武装せしむるにありと主張して居ります。この宣言は主として工場團體、學生、少壯軍人、新聞雜誌記者、反日會、救國會其の他に呼びかけましたのでその宣言中にある「力アルモノハ力ヲ出セ、錢アルモノハ錢ヲ出セ」と云ふスローガンは一般中國民衆に非常に力強い印象を與へ中國政府の中日國交調整の努力に益々困難を與へました。

十一一九三五年十二月十四日中國共產黨中央委員會は「全國民衆、各黨

派一切の軍に告ぐる書」を發し同月二十五日「現下の政治形勢と黨の任務に關する決議」を發した。何れも八。一宣言と同様の趣旨を含んだものであるが特に後者は國防政府の樹立と抗日聯合軍の結成を促し經濟思想及ソヴェイト制度及土地革命の贊否に拘らず反日思想を有するものを組織し日本との國交調整に努力し居る國民政府の要路者を實國奴として之に對する闘争を主張して居ります。これがため全決議は共產黨員が中國の汎る地域、團體、軍隊、地方政權に働きかけ又は之を組織し或は組織を合体し右の趣旨を貫徹することを要求して居ります。

更にこの決議は國民黨政府に厚遇せられざる汎ゆる分子がソヴェイトに於て優遇せらるべきことを公表し且富農に對する政策商工資本家に對する政策を變更して多衆のソヴェイト共和國加入を奨容し以て日本及國民黨政府との斗争を強行せんと主張した。之ら一聯の中國共產黨の活動は各地に於けるソヴェイト地域の擴大共產黨員の増加、共產軍の増強を結果すると共に國民黨員及國民軍の

Ref No 2441

統一せられたること及反日の手段に關し戦争は避けるべきものとの意見を排し反日戦争は不可避との原則に統一せられたることを強調して居る

Ref No 1441

下級將兵に對しても非常な影響を與へた。
そしてこの當時續けられて居た中日兩國政府間の國交調整の努力をも非常に困難を與へた。
十三一九三五年七月二十五日から同年八月二十日迄モスコイに開かれた第七回コミンテルン大會が中心スローガンを「平和のための戦争」に置き獨乙、日本及ポーランドに反對する統一戦線の結成を決議するやこの決議は中國共產黨に非常な鼓舞となつた。この大會には中共からは王明、陳紹玉が出席した。
十四一九三六年三月十日中國共產黨中央委員會北方局は「抗日救國宣言」を發し大略前述と同様の主張をなしたる外、軍隊、政黨、團體機關、個人等がソグイェイトに來り國防政府と抗日聯合軍の結成に参加せんことを求めた。
十五一九三六年六月一日救國聯合軍成立大會に於て「抗日救國の初步政治綱領」が決議された。この決議は民族革命中の對外抗争として、普遍的反帝又は反英などの手段をとらず先づ「反日第一」の原則の下に

kyko 21441

十六、一九三六年六月十三日中共中央委員会は目前の政治状勢と黨の任務に關する決議を發した。これによると一九三五年二月九日北平學生が救亡運動を起して以來、廣く全國に抗日救亡運動が勃興した。及その參加者は、工農人のみならず學生兵士知識階級分子なることを報告し、抗日反蔣介石統一戦線が完成した。當時平津地方に駐屯して居る二十九軍ノ下級軍官兵士の間には抗日救亡の旺盛にして上級の命令に服従しない熱な空氣のあること。八、一宣言以來、中央の主要は全軍軍隊の實力派の熱烈な共鳴を得たことを報告し、抗日戦争と反蔣戦争の區別が不可解なるを主張し、中國共產黨を孤絶しソウイェート人民共和國を建設すること。及反蔣救亡の抗日戦線の建設を主張し、蔣介石の意見に従ひ、統一戦線に參加せしむべきことを強調して居る。

十七、一九三六年九月十七日中共中央政治局は「抗日救亡運動の新形勢と民主共和國の建立ニ關する決議」をなしました。

kyko 21441

十八、中共の右の宣傳に伴ふ抗日運動は一九三六年に至り高潮に達し各地における種々の日本人殺害事件が起つた。その内で同年八月二十四日の成都事件、同年九月三日の北海、九月十九日の漢口事件、一九三五年十一月九日中山水兵事件、同年十一月十一日日比野洋行事件、一九三六年七月益生事件は有名である。

十九、一九三六年十二月十二日西安事件が発生した。

一九三六年十二月七日蔣介石は西安で國防會議を開催する豫定で各地將領に對し召電を發し十二月十一日には張學良、于學忠、朱紹良、鄧力子、朱家驊、陳誠、蔣作賓、楊虎城、陳調元等が參集した。十二月十二日張學良は楊虎城と共にクーデターを起し監獄の清涼地温泉に滞在中の蔣介石及中央要人を逮捕した。

十三日張學良は國民政府が對日宣戰を布告すべきに拘らず日本との外交交渉に終始することを攻撃し、國民政府を否認し國家の改造をなすべきと主張する電を發した。

蔣介石は張學良との妥協成立して十二月二十六日南京に歸つた。

sep. 16 - 1441

此の妥協條件の内には蔣介石は時勢を見て抗日をなすことに重成し、共
匪討伐を中止し、一国民政府の親日派要人を中央要職より罷免し、上海に
警察せられ居る共産党員沈鈞儒以下六名の罪の軽減と釋放を終する一條
項を含む八ヶ條でありました。

二〇、西安事變後抗日運動時に北支に於ける抗日運動は積極的具體的にな
つて來ました。
各地に暴者を指導者とする幾多の騷擾事件が蒸起しました。
二一、一九三七年七月七日盧溝橋事件が勃發し中共はその事變の最初の目
的を達しました。そしてその翌日中共中央委員会は國共合作して即時對
日決戦をなすべき通電を全国に發しました。

sep. 16 - 1441

昭和二十二年（一九四七年）四月二十九日

發 送 者 大 塚 令 三

右ハ當立會人、世前ニテ宣誓シ且ツ姓名捺印シタルコトヲ證明シマス

同 日 於

立會人 大 塚 信 一

154-1

Handwritten text at the top left, possibly a date or reference number.

7

良心ニ従ヒ眞實ヲ述ベ何事ヲモ黙秘セズ又何事ヲモ附加セサルコトヲ誓

宣 誓 書

(署名
捺印)

大 塚 令 三

154-2

高橋

極東國際電報社

亞米利加合衆國 其他

寄

荒木 貞夫 其他

大塚 令三

從ト先ヅ別紙ノ通り宣旨ヲ爲シタル上

Handwritten notes on a slip of paper, including the name "大塚 令三" and other illegible characters.

一、我ガ一九四七年四月二十九日決議を辯護例文書第一四四一號トサ
レタロ候書ノ差控トシタ中亞米利加合衆國ノ文書ハ河レモ一九四二年
四月私ガ上海ヲ去ル迄南洋鐵道株式會社上座事務所資料室ニアリ
マシタ。其後未ダ其所ニアルトハ思トマスガ今ハ何ウナツテ居ルカ
實際ノ所ハ私ニハ判リマラス。

Ref No. #1595

Key No. 1595

高橋

極東國際軍事裁判所

亞米利加合衆國 其他

對

荒木貞夫 其他

宣誓供述書

供述書

大塚

令三

自分機要室ニ行ハルル方式ニ從テ先ヅ別紙ノ通り宣誓ヲ爲シタル上
次ノ如ク供述致シマス

一我ガ一九四七年四月二十九日發給ニ據テ聲明文書第一四四一號トサ
レタロ供書ノ基礎トシテ中領英領共同ノ文書ハ河レモ一九四二年
四月私ガ上座ヲ去ル迄高橋謙三株式會社上海事務所資料室ニアリ
マシタ。其餘未ダ其所ニアルトハ思ヒマスガ今ハ何ウナツテ居ルカ
實際ノ所ハ私ニハ判リマシヌ。

155-1

176

Ref loc #1595

自心ニ從ト眞實ヲ述ベ何事ヲモ欺惑トズ又何事ヲモ附加トザルコトヲ誓フ

宣 誓 書

署名捺印

大

塚

令

三

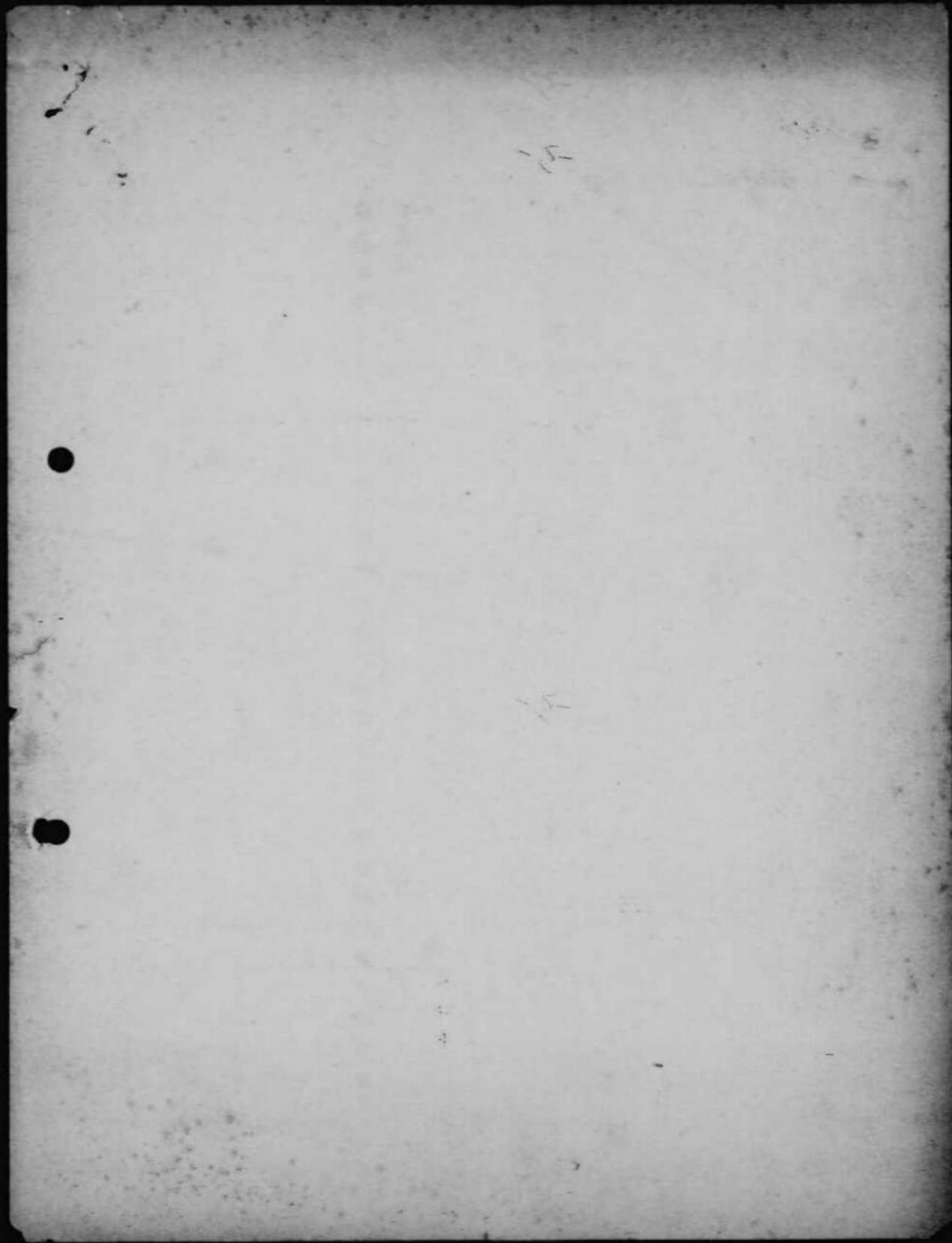
Ref loc #1595

右ハ營立命人ノ西前ニテ宣誓シ且ツ署名捺印シタルコトヲ證明シマス
同日 於 東京國際電報裁判所

立 命 人

大 塚 信 一

昭和二十二年（一九四七年）五月十九日於 東京國際電報裁判所
供 述 者 大 塚 令 三



19/5 (Rejecte)

J. Takahashi

124 No. #960-F

及及び政治顧問を派遣した。
これらの顧問は一九二四年一月ロシアから帰した片介石を連れて、

の...
つた。...
の支那...
二部委員の任命を伴ふといふ工合に...

於いて...
コミンテルンの指令を...
ンテルン...
於いて...
つた。...
の支那...
二部委員の任命を伴ふといふ工合に...

昭和七年七月

支那共産黨史

外務省情報部

容共に...
コミンテルンの指令を...
ンテルン...
於いて...
つた。...
の支那...
二部委員の任命を伴ふといふ工合に...

19/5 Rejected

Takahashi

Kōc #960-F

昭和七年七月

支那共産黨史

外務省情報部

容共に関する民間の動向

コミンテルンの指令を遂行して、民間黨魁込みに活動した共産黨はコミンテルン連支本部ボロディンを背景として、相対大きい影響を党内に於いて獲得し、組織部長陳平甫、農民部長林平瀾等を中心として主従の宣傳に努め、黨勢の増進を謀つた。民間黨がある地方に支派を設立すると、共産黨も同時にそれ自身の支派を多くに區分派を設立するし、民間黨支派委員の任命は必ず共産黨支派委員の任命を給ふといふ工合に黨勢の隆の上では兩々相持して下らなかつた。

コミンテルンの援助も國民黨改組後ますます増進的となり、黨勢、宣傳、武器の供給以外の重要部門がアレクサンダー（註一）以下數十名の支派及び政治顧問を派遣した。

これらの動向は一九二四年一月ロシヤから帰朝した菅介石を境けて、

裏面白紙

五月黃埔陸軍官學校を設立し、蘇を扶養とし、汪兆銘を總代理とし、
ロシア國軍の組織に従つて、革命主義的軍事教育を施し、蘇軍の中堅た
るべき人材を養成した。蘇北役の戦功は、黃埔回國の力に頼る者多く蘇
介石の成功は、全くこれを舞台としたものと云へる。

(註一) ガアレン陸軍は二名ワシリイ・コンヌメンノウィツキ・ブ
リュウヘル、一八八九年生。もとほはふる空想製作工場の熟練者でストラ
イキを指導して二年も入獄したことがある、一九一〇年陸軍に入つたが
翌年召集して陸軍、蘇北生俘に復歸し、一九一六年社會主義黨入り、十
月革命が、サアマラ革命委員會に入り、選成校を率ゐてドウトフ將軍
を討伐して戦功を挙げ、次いで師團長となりコルチヤツク・ウランゲル
師團補佐に功あり、一九二一年紅軍共和軍總司令官、軍事評議會議長に
り、第一親衛隊隊長、レニンングラード衛戍司令官を兼ね、一九二〇年
支那に來任したのである。

Hei Hin #960-F

共産黨の來の面目である農民運動も、この時期に於て着手せられた。
農民部長林祖源は變くも陳公博に代られ(蘇は初代の共産黨員であるが

Leaf Loc # 960-F

この時はすでに純粹の黨員でなくなつてゐる。一たび、その怒奮に竹共
府黨初つての農民運動の組織たる屋敷口を入れ、彭海、戸渡、他も組織幹
事となり、七月農民運動指導者に對して、共產主義的指導を施し、漸次
農民協會の組織に進んだ。國民黨員も農民組織の初期には、これに参加
する事が出来たが終には、この方面に共產黨の中間勢力を以て認められ、
國民黨員は閉め出しを喰つた形となつた。しかし此の時代に於ける共産
黨は、まだ充分に農民運動の重要性を認識するに至らず主力を労働者組
織に向けて居たので農民運動は僅かのみ大で實質的には、さまで見るべき
ものがなかつた。

かく共産黨員が黨の大勢を司能し、階級の共産がオベア、ロシア人問題
の方寸に出で、共産黨員及びこれを支持する汪兆銘、廖仲愷、陳延炯の領袖
に反つて戦り行はるゝやうになつたので右派國民黨員を打ち共産黨と
の提携を喜ばせたと孫文の態度によつて胸をさすつてゐる。陳延炯、謝持、
鄒澤如（ともに中央監察委員）等の一派は、こゝに至つて漸くその態度
を平直し、黨の傳統を維持する目的を持つて、七月中央委員会に對して、

裏面白紙

Ref No #960-F

共産運動を提出し、席上強硬に、廖仲愷が共産党を承認して、党を四分五裂に陥らせ、北方軍閥に国民党員すなわち赤衛軍長との口舌を鼻へ且つ国民党の各省宣傳を妨げ、黨部長の前途を塞いだ罪を責め、弾劾案を朗讀して、共産黨が黨を破壊する罪状を一々證據をあげて詰問したが肝腎の孫文の態度が、いまだで罪状を在るので、孫軍閥の運動は物にならなかつた。これより先、一九二三年六月、国民党右派の馮古田、謝英伯、馬素、鄧演達等は容共の態度を唱へて、孫文に論つて挙り、一全大會を尻目にかけて、腹直を突つたが、こゝに至つて、右派の右派も亦反共態度を明かにするに至つたのである。容共の態度として、内訌の兆は早くもこゝに現はれた。しかし、国民党の孫文のその一年を無事して、一九二三年三月北京で客死し、黨の内訌は即ちみへ持ち出される事になつた。

裏面白紙

裏面白紙

文部ノ出所並ニ成立ニ關スル登記書

自分、林 琴ハ外務省文藝部長ノ職ニ居ル者ナル處、其ニ添付セラレ
タル日本語ニ依ツテ書カレ三頁ヨリ成ル文部共進會史ト題スル書翰ハ日
本政府（外務省）ノ保存ニ當ル公文書ノ豫章ノ正體ニシテ其價ナル當シ
ナルコトヲ聲明ス

昭和二十二年三月十四日 於東京

林 琴

右署名捺印ハ自分ノ印書ニ於テ用サレタリ

同日 於東京

立会人 海 部 勝 馬

leaf No. # 360-F

11

一九二二年七月

文部及教育ニ於ケルニテ

第一章 第一節 中國共產黨ノ沿革 (一) 沿革

中國共產黨ハ其ノ成立ノ翌年、即チ一九二一年五月上海労働界ニ於テ
 第一次全國代表大會ヲ開キ、上海、南京、武漢、長沙等ノ各地代表
 十餘名ヲ出席シ、於テ中國共產黨ノ正式成立ヲ宣シ、中央委員長ニ陳獨
 秀ヲ同副委員長ニ周恩來ヲ選任スルト共ニ「コミンテルン」加入ヲ決
 シタリト傳ヘラルル而シテ、同大會ノ前後ニ於テ李大釗、于澂波、林漢
 達、張秋白、周恩來、李立三等ノ有力分子ノ入會ヲ見タリ

一九二二年、七月中國共產黨ハ廣東ニ於テ第二次全國大會ヲ開キ、
 任務力軍區打倒、國際帝國主義ノ壓迫排除、支那民族ノ完全ナル獨立、
 自由聯邦制ニ依ル民主共和制ノ建設、労働者及農民ノ權利自由確立、勞
 働者、農民及婦女ニ關スル法律ノ制定等ヲ目標トシテ、勞農聯合戰線ヲ

22-1-19 2(1)

裏面白紙

リ 陸軍部ノ手続ニ依リテ 財政部定ウ 廢除シテ 財政部ニ移シテ 取扱ノ下
ニ一ノ共ニ主權機關ニ付テ 廢除スルニ在ルコトヲ 宣明シテ 立憲ノ主義ヲ 闡
明シ 宣ニ 一九二二年六月再ハ 廢止ニ 議ニ 各 國 代表 大會ヲ 招キ 中ニ 共
産黨 黨 員 九 名 選 出 決 定 ス ル ト 同 時 ニ 中 國 國 民 黨 ノ 國 民 革 命 運 動 手 続 助 手
之 ト 提 議 合 作 ス ル ノ 方 策 ヲ 決 定 シ テ 之 宣 言 セ リ

一方 中 國 國 民 黨 ニ 在 リ テ ハ 一 九 二 二 年 八 月 總 孫 文 カ 廣 東 省 長 陳 炯 明 ト
衝突 シ テ 上 海 ニ 遷 道 ス ル ヲ 之 ト 殆 ン ト 時 ヲ 同 シ ウ シ テ 北 京 ニ 至 レ ル 勢 是
政府 支 注 意 ヲ ヲ ツ フ エ ル (Loyalty) ハ 翌 一 九 二 二 年 一 月 上 海 ニ 於 テ
孫 文 ト 會 見 シ 前 清 帝 政 時 代 ノ 遺 支 條 約 廢 棄 ノ 聲 明 ニ 基 キ 孫 文 交 渉 ヲ 開 始
ス ル ノ 用 意 ア ル コ ト 時 ニ 更 交 渉 道 問題 モ 石 交 渉 ニ 於 テ 詳 談 ス ル ノ 材 料 ア
ル コ ト 並 其 ノ 國 民 革 命 金 ノ 支 給 ニ 對 シ テ ハ 蘇 聯 邦 ノ 熱 烈 ナ ル 同 情 ト 贊 助 ヲ

得 仁 シ 得 へ キ コ ト ヲ 告 ケ テ 孫 文 ノ 好 意 ヲ 迎 へ タ リ
孫 文 モ 孫 文 ノ 運 動 ニ 依 リ 國 民 黨 力 ニ テ ハ 國 民 革 命 手 続 廢 止 ス ル コ ト 至 極
ナル ヲ 思 目 的 辦 成 ニ ハ 蘇 聯 革命 ノ 展 開 過程 ニ 依 リ 大 策 ヲ 編 織 調 練 ス ル
ト 共 ニ 孫 文 邦 ノ 贊 助 ヲ 極 ル ノ 要 ア リ。 之 カ 爲 ヲ ニ ハ 共 産 黨 ト 提携 ス ル ノ
必要 ナ 記 ム ル ニ 至 リ タ ル モ ノ ノ 如 ク 同 年 二 月 其 ノ 聲 明 ニ 繼 リ 大 元 帥 ト

164-2059-A

心ニハ
ラレハ
ニ及
所
共
政
策
ノ
具
体
化
ノ
要
素
ハ
モ
シ
タ
ル
ヲ
ラ
ル
ニ
シ
リ

裏面白紙

第二國民黨ノ容共政策ニ關ル共産黨ノ勢力伸張

一九二四年一月廣西ニ於テ開催セラレタル中國國民黨第一次全國代表大會ニ於テ孫文ハ新ニ聯共ノ容共、暴工ノ三政策ヲ提ケテ國民黨ヲ改組シ蘇俄階級ヲ背景トスル新ナル國民黨革命運動ヲ提唱セリ而シテ同大會ニ於テ決議セラレタル政綱中對内政策トシテ提ケラレタルモノノ中ニハ労働者ノ生活改善、労働者組織ノ保護、農民ニ對スル組織、小作料及租税ノ軽減並農業立法等労働者及農民ニ對スル政策ニ重點ヲ置キタル項目多ク中國共産黨ノ主張ニ著シク影響セラレタルヲ看取セラルルノミナラス國民黨中央委員トシテ指名セラレタル者ノ中ニハ李大鈞、¹⁹²⁴平山、林祖涵等九名ノ有力ナル共産黨員ヲ交フルニ至レリ

之ト同時ニ「コミンテルン」ノ國民黨援助ハ全々積極的トナリ「ガアレン」ハ別名ニシテ實名ハ（Quaker）ナリ現廣東軍總司令官トハチエフスキ一事件ノ時ハ軍事部長ヲナス「將軍以下者十名ノ軍官及政治顧問ヲ派遣シタルカ邊ニ一九二三年八月黨軍總統率領ノ爲孫文ヨリ蘇俄ニ派遣セラレタル張介石ハ一九二四年一月蘇俄シ長等軍事顧問援助ノ下ニ五

Ref. No. 159-A

裏面白紙

月行期雖々官學校ヲ設立シ自ラ校長トナリ勞働者ノ絶無ニ徴ヒ革命主

義的實事ヲ行ハシ軍ノ中堅タルヘキ人材ノ養成ニ着手ナリ

之ヨリ先一九二三年九月蘇聯邦駐支代表ノ更迭アリ「ヨツフェ」ニ代リテ

着任シタル「カラハン」(Karagan)ニ依リ蘇支交渉ノ恢復並兩國間ノ懸

案トシニ「スル交渉機軸」ヲラレ翌一九二四年五月兩國間ニ「諮問協議解決ノ

爲ノ大綱ニ附スル協定」成立シ右ニ依リ兩國ハ何レモ他ノ締結ヲ以テ政治上

社會上ノ程度ニ反對スル官憲ハ行ハサルヘキコトヲ約シタルニ他面協定

ニ於テ蘇聯邦カ東支鐵道ニ附スル權益ノ一大部分、帝政政府ノ支費ニ於テ

獲得ナル一切ノ特殊權益、蘇聯駐僑民ノ取分、治外法權及領事裁判權ノ提

供ヲ約シタルコトハ支那民心ニ對シテ一大刺戟ヲ與ヘ蘇聯邦ニ對スル好感

油然トシテ昂進シ斯クシテ蘇聯邦ト共產黨トノ合作ヲ益々促進シタルヲ遠

數ノ情勢ハ斷片戰爭以來ノ支那青年民族運動ニ劃期的ノ效果ヲ及ボシ前記

協定成立ノ翌月北京ニ於テ北京學生聯合會、無產者同盟、政治生活社等、二十

二日同盟、中共和平促進會、青年救國團、國民對俄外交同志會等、二十二日

蘇俄ヲ聯合ナル反帝同盟ノ成立ヲ見タリ

16/10/1924

裏面白紙

同月九月第二直線争起ルハ極力反張作殊策ヲ試ミ特ニ直線派
 ノ得トシテ蘇省地方ニ進マシムル 三洋ヲ援助ヤリ十月二十二日 力
 下ニ在リシ民黨ノ製策ニ依リ北京ニ來リ「クーデ・ー」ヲ敢行スル
 ニ及ヒ國民黨ノ勢力京津一帯ニ溯ハリ民黨ヲ操縦ナル共產黨ノ勢力ヲ自
 ラ之ニ伴ヒテ同方面ニ伸張ナリ又滿洲ニ於テハ同月九月前記協定中蒙支連
 道ニ關スル事項ニ基キ主トシテ同蒙道ノ經營ニ關スル事情協定成立シ其ノ
 結果蘇聯邦ハ北滿ニ於テ著シク其ノ權力ヲ回復シ特ニ蒙支連道從業者ハ多
 數ノ赤系露人ヲ以テ充實ナラシムルニ至レリ、茲上共産運動伸張ノ影響ヲ受
 ケ支那ニ於ケル労働運動亦急激的ニ擴大シ労働争議頻發シテ一九二一年四
 九件、一九二二年九一件、一九二三年四七件、一九二四年五六件ヲ算シ一
 九二五年ニ入リテハ一躍二八〇件ニ上リ殊ニ同年四月青島ニ於ケル紡織界
 争ニ引連シ同月三十日上海内外棉紡織ノ労働争議勃發シ形勢次第ニ惡化シ
 五月三十日共同租界内ニ行ハレタル學生ヲ舎メ示威運動ハ遂ニ暴動化シ暴
 徒ニ對スル印原人巡查ノ發砲ヲ直接ノ原因トシテ所謂五卅事件ノ發生ヲ見
 タルカ同事件ハ直チニ波及シ各地ニ於テ猛烈ナル反帝國主義運動ヲ

Highway 19-A

讓渡シ得ノ地々所廣東ヲ中心トスル野共産黨ヲ選定ニ轉化スルニ至レ
 リ（五卅事件ノ詳細ニ付テハ別ニ記述ス）（注二節詳見別紙五五五頁）
 計ツテ國民黨内ノ情況ヲ見ルニ其ノ容共政策採用以來蘇聯邦ヨリ多數ノ
 武器及資金等ノ供給ヲ受ケテ國民黨合軍ヲ編成サラレ黨ノ面目及内容
 ハ至ク一變カラレタルヲ黨内ノ大勢ハ變ケテ共産黨分子ノ支配スル所ト
 ナリ蘇聯ノ施設ヲ給ント蘇人顧問ノ方針ニ左右サラルルニ至リガルヲ以
 テ當初ヨリ共産黨トノ提携ヲ喜ハナリシ張勳等右派國民黨員一派
 ハ一九二四年七月中央委員會ニ對シテ共産黨強要案ヲ提出シ早クテ黨内
 紅ノ米ヲ現ハシ孫文ノ軀體ニ依リ當時「カニ收拾スルヲ得ケルヲ同年十
 月馮玉祥ノ北京ニ於ケル「クーデター」後孫文カ十一月國民黨召集ヲ
 目的トシテ北上シ翌一九二五年三月十二日北京ニ客死スルヤ内紅ハ遂ニ
 表面化シ國民黨員ノ左派及共産黨員ハ右派ト分岐結束シテ廣東ニ據リ六
 月二十四日委員會ニ依リ汪兆銘ヲ委員長トシ廖仲愷、胡漢民等十六名
 委員トスル政治委員會ヲ設立ナリ、汪兆銘等一派ハ國民黨ノ附随者共
 黨ハ決シテ黨ノ共産化ヲ意味スルヲ非サルコトヲ主張シタルヲ黨

裏面白紙

ノ要ハ「ボロディ」及「張作霖」一派ニシテ北京ニ於ケル右派トノ背
 ハ各々形勢化ナリ
 同年八月、神達ノ方派ノ爲ニ時局ヲラレテ左派分右ノ左派ニ集スル「
 一データ」ニ依リ、國民院等ノコトアリ、右派左派ノ間ニ一時緊張アリ
 一方、北派七派中、段天位、張作霖、居正等所屬右派ハ十月二十日、共產黨
 員ノ「民衆」等、張作霖、「ボロディン」ノ態度、廣東は委員等ノ取消、
 段派シテ共產黨中央委員李大同、譚平山等九人ヲ除キ、廣東左派ハ
 右ニ對抗スル手段トシテ一九二六年一月第二次國民黨代表大會ヲ開
 キ、張作霖等、規模改正等ヲ議シ北京右派ニ對シ、警告、解散等ノ氣
 勢ヲ官シタル上委員選任ヲ行ヒタルカ右派ノ形勢無カリシ爲メ共產黨員
 及左派ノ進出者シテ李大同、譚平山、林祖涵等純共產黨員ハ依然其ノ中
 派ヲ占據ナリ右ニ對シ、新右派亦同月上ニ第二次國民黨代表大會ヲ開
 キタルカ、張作霖等ノ形勢力ヲ伸張スルヲ得ス幾クモ或ハ廣東ニ復シ
 或ハ北派ノ形勢トシテ強サルニ至レリ
 如上、長官内江、張作霖ニ於テ共產黨ハ「民衆」左派ヲ協力支持シテ時勢

Key-Hon = 989A

裏面白紙

裏面白紙

ニカラスキ一九二五年一月に代表大會ヲ召集ニ開キ二月ニハ黨
ノ指導補助員タル中野共産主義者ヲ以テ創立シ五月ニハ廣東ニ於テ中
華労働總工會ヲ組織スル等其至ラナル無キリシカ、前記五項事件ニ於
テハ右記工會ハ共産黨ノ指導ノ下ニ支ル。社會革命史上ニ劃期的活動ヲ試
ミタリ

之ヨリ先一九二四年五月に廣東省長ニ任命セラレ奉ラ軍事教育ニ專
頭シツツアリタル蔣介石ハ精銳ナル學生軍五千ヲ率ヒ一擧力ヲ發
スルニ至リタルカ、民黨ノ内訌ニ對シテハ巧ニ之ヲ操縦シテ漸次其ノ勢
力ヲ扶植シ一九二六年二月ニ民黨革命軍駐ニ就任シテ軍史上ノ實績ヲ登
擧スルヤ等々共産黨志士ニ至リタル際々同月三月共産派及左派
ニ依ル革命軍ノ全權發覺シテ蔣者數十名逮捕セラレタル事行アリ之カ爲
蔣介石ハ共産黨ノ勢力伸張ヲ抑スルノ急務ナルヲ認メ五月以後ノ國民
黨中央委員會議會ニ於テ共産黨ハ國民黨各級黨部委員ノ三分ノ一以上ヲ
占ムルヲ要サルコト及ビ民黨員ハ共産黨員タルヲ禁サルコト等ヲ定メタ
ル等其案ヲ通過シテ辛ウシテ廣東政府ノ取締ヲ防止スルヲ得タリ

Hythco 289

1926年7月

一九二六年七月、廣東政府ハ蒋介石ヲ國民革命軍總司令ニ任シテ北伐ヲ決
 行シ九月、口ヲ略シ、一九二七年三月、遂ニ上海及南京ヲ占領シ、其ノ中、南
 支一帶ハ一ケテ國民革命軍ノ勢力國內ニ整ヤリ、遂ニ北伐ノ計畫ヲマルヤ共
 産派ハ北伐成功ハハ國民黨ノ勢力増大スヘキヲ恐レ、百方之ニ反對シタル
 事大ニ起リ、カス可ラサルヲ見ルニ及ヒ、口糧積的ニ之ヲ利用シ、農民及労働
 運動ニ全力ヲ注キ、國民革命軍ノ組織ヲ整頓スルニ如カストシテ、其ノ方針
 ヲ一變シ、革命軍中ニ黨代表及政治委員ヲ附シテ、兵卒ノ教育及宣傳ニ當ラ
 シメ、地方ニハ連軍ノ行先々ニ於テ労働者及農民ヲ組織シテ、北方軍閥ヲ弱
 化ニ図ラシメ、或ハ武漢、上海其他ノ主要都市ニ進メ、共産黨員ヲ遣入ヤシ
 メ、労働運動ヲ煽動シテ治安ヲ擾亂シ、以テ北伐軍ノ進入ヲ容易ナラシムル
 ノ役ヲ演シ、其ノ結果、北伐軍ヲシテ、遂ニ以テ、遂ニ八月ノ短期間ニ於
 テ、前記ノ如キ成功ヲ以テ、ムルコトヲ遂ヤシメタリ

蒋介石トシテ、右共産黨員ノ活躍ニ依リ、其ノ勢力ノ自己ノ軍閥及地方民
 心ニ浸透スルニ至ルヘキヲ謀レサリシニ、非サルヤ、當時、國民革命軍トシテ
 ハ、南京及上海占領ニ直ラナリシ、關係上、共産黨員ニ對シ、慶祝ナル行狀ノ自

裏面白紙

原簿# 959-A

由ヲ興フルノ已ニナキニ至レリ其ノ終ニ右北後期ニ於テ其終ノ力
ハ甚シク大シ一九二七年ノ初ニハ其終九萬、其後百を圓員ニ六萬、
赤色工代員數三百萬、長民皆之員數一千トナリトナリルニ至レリ

裏面白紙

1124 No. 959-1

ニ於ケニ及ト同程度ヨ 共産派ヲ門道スルノ決意ヲ即チ上ニ於ケル共産派
ノ態度市面時政手印ヲシタルヲ手始ニニ即月中如キ及内面ニ於テ共産派
軍隊ヲ發行シ同月十八日南京ニ於テ武漢政府ヨリ設立シテ國民政府ノ樹立ヲ
官シ共産派打倒ノ態度ヲ即ニセリ之ニ對シ武漢政府ハ四月十七日蔣介石ノ集
議ヲ開キ一即ノ官廳ヲ廢スルト共ニ共産派令ヲ發シ對ニ蔣氏ノ關係ハ全然決
裂ヲ示セリ

之ヨリ先一九二六年夏天津北京占領以來共産黨ハ在蘇聯ニ大使ヲ表派ト
シ北方局長李大 鑒ヲシテ 北支地方ニ對スル經濟ニ對ラシメツツアタ
カ一九二七年四月六日張作霖ヲ主謀トスル奉天軍政府ハ蔣相國大使館内面
陸ノ軍管轄陸軍支隊直屬ハ東支鐵道管理局一即官行及蔣兵營内蔣官邸等所
ヲ圍塞シ多量ノ官物倉庫並蔣氏中ノ李大鑒等ヲ逮捕シ續イテ翌七日上海蘇聯
駐華領事館包圍シ同日在天津蘇聯總領事館ヲ搜索セリ

本事件ニ關シ北京政府ト蔣氏政府トノ間ニ互ニ抗議行ハレタルカ蔣氏政府人民
兵局長コルイコフハ四月十日第十三期全日ソツイゴトニ於テ蔣氏
代理大使ノ引退ハ外に關係ノ詳細ヲ意味セムト演説ヲナシタル蔣氏之カ目撃ヲ

裏面白紙

合シ同代ハ大體以下ハ二名ヲ除キ四月十九日北京ニ引渡ケタリ一方北京
政府内ニ於テモ、韓光等ノ要請アリタルモ其内閣閣員中韓光等ノ
ノ門上ニ於テハ何等影響的性質ヲ有スルコトカモキ密に大體ハ四月二
十八日然ラセラレ由國共内戦ハ其ノ最盛ノ危殆ニ臨ミ如格以テ是モ方力
ルヲ目テ哀トカリ

其ノ内蔣介石ノ共産派内閣内閣、共産派ノ勢力ハ強カニ減退シ大體ニ於テ
湖南。湖北二省ヲ中心トシ、江西ノ一部ニ及フニ至リタリ
日任四月下旬ヨリ五月上旬ニ至リ準備セラレタル中国共産党第五次全國代
表大會ニ於テ農工問題ニ關シタル討議行ハレ、土地革命ニ付テハ大自主ノミ
ノ土地政策ヲ主張トスル傾向作威セラレ此點ニ於テハ蘇維埃ノ主張派手前
レタルモ湖南地方ニ於テハ右派中央ノ決議ニ従ヒ、小地主ヲ包含ム土地ノ
政策ニ行ハレ於此中ニハ湖南派留人ニ關係チ有スル者數カラサリシ爲
メ長沙軍人一派ハ一激シテ反共産的態度ヲ執リ下野中相産生智部下ノ兵
ハ長沙及長沙ニ兵變ヲ起シ地方共産黨ヲ一掃セリ

Ref. # 2/19-A

裏面白紙

新カレハニ成ヌル野合ニ相口シテ共産派中ニ影響、張平山ハ本領
 ト立三、向忠發等ノ左傾派トノ種族ヲ生シテノ特異共産派ノ勢力ハ余々
 甚シク反共ニ武漢政府ノ右傾的色感強ク加ヘ彼ニ六月一日ノ政治委員
 ハ「ボロテイ」以下野人等四各部ノ經歷ヲ述ルルニ至レルカ六日如キ
 「コミンテルン」カ放口 在中ノ能ク派員「ロイ」ニ對シ兩湖地方共産
 派、農民及共産者ヲ以テ合斗七千人ノ共産者ヲ組織スヘキコト與テラシ
 テ共産ニ自主ノ士節ヲ示サシムヘキコト並ニ民衆中ニ共産派中ノ有恩者
 ヲ救ヌヘキコト等ヲ指示シタル案ヲ力ニ北派ノ知照ト爲レシ。江ハ共産
 派ノ組織ノ利可ラサルニ對シ、張平山ハ從來ノ態度ヲ一變シ、七月九日以來
 ノ中央委員會議大合點ニ於テ四共各派ヲ強固ニ主張シ、張平山民衆内ニ於
 ケル中ニ共産者ノ活動及國民革命軍中ニ於ケル共産主義ノ宣傳ヲ認メザル
 ノ方針ヲ決断セシメタリ

茲ニ於テ「コミンテルン」ハ七月九日ノ中央委員會議ニ代リ武漢政府内ノ
 共産派目ニ對シ、宣示ニ示成的野派ヲ爲スト共ニ國民党内ニ變マリテ其
 ノ論敵ノ打倒ニ盡スヘキコトヲ指示シ。其ノ結果張平山、向忠發、李立三

File No # 457-A

1900年10月

會、江門、梧州、汕頭各埠手続ハシテ今日ノ紅軍ノ始ヲタルニ至レリ
 青島、濟南、徐州ノ各埠ニ於テハ政府ハ八月下旬共産黨ヲ聯合シテ出シ、蘇イ
 テ、平山、蘇州、向東、向東ノ各埠ニ於テハ共産黨ハ全盤ニ分テスル
 ニ至レリ而シテ七月二十七日「ボロヂイン」ノ見テ初メトシテ今日一四
 〇名ノ赤軍ヲ入内國カ組織イテ支那手続去スルニ及リ國民黨及國民政府ニ
 對シテラレタル各埠ニ於テハ共産黨ノ勢力ハ全ク消滅ニ至レリ斯クノ如クニシテ一
 共産黨ノ勢力ヲリシ各埠ニ於テハ共産黨モ全盤ニ白色化シ共産黨ニ對スル政府ニ於テ
 南京政府ト同一ノ方針ニ於テスルニ至レリ然レ共産黨ノ勢力自ラ促進セラレ
 一九二七年八月十九日武漢政府ハ國民黨ノ黨首ト爲テ立テ手続トシテ
 南京政府トノ合同ヲ宣言シ九月六日南京政府ニテ北伐軍首ヲ定メシ十六
 日南京ニ由テ南京政府トシテ南京ニ於テ南京政府トシテ南京政府トシテ
 南京政府トシテ南京政府トシテ南京政府トシテ南京政府トシテ南京政府トシテ

裏面白紙

裏面白紙

第四 共産黨ノ暴動政策ノ失敗

以上ノ如クニシテ共産派ノ勢威全ク地ニ墜チ類暴徒同ニ焦慮スルニ及ヒ
中國共産黨ノ幹部内ニ於テ陳獨秀、王明、李山、張右、陳派ト在立三、尚志群、
瞿秋白等左傾派トノ確執ハ益々増大セリ

「コミンテルン」ハ建設ノ情勢ニ鑑ミ對支方策ニ一大轉機ヲ加フルノ必
要ヲ認メ前記ニ産黨員ノ武裝改組脱退ノ指令後同ニ中國共産黨ニ於ケル
内争ヲ抑壓スルト同時ニ國民黨ニ對シテハ從來ノ如キ妥協的總會主義的
態度ヲ改メ専ラ武裝暴動ニ依リ一舉ニ共産革命實現ヲ實施シ併セテ國民
黨ニ復仇セムコトヲ目的見、各地共産黨員ニ對シ即時暴動ヲ命シタルモ
ノノ如シ。然ルニ當時漢口ニ在リタル陳獨秀ハ大勢所ニ去リタリト爲シ
「ブルジョアジー」階級ノ既定方針ヲ承認スルト共ニ暫時逃避ナル退守
政策ヲ執リ階級闘争力ヲ保存スルノ爲メテ消極的態度ヲ持シタル爲メ「コ
ミンテルン」ハ直チニ陳ヲ除外シ瞿秋白等黨ノ下ニ緊急會ヲ召集ヲ指令
セリ

1927.8.7-9.1

依テ八月七日九江ニ於テ緊急會ヲ召集シ瞿秋白ヲ中心ニ全國武裝暴動

Ref. No. 7/1-1

及地方一ツグイエト一作ノ方針ヲ決定シ貧民ヲ救済ニ注スルヲ以テ
 及傳説ヲ極端シテ爾來四月月ノ間ニ上海、宜興、無錫、長沙、汕頭其
 他各地ニ相繼イテ暴動ヲ起サシメ一時恐慌時代理出ノ際アリタルヲ何レ
 モ武漢政府ノ御座スル所トナレリ
 更ニ四月十月武漢ヨリ豫下セルハ十一月十七日豫省ニ一クミダカ
 一ノヲ降行シ李濟ヲ推選シタルカ李ノ豫省同ニ推フルニ自己ノ官
 院ノ大部分ヲ脱離シテリタルヲ豫省東ハ警備區メテ手薄トナレリ豫テ左
 極勢動者ヲ使派シ武漢暴動ニ依リ豫省東ヲ監禁中ナリシ共產黨豫省
 委員會ハ此ノ機會ヲ捉ヘテ先ツ革命軍委員會及豫省東ヲ組織シタル
 後、暴動ニ對シ李濟討伐ニ協力スヘキヲ條件トシテ入獄中ノ共產黨員
 ノ釋放ヲ要求セリ李濟 軍ニ對シ形成等ハサリシ豫省東カ共産黨員及勞
 働者ノ協力ヲ得ルノ必要ヲ認メ十二月初入獄中ノ共産黨員約七〇〇名ヲ
 釋放スルト共ニ五卅事件以來對英罷業ニ結東中ナリシ省港罷工委員會ニ
 對シ多額ノ解散費ヲ支給シテ工人約一二、〇〇〇人ヲ解散スルヲ見ルヤ
 十二月十一日共産黨ハ突如強登以ニ向ツテ歸政シ公安局ヲ占領シ保安隊

裏面白紙

北京政府ニ基キ北京政府ノ承認ヲ行テ

ノ武ヲ行シ行政及財政ヲ占領シ。翌十二日工農兵等大會ヲ
キテ北京以下「ソヴイエト」兵ヲ解任シ「ソヴイエト」兵ヲ
樹立セリ。同日ハ直チニ臨時軍政府ヲシテ元ヲ設ケシメ去月八十三日
午後四時ヲ至同シ共産黨ノ大綱分ノ式ヲ行シ中五千餘名ヲ發給シ
タルコトハニ臨時軍政府ヲ樹立シテ北京ニ臨時軍政府ヲ樹立シ
致シ臨時軍以下各人十餘名ヲ拘捕シ公安廳ニ在リタル臨時軍以下各人八
名ヲ發給ニ解シタリ
臨時軍軍政府ノ背任ニハ「コミンテルン」及臨時軍政府ノ命在シタル極充
分ナリシヲ以テ南京國民政府ハ臨時軍トノ衝突ヲ許スルニ決シ去二月
十五日附ヲ以テ在上海臨時軍政府ニ對シテ伊政府管下各條件ヲ發給
郵船及郵船商業機關ノ承認ヲ取附シ郵船及郵船機關並ニ官公吏ノ本國
引揚ヲ要求スル旨ヲ通告セリ、之ニ對シ去月十八日南京國民政府ハ外
民委員「チチエーリン」ノ名ヲ以テ、南京國民政府ハ臨時軍政府ノ承認
シタルモノニ非サルト共ニ、文書各件並ニ臨時軍政府ハ一九二四年ノ
北京協定ニ基キ北京政府ノ承認ヲ行テ

裏面白紙

181

182

ref sheet 719-A

以下七十余名ノ同志ヲ除名シテ「コミンテルン」内部ノ紛争抑止ニ
務メタルカ中 國共産黨ニ於テモ「コミンテルン」ノ旨ヲ兼ケ一九二七年
十一月ノ中央兵員會議不承認ニ於テ 卒由ヲ除名シ伊獨秀ハ獨來黨内ニ
於テ冷遇セラレタタ其ノ勢威ヲ失墜セリ

裏面白紙

1924年 11月

第五 六次大会ニ於ケル新方針決定

帝皇親政ノ失敗ニ依リ武裝暴動ニ付ル革命實現ノ可能ニ否クハ一問ニ
 レテニ於ケル共產運動ハ東洋諸國ニ入りタルヲ以テ中野共産黨ハ一國
 ノ革命運動ヲ見合セ過去ノ失敗ノ由ヲ詳述シ討議ニ付テハ革命ノ成
 立スルノ必要ニ迫ラレタリ之カ爲メ一九二八年七月莫斯科ニ於ケル「コミ
 ンテルン」第六次大会ト稱シテ「コミンテルン」第六次大会ノ決議
 ニ中野共産黨第六次大会ト稱シテ「コミンテルン」第六次大会ノ決議
 (一)政治決議案(二)組織決議案(三)「ソヴイエト」決議案(四)土地問題決議案(五)
 労働運動決議案(六)青年工作決議案(七)土地問題決議案(八)農民問題決議案(九)
 労働問題決議案(十)共産青年運動決議案(十一)婦人運動決議案(十二)ナルニ
 決議案タルカ是等諸案ノ中ニ於テ今般ノ根本任務トシテ
 (一)帝主義的統治ヲ推翻スルコト
 (二)帝主義的統治ヲ推翻スルコト
 (三)帝主義的統治ヲ推翻スルコト
 (四)帝主義的統治ヲ推翻スルコト
 (五)帝主義的統治ヲ推翻スルコト
 (六)帝主義的統治ヲ推翻スルコト
 (七)帝主義的統治ヲ推翻スルコト
 (八)帝主義的統治ヲ推翻スルコト
 (九)帝主義的統治ヲ推翻スルコト
 (十)帝主義的統治ヲ推翻スルコト
 (十一)帝主義的統治ヲ推翻スルコト
 (十二)帝主義的統治ヲ推翻スルコト

裏面白紙

- (二) 外國資本ニ依ル企業及銀行ヲ沒收スルコト
 - (三) 支那ヲ統一シ民族自決權ヲ承認スルコト
 - (四) 蘇俄國民議政府ヲ推倒スルコト
 - (五) 工兵代表會議政府ヲ建立スルコト
 - (六) 八時間労働制ヲ實行スルト共ニ工賃ヲ増加シ失業率ノ救済及社
保制ヲ實行スルコト
 - (七) 一切ノ地主階級ノ土地ヲ沒收シ總テノ耕地ヲ農民ニ歸スルコト
 - (八) 兵士ノ生活ヲ改善シ之ニ土地ヲ給シ職權ヲ與フルコト
 - (九) 一切ノ政府。軍閥及地方的徵稅ヲ取消シ統一の累進稅ヲ實行スルコト
- 十 世界無產階級及蘇聯邦ト統合スルコト
- ノ十條條ヲ決起セリ(寫眞第七參照)
- 之ヲスルニ中國共產黨第六次全大會ニ於テ決定シタル新方針ハ黨ノ
二大任務ヲ帝國主義ノ打倒ト封建勢力ノ撲滅ニ求メ右任務ノ爲メニハ資
本階級ノ行フ革命ヲ排撃シ無產階級ニ依ル革命ヲ達成セシムヘク之カ爲
メニハ當然「ソヴイェト」政權ノ確立ヲ擁護シコノ目的ヲ達成スル上ニ

1857-A

裏面白紙

文書ノ出所ニ成立ニ懸スル疑義

自分、於ハ外ニ付テ長ノ一ニ居ル者ナル者、茲ニ添付セラレタル
日之語ニ依ツテ疑ハレ十六頁ヨリ成ル者及テ於ケル共ニ疑義ニ
トメヌル者雖ハ日之語ニ依テ外ニ付テノ疑ハニ係ル公文ニ、按テ
シテ疑義ナル者シナルコトヲ疑ハス

明治二十二年二月十四日 於東京

林

香

右 疑義ニ依テ疑ハレタル者ニ於テ疑ハサレタリ

同日於同所

立会人 清 野 隆 馬

19/5 Rejected

W.N. 95-4-13

茲ニ於テ漢東部ハ許細ナル報告ヲ「コミンテルン」ニ致シ李立三一派ノ行
 動抑留ヲ詔ヘタルヲ以テ「コミンテルン」ニ於テモ直ニ執行委員會及中
 央委員會中央委員曾吳新科代表團會議ヲ開催シ其ノ共同決議ヲ以テ中
 産黨ニ對シ李立三派及前記一九三〇年九月三中全会ノ決議ヲ強調シ將來
 ノ方針ヲ示シタル旨命ヲ與ヘタリ

石 指令ハ一九三〇年十一月十六日到着シタルヲ先ツ第一段ニ於テ

→ 支那各地ニ於ケル革命運動ノ過程ハ千差萬別ニシテ從テ一省々ハ領領

ニ於テ勝利ヲ得タリトテ直チニ全中國革命成就セリト看做シ難キコト

□ 労働運動カ農民運動ニ比シテ發展速キコト

支那及滿洲ニ於ケル共產運動概況
 外務省亞細亞部
 支那、朝鮮、支那

昭和七年十二月現在

(二一四頁—二二八頁)

19/5 Reported

W. N. 95-4-13

昭和七年十二月現在

支那及滿洲ニ於ケル共產運動概況

外務省亞細亞局

第一章第一節「中華共產黨の沿革」

第七 李立三の経歴

(二一四頁—二一八頁)

茲ニ於テ滿洲ハ許細ナル報告ヲ「コミンテルン」ニ送シ李立三一紙ノ行
動抑留ヲ詠ヘタルヲ以テ「コミンテルン」ニ於テモ直ニ執行委員會及中
共黨中央委員會吳斯科代表前會議ヲ開催シ其ノ共同決議ヲ以テ中
産黨ニ對シ李立三の経歴及前記一九三〇年九月三中全会ノ経歴ヲ考據シ將來
ノ方針ヲ示シタル宿命ヲ與ヘタリ

右宿命ハ一九三〇年十一月十六日到着シタルヲ先ツ第一段ニ於テ

→ 支那各地ニ於ケル革命運動ノ過程ハ千差萬別ニシテ從テ一省々ハ該宿

ニ於テ勝利ヲ得タリトテ直ニ全中國革命達成セリト看做シ難キコト

→ 労働運動カ農民運動ニ比シテ發展速キコト

裏面白紙

MM 459-B

曰工業及至商議中心ニ於ケル帝室主義ノ勢力大ナルコト
 四「ソグイエイト」組織ノ組織長子ナラナルコト
 曰紅血ノ組織充分ナラナルコト
 カ急ケ現在ノ如キ組織ノ力ヲ以テシテハ新式ノ帝室主義主義ヲ攻シ最
 大都市ノ占領ヲ企望スルモ無益ニシテ却ツテ有害ナル結果ヲ得ルコト
 シメ徒ラニ莫大ナル損害ヲ被ルノミナルニ由ラス乎立三一式ハ以上ノ如
 キ組織ヲ省ミス徒ラニ幻影ニ過ラレタルモノナリトテ其ノ組織ヲ改良シ
 タル上將來ノ方針トシテ左ノ三點ヲ指示セリ
 一速ニ實現ナル工業組織ヲ編成シ先ツ其ノ兵力ヲ速ニ三千乃至五千ニ
 増セシムルト共ニ一層スハ組織ノ「ソグイエイト」組織中ニ其ノ本
 固ナル物質的基礎ヲ確立スルコト
 二「ソグイエイト」組織ニ速ニ工作能力アル「ソグイエイト」組織ヲ建設
 シ其ノ成員ヲシテ其ノ大多數ヲ占メシムル外其ノ工業兵力ノ改良
 分子ヲ培養シテ之ニ参加セシメ其ノ土地革命ヲ實現シ中絶、貧乏ニ
 苦しム者ヲ救フ正途ナル經濟政策ヲ實現スルコト
 三非「ソグイエイト」組織ニ於テハ經濟的困難ニ向ヒテ進歩ヲ阻害スル

裏面白紙

LN 959-13

コトヲナシテ、就中立法等労働者ニ對スル一切ノ權利ヲ以テ
 濟シテ、出資者ヲシメ、銀行ニ於テ農民運動ヲ阻害シ、資本主義
 主義セシメ、又、置議且、中ニ其意ヲノ勢力ヲ示シ、其意ヲ
 シ以テ「ソヴイェト」黨ニ對スル現實ノ後動ヲラジムルコト
 十一月二十五日、中央執行局ニ於テ右項合議後ノ決意ヲ示シ、
 季立三八、執行局ヨリ選キタル委員内ニ、季立三、執行局ニ
 カラサリシヲ以テ、反季立三派ハ、執行局中、中央執行局大
 方針ヲ決定スルト共ニ、第七次全代代表大會ノ召集ヲ請フヘキ
 主席シ、其ノ結果「コミンテルン」ハ、大連中、執行局ニ命シタ
 取テ、中央執行局中、中央執行局ニ命シ、一九三一年一月十六日
 四、中央執行局中、中央執行局ニ命シ、一九三一年一月十六日
 取シ、之ニ基キテ、新方針ヲ決定スルト共ニ、中央執行局中、
 長岡忠、一名ヲ選シ、季立三、局長來、黨執行局ハ、執行局
 者ニ於テ、季立三、及、執行局中、執行局中、執行局中、執行局
 取ルセル、執行局中、執行局中、執行局中、執行局中、執行局中

裏面白紙

191 249 12

莫斯科ニ召來セラレ内忠、海忠、以留玉、完備候事新ニ存候キ形
 シタリ
 尙印記一九三〇年五月「ソヴイェト」國代表大ニテ中央ニ於キ年九
 月以テ共ニ中央省ノ下ニ第一回「ソヴイェト」全代表大會ヲ開キ
 於スル通商條約ヲラレ翌年二月七日上海ニ於テ之ヲ締結スルコトニ決
 ラレ新ハタルカ如キモ右ニ先チ一九三一年一月初右條約ヲ締結スル
 カ共ニ世界工部局ニ係リ手入スル所トナリ來テ中央ノ代表者ヲ以テ
 全權代表權ヲ授ケラレタル諸代表者ノ已ムニ至レルヲ以テ大ニ
 中央會ハ江面「ソヴイェト」國以テ「ソヴイェト」中央政府ヲ立
 ノ準備委員會ヲ江面ニ設行セシメタリ

裏面白紙

裏面白紙

DN 959-B

徴収シタル事ナルカ既中石一九三一年一月上旬ニ於ケル何夢雄一派ノ檢
 査ニ關シテ特タル事ヲ既述スル所ニ於テ反響勢力擴張
 ノ爲メ中央ヨリ派遣セラレタル中央執行委員等ヲ李立三派ノ
 者等ニ委キテ逮捕シ更ニ其ノ保護ニ依リテ同月二十一日中
 共黨ヲ解散シタルノミナラス其地多
 少ノ重要職員ヲ逮捕シ且各處ノ黨部ヲ破壊スルコトヲ計ル
 又上海共産黨工部局委員ニ於テモ新嘉坡警察ノ保護ニ依リ六月十五日
 「コミンテルン」上海支部局長趙平洋等ヲ逮捕シ且合衆記局長「ヌーラン」
 等ヲ逮捕シタルカ（孫文ノ宋亡人宋慶齡其地ノ保護運動ニ依リ「ヌーラン」
 ハ死刑ヲ免レ一九三二年八月十九日江蘇高等法院ニ於テ終身禁錮ニ處セ
 ラレ）（第二所第一款第二參照）其ノ地天津及漢口ニ於テモ有力共産黨員
 ニシテ國民政府員ニ逮捕セラレタルモノカラス
 是等逮捕セラレタル者ハ一九二八年三月七日ノ實行反革命治罪法及一九
 三一年一月一日同法ニ代ツテ施行セラレタル憲法治罪法ニ依リ
 處刑セラレタルカ頗多ノ如キハ其ノ後國民政府ノ憲法價值維持トナリ

UHL 95-6-B

共産黨員ノ漢捕ノミナラス野介石ノ顧問政變ノ先導ニ任シタリ
 新クノ如ク有力共産黨員ノ漢捕試中、諸報章ノ裏切ハ李立三ニ對シテ正ニ
 伴フ共産黨部ノ内訌ト共ニ中ニ共産黨ニ不忠打撃ヲ與ヘ中央委員ノ大部
 分ハ一時異地「ソヴイェト」風波ニ逃避スルノ已ムナキニ至レルカ
 重カ爾京政府ニ對シ中ニ共産黨ノ内訌ヲ悉ク暴露シ絶多異議員ノ漢捕
 々可能ナラシメタル代價トシテ爾京ニ於テ野介石ノ顧問ニ任セラレ中
 共産黨員感化所々長トナルヲ見ルヤ中共中央ハ大イニ其ノ背信ヲ怒リ
 ニ對スル復讐ヲ企テ同年六月末歸祖界内ニ於テ漢ノ兄弟家族三名ヲ感發
 シ其後十數日ノ間二回ニ亘リ極刑界及共同祖界内ニ於テ漢ノ家族三名及
 妻外三名ニ對シ夫々殺忍ナル殺害ヲ加ヘタリ

裏面白紙

裏面白紙

文書ノ出所證ニ成立ニ關スル證明書

自分、林 登ハ外務省文書課長ノ職ニ居ル者ナル處、茲ニ添付セラレタル日本書ニ依ツテ書カレ五頁ヨリ、紙ノ支那及滿洲ニ於ケル共產運動ノ状況ト關スル事項ハ日本政府（外務省）ノ保存ニ係ル公文書ノ複製ノ正當ニシテ、直管ナル寫シナルコトヲ證明ス
昭和二十二年三月十日

於東京

林 登

-5-

154-B
本署名捺印ハ自分ノ通稱ニ於テ為サレタリ
同日於同所

立 役 人 浦 部 壽 昌

195

136

EXH-2613 22-5-19 4

Def Doc No 1536

Excerpt from EXH. # 761

對蘇問題ニ關シテハ關東軍ハ最モ重大ナル關心ヲ有スル所ナルカ
殊ニ邦國防能力ノ平ト共ニ向上シツ、アルハ争フヘカラサル事實トス。
即チ軍事方面ニ於テハ近時内容ノ充實ト共ニ總兵力百四十萬以上ニ達シ
到期的飛躍ヲナスト共ニ之ニ伴ヒ兵制編制裝備兵國配直等各部分ニ亘リ
想的形態ニ移リツ、アリ名實共ニ世界大陸軍國タルノ形態内容ヲ備フルニ
至レリ重工業方面ノ發達ハ概テ豫期ノ程度ニ達シ殊ニ軍需諸品ノ獨立製作

第一 對蘇問題

ク對外諸問題ニ關スル軍ノ意見

1937.11.19 (4)
1937.11.19 (4)
1937.11.19 (4)

關東軍參謀長

陸軍少將

坂垣征四郎

坂垣征四郎

高橋義次
檢察司法廷證第七六一號ムヨリ拔萃

昭和十一年三月二十八日

關東軍ノ任務ニ基ク對外諸問題ニ關スル軍ノ意見

(有田大使トノ懇談席上)

196-1

1971

EXH 2613 22-5-19 4

Takeuchi
22

Def Doc No 1538

Excerpt from EXH # 761

高橋義次

檢察例法廷證第七六一號ムヨリ拔萃

昭和十一年三月二十八日

關東軍ノ任務ニ基ク對外諸問題ニ關スル軍ノ意見

(有田大使トノ懇談席上)

關東軍參謀長

陸軍少將

坂垣征四郎

坂垣

征

四

郎

秘

關東軍ノ任務ニ基ク對外諸問題ニ關スル軍ノ意見

第一 對蘇問題

對蘇問題ニ關シテハ關東軍ハ最モ重大ナル關心ヲ有スル所ナルカ

蘇聯邦國防能力ノ年ト共ニ向上シツ、アルハ争フヘカラサル事實トス。

即チ軍事方面ニ於テハ近時内容ノ充實ト共ニ總兵力百四十萬以上ニ達シ

劍期的飛躍ヲナスト共ニ之ニ伴ヒ兵制編制裝備兵國配直等各部分ニ亘リ

想的形態ニ移リツ、アリ名實共ニ世界大陸軍國タルノ形態内容ヲ備フルニ

至レリ重工業方面ノ發達ハ概ネ豫期ノ程度ニ達シ殊ニ軍需諸品ノ獨立製作

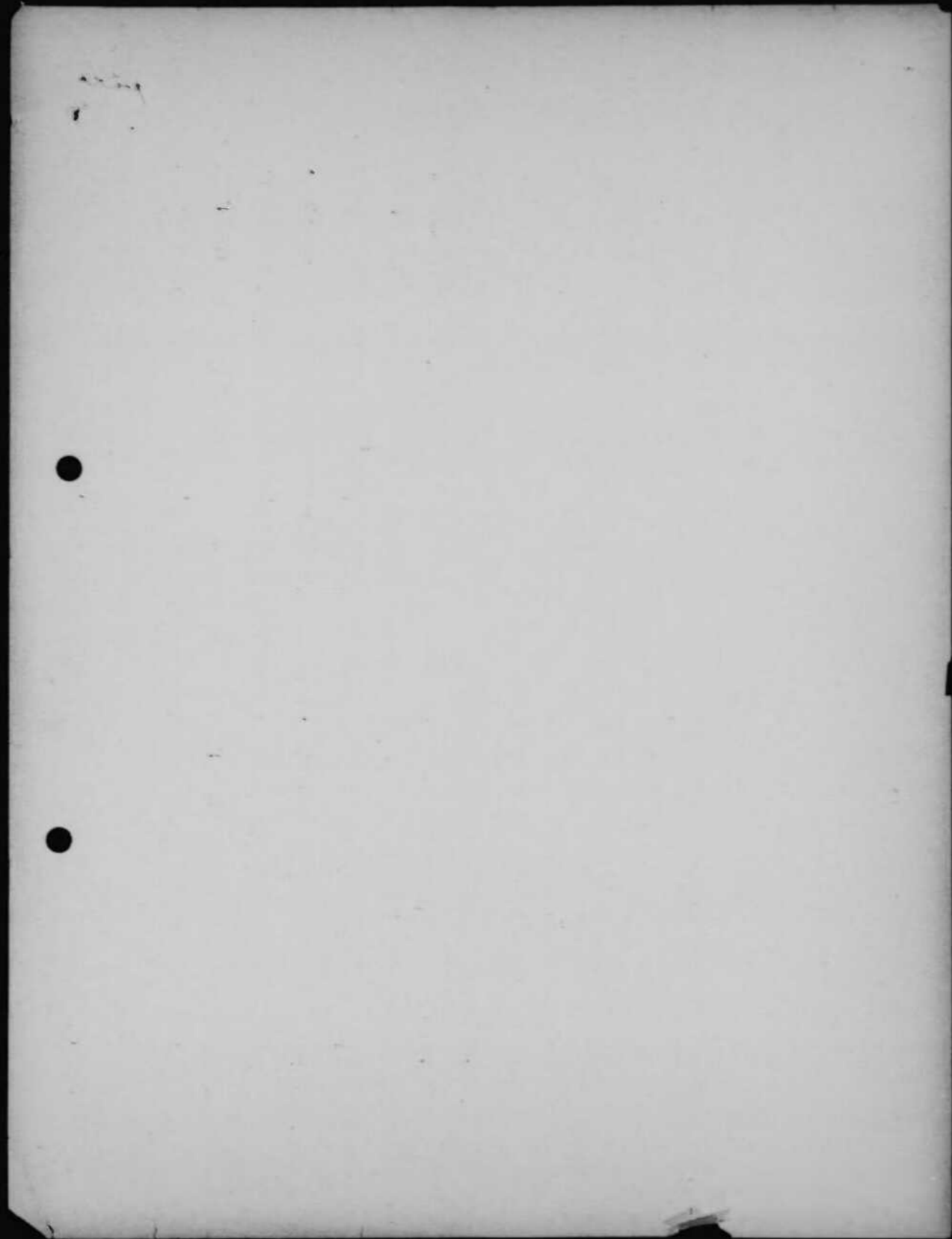
196-1

Ref Hor # 1536 (Excerpt from Exp. # 761)

昨年以來第三「インター」ノ對外戰略更新セラレ日本ヲ目標トシテ積極的
トナリ本來ノ主張如何ニ拘ラス一切戰爭反對主義者ト同線ヲ執ルニ決シ
シ對支工作ニ於テモ共產主義ヲ表面ヨリ振奮スコトナク專ラ「反ファツシ
ヨ」若ハ反帝國主義ヲ標榜シ必ズシモ其地現在ノ社會制度ヲ否認スルコト
ナク北支ニ於ケル共產軍ノ「スローガン」カ「赤化救國」ヨリ「抗日救國」
ハ國民黨ノスローガント一致スニ要シアルカ如キ又東部滿洲一帶ニ亘
ル連城設ハ漸次減少シアリト雖モ共匪ノミハ依然頑強ニ蟄居シ逐次他ノ匪
賊ヲ合セテ却テ強大トナリツツアルカ如キ或ハ國境問題漁業問題其他對滿
洲國境問題ハ外蒙問題領事館問題等ニ於テ強硬ナル態度ニ出テアルカ如
キ是ナリトス
之ヲ要スルニ蘇聯邦ノ國力ハ年ヲ逐ツテ向上シ之ニ伴ヒ近時其對日態度カ
變化乃至反抗的トナレル點ハ看過ス可キナル事實コシテ未タ彼ヨリ積極的
ニ戰爭ヲ求メントスルコトナカルヘシト雖、近キ將來愈々其積極性ヲ加フ
ヘキハ疑ヲ容レサル所ナリ

Ref Hor # 1536
Excerpt from Exp. # 761

可能ナルニ至リ一方輕工業方面ニ於ケル分刀ノ結果最近漸ク國民私生活ノ
向上ヲ見ントスル域ニ達セリ又國家經濟ノ實質的大宗タル農業ニ於テモ之
カ形態ノ社會主義化ハ冬大ノ困難ヲ收メツ、モ藏ネ之ヲ完成セリ之カタ
多年困苦缺乏ニ瀕ミ來レル一般國民亦辛フシテ塗炭ノ苦ヨリ一步ヲ脱シ漸
ク一息ツキタル情勢ヲ現出セリ此間政權ノ基礎愈々鞏固トナリ過去ニ於テ
未タ曾テ見サル獨裁機能ヲ確立セリ
以上ノ情勢ニ基キ軍トシテ特ニ直接ノ關係ヲ有スル極東ノ事態ヲ觀察スル
ニ彼ハ極東軍備ノ獨立ヲ公然唱ヘテ人口總簿物資ノ乏シキ極東地方ニ二十
數萬ノ大兵ト飛行機戰車各々千ニ近キ數ヲ備フル外交通機關ノ整備補給
關ノ充實ニ努メ更ニ之ト共ニ多大ノ犠牲トヲ師ヒテ經濟交通ノ開闢
ニ劃斷的勞力ヲ傾倒シ以テ獨り武力的作或準備ハミナラズ廣義ニ巨ル戰爭
遂行上ノ獨立注意加ニ勉メツ、アリ、此間ニ處シ蘇聯邦ノ對日態度ハ其
力並武力ノ進展ト帝國内外ノ實行闡明ニ伴ヒ我足許ヲ先送セルカ爲素ヨリ
未タ彼ヨリ積極的ニ挑戰スルカ如キ狀態ヲ見スト雖モ最近ニ於テハ二、三年
前ノ消極退嬰的態度トハ大ニ其趣ヲ異ニシ漸次積極硬化シ來レリ、例ヘハ



EXH. 2614

Y. Takahashi

Ref. No. 1422
1922

Handwritten notes on a vertical slip of paper, possibly containing a name or reference number.

(極秘)

有田外務大臣登在獨武者小階大使宛電報
昭和十一年五月八日發

日獨關係ハ諸般ノ事情ヨリ之ヲ緊密ニスル必キアリテ若シ先方ニ於テ希冀スルニ於テハ貴使館出發前御話致セシ通り差當リ兩國間ニ事項ヲ既定セシテ漠然タル約京ヲ爲シ暫クコト時宜ニ適スルヤニ思考セラレ其内容ニ就テハ當方ニ於テモ詳究中ナルモ我方トシテハ先ツ務邁體ニ於テ如何ナル程度及内容ノ發露ヲ希冀シ居ルヤヲ見極ムルコト肝要ナリ就テハ貴使ニ於テ我方ヨリ持テ新クルガ如キ態度ヲ避クルト共ニ外務省及「ナチ」黨等ノ右ノ點御突ノ上貴見ト

198

EXH. 2614

J. Takahashi

Ref. No. 1422
1922

(極秘)

有田外務大臣登在獨武者小階大使宛電報

(昭和十一年五月九日發)

日獨關係ハ諸般ノ事柄ヨリ之ヲ緊密ニスルハ其ノ
 リテ若シ先方ニ於テ希望スルニ於テハ貴使御出立
 前御話致セシ通り差當リ兩國間ニ事柄ヲ決定セ
 シテ漠然タル約束ヲ爲シ置クコト時宜ニ適スルヤ
 ニ思考セラレ其内容ニ就テハ當方ニ於テモ精究
 中ナルモ我方トシテハ先ツ急遽ニ於テ如何ナル
 程度及内容ノ詳細ヲ希望シ居ルヤヲ見届ムルコト
 肝要ナリ就テハ貴使ニ於テ我方ヨリ待テ置クルガ
 如キ態度ヲ選クルト共ニ外務省及「ナチ」黨等ノ
 要人ト密接ナル連絡ヲ取り右ノ點御突ノ上貴見ト
 共ニ回電アリタシ。

裏面白紙

22-5-196

Ref. Doc 11423

日獨間ニ於ケル政治的協定締結問題

昭和十一年七月二十四日

近時蘇聯邦ハ極東ニ大ナル軍備ヲ擁シ我方ニ脅威ヲ與ヘ他方獨友「ソ」エツコスロバキヤ「兩國トノ相互援助條約締結並ニ外蒙古トノ相互援助條約、支那ニ於ケル共產運動支持等ニヨリ其地位ヲ鞏固ニシ我方ニ對スル脅威ヲ強化セリ。

右ノ如キ東亞ノ情勢ニ直面シテ我國ノ存在ヲ確保シ且ツ我大國政策ノ遂行ヲシテ國運ナラシムルガ爲ニハ他國ト相結ヒ「ソ」聯ノ脅威ヲ牽制セシムルヲ緊要トス而シテ此ノ點ヨリ考察スルト差當リ獨逸ニ之ヲ求ムルヲ妥當且捷徑ナリトス蓋シ日獨兩國ハ國際環境上就中對「ソ」關係上全然同様ノ立場ニ在ルノミナラス兩國關係ハ最近急激的ニ極メテ友好的ト爲リ今ヤ兩國ノ國民的感情ハ何等カ具體的結合ヲ當然トスル程度ニ達シ居ルヲ以テナリ、然レトモ石日獨提携ニ際シテハ我方トシテ注意ヲ要スル點ニテリ

(一) 石日提携ヲ以テ「ソ」領ヲ牽制スル效果ヲ大ナラシムル一方之ニヨリテ「ソ」聯ヲ過度ニ刺激セス且右王作カ對「ソ」一戰爭ヲ誘致セサルモノアルヲ要ス蓋シ獨逸ノ對「ソ」關係ハ比較的單純ナルモ我

たじ

Def Doc 1423

2

國ノ對「ソ」關係ハ之ト異リ極メテ複雑且ツ機微ナルモノアルヲ以テ即チ我國ハ「ソ」聯ト隣接シ「ソ」聯内ニ侵多ノ「コンセツション」ヲ有シ又兩國間ニ齟齬ノ懸念存スルヲ以テ徒ラニ「ソ」聯ヲ刺戟セハ我方ノ直義關係頗ル不利益尠カラサルモノアリ。

(二) 第二ハ日獨提携ニヨリ列強森ニ英國ニ不必要ニ不利益ヲ施カシメサルコト是ナリ惟フニ現下ノ日英關係ハ支那問題及經濟問題等ニ於テ今尙調節ヲ見タル爲友好好ナリト云フヲ得サル處我國ノ國際的地位ヲ改善スルカ爲ニハ全世界ニ互リテ大ナル利益關係ト勢力トヲ有スル英國トノ關係ヲ改善シ得クトモ之ヲ眞同ノ敵ニ視ササルコトモ亦必要ニシテ石ハ當分ノ間荷國外交ノ一途調タラサルヘカラス。

「ソ」聯ノ極東軍備ニ依ル日露道ノ甚大ナル現狀英國側トノ斷言カ急遽ニ變リ難キ事情並ニ柏林ニ於ケル日獨提携ニ關スル話合進捗程度等ニ鑑ミ我方トシテハ後述ノ如ク獨逸ノ政治的協定ノ内容カ英國ヲ余リ刺戟セサル極意ヲ加フル一方英國トノ間ニ兩國ニ共通ナル諸重要問題ニ關シ出來得ル限り協力スル目的ヲ以テ相互ニ關係ナキ協議ヲ爲スヘキ趣旨ノ協定ヲ結ビ兩國ノ利益關係ノ對復舊的ニ乘出スコト

199-2

トスヘシ。

先般來伯林ニ於テ帝國大使及大使館附陸軍武官ト無
任大長「フオン、リツベントロツプ」トノ隨ニ日
獨ノ政治的提議ニ關シ極秘中ニ非公式聯合行ハレ此
ノ聯合ノ結果ニ基キテ最近獨逸領ヨリ我方ニ對シ「
アンチ、コミンテルン」協定及ヒ之ニ附屬スル政治
的提議協定ニ關スル試案ノ提示アリタルカ此ノ提案
ヲ我方ノ立場殊ニ前記ノ見地ヨリ檢閲スルニ次ノ如
シ。

(一) 「アンチ、コミンテルン」協定

獨逸領提案ノ如キ形ニテ日獨間ノミニ於テ斯カル
協定ヲ締結スルコトハ万一外部ニ洩レタル場合徒
ニ「ソ」聯ヲ刺戟シ又兩國ノ惡宣傳ノ具ニ供セラ
レ其ノ結果我方ノ政治的及經濟的ニ大ナル不利益ヲ
被ルコトヲ豫期セサルヘカヲテ爾ヲ以テ此種協定
ハ之ヲ實質的ニ必要ナル範圍ニ止メ算ニ共產主義
的破壊工作ニ關スル意見ノ交換ヲ對スヘキ趣旨ノ
モノトスルコト必要ナルヘシ。

(二) 附屬政治協定

(1) 第一條

第一條ノ趣旨ハ日獨兩國トモ「ソ」聯ニ對シ其
ノ地位ヲ有利ナラシムルカ如キ何等ノ措置ヲ講セ
スト云フニ在リテ算ニ消滅的意義ヲ有スルヲ以

Ref. Doc 1423

4.

(2)

テ夫レ目録ハ多大ノ拘束ヲ受クルモ之ニ附隨スル影ニ付テハ之ヲ考ヒスル長アリ從テ原案ニ日獨兩國ノ一方カ「脅威又ハ攻撃對象トナルル協台」トアルハ復價償キニ過ギル難アルヲ以テ此條目ヲ縮少シ「協台ニ因ラサル攻撃ヲ受ケ又ハ受ケムトスル長アル協台」ト改ムルコト然ルヘシ莫ニ本條中ニハ「ソ」聯ヲ目標トスルコトヲ明ニシ居ルモ石ハ好マシカラサルヲ以テ之ヲ第三圖ト改メ或ニ同三圖カ「ソ」聯ヲ意味スル旨ノ註解ヲ取付ケ且クコト秘密保持ノ上ヨリ云フモ安全ナルヘシ。尙第一條第二項トシテ「前項ノ協台ニ於テハ兩國政府ハ相互ニ隱微ナキ協議ヲ爲スベシ」トノ規定ヲ加フルコト可然

第二條
本條ハ一應削除スルコトトシ獨逸國ニ對シテハ日「ソ」間ニ交渉中ノ諸問題ニツキ説明シ獨逸案ノ如ク一敘的ニ規定シ得サル事情ヲ請得セシムルト共ニ獨「ソ」間「ラバロ」條約及伯林中立條約ヲ本條約ノ精神ニ合致スル様樣置方ニ關スル獨逸國ノ意圖ヲ確メ然ル後日獨兩國間ニ協台ヲ失セザル意旨ヲ以テ添置スルコトトス

尙獨逸トノ間ニ前記ノ方針ヲ以テ交渉ニ入ルト同時ニ英國ニ對シ「ソ」モ協台ヲ締結シ欲レバ交渉交渉

200-2

スルモノヨリ之ヲ取極ムルコトトシ而シテ英國トノ
 協定ニツキテハ統ネ左記ノ案ニ依ルモノトシ其ノ協
 定厥ル協合ニハ其ノ實行上ニ於テ協定ノ趣旨ニ反ス
 ルカ如キコト無キ様充分ノ決意ヲ要スヘキハ勿論少
 クトモ支那ニ於ケル英國ノ既得利益ハ之ヲ尊重スル
 ノ了解ヲ具ヘ且ツ之ヲ實行スルノ覚悟ヲ要ス。
 要スルニ日「ソ」關係突鋭化ノ現狀及日英關係ノ特
 殊性等ニ鑑ミ前途ノ如ク獨逸側提案ニ係ル兩協定ノ
 内容ヲ改ムルト共ニ英國トノ利害調節ニ積極的ニ乘
 リ出スニ於テハ假令是等協定ヲ發表セサルカ如キ場
 合ニモ英國ニ對シ惡影響ヲ及ボササルノミナラス「
 ソ」國ニ對スル關係ニ於テモ甚シキ惡結果ヲ生スル
 カ如キコトナカルヘク而モ他國我方ノ國際地位歩ラ
 鞏固ナラシムルニ尠カラサル效果アリト思考ス。

Ref Doc 1423

6

大日本帝國政府及英國政府ハ兩國間ニ存在スル友好
親善ノ關係ヲ更ニ鞏固ナラシメ且ツ之ニ依リテ世界
平和ノ確係ニ資與セムコトヲ希望シ之カ爲左ノ通り
協定セリ

一 大日本帝國政府及英國政府ハ兩國ニ共通ナル
諸重要問題ニ付協方スルノ目的ヲ以テ相互ニ隔
意ナキ協議ヲ爲スヘシ

一 本協約ハ署名ノ日ヨリ五年間効力ヲ有ス

右證據トシテ下名ハ本國政府ヨリ正當ノ委任ヲ受
ケ本協約ニ署名調印セリ

千九百 年 月 日

倫敦ニ於テ本書ニ通テ作ル

駐英帝國特命全權大使

英 帝 國 代 表 者

201-2

19/5 Rejected
Ref. Doc 1315

「第二次世界大戦ヲ生ムニ至ツタ諸事件」一一九
三一年ヨリ一九四四年ニ至ル年代記一〇九頁乃
至一一〇頁ヨリ抜萃。

十一月二十一日日獨防共協定ハ調印サレタ。
・・・ハ、ロミンテルントシテ知ラレテキル
際共産主義ノ...

Handwritten notes on a vertical strip of paper, possibly a label or index card, with some illegible characters.

ニ類スルバカリテナク、世界ノ平和ニトツテモ亦
一ツノ脅威デアルコトヲ確信シ、相共ニ國際共産
黨ノ破壊的活動ヲ防衛スルコトヲ望ミ...

(文書、一九三六年ノ國際事情、二九七頁、日
本、第二巻、一五三頁エフエフ)

19/5 Rejected
Ref. Doc 1315

「第二次世界大戦ヲ生ムニ至ツタ諸事件」一一九三一年ヨリ一九四四年ニ至ル年代記一〇九頁乃至一一〇頁ヨリ抜萃。

十一月二十一日日獨防共協定ハ調印サレタ。一
・ ・ ・ ・ ・ ハ、コミンテルントシテ知ラレテモル
際共産黨ノ目的ハ、其ノ掌中スルアラユル手段ニ
ヨツテ現存諸國家ヲ崩壊セシメ、又征服スルニ在
ルコトヲ認メ、國際共産黨ガ諸國ノ内政ニ干渉ス
ルコトヲ許セバ、諸國ノ治安ト社會ノ福祉ハ危殆
ニ類スルバカリテナク、世界ノ平和ニトツテモ亦
一ツノ脅威デアルコトヲ確信シ、相共ニ國際共産
黨ノ破壊的活動ヲ防衛スルコトヲ望ミ・ ・ ・ ・ ・

(文書、一九三六年ノ國際事情、二九七頁、日
本、第二卷、一五三頁エフエフ)

裏面白紙

1915 Rejected

Def. Doc. # 206(C) - 9

Takahashi 50

1915-19 (19)
1915-19 (19)
1915-19 (19)

大使の「同僚が日露協約が秘密軍事協定を含む事は疑を入れないと

一九三六年十二月三日

大尉 日露同僚を看破す

前アメリカ大使ダールの日記よりの抜萃（一九一頁）

19/6 Rejected

Def. Doc. # 206(C) -4

Takasaki

大 使 日 獨 同 盟 を 看 破 す

一 九 三 六 年 十 二 月 三 日

大 使 の 一 同 僚 が 日 獨 條 約 が 秘 密 軍 事 協 定 を 含 む 事 は 疑 を 入 れ た い さ
本 日 私 に 語 っ た

前 ア メ リ カ 大 使 グ ル ー の 日 記 よ り の 抜 萃 (一 九 一 頁)

203

裏 面 白 紙

EXH. 2615

Ref Doc 1426

22

J. Takahashi

22-5-7 (10)
1922 (11) (12)

昭和十一年十一月十八日 羅 馬 發

十一月十九日 本 省 差

有田外務大臣 杉村大使

第一八八號ノ一

往電第一八七號會見ノ際

一 外相ハ伊太利ハ嘗テ蘇聯トハコミンテルントヲ
區別シテ對蘇外交ヲ行ヒ來レルガ其ノ後其ノ全然
誤リナルヲ自覺シ自分ノ外相任以來蘇ニ對シテ
ハ斷然タル態度ヲ執ルニ至レリ此ノ點ハ獨モ亦同
様ニテ右ニシテ先般「ヒトラー」ト自分トノ間ニ
了解ヲ遂ケタル次第ハ既ニ御話セル通りナリ（在

ハ蘇聯ニ對シ日本ト獨逸
ノコトナルカ日本ト伊太
利ト對シテハ何レノ國トモ協力シテ之カ防遏ヲ
計ラントスル積リナル處日獨間ノ協定ノ内容ニ關
シテハ好ク承知シ居ラサルモ假ニ何等カノ協定成
立セリトスルモ軍事的性質ヲ帯ヒ居ルモノトハ思
考セス此ノ點ハ伊間ノ了解ノ程度倘ヘバ西班牙間

204-1

EXH. 2615

J. Takahashi

Ref Doc 1426

22

昭和十一年十一月十八日 羅 馬 發

十一月十九日 本 省 差

有田外務大臣 杉村大使

第一八八號ノ一

往電第一八七號會見ノ際

外相ハ伊太利ハ嘗テ蘇聯トコミンテルントヲ
區別シテ對蘇外交ヲ行ヒ來レルカ其ノ移其ノ全然
誤リナルヲ自覺シ自分ノ外相任以來蘇ニ對シテ
ハ斷然タル態度ヲ執ルニ至レリ此ノ點ハ獨モ亦同
様ニテ右ニシテ先般「ヒトラ」ト自分トノ間ニ
了解ヲ遂ケタル次第ハ既ニ御話セル通りナリ（在
電第一七七號參照）

ニ更ニ外相ハ萬ク所ニ依レバ蘇聯ニ對シ日本ト獨逸
トノ間ニ協定成立セリトノコトナルカ日本ト伊太
利トノ間ニモ同様協定ノ成立スヘキハ自然ノ「プ
ロセス」ト思考スト言ヘルニ付本使ハ蘇聯ノ赤化
運動ニ對シテハ何レノ點トモ協力シテ之カ防遏ヲ
計ラントスル積リナル處日獨間ノ協定ノ内容ニ關
シテハ尙ク承知シ居ラサルモ假ニ何等カノ協定成
立セリトスルモ軍事的性質ヲ帶ヒ居ルモノトハ思
考セス此ノ點ハ伊間ノ了解ノ程度倘ヘバ西班牙間

204-1

Ref. No. 1426

三
 思考ス何レニセヨ目下ノ所ハ日本ハ「エチオピア」
 ニ伊太利ハ「エチオピア」ニ領事館ヲ設置スル問題ニ話合ラ
 限局シ今日外相ノ言ハレタルコトニ對シテハ更ニ
 他日ヲ期シ話合フコトト致シ度シト蓋ヘ置キタリ
 本會協共同ニシテハ日英兩國ノ協定成立以後日
 伊ノ間ニ仍ヘバ係聯亦化運動ニ關スル兩國警察官
 意圖ノ借報交換又ハ係聯國駐在陸海軍將校ノ
 間ニ必要ナル連絡ヲ保ツ程度ノコトハ今後考慮ノ
 價値アリト思考セララル

204-2

ECH-2616.

Y. Takahashi

Ref. Doc 1427

H.

22-5-19 112
22-5-19 112
22-5-19 112
22-5-19 112

昭和十一年十一月二十八日 雜 馬 發 (杉村大使發着田外務大
十一月二十九日 本省 着 臣宛電報)

二十六日伊首相及外相ト會談ノ際何レモ日獨防共
定ノ成立ニ滿腔ノ祝意ヲ表シ且防共ニ付テハ何レノ
國トモ協力セントノ日本獨ノ御意嚮ニモアリ日伊
ニモ右ニ付協定シ度シトノ話アリ(伊トシテハ獨伊
防共協定トハ獨立ニ日伊間ニ密合ヲ達ケ度キ模樣ナ
リ)右ニ對シ往電傳事館同地カ全部解決シタル上考
慮スルコト然ルヘシト認ムルモ折角ノ御申入ニモア
リ右ノ次第東京ニ取次キ置クヘシト答へ置ケリ

EXH-2616.

Y. Takahashi

Ref. Doc 1427

28

昭和十一年十一月二十八日 雜 馬 發 (杉村大使發有田外務大
十一月二十九日 本省 着 臣宛電報)

二十六日伊首相及外相ト會談ノ際何レモ日獨防共
定ノ成立ニ滿腔ノ祝意ヲ表シ且防共ニ付テハ何レノ
國トモ協力セントノ日本僑ノ御意ヲモアリ日伊間
ニモ右ニ付協定シ度シトノ話アリ(伊トシテハ獨伊
防共協定トハ獨立ニ日伊間ニ話合ヲ遂ケ度キ模様ナ
リ)右ニ對シ往電傳奉備同德力全部解決シタル上考
慮スルコト然ルヘシト認ムルモ新角ノ從申入ニモア
リ右ノ次第東京ニ取次キ置クヘシト答ヘ置ケリ

裏面白紙

205

22-5-19 B
Ref Doc 1424

機密

(昭和十一年十二月一日外務省以亞局發行「昭和十一年
「長城新報告」ヨリ抄録)

日領防共協定採信會談

日領防共協定採信會談
日領防共協定採信會談係ヲ採信ヨリ勸告スル目付ヲ以テ在
山口代理公使ト和領防共協定大臣トノ間ニ協定採信一
國スル會談ヲ行ヒタルカ其ノ要旨左ノ如シ
十月十二日山口代理公使ヨリ對文閣通ニ照會ニ答分ナ
ル說明ヲ加ヘタル後和領防共協定大臣ニ近ク談大ナル協定
進ヲ有スルノミナラス兩國ニハ多岐ノ交際人ヲモ
含シ居ル關係上日本及和領防共協定大臣ハ交際ノ關係
ニ我方ノ對支關係ニ關シ頗ル注意ナルヲ信トシ來リ
タル一方石炭和領防共協定大臣ハ我方ニ於テ多大ノ注意ヲ
拂ヒ居ル次第モアリ尙比ノ協定採信ノ關係ニ對シ是
且ツ誤リナキヲ期セラレ長キ旨通ヘタル處外和領防共
ヲ諒トシ出資者ル限リ難方スヘキ旨採信シテハ
山口ヨリ防共協定ニ言及シ今回又採信ニ對シ要索シ
居ル處ハ東亞ニ於ケル赤化運動ノ發展ヲ抑制スルニ
セル帝國政府トシテハ當然ノ義務ニシテ此ノ點ハ
相ニ於テモ充分採信セラル、所ナラント進ハタルニ
外相ハ和領防共協定ニ於ケル長「ボル」エビ「キ」的採分
ニ付テハ和領防共協定ノ進リニシテ採信シテ採信ヲ望ム
又和領防共協定ニ於ケル赤化運動ノ現狀ハ和領防共協定ニハ赤化モ
帝國政府ニ於テ和領防共協定ノ防共ニ苦心シ居ル旨ヲ採

206-1

42
40

Ref Doc 1424

シタルヲ以テ山口ヨリ一級ニ赤化防遏ニ付察
 ヲ有スル諸國カ共同戦線ノ作成ニ依リ協力スルコト
 實策ニ非スヤト思考スル旨ノ見解ヲ說明シタルニ
 シ外相ハ實際上前何ナル程度ノ協力可能ナリヤト反
 問セルニ付山口ハ本協力ノ場合ニハ共產主義ニ對シ
 特ニ對立スル政治組織ヲ支持スルハ諸國ノ政治體
 ロックニ引キ入レラル、結果トナリ又ハ此ノ諸國
 象ヲ與ヘ易キ危險アリ此ノ點ハ特ニ警戒ヲ要スル所
 ニシテ結局本協力ノ範圍ハ實際上ハ「コミンテルン」
 ノ宣傳ニ對スル反對宣傳並ニ赤化運動ニ對スル情報
 交換ニ止ルニ非スヤト考ヘ居レル旨ヲ語リタルニ外
 相ハ「印ニ於ケル本問題ニ關シテメケニテモ日本ト
 ノ間ニ情報ヲ交換シ得ルコトヲ得ハ甚々好都合ナリ
 ト願ル乘氣ヲ示シタリ

越ヘテ二十四日山口ハ再び外相ヲ往訪シ本問題ニ對
 及セル處外相ハ本行協力ノ範圍ヲ尋ラ「印ニ限ラン
 トスルヤ」ノ意旨ヲ有セルヤニ見受けラレタルヲ以テ
 山口ハ右範圍ハ本國本國ヲモ包含スヘキモノナリ
 ト應酬セルニ外相ハ其ノ理由ヲ質セルニ付山口ハ
 承知ノ通り「アムステルダム」ニハ「コミンテルン」
 ノ有刀ナル宣傳機關アリテ和蘭ノ諸國ノ諸日誌
 ハ少カラス其ノ影響ヲ受け得ルヤニ見受けラル、所
 以テ說明シ我々意旨ニ對シ考慮ヲ求メ置キタリ
 次テ二十五日當時休養中ノ「印」政廳東亞局長「

206-2

Ref. No. 1424

ロービング、山口ヲ茶訪シ、印信局トシテハ一頁ニ
 匪主義ノミナラス、荷モ治安及口交ヲ害スト認メラル
 、總テノ政治運動ハ同様算慮スルヲ宜ナルヲ以テ、
 次協力ノ範圍ヲ更ニ他ノ政治運動ノ兼進ニモ續行シ
 度意圖アル旨ヲ仄シタルモ、結局亦北緯區ニ留シ、安
 意見及情報交換ノ必要ニ付テハ、英存ヲイ懸念シテ示
 かり

然ルニ日機防共協定ノ公表セラル、ヤ對露ニ強
 暴同種説ノ流布セラレタル關係モアリ、小國印信局トシ
 テハ此際本件協定、籌備方ヲ購置シ、來リタルヤノ疑ア
 リ、外務政務局長ハ山口ニ訪シ、防共協定ハ政府同種説
 ヲ帯ヒ、易キヲ以テ和蘭トシテハ、カカル協定ヲ締結ス
 ル意圖ナキモ、印信局ノ同意アリ、次第個々ノ場合ニ付
 日露兩國ノ官憲行政機關ノ間ニ於テ、自由ナル範圍ニ
 依リ相互主義ノ下ニ互編並及歐洲ノ南方口ニ互リ、情
 報ノ交換ヲ行ヒ、度旨並ニ協力ノ範圍ヲ訂定、英存分予
 ニモ、強張シ、度旨ヲ強固シタリ

帝國政府トシテハ、右和蘭印信局ノ協定ヲ諒察シタル上、百
 下暫ク成行ヲ容認スルノ態度ヲ持シ、願レリ

裏面白紙

辯論文書第一五六〇號

(ドツド大使日記三六六頁一三六七頁抜萃)

十一月二十七日金曜日

手紙の宛先
ドツド大使
ロンドン

國運ノ新開ハ昨日公表ノ條約ヲ喜ブ機國民ニ呼ビ掛クタ。倫敦デハ餘リ歡
 ツベントロツブガ此ノ條約ニ署名スル爲ニ陸路
 ニユーラツスガ其ノ條約ニ署名セズ又ハツトラ
 不可思議ノコトデアル。國務長官ガ條約ニ署名
 スルコトヲ容シヨリカ又リツベントロツブガ倫敦ニ派遣セラレタズ
 ト以前ニ署名ノ使命ヲ帯ビテ居タカチ私ハ疑フモノデアル。獨逸デハ餘リ
 好マレズ又尊敬セラレテ居ナイノハリツベントロツブチ引キ立タヘルツ
 トラノ遺リ方ナデアル。
 伊太利ノ新聞ハ今日伊太利ガ防共日獨協定ニ加入スルデアロウト報道シテ
 居ル。英佛ノ新聞ハ此ノ所謂「大知名國家間ノ文化協定」トルモノヲ攻撃

Ref. No. 4560

2087

手稿

辯論文書第一五六〇號

(ドツド大使日記三六六頁一三六七頁抜萃)

十一月二十七日金曜日

獨逸ノ新聞ハ昨日公表ノ條約ヲ喜ブ後國民ニ呼ビ掛ク。倫敦デハ餘リ歡
 迎セラレザル陸英獨大使リツベントロツブガ此ノ條約ニ署名スル爲ニ陸
 伯林ニ來タコト及國務長官ニユーラツスガ其ノ條約ニ署名ヘズ又トツ
 一モ署名シナカツタコトハ不可思議ノコトデアアル。國務長官ガ條約ニ署名
 スルコトヲ欲シナカツタカ又リツベントロツブガ倫敦ニ派遣セラレタズ
 ト以前ニ署名ノ使命ヲ帶ビテ居タカチ私ハ疑フモノデアアル。獨逸デハ餘
 好マレズ又尊敬セラレテ居タイノハリツベントロツブヲ引キ立タヒル
 トライノ遺リ方ナデアアル。

伊太利ノ新聞ハ今日伊太利ガ防共日獨協定ニ加入スルデアロウト報道シテ
 居ル。英佛ノ新聞ハ此ノ所謂「大知名國家間ノ文化協定」トルモノヲ攻

Ref. No. 1560

208-1

イ
獨

Ref. No. 1560

シテ居ル。多年アリアン種族以外ノ全民族ニ反對シテ奈々獨逸國民ガ今ハ
極東ノ黄色人種ヲ自分等ト同等視シテ居ル。今ハドールンニ居ル老カイビ
ルガ語ル自由ヲ有スルトセバ何ト言フデアロウカ、彼ハ世界大戦ガ勃發シ
タトキ土耳其國民ト同盟ヲ結ンダ事實ハ有ルケレドモ多年全歐洲國民ハ東
洋民族トハ關係ヲ結バナイ様ニ警告ヲ發シテ居ツタ。

208-2

19/5 Rejected
22 (R)

y. Takahashi

Def Doc # 14

Handwritten text on a vertical slip of paper, possibly a signature or date.

文書ノ出所竝ニ成立ニ關スル證明書

(三號)

自分、林 繁 ハ外務省文書課長ノ職ニ居ル者ナル處、茲ニ添付セラレタル日本語ニ依ツテ警カレ参頁ヨリ成ル通報第十九號所載停會明談會に於ける林外務大臣演説ト題スル書類ハ日本政府（外務省）ノ保管ニ係ル公文書ノ類ニ屬スル正確ニシテ眞實ナル寫シナルコトヲ證明ス

二十七日 於東京

林 繁

右署名捺印ハ自分ノ面前ニ於テ爲サレタリ

同日於同所

立會人 佐藤武五郎

209-1

19/5 Rejected
22 (R)

y. Takahashi

Def Doc # 1415

文書ノ出所竝ニ成立ニ關スル證明書

(三號)

自分、林 霽 ハ外務省文書課長ノ職ニ居ル者ナル處、茲ニ添付セラレタル日本語ニ依ツテ書カレ参頁ヨリ成ル通報第十九號所載停會明証會に於ける林外務大臣演説ト題スル書類ハ日本政府（外務省）ノ保管ニ係ル公文書ノ抜萃ノ正確ニシテ眞實ナル寫シナルコトヲ證明ス

昭和二十二年二月二十七日 於東京

林 霽

右署名捺印ハ自分ノ面前ニ於テ爲サレタリ

同日於同所

立會人 佐 藤 武 五 郎

209-1

停會明談會に於ける

林外務大臣演説

引續き外務大臣として所見を述べ度いと存じます。政府の外交方針は只今申述べた通りであります。此の方針の遂行に當りましては滿洲國との親善不可分の關係を益々鞏固ならしめ對支對蘇の關係を調整することに特に意を用ひんとするものであります。

先づ支那に對する關係に行きましては帝國と同國と共に東亞の安定を確保することを念として努力し來つたのであります。支那側に於ては帝國の眞意を十分理解するに至らず兩國間に種々の問題を發生しましたことは甚だ遺憾とする所であります。此の際兩國民間の感情を融和し國交關係の明朗化を計互に手を携へて東亞安定の實現を期することが肝要であると思ふのであります。之が爲には相互に兩國の立場の理解に勉め單に政府のみならず特に民間の接觸を繁くし、日支提携共助の實心を擧ぐ

Def Doc # 1415

先般獨逸政府との間に防共協定の成立を見ましたことは近時世界殊に東亞に於ける「コミンテルン」の活動顯著なるものがあるに顧み、東亞安定の責任を有する帝國として當然執らざるを得なかつた措置であり、誠に時宜に過するものであります。政府と致しましては本協定の運用を錯らず以て之が十分の効果を收めんが爲最善の努力を竭したき所存であります。

ると同時に、苟も之を阻害せんとするものは進んで排除するの覚悟を持し以て兩國國交の調整を固い決心であります。

次に「ソヴェエト」聯邦との關係に付て一言致しますれば東洋平和の爲には同聯邦が東亞に於ける帝國の地位を正當に認識し、兩國互に融和に勉むるの要あること勿論でありまして、此の際兩國間に積たはる諸懸案の友好的解決を促進することは右目的に合致するものであります。従つて私に「ソヴェエト」聯邦當局に於ても大局的見地に立脚し、右に協力せんことを要望するものであります。

存するのでありますが、何れも日英親善關係の根本を害ふが如き性質のものでなく、兩國の相互理解に依り調整せらるべきものである事を確信するのであります。

尙海軍軍縮問題に付て帝國は本年より條約の外に立つこととなりましが、不脅威不侵略の方針を堅持する從來の態度に何等の變りなきは申す迄もない切であります。

終りに對外貿易ノ伸張を圖ることは帝國の發展に缺くべからざる要件である。特に現下の我國經濟情勢に徹して其の急務なるを痛感する次第であります。仍て政府は苟も貿易の伸張に對する障害は極力之を排除すると共に進んで貿易の促進の爲適切なる施設を講ぜんとするものであります。

以上の諸方針を實行するに當つては舉國一致の力に依らずんば所期の成果を擧げ得ないのでありますから、茲に諸君の御協力を切望する次第であります。

7. Takahashi 22
EXH. 2617

Defence Doc 1310

ドイツ大使館

J. Nr. 52367

東京 一九三七年(昭和十二年)三月二十四日

一九三七年(昭和十二年)三月十六日報告 J. Nr. 4747 = 續

政治的報告

内容防共協定ニツイテ佐藤外相ト會談

佐藤外相ノ演説ハ既ニ日本ニ於ケル英米新聞ニ總括的ニ發表

サレタカ、ソレニヨツテ外相ガ日独協定ヲ止ムコト得サル最善ノ場合ニモ

コミンテルンノ存在ニヨツテ必要トナツテ技術的警察的協定ト

印象ハ更ニ彼ノ演説(附録ニテ)

レヲ強化セシムル彼ノ陳述ニ於ケル

ソノ陳述ニ於テハ協定ノ存在シテ

ニテハ「解ト」了解ニ達セニト

努力スル意固ヲ有シテモ、如何ニテ解釋セシ得ルノテアル

I

斯ウレバ傾向ヲ適時防ギ止ムル為メニ余ハ大臣ヲ訪問シ彼ノ

演説ヲ防共協定ニ關係シテ個所ニツイテ友好的ニ併レハギリ

ト彼ト考ニ許シ合ヒ、ソノ際彼ノ注意ヲ一般的問題トシテ新

聞キ議會ヲ協定ガ甚ダ不十分ヲ取テ扱ヒラ受ケテモルコトニ付

喚起スルコトヲ正シイト考ヘ、ソノ際余ハ「先ツ最初ニ余ガ目

身ノ意志ヲ彼ヲ訪問シ、ソノドイツ政府ノ訓令ニ依ルモテ

ナイコトヲ言明スルノヲ重要ト考ヘタ

211-1

f. Takahashi 22

EXH. 2617

Defence Doc 1310

ドイツ大使館

丁 No. 52367

東京 一九三七年(昭和十二年)

一九三七年(昭和十二年)三月十六日 報告丁 No. 4797 三月二十四日

附録ニツキ

政治的報告

内容防共協定ニツキテ佐藤外相ト會談

佐藤外相ノ演説ハ既ニ日本ニ於ケル英米新聞ニ總括的ニ發表

ナレバソレニヨツテ外相ガ日独協定ヲ云々得タル最善ノ場合ニモ

コミンテルンノ存在ニヨツテ必要トナリ技術的警察的協定ト

見テモルガ爲マ手ヘルガコノ不利ト印象ハ更ニ假シ演説(附録ニツ

キ参照)速記録ヲ讀ハトホ著シク強化サレル儼ノ陳述ニ於ケル

考ラ最密ニ分析スルト佐藤ハ恰モソノ陳述ニ於ケル協定ヲ存在シ

オイトノ假定ニ出登レテコノ基礎ニテ「ソ」聯ト「了解」連セニト

考カスル意圖ヲ有シテモタリ如ク這解釋サレ得ルノチアル

I

斯ラレバ傾向ヲ適時防ギ止ムル爲メニ余ハ大臣ヲ訪問シ彼ノ
演説ヲ防共協定ニ關係シテ個所ニツイテ友好的ニ併レハツキリ
ト彼ト考ニ許シ合ヒソノ際彼ノ注意ヲ一般的問題トシテ新
聞ヲ議會ヲ協定ガ甚ク不十分ヲ取テ扱ヒラ受ケテニルコトニ付
喚起スルコトヲ正シイト考ヘテソノ際余ハ先ツ最初ニ余ガ自
身ノ意志ヲ彼ヲ訪問シラシメドイツ政府ノ訓令ニ依ルコトヲ
ナイコトヲ言明スルノヲ重要ト考ヘム

211-1

Def. Doc. 1310

3

次いで余ハ佐藤ノ議會ニ於ケル陳述ヲ詳細ニ檢討スルコト
 ニ務メタリ余ハ外相ニ彼ノ陳述ハ協定ニ對シテ彼ノ否定
 的見解ニツイテノ上述ノ本末ノ意見ヲ本質的ニ少シク訂
 正スルニ假立タナイコトヲ説明シタリ彼ハ協定ノ存在理由ヲ
 フンミンテイルンノ存在ト活動トニノミ求メソノ際日ソノ関
 係ノ立場ヨリスレバコレハ不幸ヲ殘念ト出来ラレト見
 オサネバナラヌト聲明シタガソレハコノ協定ニ非常ニ狭
 イ制限サレタ説明ヲ與ヘタモソノコト更ニ彼ハ日本政
 府ハコノフンミンテイルンノ存在ニモ拘ラズ、多クノ莫ク其通
 ノ性質ヨ有ヌルニソノ隣リ合フク國民ノ關係ヲ改善シ
 出来ルナラバ十二年間續キテ誠實ノ日ソノ親善
 ヲ再建スルニ努力ヲ惜シヌト制限的ニ附言シタガソ
 レニヨリテ彼ガ恰モ彼ハ協定ニ對シテ主トシテ否定的
 見解ヲ有シ、多クナリトモソノ親密ニナルコトヲ
 彼ノ政治目標ニ違フ如キ感ヲ與ヘタノハ当然デアルト
 彼ガ對俄關係ニツイテ一言モ觸レテカフコト云フコト實
 カラシク、彼ガコノ關係ヲ大ニテ高ク評價シテキヤイト云
 フ結論ガ容易ニ成リ得ルト、余個人ニ関シテハ余ハ勿論然ラズ
 シラノ推測ガ理由ナシモソノコトヲ確信シテキルト、何トモハ彼外
 相ハ我々自最初ノ會談ノ時ニ彼ガ協定ニ同意スルコトヲ自
 ラ宣言シテシタリ、併シソレニモ拘ラズ、世界ノ輿論モ亦特
 別イソノ輿論ガ議會ノ演説ヲ討論シ根差推測ガ
 誤ラズナルト云フコトニツイテ彼等家サレルコトガ望マシイ、何
 故ニモソレイソノ新聞ガ協定ニ對シ日本ノ攻撃ヲ發表シ

2/2-1

Def. Doc 1310

ナイニシタ所ヲ新ウシク現象ニ対スルドイツノ政治
ヨグルーブルノ宣言ナハハ既ニテトクハアリトアルト、例ハ
ゲルマンガス將ハ昨年十二月ニ大島將軍ニ対シ
テ日本新聞、態度ニ付抗議シキト、
ソレ故ニ余ハ外相ガ当地、D.N.B(ドイツ通信社)ヨリ
ハ「アキス党機關紙」記者ニ「アキス」ト云ハルト云
ソク様ナリ法、ドイツノ直接ニ敬言ヲ付シ掛テド
イソレ内ニ支配ニキル疑惑ヲ消シ止ム、同時ニ我々ノ
敵ノ希望ト思ハズニ壞滅スルヲバソレハ非常ニ有効
デアルト考ヘルト述ベタ。

212-2

II.

佐津比ハ之ニ対シテ次ノ陳述ヲ以テ答ヘタ。
「「パリ」ノ雜誌ニ載ソクフランス記者ヲラシヤント
ノコインターヴューニシテ、語ニ彼、自身ガ敬馬イテキル
「クロニクル」紙ノ第一節ニ述ベラレテキル会谈ハ彼ガ
「パリ」ニ去登スル邊、以前ニ行ハタモシテアル彼
ハ「ラシヤ」ニ「インターヴュー」ヲ與ヘカノデハナク、彼ト
氣操ニ語シ合ワタムデアラタ、コラヤンレハ「ラシヤ」ノ談話ヲ
全ク偽作シテ發表セタルデアリ。

4

No 6

Leaf, Enc, No. 1313

「ホルミエウキ」ト支那ヲシタ時ニセウシタ方向ニ動イテ
程デアツタト。

議會ニ於ケル彼ノ協定ニ對スル態度ニ関シハ余ガソレヲ選ベ
テ程ニハ吾足則テハナカッタアルト彼ハ貴族院ニ於ケル中
幕僚委員會ノ討議ヲコノ協定ニハシキリト其旨意ヲ表シ
特ニ大河内子爵ノ領内ニ對シテソレヲ強ク保護シタ
ルアルト。

ソレニ次グ會議ニ彼ガ日ソノ關係ヲ詳細ニ取扱ツタ時ニ
彼ハ勿論所共協定ガ「ロシヤ」ト關係ヲ要バクシテ深業條
約ノ調印ヲ不可能ニシテ事ヲ願慮セズバテラナカッタ此事ハ
日本ノ輿論ニ強ク不安ヲ喚ビ起シテムデアツタト。

若シモ「ドイツ」ニ彼ノ協定ハノ欲度ニイテ諷ツタ印象ガ
エレタヤツタラ非常ニ淺ムベテアル彼ハ余ノ提案ニ應ジ
テ機會ヲ得テ「ドイツ」輿論ニ訴ヘル事ヲ喜ビテ考慮ス
ルト余ニ約束スルト

(三) 日本ノ外交政策ノ一般的問題ニ入ッテ大臣ハ更ニ彼ノ
近イ將來ニ於ケル仕事ハ特ニ英國トヨリ良キ關係ヲ建
テ此事ヲ仕事ヲ今既ニ余ニ傳ヘテオカワト附言シタ
コノ國トノ關係ハ迅速ノ如クニ善クイ経済的願慮ガ法
不々ノ被割ヲ果シキル日本ノ輸出ニ對シテニ亦ノ市場
ニ著シク困難ガ惹起セザル日本ニトツテハ凡ユル點ニ
英國トノ妥協ガ重要ナル若シモ其故ニ將來彼ガ「ソレ」
ニ對スル關係ニ就テ述ベルコトナシ英國ノ問題ニアル時
「ドイツ」ハノ關係ハ確保サレキルデアルカラ其知ニ決シテ

213-2

Ref. Doc. No. 1310

「ドイツ」ニ對スル關係輕視ガアルトハナイ。單ニ日本ノ外交ニ必要ナル負担輕減ニ對スル希望ガ込ラレルニ違ヒナイ。大臣ハ更ニ彼ガ支那トノ關係ニ於テモ知解ニ由カカスルト述ベタ。日本ノ政治勢力カテ有カナ方面ニハ支那ヨリ少クモ北支ヲ日本ノ存ニ獨占ノ様ナ事ニシクイト要求スルノガアル。彼ハ洋レコノ派ニハ組シナイテ支那ガ總テノ國ニ開放サレバナラヌト信ズルト。

(三) 余ハ大臣ニ「ドイツ」政府ガ英國及ビ支那トノ和議ニ對スル日本ノ願望ヲ充分ニ理解スルモ「ドイツ」事ヲ確言シタ。ソウシテ「ドイツ」ハ完全ニ「ドイツ」政策ノ欲スル所デアール。「ドイツ」ハ「ドイツ」トシテ又英國(ノ教善關係ヲホメテ)其故ニ若シ親善國日本ガ英國ニ對スル現在ノ關係ニ緩和ヲ見出ヌラバ其レヲ大ニ歓迎スルデアラウト。

同ノ様ニ「ドイツ」ハ日支ノ和議ヲ促進ニ歡迎スル係トナレバ「ドイツ」日本ト親善關係ニアルガ又支那ニ對シテモ支那ニ於テ「ドイツ」利益ニ基礎ヲ置ク良好ナ關係ヲ保ツ様ニ望ムデアール。

7
No. 7
「四」最後ニ佐藤外相ハ彼ハ「ドイツ」關係ガ此レ以上尖鋭化スラ均マシカラヌ事ト考ヘルト言フタ。何トナレバ日本ノ全体的狀態ハ「ドイツ」尖鋭化ヲ堪ヘルニハマダ充分カニ明ラカシテナイカラデアール。又「ドイツ」ハ少シシカ地國メシタノバカリテ尙大規模ノ投資ヲ必要トスルカラデアール。

214-1

no 8

Def. Doc. No. 1310

III

日本ニ於ケル種々ノ政治的要素ノ協定ニ對スル態度ニ
 ツイテハ余ハ一九三七年(昭和十二年)三月十四日ノ東京ヲニ於ケル
 日独委員會議設置ニ對スル報告(トニ、大谷、W. P. 意見見
 ラ述ベタ、余ハ余ノ此等ノ最近の結果トシテ次ノ如クニ言
 事が出来ル即チ協定ハ健全ニ基礎ノ上ニ立ツテ中示、有力ナ
 政治「ケル」持ニ陸軍ニヨリテ決定セザレバ之ニ對シテ
 新外相ノ態度トイハズ度ハ其モ又直ニ訂正セシメラレタム
 アルハ決定的ナ意見ニ表ハスルモ「デ」イ、
 其レニモ拘ラズ余ハ協定ヲ輿論ニ於テ持テ三國ニ對シテ無
 意味ニモ、或ヒハ段々ニ其價值ヲ消失サセルモト見エカク得
 ル様ナ見エル企圖ヲ初メカラ抑ヘル存ニ之ノ會議ヲ實現スル
 コトガ正シクアリマノ上必要ナルト考(タ、デアル、余ハ此目的
 ガ成テ限リニ於テ達セラレト言フ感ハシク得タシ又
 佐藤氏が持テ輿論ニ對スル彼ノ陳述ニ於テモ「ドイツ」ヘ
 關係ニヨリタク、注意シテ同ケルガラウト言フ印多ク得タ
 南京ノ大使館ハ安全ナ方法デ此報告ノ寫シテ入手シタ

214-2

「フオン」デイルクセン (署名)

Def Doc 1310

No. 9

一九三七年(昭和十二年)三月二十四日附東京報
丁才五三三号 附屬才一

總訳

衆議院ニ於ル一九三七年(昭和十二年)二月十日
佐藤外相答辯後抄

次ニ若田氏が日ソ關係ニ付録述シ復同セリ。私ハ之ニ對シ
總括的ニ次ノ如ク答辯スル。先月八日私ハ衆議院ニ於テ日ソ
間ノ關係及ソソ聯ニ他ノ諸國トノ關係ハソソ聯内ニ所謂「コミ
ンテルン」組織が存在シテカワリナラバ余程光明化スルテアラウト
言フ漢説リシリ。此ノ私言業ヲ以テ「コミンテルン」カソソ聯
カラ他處ヘ移ルコトハ不可能デアリ從テ日ソ關係ノ改善ハ
種々日ソ間ノ問題ニ高足テ解決ヲ期待スルベキガ去來未
テハナイカト言フ理由ニ依リ不合理デアルト評シテ人ガアル。
又他人ハ日ソ間ノ種々ノ問題ハ「コミンテルン」存否如何ニ依
解決スルベナラヌト批評シテ。私モ亦此ノ批評カ疑ニ無ク
正コトトモ意見スル。乍然此ノ當特此ノ事實ヲ誤認シテ私ノ
意見ヲ述ベテハナイ。「コミンテルン」言フ特殊ニ團體が存在シ
テ居ルコト「ソソ聯」諸國ニ之ヲ特ニ警戒セテハマズ。又「コミンテルン」
ノ國際的性質ノ結果脅威ヲ多ク感ズル諸國ガ之ニ對シ
國際的防禦手段ヲ構セザルヲ得ナイコトモ了解シ得ル所デアル。
此ノ防禦手段ノ結果トシテ現下ノ國際情勢下ニ於テハ種々
ノ要否ヤ盟言或ハ生ズルハ避テ難ク。日独協定ハ恰モ斯ル
防禦手段トシテ成立シテアル。「コミンテルン」が存在シテカワ
リナラバ防共協定ノ如キモノヲ考慮スルコトハ必要ゾカワラズ

215-1

No. 10

Ref. Doc. 1310

下ラウ、ソウス六該協定締結ノ結果ル日ソ間ノ誤解モ
 亦避ケルコトガ出来タラウ。日ソ間係ハ右ト良好デアラウ
 ウ。従テ防共協定自体ハ日ソ間ノ外交關係ノミヲ考慮ス
 レバ不害テ出来事ト認メラレバナラヌ。
 乍然協定ハ「コミンテルン」ニ関シテハ不可避ノモノデアラト言ハサル
 ヲ得ナイ。現在日ソ間ニ種々懸念存カアル。
 私個人トシテハ日本ガ其ノ全カヲ之ヲ懸念ノ解決及兩隣接
 國同ノ外交關係ノ改善ニ注ケフトハ当然デアルト。意見デアル。
 私ガ間違ラ居ラハ若田氏モ同意見ト思ヘシ。私ハ全ク
 此ノ意見ヲ將來此ノ決意ヲ以テ任事ニ當リナラ思フ。居ル
 過去ノ事ノ實ヲ指摘スレバ日ソ間ノ外交關係ハ一九二〇年
 (大正十五年)北京テ締結セリ。其決「カラハ」協定ノ影
 響及「ニコルセス」ニ於ケル不調致事間ト眞
 正ニ友好的デアラ。私ハ日本及「ソ」聯ハ其ノ感情的方面ニ
 於テ共通ノモリ持ツテ居ルトノ意見デアル。テ兩國ノ責任者
 ガ將來ニ於テモ亦偏見ナリ公正ニ平和ヲ希求シ誠實ニ社
 會ニ共進スルハ二十年ノ前ノ事然レ復活ハ決シテ不可能ナラ
 ナイト思フ。(拍子)

215-2

No. 11

Ref doc 1310

「シヤパン」クロニクル

一九三七年(昭和十二年)三月十一日

独日協定ヲ遺憾トス

新ニイ佛國週刊紙ノ署名「インテリゲンシー」

佐藤氏ノ政策

同盟発「アモリ」宛 巴里 三月十日

新ニイ週刊紙「アモリ」三月十日(号)ハ本日發行

ナレバ同紙ハ新日本外相佐藤氏「九・五」白

本レニ著者「モリス」ラシヤニ「紙」ノ外交政策ノ

梗概ヲ説イタ「インテリゲンシー」ヲ掲載シテ居ル

「一」シク共今後十年間「ソ」聯ト戦ハス「オ」ニ

日独同盟協定ガ軍事同盟化「ス」ニ「付」ク

「オ」ニ「平」等「基」礎ニ於テ「支」那ト「交」渉

之「事」ガ「佐」藤氏ノ「強」調シテ「原」則「デ」佐藤氏「又」

戦「争」ヲ「始」メ「ル」前ニ「ア」ラ「ユ」ル「平」和「的」手「段」ヲ「考」ヘ「テ」ハ「ア」

ラ「ス」ト「所」言「シ」タ

「少」ク「共」今「後」十「年」間「日」ソ「ハ」戦「ッ」テ「ハ」ナ「ラ」ズ「何」ト「ナ」ル

私「ハ」我「國」ノ「戦」争「ヲ」メ「ザ」ル「ヲ」得「テ」イ「様」ニ「テ」ル「危」険ニ

直「面」ス「ル」ニ「ト」テ「欲」シ「テ」イ「カ」ラ「テ」ア「ル」ト「佐」藤氏「ハ」述「ベ」ク

邦「向」題「ニ」テ「ハ」滿「洲」國「ノ」独「立」ガ「脅」威「ヲ」レ

レ「ハ」全「日」本「ハ」念「出」ス「ル」デ「ア」ラ「ウ」ル「ト」述「ベ」ク「彼」ハ

北「支」那「ノ」向「題」ハ「支」那「人」ニ「屈」辱「ヲ」與「ヘ」ル「ニ」ト「ナ」リ

ミ「テ」解「決」セ「レ」テ「ハ」ナ「ラ」ズ「ト」所「言」シ「タ」

216-1

No. 12

Def Doc 1310

「私ハ日独協定ヲ遺憾ニ思フ最初ノ人デアラフ。
 「コミンテルン」ニ對スルニ「國」ノ政策ニ関スル協定ヲ先介
 ナラフテテアラフ。ト 佐藤氏ハ「インテリゲン」
 於テ述ベク。
 右記事ハ「英米」ノ良好ノ關係ヲ指摘シ英
 國ガ日本ヲ支那ノ市場カラ閉出ス試ミテ止ムル
 ニテ「希望」ス也。
 結論トシテ 佐藤氏ハ佛蘭西トノ關係ハコト
 ルホズ外相及「ラバル」前首相ガ佛「」協定
 ハ「改訂」ニ「適用」セラレ 極東ニ「適用」セラレ
 ナストノ保証ヲ與「」テ 極ノテ良好デアラフ
 附言シテ

216-2

EXH. 2618.

Ref. Doc 1428

昭和十二年五月二十五日 羅馬發 (杉村大使發佐藤外
五月二十六日 本省發 務大臣宛電報)

電第八九號

(極秘、館長符號後)

客年十二月拙電第一九四號ニ對シ貴電第一〇九號
ノ御回電ニ接シ當時御來調ノ御趣旨ヲ伊外相ニ傳
ヘタルニ一チアノ一ハ日獨協定第二條ヲ指指シテ
ニ依リ本使ハ此ノ際日伊間
ニ必要ナシ日伊ノ親善
ニ必要ナル協力ハ可能ニシテ
又必要アラハ何時ニテモ協定ヲ結ビ得ヘシ差當リ
日伊間ニ文化ノ交換事業ヲ完成シ次テ經濟協定ヲ
結ビタル後政治協定ニ進ムヲ順序トセント應酬シ
宥メ置キタリ爾後伊外相ハ本使ニ對シ間歇的ニ、
本問題ニ觸ル、コトアリシモ本使ハ在獨大使發貴
大臣宛電報第五五號及第六三號ノ見解ノ下ニ然ル
ヘク應酬シテ深入リスルヲ避ケ來レリ。

然ルニ五月十三日一チアノ一ハ議會ニ於テ防共ニ
關シ日伊ハ共通ノ立場ニアル旨ヲ演說シ同夜外相
主權本使送別宴ニ於テモ同趣旨ノ挨拶ヲ爲シ防共

217-1

218

EXH. 2618.

Ref Doc 1428

昭和十二年五月二十五日

羅馬發 (杉村大使發佐藤外)

五月二十六日

本省發 務大臣宛電報)

電第八九號

(極秘、信長符號扱)

客年十二月撰電第一九四號ニ發シ貴電第一〇九號
 ノ御回電ニ接シ當時御來調ノ御趣旨ヲ伊外相ニ傳
 ヘタルニ「チアノ」ハ日獨協定第二條ヲ指摘シテ
 日本ノ態度ヲ訝リタルニ依リ本使ハ此ノ際日伊間
 ニ防共協定ヲ結ブ差迫レル必要ナシ日伊ノ親善協
 係ニ顧ミ協定ナクトモ必要ナル協力ハ可能ニシテ
 又必要アラハ何時ニテモ協定ヲ結ビ得ヘシ差當リ
 日伊間ニ文化ノ交換事業ヲ完成シ次テ經濟協定ヲ
 結ビタル後政治協定ニ進ムヲ順序トセント應酬シ
 省メ置キタリ爾後伊外相ハ本使ニ對シ間歇的ニ、
 本問題ニ觸ル、コトアリシモ本使ハ在獨大使發貴
 大臣宛電報第五五號及第六三號ノ見解ノ下ニ然ル
 ヘク應酬シテ深入リスルヲ避ケ來レリ。

ニ然ルニ五月十三日「チアノ」ハ議會ニ於テ防共ニ
 關シ日伊ハ共通ノ立場ニアル旨ヲ演說シ同夜外相
 主催本使送別宴ニ於テモ同趣旨ノ挨拶ヲ爲シ防共

217-1

218

Ref. Doc 1428

協定締結ノ申入ヲ差控ヘ來レルカ貴大使ノ轉任ニ先立チ文書(文書ノ形式ニ付言及セヌ)ヲ以テ此ノ點ヲ明カニシ今日日伊間ニ文化交流ノ事業ハ圓滑ニ進行シ通商協定モ締結ノ瀬戸際ニ達セリ今ヤ政治協定ノ段取りニナレルニアラスヤト言ヘルニ付本使ハ即答ヲ送ケ度キ旨ヲ告ケ會談ヲ打切りタリ。

217-2

惟フニ防共ノ中心ハ日英協定ニシテ日伊ノ協力ハ補足的ノモノナリ日伊協力ノ效果ヲ奏スルニ我ヨリ見レハ伊ノ蘇聯邦ニ對スル武器ノ供給ヲ止メシムル等オトシテ對蘇工作ニ其ノ重點ヲ認ムヘク伊トシテハ蘇聯邦ニ對スル外或ハ對英關係ヲモ念頭ニ入レ居ルニアラスヤトモ願取セラル假ニ伊ニ於テ對英政策ニ防共協定ヲ利用スルノ魂膽ナシトスルモ日英協定トシテ日伊ノ接近ハ多少共英ヲ刺戟スル副作用ナキヲ保シ難キ處問題ハ此ノ副作用ヲ最小限度ニ止メテ我方目的ヲ達成スル方策ヲ見出スニアリト思考ス

四 目下日英ノ間ニハ彼我ノ利害調節ニ付交渉中ナルヤニ關ク日伊接近ヲ以テ日英交渉ノ障礙タラ

Ref Doc 1428

シムベカラザルコトハ言ヲ決タサル虞又伊カーム
ツソリニ一出現以來稍信賴シ得ルニ至リ殊ニ時
共問題ニ付相當明確ニ反對的態度ヲ持スルコトハ
明カナルモ其ノ態度時ニ約變スル 慎アル點ニ
到スレバ日伊間ニ此ノ際秘密ナル約定ヲ結フコト
ハ本使ニ於テ躊躇スル所ナリ本使ハ對伊工作ハ
キノ取レサル約定ノ形式ニテ爲スヨリモ成ルヘ
伸縮性ヲ帶ハシメ主トシテ平素ニ於ケル外交工作
換言スレハ在伊大使ト伊首相トノ接觸ニ依リ時宜
ニ應ジ兩國ノ利害一致スル場合協力スルヲ百トス
之カ爲ニハ新大使ノ赴任ニ際シ閣下ヨリ伊外相ニ
宛日伊ノ國交カ親善ヲ加ヘタルヲ望シ防共問題ニ
付同一立場ニアルコトヲ指摘セラレ若シ出來得レ
バ右ニ加フルニ將來必要ニ應ジ防共ニ協力スル
希望又ハ意思アルコトヲ示サレタル書翰(故ニ
カトハ單ニ主義上協力セントシテ警察的
ハ軍事の協力ノ商議ヲ爲ス場合ニハ伊ト聯盟
聯邦、獨、英、佛トノ政治的關係ニ付相當突込
タル具體的説明ヲ徵スルノ要アリ)ヲ講行セシメ
ラレ新大使ヲシテ之ヲ切實ニ本使カ爲セルト別
伊外相ト折衝スルカ程良キ所ナルヤニ思考ス之ヲ

218-1

Ref Doc 1478

要スルニ本使ハ此ノ際日伊間ニ防共問題ニ關シ
定又ハ聲明ヲ爲スコトハ未タ其ノ時期ニアラスト
信スルモ他方伊側ノ態度前達ノ如クナルニ本使ニ
於テ相當ノ挨拶ナクシテ離任スルトキハ或ハ伊ノ
失望ト誤解トヲ買ヒ例ヘバ伊空軍力近來我ニ對シ
示シツ、アル特別ノ好意ノ如キヲ維持スルコト至
難カト察セララル、ノミナラス他日我ニ於テ伊ノ協
力ヲ求ムルノ必要生シタル場合之ヲ求メ得サルカ
如キ事態ニ導クコトアルヲ誤ル
前段ノ卓見ハ現下若殿ノ情勢ヲ觀察シ深入リセザ
ルト同時ニ伊ヲ我友邦トシテ保持シ行クニ付此ノ
際差當リノ方策トシテ上申セルモノ右ニ對シ大体
ノ御考ナリトモ御回示ニ接シ得ハ幸ヒナリ

218-2

日本國、新造及伊太利、協定書終結ニ
スル外務省局誌

(十一月六日)

22-5-19-10
新造及伊太利
(協定書終結)

日本時區午後七時、新造及伊太利ニ於テ日新伊三國
協定書加ニ門スル協定書カ印セラレ直ニ

客年十一月二十五日伯林ニ於テ日新伊三國ニ於テ協定セラレタル共產「インタ
ーナショナル」ニ對スル協定第二條ハ日新伊三國カ共同シテ第三國ノ參
加ヲ懇テスヘキ事ヲ規定シテ居ルノテアツテ今回右協定ニ基キ共產「
インターナショナル」即チ所謂「コミンテルン」ノ發端工作ニ對シ日
新伊三國乎タル決意ヲ有スル伊國ノ參加ヲ見ルニ至ツタノテアル。
近ク日新伊三國協定終結一周年ヲ迎ヘントスルニ當リ同協定ノ意義及效
果ハ各方面ニ於テ益々痛感セラレテ居ル西ニ於テハ一ケ年餘ニ亘ル西
班牙ノ内亂、貞ニ在リテハ東亞ノ安定ヲ阻ス其ノ共產黨及抗日人民戰

201

日本國、對德及伊太利、馬尼拉、定事終結ニ
スル外務省局報

(十一月六日)

本十一月六日午前十一時(日本時)午後七時(馬尼拉時)伊三郎
公使ノ即ニ伊三郎ノ日對德及伊太利定事終結ニ
發效スルコトトナツタ。

客年十一月二十五日伯林ニ於テ日獨ニ終結セラレタル共產「インタ
ーナショナル」ニ對スル協定第二條ハ日獨間力共同シテ第三條ノ參
加ヲ勸告スヘキ事ヲ規定シテ居ルノテアツテ今回右協定ニ基キ共產「
インターナショナル」即チ所謂「コミンテルン」ノ發達工作ニ對シ日
獨ニ協定乎タル決意ヲ有スル伊三郎ノ參加ヲ見ルニ至ツタノテアル。
近ク日獨協定終結一周年ヲ迎ヘントスルニ當リ同協定ノ意義及效
果ハ各方面ニ於テ益々痛感セラレテ居ル西ニ於テハ一ヶ年餘ニ亘ル西
班牙ノ内亂、實ニ在リテハ東亞ノ安定ヲ阻ス其ノ共產黨及抗日人民觀

裏面白紙

線ノ暗黒ノ何レモカ「コミンテルン」ノ管助ニ外ナラサル事證ヲ眼
 ノ書「ヨル今日、日米ニ依リ終成セラレタル防共ノ職責カ「ムツソ
 リニ」相ノ政治下ニ近年目長シキ躍進振ヲ示シツツアル伊太利ノ
 参加ニ於テ一層強化サルルニ至ツタコトハ與ニ心強イコトテアツ
 テ世界ノ平和及文化ノ發展ノ爲ニモ衷心ヨリ慶賀スヘキコトト云ハ
 ンバ、ニナイ。

尙本議院書ノ成立ニ於テ日米伊三國間ニ現存スル親善關係ハ益々増
 進セララルルコトト思ハレルカ右ハ帝國政府ノ從來執リ來ツタ一貫セ
 ル反共政策ノ具現ニ外ナラナイノテアツテ何モ反共主義ノ堅ニ於
 テ一歩も退ク限リ凡ニル計國ノ本取極參加ヲ希望スル事ニ今後モ何等
 急ヲナメノテアル。

裏面白紙

手記

ベルリン、一九三六年（昭和十三年）五月十七日

経済問題ニ関シテ日露大使トノ會議ノ爲メ、
「フロン・ラウマー」公使ハ五月十二日ニ「ドイツ・日本關係ノ現狀」ニ
關シテ報告ヲ提出シタ。コノ報告ヨリ會議ノ爲メノ主要點ガ引キ出セル、

22-5-19 (199)
（ドイツ国政府）

シテ次ノ様ナ考ヘガ提案サレル、
「ノ功績ニ注意ヲ促スコト
則トシテモ特ニ滿州國ノ承認、支那ヨリノ軍事輸
送ヘノ兵器輸出禁止

「日本ヲ斯ク支持スルコトニヨツテ「ドイツ」ハ支那ニ對スル關係ニ於イ
テ著シイ經濟上ノ損害ヲ蒙ツテキル

(A) 軍需品供給協約ヲ破棄シタガ爲メニ生ジタ外貨拂ヒ戻シヤツノ他ノ損
害（三千三百万馬克ト評價サル）

(B) 既ニ引キ渡シタ軍需品供給ニ對シテ支拂ヒガナサレサウニ見コナイ
（約四千七百万馬克）

Ref Hoc #1497

22

Ref Hoc #1477

手記

ベルリン、一九三六年（昭和十三年）五月十七日

經濟問題ニ關シテ日英大使トノ會談ノ爲メニ、

「フオン・ラウマー」公使ハ五月十二日ニ「ドイツ・日本關係ノ現狀」ニ

關シテ發言ヲ提出シタ。コノ發言ヨリ會談ノ爲メノ主要點ガ引キ出セル、

ヨリ「マトメ、更ニ補促シテ次ノ様ヲ考ヘガ提案サレル、

「日本ニ對スル「ドイツ」ノ功績ニ注意ヲ促スコト

一般的ナ政治的援助ヲ則トシテモ特ニ滿州國ノ承認、支那ヨリノ軍事輸

送ノ歸國命令、及ビ支那ヘノ兵器輸出禁止

「日本ヲ斯ク支持スルコトニヨツテ「ドイツ」ハ支那ニ對スル關係ニ於テ

テ若シイ經濟上ノ損害ヲ蒙ツテキル

(A) 軍需品供給協約ヲ破棄シタガ爲メニ生ジタ外貨拂ヒ戻シヤツノ他ノ損

害（三千三百万馬克ト評價サル）

(B) 既ニ引キ渡シタ軍需品供給ニ對シテ支拂ヒガナサレサウニ見エナイ

（約四千七百万馬克）

Ref No #1477

(c) 支那ハ振ラク「ドイツ」商品ニ對シテ「ホイユット」ヲ行フデアラセ
シ、ソレハ支那ニ在ル多額ノ「ドイツ」商社ガ破産ニシテ、モル危險ヲ伴フ
ハ投資額ハ約三億万弗一

コレ迄非常ニ有利タツタ「ドイツ」・支那貿易ガ著シク減少サレルカ
或ビハ消失スルヘ任、約一億二千五百万馬克ノ外貨收入「ウ」ル
ラム」・「ア」ンチモニー」ノ好キ重要原料ノ支那カラノ購入一

三 經濟面ニ於テコレ迄日本側ガ示サチカツタ厚意

(a) 凍結サレタ債權ヲ充分ニ解放セヌヘ七千四百四十万圓一
(b) 外貨許可ヲ與ヘル場合ニ、例ヘバ「アメリカ」人ガ受ケテモルヨリモ
不利ヲ取リ扱ヒヲ受ケテモル

(c) 「ドイツ」ガ「クレヂット」ニ對シテ供給スル用意ガアルニ拘ハラズ
滿洲國ニ於ケル大規模ナ政府ノ契約ヲ現金支拂ヒ「アメリカ」人ト

「モイス」人ニ與ヘテモル
例ヘバ羊毛ニ付テ

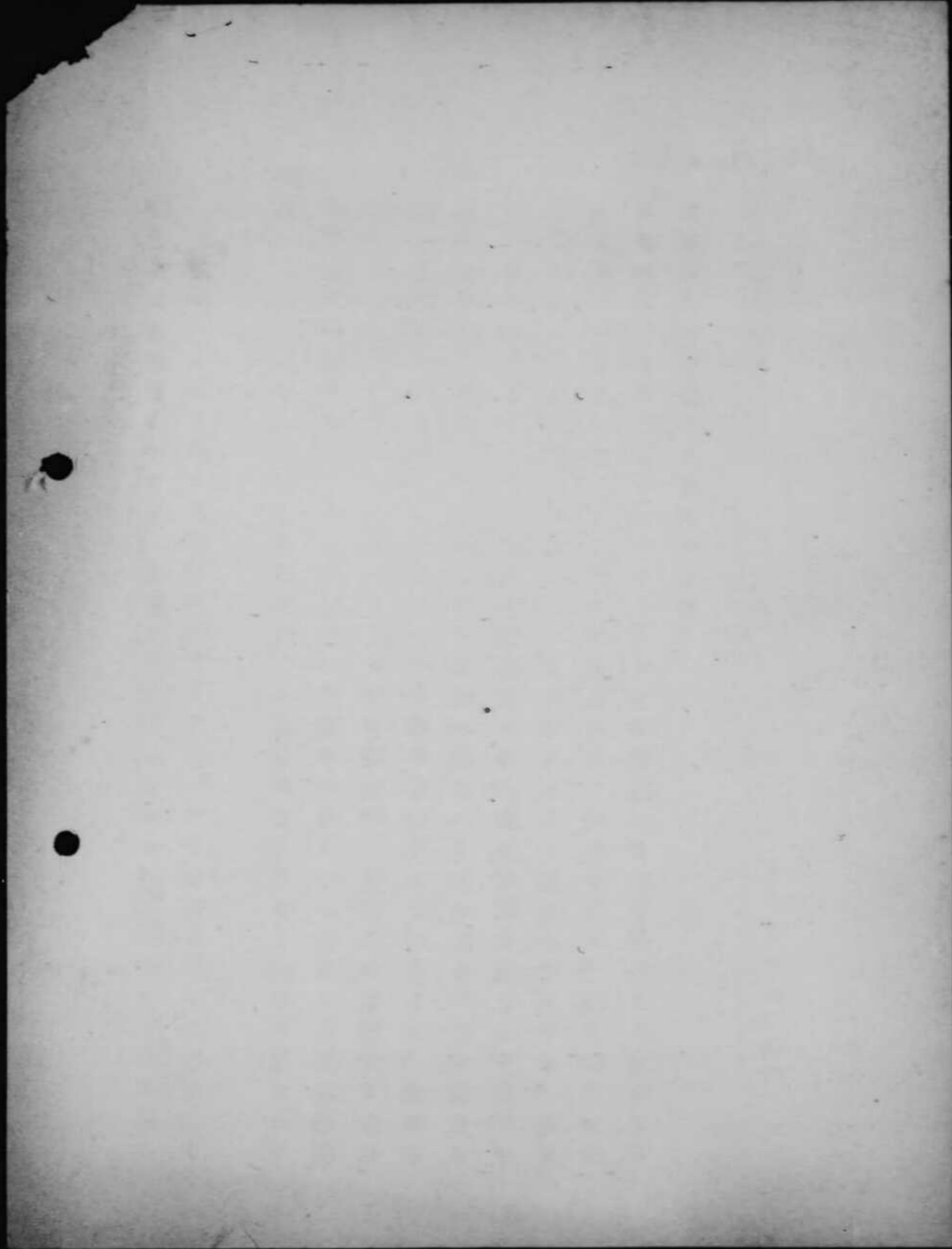
(d) 北支ニ於テ日本ノ獨占會社ヲ設テ「ドイツ」ノ貿易ヲ禁ジテモル、
例ヘバ羊毛ニ付テ

Ref No #1477

(e) 上海及ビ南京ニ於ケル「ドイツ」ノ競争ニヨル提議條件ノ要求ニ優先
權ガ與ヘラレズ却ツテ例ヘバ「アメリカ」ヨリモ惡イ取リ扱ヒヲ受ケ
テモル

四 上述ノヨトヨリシテ日本ガ經濟困難ニ於テヨリ大キナ讓歩ヲ爲スコト
ガ一般ニ期待サレル、ソレヲ注視度モ約束サレタ大陸ノ日本勢力圍ハ滿洲
國、北支、中支ニ於ケル「ドイツ」ノ優先的地位ガ阻ニ拘束力アル形
式ヲ確定サレルカケテテ出テ來ルガ早ク實現サレネバキラ、我々ノ
支那貿易ガ既ニ蒙ラセシイ損害ノ故ニ我々ハ交渉ニ際シテ日本側カラ
提案サレ我々ニヨツテ既制的ニ受諾サレタ、商品交換ニ於ケル一對一ノ
基礎ノ上ニ立ツ通知ノ相殺貿易ヲ實行スルコトガ出來チクナツタ、我々ハ
「ドイツ」ヨリノ商品ノ半分々ケヲ日本カラ商品ヲ取り、他ノ半分ニ對
シテハ外貨ヲ要求セネバキラ、コレニ適應シタ提案ガ近ク日本側ノ交
渉委員長ニ提出サレルデアラウ

ワイール (署名)



Tokodush

(R)
def. doc. # 1312

本使本日新外務大臣ノ
倫敦支那ニ於ケル損害賠償要求及經濟狀態ニ關
セリ。右抗議ハ本使ガ外務次官トノ會談ニ基キ作成セ

宣稱「秘密暗號法」
東京一九三八年一月十三日十一月十七日
一七・三〇
一五・〇

十一月十七日第四四七號
十月十三日附POL第八號指令一八五九及八月九日附W七三八G
並ニ關係書類ニ關シ

本使本日新外務大臣ノ倫敦支那ニ於ケル損害賠償要求及經濟狀態ニ關セリ。右抗議ハ本使ガ外務次官トノ會談ニ基キ作成セ
上覽ヲ以テ個別的ニ提出セルモ回答ヲキ一二六ノ様式
ヲ經ルニ該案ノ事例表ヲ提出シ英獨ノ要求ニ對スル日本ノ態度ノ了
シ難キ矛盾ヲ指摘セリ。前日本ハ新聞報ニ依レバ英國ニ對シテハ其ノ
支ニ專愛ニ對スル態度ヲ日本ノ有利ニ變更スル事ヲ條件トシテ何々ノ
要求ヲ考慮スベキ旨約束セルニ反シ獨逸ニ對シテハ獨逸ガ右條件ヲ既
ニ久シキ間自ラノ發意ヲ以テ充足シ居ルニモ不拘右ト同様ノ考慮ヲ拒
絶シ居レリ。

223-1

224

g. Takada

def. doc. # 1312

電報（秘密暗號法）
東京一九三八年（昭和十三年）十一月十七日
一七〇四
一五三〇時

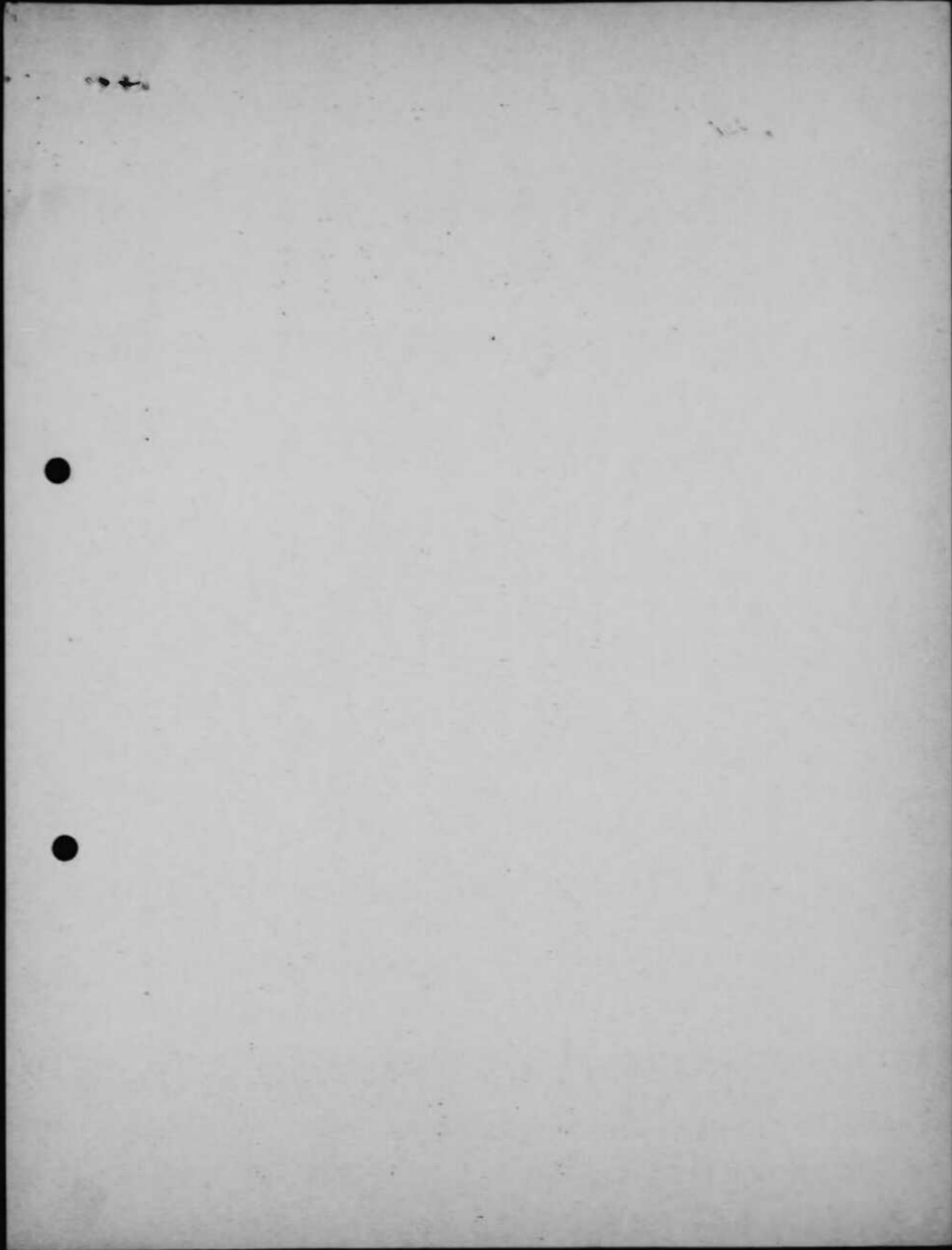
十一月十七日第四四七號
十月十三日POL第八號指令一八五九及八月九日附W七三八G
並ニ關係書類ニ關シ

本便本日新外務大臣ノ臨京後支那ニ於ケル損害賠償要求及經濟狀態ニ關シ緊急抗議ヲ提出セリ。右抗議ハ本使ガ外務次官トノ會談ニ基キ作成セ

ルモノナリ。
(1) 本便ヨリ駐ニ口上書ヲ以テ個別的ニ提出セルモ回答ヲキ一二六ノ極表ヲ經ルニ該等ノ事例表ヲ提出シ英獨ノ要求ニ對スル日本ノ態度ノ了解シ難キ矛盾ヲ指摘セリ。即日本ハ新聞報ニ依レバ英國ニ對シテハ其ノ支シ専断ニ對スル態度ヲ日本ノ有利ニ變更スル事ヲ條件トシテ個々ノ要求ヲ考慮スベキ旨約束セルニ反シ獨逸ニ對シテハ獨逸ガ右條件ヲ既ニ久シキ間自ラノ發意ヲ以テ充足シ居ルニモ不啻右ト同様ノ考慮ヲ拒絶シ居レリ。

223-1

224



辯護文書第二〇六號(二八)

一九三九年四月十日

××××××

食後、米内提督はドーマンを傍に招き

Handwritten notes in a box: (1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (10)

Def. Doc. #206(28)

後一切心配するに及ばないと余に話して貰ひ度いと頼んだ。同大臣の言によれば、日本は民主主義諸國とも全体主義諸國とも友好關係を維持するよう協力して居るが、日本自体の主義はその何れとも違つて居るといふのである。どちらの仲間からも離れて居なければならぬのである。此事を其のまま聽かされた芳澤はドイツ及びイタリーとの同盟に加はら

225-1

226

辯護文書第二〇六號(二八)

一九三九年四月十日

××××××

食後、米内提督はドーマンを傍に招き、同大臣は英語を余り流暢には話さない。日本がヨーロッパの事に巻き込まれる虞があり相対といふ事
に就いて余が關心を持つて居る事に気が附いたが「日本の政策は既に決
定して居るフアツシズムを日本に採用し其の結果としてドイツ及びイタ
リと提携しよう并希望する日本の分子は既に抑壓せられた。」から今
後一切心配するに及ばないと余に話して貰ひたいと頼んだ。同大臣の言
によれば、日本は民主主義諸國とも全体主義諸國とも友好關係を維持す
るよう協力して居るが、日本自体の主義はその何れとも遠つて居る
のであるから、どちらの仲間からも離れて居なければならぬのである
といふのである。

此事を其のまま聽かされた芳澤はドイツ及びイタリーとの同盟に加はら

Def. Doc. #206(28)

ないといふ決定に就いては何にも知らないから、其話はちよつど決まつたばかりに違ひないと言つた。同大臣が余に向つて此話をしたことは、日本がヨーロッパの紛争に捲込まれるのを避けようと考へて居たこと、並びに同大臣は此重要問題を決定する鍵は海軍が持つて居る事を心得て居たことをはつきり示すものと解釋しても差支ないかも知れないが、防共協定の強化は無いに違ひないと決めてかゝる可きではない。

米内提督と話を續けて居るうちに同提督は、合衆國との關係を元の親善關係に戻す必要が切實に感ぜられると語つた。

之に就いて米國側としての難點例へば在支米國財産の爆撃等の如き難點が速かに除かれて欲しいものだと言はれて同提督は此問題についてはいよく知つて居り之等の攻撃を是正する爲に目下攻究中の有效な手段が講ぜられる筈だと答へた。

同大臣は更に海軍縮小問題に話題を轉じ、海軍縮少が差當つて實行出來ないのは残念であるが、海軍は「危険な玩具」である。海軍の要求は年々増加するばかりで破産や全般的破壊に終る外はなく、いつかは軍縮

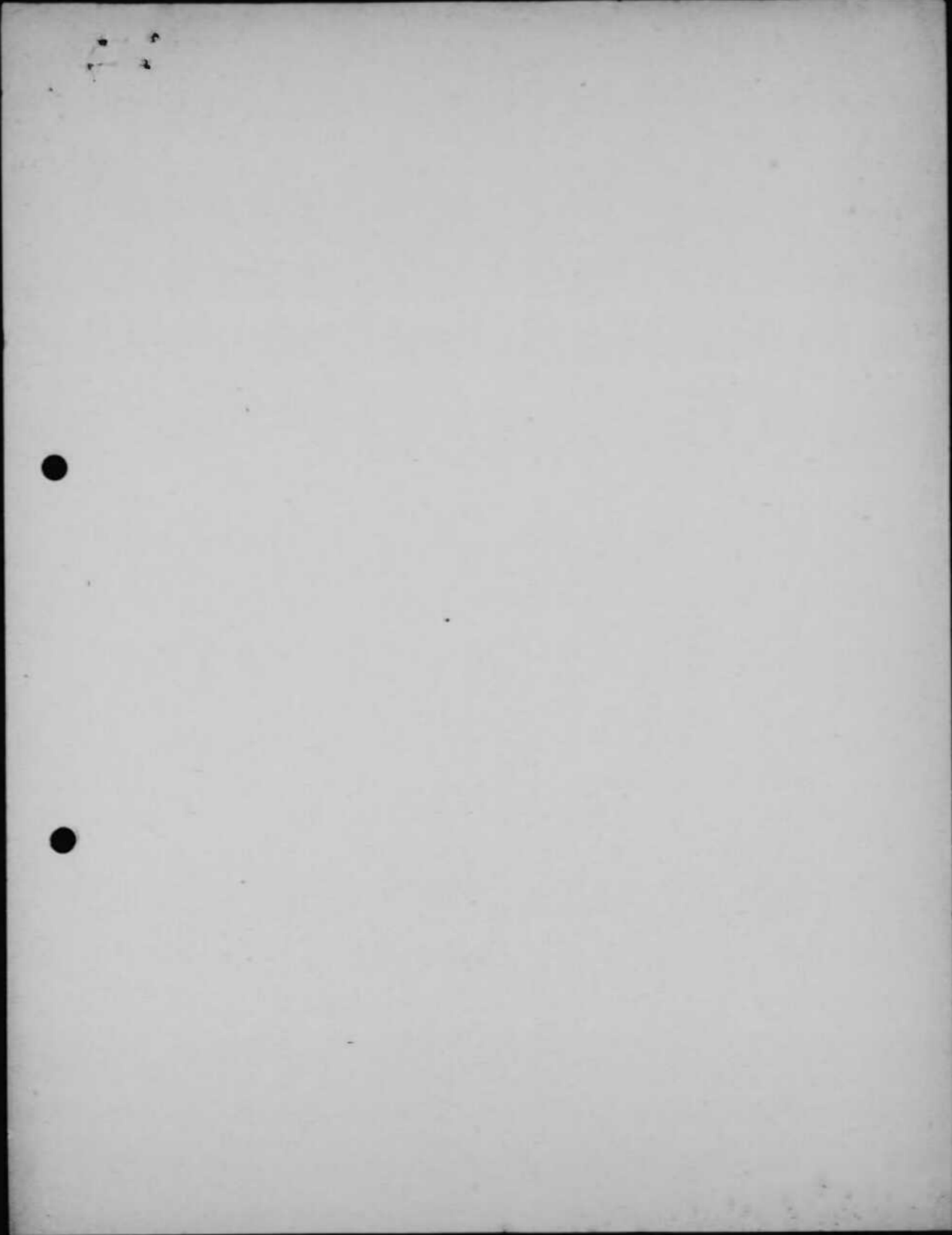
225-2

協定が成立しなければならぬと語つた。「軍備縮少が行はれねばならぬ」と同提督は繰返し繰返し語つた。

此會談は我々の會談中でも最も重要な意義の深いものゝ一つであつた。米内は信用の置ける男であるから、余は此會談を以て日米關係に於ける一つの新しい傾向を示すものとして、否寧ろ一つの里程碑として考へて居る。

(前駐日米國大使グルー氏著)

「滯日十年」二八〇頁乃至二八一頁より抜萃



三ノ四 Def. Doc. # 206 (29) 22-5-19 292 #

解護文書二〇六（二九）

日本は樞軸より外れる

一九三九年五月十五日

我々は五月十日駒野朝の爲の出帆したが其頃迄最も著しく人目を惹いた事は獨伊との同盟を結ばせまい様にと日本を引かざる爲の努力であつた。我々の出帆間際迄此努力は成功裡に終つて居た所して自分は蘇聯のみに適用さるべき反共協定強化を名として何等かの工策が行はれるかも知れないけれど兎に角右の如き同盟は締結されないのであらうとの具筋よりの端的な保證を行つて居たが併し自分は亦政府に對する壓迫は依然として徒損するであらう事を知つて居る而して萬一英領が蘇聯と同盟を締結するとせば政府は全体主義的同盟を締結す可く余儀なくされるか或は瓦解するであらう事は必ずしも不可能ではない、而して此場合平沼の後継者は多分南大將か木戸侯か或は米内海相であるであらう但し米内が任命された場合全体主義的同盟は其意義を失するに等しい
現今日本の政況は爆薬に充ちて居り此上乍らの暗殺も決して望ましくは

1

Shubaru

227-1

228

ないが可能である様に自分は考へる。國中皆な平和の見送しもつかぬ支那に於ける戦争に倦んで早く具体的の結末を附けたいと欲して居る併し此結末なるものは未だ熟して居らぬ様である。だからと云つて此事は日本が弱りつゝあると云ふ事を決して意味するものではない、いや却つて日本は一大決心を以て事態を完全に收拾しやうと云ふありありとした證據があり近き將來に於て財政的又は經濟的危機が到來せよなんどと云ふ事は思ひもよらぬ事である。併し有終の結果を獲て支那事變を完了はし度いが思ふ様にならない事に對する不満は相當ある様である。國民は從順でなくなつて居る。

自分は上層、下層の日本人と話し合つたが之に依つて行た大体の筋は、又自分は自分の證據が上層階級に浸透して居ると云ふ澤山の證據を持つて居る。左の通りである。若し歐洲に戦争勃發の場合亞米利加は其埒外に止まる事は到底出来ない適當である、事態は亞米利加人を強り立てるに稀なない而も亞米利加人は世界中最も激し易い國民の一に數へられて居る事は歴史が證明して居る。斯様の場合には平和主義者や孤立主義者

等は戦争を支持する人々の最前線に立ちませう、少くとも其大多數が此んな態勢を採るでせう。若し愛逸がロンドン及パリを擧撃し多數の市民を殺すとなれば天文で米國人を驚く懸がすだらう。其場合假令ドイツとイタリイが戦争の最初の數週間に歐洲を席捲したとしても米國の決意と無限の資源は數字の確實性を以て一九一八年に於けるが如く終局に於て勝つたらう。其時若し日本が一般的軍事同盟に於てドイツ側に結盟したとすれば米國が日本と平和を維持することは殆んど不可能であるだらう。だから將來をよく觀て自國の利益よりして其親善關係の置き場所を決定するのは日本の當然なるべきことである。日米關係は一時的に日支事變により生じた困難のために緊張しては居るが此等の困難は結局は打勝たるべきものであり又、日本は目先よりも大局を見るべきである。經濟的、財政的、商業的感情的、如何なる現點よりするも、若し日本が我々と一緒に事柄を運ぶならば米國は世界の他の如何なる國よりも日本に對し良き友であり得る。

何處から見ても日米戦争は愚の骨頂だ、一方ドイツとイタリは日本のために何が出来るか、結局に於て彼等の親善關係から如何なる具體的結果が得らるゝか、此等の考慮は今、避すぎない點に考慮に價する。既に云つたやうに此等の議論は廣く討論せられ評量せられたやうに見えるた、私け其等は天皇に到達し且數々の高位の人造が私の取つて居る線に於て活動したと信すべき理由がある。自らの發意に基いての海軍大臣を含む諸人々は私の「心配」について話し、無事は私が望んで居る方向に選んで居るから私は最早、運心に反はぬと云つた。そうして我々は數ヶ月の休暇の間、終戦の結果はどうみらうとも、少くとも終戦の私の仕事である、日米關係を健全な道筋に導くためにしたかつたことは何もないと感じて日本を去るのである。

米國に於ける五ヶ月の休暇は、此點に於て中斷して居る。

228-2

No. 1

Y. Takahashi E.H. 2619 Def. Doc. 1314

寫

千九百三十九年五月十五日、ベルリン發

東京宛電報 中百五十九号

暗号電報 (秘密符号)

大使宛親展

電報中百五十八号ニ於テ豫告セララルル文書ヲ貴便限リノ

情報トシテ老ノ通電報ス

一、ドイツ、國、日本國及、イタリア、國間ニ合意セララルル協議及

援助條約案、老ノ三通ヨリ成ル

一、本條約

一、署名議定書及

一、秘密附屬議定書

一、條約及長條案、前ノ條ニ入セララルベキ三國條約トドイツ

關係ニ關スル新條項案

手交セララルベキ外交上、質問ニ対

証明案

(四) 同様日本國大使ヨリ署名ニ先テ口頭ニテ發セララルベキ正式聲明案

文書(三)及(四)ニ對シテハ日本國政府ハ未ダ同意シ居ラス

右文書、一、二、三、ト老ノ通

(特ニ青十字入全書類引續キ書類ニ三及四)

ワイツェツカー

次官

外務大臣發電ニ同意心濟
五月十五日 二十三時發電

229-1

No. 1

Def. Doc 1314
H. 2619

寫

千九百三十九年五月十五日、ベルリン發

東京宛電報 中百五十九号

暗号電報 (秘密符号)

大使宛親展

電報 中百五十八号ニ於テ豫告セラレタル文書ヲ貴便限リテ

情報トシテ先ニ通電報ス

一、ドイツ、日本、及、イタリヤ、國間ニ合意セラレタル協議及

援助條約案、先ニ三通ヨリ成ル

向本條約

四、署名議定書及

四、秘密附屬議定書

(二) 條約ノ最終條文、前ニ挿入セラルベキ三國條約トドイツ

國、イタリヤ、國間條約ト關係ニ關スル新條項案

(三) 日本國大使ヨリ署名ニ先テ手交セラルベキ外交上、質問ニ付

スル日本國政府ノ為スベキ説明案

(四) 同様日本國大使ヨリ署名ニ先テ口頭ニテ發セラルベキ公式聲明

文書 (三) 及 (四) ニ付シテハ日本國政府ハ未ダ同意シ居ラス

右文書、ドイツニ先ニ通

(特ニ青十字入全書類引續キ書類ニ三及四)

ワイツゼツカー

次官

外務大臣發電ニ同意ニ濟
五月十五日 二十三時發電

229-1

Doc. No. 1314

No. 2

日本國「イタリヤ」國及「ドイツ」國間協議及援助條約

大日本帝國政府

「イタリヤ」國政府及

「ドイツ」國政府ハ

千九百三十六年十一月二十五日、共產黨「インターナショナル」ニ對スル
協定締結以來、日本國「イタリヤ」國及「ドイツ」國間、友好的因
係が更に緊密化セル事實ヲ認め、共產黨「インターナショナル」ノ
國際的活動が「ヨーロッパ」及「アジア」ニ於ル平和ヲ脅威スルトヲ確信
上述協定ノ精神ニ於テ、「ヨーロッパ」及「アジア」ニ於ケル共產主義的
破壊ニ對スル防禦ヲ強化シ、且、三締約國ノ共同利益ヲ
擁護スルコトヲ決意シ、

左ノ諸規定ヲ協定セリ。

第一條

締約國ノ一が本條約ニ參加シ居ラザル一國或ハ數國ノ態ニ依リ
困難ニ陥リタル時ハ締約國ハ、執ルベキ共同措置ヲ行ハシ、協
議ヲ結ブコトヲモシ、

第二條

締約國ノ一が本條約ニ參加シ居ラザル一國或ハ數國ニ依リ、
挑発スルコトナラシテ脅威セラルル場合ニハ、他締約國ハ、脅
威ヲ受ケル國ニ對シ、右協定ニ依リ、除去スル為ニ政治的及經濟的
支持ヲ予フルノ義務ヲ負フ。

第三條

締約國ノ一が本條約ニ參加シ居ラザル一國或ハ數國ニ依リ挑発
セラレザル攻撃ヲ、對照トナリタル場合ニハ、他締約國ハ

Def. Doc. 1314.

援助及助力ヲ与ルル、義務ヲ負フ。
三締約國ハ右ノ場合ニ前項ノ義務實施ノ爲、必要ナル
措置ニ付直ニ協議決定スベシ。

オ四條

本條約ノ正文ハ日本語、イタリヤ語及ドイツ語ニ依リテ
作成スル。

本條約ハ署名ノ日ヨリ實施セラレ且首年間效力ヲ有ス。
締約國ハ右期間終了ノ前適當ナル時期ニ將來協力
形式ニ付諒解ヲ達スベシ。

右證據トシテ、其ノ政府ヨリ正當ナル委任ヲ受ケタル
全權ハ本條約ニ署名ヲ印スベシ。

一、本條約ニ通テ作成ス。

署名議定書

本日締結セラレタル條約ノ署名ニ際シ、各全權ハ下記ニ付キ
一致セリ。

内條約オ三條及オ三條ニ関シ、滿洲國ニ付スル勅令又ハ
收書ハ千九百三十三年九月十五日、日本國及滿洲國間ニ
締結セラレタル議定書オ三項ノ規定ニ鑑ミ、日本國ニ對
スル勅令又ハ收書ト認メラルヘシ。

四條約オ四條オ三項ニ関シ、其ノ期間終了ノ際、オ三條
又ハオ三條ニ基テ支持又ハ援助及助力ガ尚繼續中
ナル場合ハ條約ハ右支持又ハ援助及助力ヲ必要トスル
狀態ニ終ラズル迄依然有效トス

年月日 伯林ニ於テ

No. 3

秘密附属議定書

本日締結セラレタル條約署名之際に記名、全權ハ下記ニ付キ一致セリ

- (1) 條約ニ條及チ三條ニ因シテ締約國ノ權限アル官憲ハ條約實施後能ク限リ速ニ紛争、如何ナル各個ノ可能性ニ存在スルヤ及チ締約國ノ地理的事務ニ應ジ如何ナル方法ニ依リテ於テ相互ニ支持又ハ援助及助力ヲ与フベキニヤニ因シテ條約ノ檢討スベシ
- (2) 締約國ハ其ノ共同ニ實施スル戰爭ニ際シテ單獨ニ休戰或ハ媾和ヲナセルノ義務ヲ負フ
- (3) 本三國トノ既存ノ條約ニ基キテ義務ニシテ本條約ノ規定ニ矛盾スルモノアル場合ハ締約國ハ斯ル義務ニ依リ拘束セラレコトナカルベシ
- (4) 本秘密附属議定書ハ締約國ノ同意ナクシテハ公表スルコトナカルベシ

本秘密附属議定書ハ條約及署名議定書ト同一有
 効期間ヲ有シ之等兩者ト共ニ不可分ノ一物ヲ形成ス

文書 第二

現在交渉中、日本國「イタリア」國又「ドイツ」國間協
 議及援助條約ノ草案中最終、亦四條ノ前ニ在リ如キ
 規定ノ新條項ヲ挿入セラレベシ
 「ドイツ」國政府及「イタリア」國政府ハ千九百三十九年
 五月二十一日署名セラレタル「ドイツ」國又「イタリア」國間

友好同盟條約ハ右兩國ノ隣邦關係及其ヨリ
 ロッパニ於ケル特殊ノ地位ヨリ生起セルモノニシテ本條約
 ニ依リ影響セラルコトナク從テ本條約ハドイツ國ト
 イタリア國トノ關係ニ付テハ千九百三十九年五月二十二日
 ノ條約ガヨリ廣汎ナル義務ヲ含マザル限及ニ於テハミ
 適用セラルベキコトヲ日本國政府ト合意シ上確認ス

文書 第三
 覚

日本國政府ハ交渉中ノドイツ國「イタリア」國及日本
 國向條約ノ締結後亦三者側ヨリ本條約ニ關シ外交
 上ノ實向アリタル場合ハ口頭ニテハ、意味ヲ言明スベシ
 一本條約ハ純粹ニ防衛的條約ニシテ何等侵略的目的
 ヲ有セズ平和ノ維持ヲ確保スルコトヲ以テ目標トス
 本條約ハ從テ何國ヲモ指向スルモノニアラス

ニ歴史的ニ本條約ハ三締約國ガ近年「コミンテルン」ノ
 破壊工作ニ対スル共同防衛ヲ為結合セルコトヨリ生起
 セリ。現在、國際情勢ニ於テ日本國トシテハ其ノ産業「インク」
 ナシヨナルノ策動ニ依リ且取モ有威セラレ居ルコトヲ感スル
 モナリ。日本國政府ハ從テソビエツト、ロシアヨリ生ズル共
 産主義、此ノ策動ヲ平和ニ對スル最モ緊切ナル脅威
 ト認ムルモノナリ。

三本條約ノ締約國ノ一ガ挑発ニ依ラズレテ攻撃セラレタル時ニ
 該國ニ關シ生ズベキ結果ハ本條約ノ條文ヨリ明瞭ナルベシ

No. 6

Defence Doc. 1314

予三國が締約國ヲ脅威又ハ攻撃手セザル限リ本條約ニ
規定セラレタル支持並ニ援助及助力供與ハ、吾義務ハ實
施セラレハコトナカルベシ。

231-2

文書 甲四

本國政府、訓令ニ基キ本使ハ閣下ニ對シ日本國が條
約ヲ三條ニ於テ受諾セシ援助及助力供與ハ、義務ヲ
軍事的關係ニ於テハ現在及近キ將來制限セラレタル
範圍ニ於テハ、實施シ得ルコトヲ諒承セラレンコトヲ要
請ス。將事事宜ニ應心ニ供與セラレハキ軍事の助力
ノ詳細ハ秘密附属議定書ニ規定セラレタル討議ノ
際ニ之ヲ讓ルモトス。

テアノ伯日誌抜萃（私譯）

一九三九年三月四日

リッペンツロップと電話で話した。彼はやはり日本の三國協定加入を確信してはゐるが成立する迄には數週間を要するだらうと述べた。

一九三九年四月二十七日

日本大使との會見のほか他に新しい事はない同大使曰く三國協定に對する日本の公式決定に關する最後の言葉は今尙發表されてゐないのであるが、だが五月六日以前にそれを知ることが必要であるから余は此の旨を彼に申し入れた。

一九三九年四月二十八日

余は日本からの報道に接した。それに據るに日本は同盟條約の記名調印を決定したやうだ。余は白鳥にさうしても日本は諾否の決定を急がなければならぬ。と云ふ譯は余は數日中にリッペンツロップに會つ

DEF. DOC.
#1483
A-B-C.

22-5-26 (1)

て我々の側の決定をしなければならぬのである。殊に此の最近民主國制の外交工作が大變に烈しくなり且又英露同盟が今や具體的完成を遂げなつたようであるからである旨を告げた。

一九三九年五月五日

多數の會談を行つたが日本大使との會談の外には何等特別に興味のあるものはなかつた。三國協定の最後の條文は東京の有田に傳達されたところだ頗る驚愕。リッペンツロツプも亦不満である併し同大使は目下のところでは是れ以上事を進めるのは困難であり且我々は破綻點に接近してゐるのだと余に警告した。

一九三九年五月六日―七日

同盟條約詳しく云へば同盟條約の即刻の發表はドゥーチエからの電話でコンテイネンタルに於ける宴會の直後、土曜日の晩に決定されたのだ。會談後余は我々の要點よりすれば満足すべきものと云ふべきその結果をムツソリーに報告した。彼は何物かを待たさきには何時でも左様であるやうに向

DEF. Doc.
#1483
A-B-C

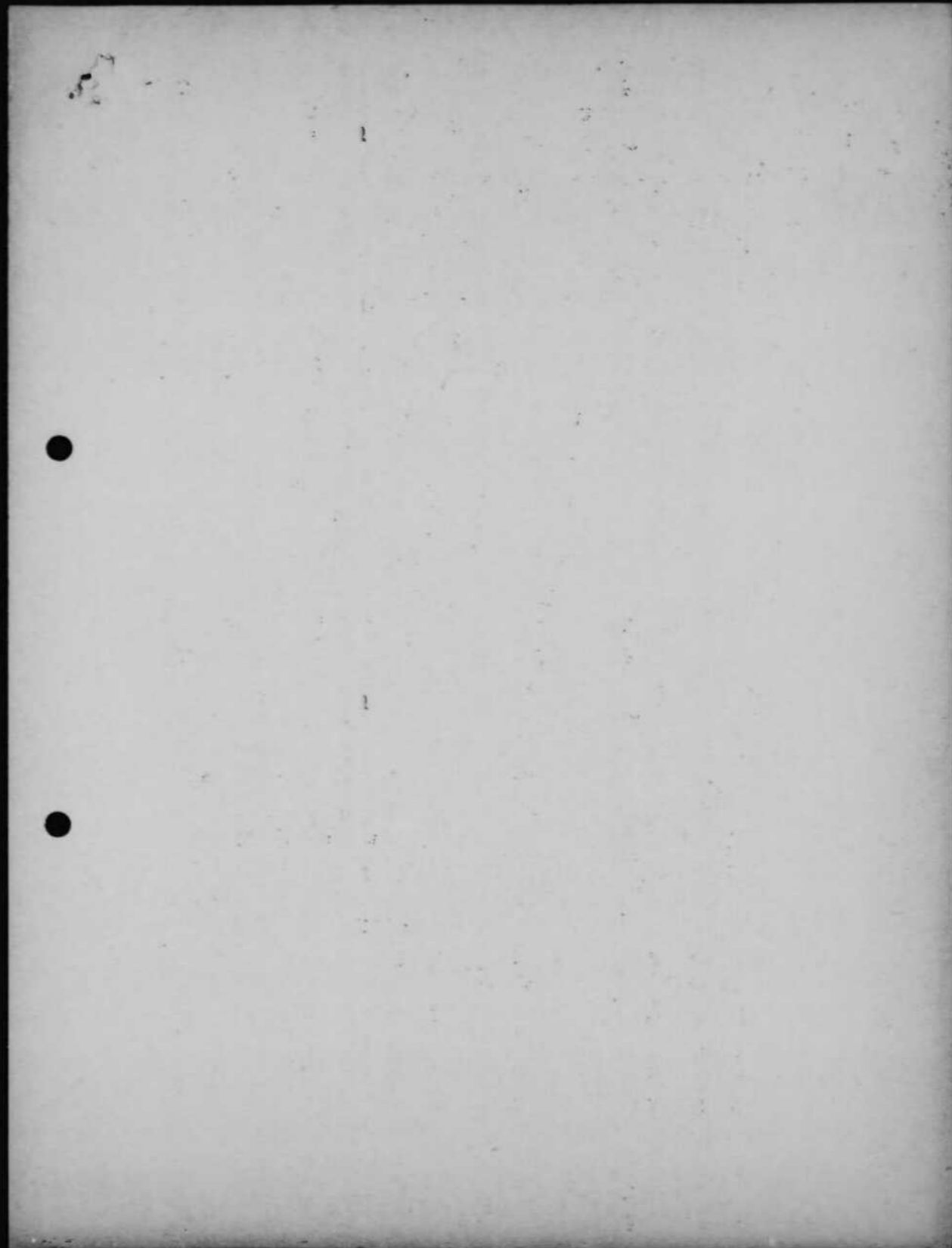
より多くを求めて余に彼が常に三國同盟條約よりも寧ろ好んでゐたところの二國協定の發表をさせるやうに要請した。リッペンツロツプは心の底では常に日本を協定に包括することを志してゐたのだから始めの頃は之れに異議を唱へたのであるが遂には遂にトトラの承認を得ると云ふ留保の下に譲歩してしまつたのである。そこで右の旨がトトラに電話されたのであるが彼は即刻之に承認を與へ且公報の作成に自ら協力したのである。

日露の朝右の意を余がドゥーチエに報告したときに彼は格別の満足の意味を呈した。

一九三九年五月十四日

リッペンツロツプは同盟條約の署名に日本との三國協定をも加へやうとする最後の努力を試みたのである。余は右の事情の可能性や又有同伴に就ては根本的に懐疑的であつたけれども敢て之れに反對しなかつたのである。

DEF. Doc.
#1483
A-B-C



ORDER OF PROOF
SHIRATORI, Teshio

27 January 1948

- ✓ 1. Def. Doc. No. 3039. (1948)
2. Exhibit No. 3225.
3. Def. Doc. No. 206 (28)
4. Def. Doc. No. 206 (29)
5. Def. Doc. No. 1438
- ✓ 6. Def. Doc. No. 3031
7. Def. Doc. No. 2920
(Def. Doc. No. 2919)

Shinton-1

Def. Doc. #3030

西園寺原田日記抜萃
第三百二十六回
昭和十四年五月二十三日

24-5-23 (2)
原田(2)
西園寺(2)

「海軍大臣と總理と十五日の午前、曾つたので、其様子、有田外務大臣から聞くと、海軍大臣に、海軍の其後の様子はどうか、と言つて、海軍側としては何等歩する余地はない」と云ふ話であつた、尙ほ海軍大臣は「二三日返事を留保してくれ」と云ふことであつた由である。

それで有田外相の話によると「閣議の後で總理大臣が自分の室に來て呉れと云ふから行つた處がアメリカ大使が十九日に歸國するさうだが、その前に自分のメッセーヂを大使館に持たせて貰ひ度い、それは日本は米國と共に歐羅巴の平和の爲め、いかに維持したい。一日も遅く紛争の解決に貢献したいと思ふ、といふ話をして居つた。それに就ては尙ほ自分もよく考へて總理のメッセーヂとして言はう

Shutoy-1

Def. Doc. 3030

西園寺原田日記抜萃
第三百二十六回
昭和十四年五月二十三日

「海軍大臣と總理と十五日の午前におつたので、其様子をお田外務大臣から聞くと、海軍大臣に、海軍の其後の様子はどうか、と言つて経過を聞いたので、海軍大臣としては「最初から一切不動である、海軍備としては何等進歩する余地はない」と云ふ話であつた、尙ほ海軍大臣は「二三日返事を留保してくれ」と云ふことであつた由である。

それで有田外相の話に依ると「閣議の後で總理大臣が自分の室に來て呉れと云ふから行つた處がアメリカ大使が十九日に歸國するさうだが、その前に自分のメッセーヂを大使館に持たせて貰ひ度い、それは日本は米國と共に歐羅巴の平和の爲めなやうに維持したいので一日も遠く紛争の解決に貢献したいと思ふ、といふ話をして居つたそれに就ては尙ほ自分もよく考へて總理のメッセーヂとして言はう

裏面白紙

と思ふけれども一方の防共強化の同意に就ては總理として何も話
さなかつたから自分の方から話を引出した處が矢張り以上述べたや
うな海軍大臣から聞いた通りのことと言つて居つた。さうして海
軍は少しも諒らないんで居ると總理は言つて居つた」と云ふこと
であつた。

それから十六日の晝に自分は陸隊野に米國大使及び參事官を家
族と共によんで聊かばかりの送別會をした、其時にアメリカ大使
が自分に言ふのに「自分がアメリカに歸つて大統領に會つた時に
日本は一体何をアメリカに要求して居るのか又支那に對する問題
に就てアメリカはどうか云ふ態度を執れば好いか日不と歩調を揃へて
行くにはどうすれば好いか」と云ふことを聞かれた時に自分は今
自分の手になんにも材料を持たない一体どうすれば好いのだ」と
云ふ話であるから「宜しい、それなら十九日に外務大臣に會ふま
でに自分は有田外務大臣によく真下の氣持を通じてさうして有田
と真下と會つた時に取程度まで真下が満足出来るやうに努力して
見やう」と云ふ話をした處か大使も非常に喜んで「是非一つ頼む

裏面白紙

数日後に遇然途中でドウーマンに會つたら、一來週の火曜、即廿三日に總
 理と會ふことになつた」と言つて居つて、矢張有田の想像とは違つた、で、
 ドウーマンは、「會つた後子は又貴下に話さう」と言つて居つた。
 十八日の朝、グルーが有田外務大臣を訪ねていろいろ話したので、有田か
 らの話に「グルーには自分も其後三つの問題を考へて、今日それをグルーに
 話した」と言つて居つた、先づ第一は同時も言ふことだけども、東亞の新
 秩序に對する日本政府の眞意、これは誤解のないやうに、例へば支那大陸を
 日本のみで占領しよう、とか、貿易とか經濟、即ち發展に關して歐羅巴の勢
 力を驅逐するやうないろんなデマがあるから、此デマを粉碎する爲に、何處
 までも日本にはさう云ふ意思は毛頭ない、既存の諸三國の權益を擁護し、尙
 無論從來通り日本は支那に於ける穀米の經濟活動を決して妨げるものではな
 い、と云ふことをよく説いて置いた、第二に防共協定は、日本が全体主義國
 家に加入するものなりとして、アメリカがその前提に於て國策を立てると、
 非常な間違ひになる、日本は決して全体主義國家に加入するものではない、
 と云ふことをはつきり認識して置いて貰はないと、國策の前提を誤るとお互
 に困ることになるから、此點はよく諒承して貰ひたい、何處までも日米間の
 親善平和を以てとしを行きたいと思ふ、第三は支那滿洲島、或は南洋羣島の
 件に關聯して、稍もよれば世間では日本が南洋侵略の野望があると云ふやう

裏面白紙

な誤解があり随つてフイリツピン洋島、或はガム、或は布哇等に危険あり、
 と考へるものも少くないやうである。かかる故に日米關係の上から、特に米
 國政府が何等か此點に就て日本政府の措置を希望せらるるに於ては、日本政
 府は何等でも適合ひに應ずる用意がある、と云ふことを言つて、グルーも諒
 承して歸つた、さうして米國大使は米國夕刻出帆の船で一時歸國した。
 これに附加へて尙外務大臣が米國大使に韓羅のメツセージとして次の如き
 ことを言つて送る、それは、歐洲に戦争が勃發すると云ふことは甚だ面白く
 ない、で、獨伊の間に隱忍すべき點もあるけれども、英佛にも又考慮すべ
 き余地があると思ふ、アメリカも戦争防止の考があることと思ふが、日本も
 同様に戦争防止の考がある、で、かかる故に既に日米は歐洲の國外に立つて
 居るから、兩國が平和の維持に協力の余地も相互にあるし、又協力の必要も
 あると思ふ、それだけの内容を持つたらぬを米國大統領及外務長官に送る
 言づけとして附加へた、といふことであつた。

裏面白紙

Shiratori = 6.

202.DJ. 3031

〇それから正午白鳥と松平と三人で桑名で食事をして、白鳥の送別會といふ暮でゆつくり話して見たが、白鳥は替つて話をすれば比較的極め
 て筋の分つた話をする。兎に角外務省に人物のなほことを訊いて居つた
 さうして白鳥も「十一月十日には發つてイタリヤに行つて来る」と云ふ
 から、それから自分は一まあ、兎に角今外務大臣になるよりも、二三年
 歐羅巴で一つ大いに居いて来る方が、個人の爲にも亦公の爲にも好いと
 思ふ」と云ふやうな話をして、（それから四時に……）

西園寺原田日記抜萃

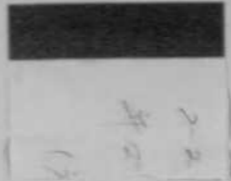
第二百九十七回 昭和十三年十月十五日

裏面白紙

22.5.20.22

Y. Takahashi

(R)
Def. Doc. # 1133



逓 東 口 際 軍 事 設 計 所

亞 米 利 加 合 衆 國 其 他

對

荒 木 貞 夫 其 他

宣 傳 供 送 書

供 送 者

齋 藤 良 衛

自 分 從 我 國 ニ 行 ハ ル ル 方 式 ニ 從 ヒ 先 ヅ 別 紙 ノ 添 リ 宣 傳 ヲ 爲 シ

タ ル 上 次 ノ 如 ク 供 送 登 シ マ ス

22.5.20 22

y Takahashi

(R)
Def. Doc. # 1133

逕取口際軍謀部所

亞米利加合衆國其他

對

荒木貞夫 軍機

宣 發 供 送 書

供 送 者

齋藤貞衛

自分發我國ニ行ハルル方式ニ從ヒ先ヅ別紙ノ添リ宣發ヲ爲シ

タル上次ノ如ク供送登シマス

裏面白紙

Ref. Doc 1133

予ハ明治四十二年ニ東京帝國大學法科大學ヲ卒業シ、間モナク外務省ニ入レリ。當初ハ北京及天津ニ於テ外交官補、領事官補タリ。此ノ期間ニ外蒙古、甘肅ニ旅行セシコトアリ。大正元年ニハ外務本省ニ歸リ政務局支那課ニ勤務ス。大正四年ヨリハ本省ノ通商局付書記官ヲ拜命シ、支那問題ニ關係スルコトヲ命ゼラル。其後漢口及福州ノ領事ヲ拜命シ、其ノ任務ヲ終リテ後、一時ワシントン大使館ニ於テ書記官ヲ勤ム。當時ノ大使ハ幣原喜重郎氏ナリ。大正十一年ワシントン會議ノ前ニ歸朝、約半年位ハ米局ニ勤務、後ニ通商局第一課長ヲ命ゼラル。局長不在ノ場合アリシ爲、通商局長代理ヲモ勤メタリ。彼ノ文部省會議ノ指令案ヲ起草シタコトモアリ。其後通商局長ヲ正式ニ命ゼラレ大正十五年頃ニハ支那及「ロシア」ノ問題ニ専念ス。

昭和元年外務省ヲ退キ、前編田鐵道株式會社ノ重役トナリ、滿鐵ノ外國並ニ外國人ニ關スル仕事ヲ取扱ヘリ。昭和六年末ヨリ關東軍顧問ヲ囑託セラレ。又昭和九年ヨリハ滿鐵ノ顧問ヲ囑託セラレ、支那ニ出張ヲ命ゼラル。此ノ間一時支那派遣軍ノ外交顧問ヲモ囑託セラレ。支那出張七年間ニハ、支那中南部各管殆ンド是跡ノ到ラザルトコロナシ。

裏面白紙

Ref Doc 1133

昭和十五年七月近衛内閣が成立シ、岡田洋右氏が外務大臣ニ就任スルヤ、予ハ外務省外交顧問ヲ命ゼラル。右第二次近衛内閣が昭和十六年七月總辭職シタルトキ、右外務省外交顧問ノ職ヲ退キタルガ其後、南洋鐵道株式會社ノ最高顧問ヲ爲シ、託セラレ終戦直前ニ及ベリ。予ノ著書中、南洋及中國ニ關スルモノノ内主ナルモノハ次ノ如シ。

支那ニ於ケル外國人ノ經濟活動ノ法的根據

全十二冊

支那經濟條約論 第一卷（開市場ノ性質、出版スミ）

第二卷以下編了、未出版

支那國際關係論

支那ギルト制ノ研究

最近支那外交史序説

本論、上、中、下三卷

滿洲事件及ビ支那專横、日本が國家ノ存立及權益ノ保持上萬已ムヲ得ズシテ行ヒタル外交ニ因リ成シタリト云フヘク、其ノ茲ニ至レル根本因由トシテハ

- (2) 支那内部ニ存スル特殊事情
- (2) 支那當局ノ用フル特殊ナル外交謀略
- (3) 日支兩國間ニ存スル特殊ナル地理的及ビ經濟的關係

2

Def. Doc 1133

3

(4) 外國ノ日本移民ト對日貿易ノ禁止又ハ制限ノ四者ヲ法デザルベカラズ。此等ノ專斷ガ充分ニ認識セラレザル限り日支紛争問題ノ本質ハ遂ニ之ヲ知悉スルニ由ナカルベシ。依テ予ガ外交官トシテノ二十年ノ經驗、支那各地觀察ノ結果一遠ク外蒙、甘肅等ノ諸地ヲモ觀察シタリ一近ニ多年ニ亘ル支那問題ノ研究等ニ基キ得タル知識ヲ基礎トシ前記各項ヲ順次左ニ説述セントス

第一章 支那ノ内部ニ存スル特殊事情ハ事件ノ性質及ビ一級狀態ニ應ズル特殊ノ外交手段ヲ不可避ナラシム

(A) 我ノ研究シタ結果ニヨレバ支那ニ全土ヲ支配スル實力アル政府存在セズ、爲メニ重大ナル外交条件ノ協定ガ屢々困難トナリ又假令協定成立ヲ見タリトスルモ之レガ徹底的實施ヲ期待シ得ザルコトアリ。

由來支那ニハ全土ヲ支配シ得ベキ鞏固ナル政府ノ存シタルコトナシ、唐宋以後ノ支那ノ歷朝ハ何レモ武力ニ依リテ統存ノ朝廷ヲ作シ其地位ヲ獲得シタルモノニシテ、人民ノ同意ニヨリ君臨シタルモノアルヲ圖カズ、從テ政府ハ實質上文武官人ノミノ集體的組織タルノ本質ヲ有シ、其ノ成立ノ因由ト政治ノ實質トニ於テ、民意ト直接ノ關係ナキヲ

裏面白紙

5

244

Ref. Doc 1133

4

常トシ、確武力ノ及ブ限リニ於テ人民ヲ規律シタ
 ルニ過ギズ、支那政府ノ自ツ爾ノ所ノ「化外」ノ
 地トハ政府ノ威力行ハレズシテ獨立自存ノ政治ヲ
 施行スル地ナリ。一九一〇年出現シタル中華民
 國ハ民主主義ヲ標榜スル文ケニ改題及ビ施策ニ相
 當ノ變革ヲ行ヒタリトハ云ヘ永年ニ亘ル國民ノ政
 府認識ト古來ヨリノ習慣トハ一朝一夕ニシテ以
 ベクモナク、習慣氣ホ涵育シ、益支那ハ事實上以
 多ノ獨立政治國體ニヨリテ支配セラレ、内亂ニ罹
 レ日モ足ラザリシハ世界周知ノ事實ナリ。九國條
 約トシテ知らレタル一九二二年ノ國際條約ガ「支
 那ガ自ラ有力且安固ナル政府ヲ獨立維持スル爲メ
 モ完全ニシテ且ツ益モ障礙ナキ議會ヲ之ニ供與ス
 ルコト」ノ一項ヲ設ケザルヲ得ザリシハ之レガ爲
 ナリ。然ラバ斯クノ如キ状態ガ何故ニ最近マデ始
 ホ支那ニ存在スルヤト云フニ自由極メテ深ク、且
 ツ舊クシテ一夕ニシテ之ヲ際却スルヲ得ザルモノ
 アルヲ看過スルヲ得ズ、之ヲ詳記スルノ遺ナキモ
 要スルニ第一ニ政府ニ關スル民衆ノ認識ガ他ノ近
 代統一國家ノ夫レト大ニ異ナルコトナリ。即チ民
 衆ハ政府ヲ以テ官人ノ政府ト心得、之レニ多クノ
 關心ヲ拂フコトナキヲ常トス。支那ノ有名ナル古
 語ニ「朝ニ出テテ辨シ、夕ニ歸ツテ慶ヌ、帝王我
 ニ於テ何カ有ラン」ト有ルハ民衆ノ對政府概念ヲ
 最モ明確ニ物語ルモノナリ。

裏面白紙

245

Ref. Doc 1133

第二ニ交通設備ノ甚ダシキ不備ヲ察グルヲ得ヘク支
 那本部内ニ於テスラ稍ヤ遠隔ノ地ニ至ル所長日數ガ
 「月」ヲ規準トシテ計算セラルルノ實情ニアリ。斯
 クテハ所謂中央政治力ノ透徹ヲ期待シ得サルハ當然
 ナリ。第三ニ官語ノ不統一ト人種ノ多様ヲ舉ケサル
 ヘカラス。支那ハ極メテ多種類ノ言語ヲ有シ、何レ
 モ皆全然異ナル「カテゴリー」ニ隸ス。其ノ内最
 モ廣ク行ハルル官語ニモ北方官語ト南方官語トハ音
 韻異ナリ、而カモ官語以外ニ多ク通用セズ、又官語
 ノ外、多數ノ土語アリ。例ヘハ廣東ニハ廣東語アリ
 上海ニハ上海語アリト云フカ如ク各省皆固有ノ土語
 ヲ有ス、福建省ノ如キニ至リテハ、首都福州ヲ去ル
 數里ノ地ニシテ全然異ナル言語ヲ有シ、文字ヲ存
 セサル土語多キハ有名ナル事實ナリ。然シ夫レ邊境
 地方ニ至リテハ西藏語、廣西ノ南部ニハ古代亞細亞
 語、蒙古ニハ蒙古語、伊犁中、新疆ニハ波斯語通用
 シ、支那ノ官報ガ西南諸地ニ於テ嘗テ漢文ト波斯文
 トヲ併用シタルコトアリ、言語文字ノ情勢此クノ如
 クナルカ爲メ、支那人中英語ヲ以テ相互ノ意思ヲ表
 明シ合フモノ少ナカラサルハ支那ノ街頭等ニ於テ常
 ニ見ル所ナリ。言語文字ノ亂雜ハ亦人種ノ相違ニ依
 リテ益々甚シカラシメラル。支那本部ニ付テ云フモ
 廣西、甘肅二省ノ人口ノ半數以上ハ漢人ヨリ見レハ

裏面白紙

Ref. Doc 1133

6

異民族ニ賤ス。蒙古、新疆、西藏等ノ邊境ニ在リテ
 少数ノ例外ヲ除クノ外、總テ異民族ナリ。而シテ此
 等異民族ハ漢人ト風俗、習慣、思想ヲ異ニシ、且ツ
 漢人ニ對シ、敵意ヲ有セザル者無シト云フモ通言ニ
 アラス。言語ノ不統一及人種ノ雜多ハ支那ノ政治統
 一ヲ妨礙スルコト甚メテ多ク、中央政治力ノ邊境ノ
 如キハ到底之ヲ期待スルヲ得ス。之レニ鑑ミ蔣介石
 將軍ノ政府ハ國語ノ普及ト言語ノ統一トニ多大ノ努
 力ヲ傾ヒタルモ效果ノ見ルヘキモノナクシテ今日ニ
 至レリ。支那ニ統一セル國家ナク鞏固ナル政府無キ
 コトカ極メテ根本的ナル事變ニ原由スルハ以上ノ如
 シ。其ノ結果、外交々涉ハ往々ニシテ他ノ先進國同
 ノ外交ト越ラ異ニセサルヲ得サル事變ヲ發生スルコ
 ト稀ナラズ其ノ一ハ專ノ人民ノ利害ニ重大ナル關係
 アル事項就中異民族ニ關スル事項ニ付テハ政府當局
 者ニ外國トノ約束ヲ履行シ得ル實力ヲ缺キ責任ヲ取
 ルヲ得サル場合アルコト、其ノ二ハ大兵ヲ擁スル實
 力派ノ勢力偉大ニシテ、政府ハ其ノ意向ニ動かサレ
 サラントスルモ得サルコト、其ノ三ハ内亂ノ頻發ス
 ルコト其ノ四ハ人民ノ集團威力カ政府ノ施策ヲ左右
 シ得ル程大ナルコト等ナリ。從ツテ外交上ノ交渉ハ
 屢々困難ヲ來シ重要事件カ事件ヲ未解決ノ儘放置セ
 サルヲ得サル場合少ナカラズ、事ノ輕微ナルモノニ

裏面白紙

Def. Doc 1133

7

付テハ關係國ハ已ムラ得ストシテ泣寢入ルヲ得ルモ
 國家死活ノ重大問題ノ關スル限リ到底斯クノ如キヲ得
 サルハ言フ迄モナシ、又支那政府トノ妥結事項ニ付
 テモ之レカ完全ナル實施ヲ期待シ得ルハ政府ノ權力
 ノ及フ地域ニシテ專ノ支那全土ニ關スルニ於テハ、
 關係外國ハ紙上ノ條約規定ノ存在ヲ以テ自ラ隱メ實
 施ノ限地的ナルヲ默認スルノ外途ナシ。尤モ地方政
 權トノ交渉ニ依リ、此ノ條ヲ楯ノ爲アリト雖モ、
 地方政府ノ政治力モ亦勢力國又全部ニハ浸透シ居ラ
 サルヲ通例トス。(四) 據兵ノ武人カ政府ノ意思ヲ容易
 ニ歪曲シ得ルコトハ、外交々涉ヲシテ複雑多端ナラ
 シム。支那歷代ノ朝廷カ例外ナク武力ニ依リテ勢權
 ラ獲得タル結果、武人ノ勢力ハ常ニ隆々、文官ハ之
 レカ鼻息ヲ窺ヒ、其ノ意圖ニ盲從セサル限リ、其ノ
 地位ヲ保ツコトアタハサルハ勿論、生命財産ノ安固
 スラ強ホ期シ得ヘシテ、實力アル武人ハ立法ニ、行
 政ニ、司法ニ、各々其ノ利害ニ依リテ干渉容喙シ、
 政府ハ之ヲ如何トモシ得サル實情ニ在リ、中華民國
 ノ成立以來此點稍ヤ改マリタリトハ云ヘ、支那全土
 ニ付テ云ハハ猶ホ舊態ヲ脱スル能ハサルナリ。從テ
 支那ニハ三權分立ノ思想ト銷度トアレトモ、實ナク
 外交々涉ノ如キモ中央又ハ地方政府トノ商議ノミニ
 テハ成功ノ困難ナルモノ少ナカラズ。勢ヒ政府トノ

裏面白紙

248

8

Ref. Doc. 1133

交渉ノ外、實力ヲ據スル武人ノ説得ニモ努メサル可
カラス。若シ實力アル武官ニシテ妥結ヲ欲セサルニ
於テハ、如何ナル外交宗條モ遂ニ解決ヲ望ミ得サル
ラ當トシタリ。

裏面白紙

249

249

Def Doc 1133

9

(C)

民衆ノ集團的暴力ノ勢威甚大ニシテ其ノ鋒銳カ外交問題ニ向ケラル、ニ當ツテハ外交々渉ヲシテ普通ノ外交手段ニ依ルヲ得ザラシムルコトアリ、近代國家就中民主主義的國家ハ何レモ輿論ノ尊重ヲ政治上ノ鐵則トセサルモノ無シト雖モ其等諸國ニ在リテハ民意ノ適法ニ發表セラレ得ベキ機關トシテ會ヲ持チ且ツ之ヲ審定シ調整シテ國政ニ受ケ入ルルノ體制ヲ具ヘ輿論ヲシテ常規ヲ逸セシメス政治ヲシテ人民ノ總意ニ副ハシムルヲ得ト雖支那ニハ其等ノ組織ト體制トヲ缺クカタメ、所謂輿論ナルモノハ形盛ノ途上ニ於テ若クハ之レヲ實行ニ移ス手段方法ニ於テ無難無統制トナルヲ免レス。今支那ノ所謂輿論ナルモノノ形成ノ道途ヲ見ルニ少數人士(少壯無經驗ノ學生カ中心タリシコトアリ、時ニ無賴ノ徒タルコトアリ)カ支那民族ノ雷同性ヲ利用シテ其ノ意見ヲ輿論ニ傳播セシメ稱ヤ多數ノ贊同者ヲ得ルヤ彼等ハ徒黨ヲ組織シ其ノ集團的暴力ニ依リテ多量ヲ包攏シ以テ所謂輿論ナルモノヲ作り上ケ民衆集團運動ノ力ニ依リ之ヲ實現セントスルヲ常トス而モ其運動ハ無軌道ニシテ暴力ヲ伴ナヒ之ガ對象トセラレタル内外人ハ暴行脅迫ヲ受ケ生活ヲ妨ケラレ家屋ハ焚カレ又ハ破壊セラレ斯

裏面白紙

Ref. Doc 1133

10

産ハ燒去棄擲セラレ穀物亦之ニ替ナヒタル例少ナ
 カラス
 而シテ此民衆運動ニ依リ最モ多ク害ヲ蒙リタルモ
 ノハ英、日兩國ナルベシ之ヲ近年ノ例ノミニ付イ
 テ見ルモ一九四二年ノ香港廣東各地ニ於ケル暴徒
 民衆暴動ノ如キ一九二五年ノ五〇三〇事件ノ如キ
 一九二六年ノ漢口九江等ノ英國專管居留地同暴ノ
 爲メノ暴力運動ノ如キハ皆英國ノ權益侵害ヲ目的
 トシ英國人ノ生命財産ハ奪取ノ弱ナク暴力ノ對象
 トナリ廣東沙面ニ於テハ軋斗狀態ヲ生ラ發生シ
 リ又幾十回トナク繰返ヘサレタル日貨排斥ノ爲メ
 ノ民衆運動ノ如キモ日貨不買日本人僱用ノ引揚
 等ノ消極手段ヨリ日本人生命財産ニ對スル積極的
 攻撃ニ迄發展シ亂暴暴徒語言ニ絶スルモノアリ、
 往々ニシテ世界何レノ國モ均シク民衆運動ノ暴徒
 トナリタルコトアリ一九〇〇年ノ露匪事件ハ皆ク
 掃クトスルモ一九二六年ノ北京事件當時ニ於ケル
 一極的對外運動ハ其ノ最モ顯著ナル一例ナリ
 然テ前記民衆運動ニ對スル又該政府ノ態度ヲ見ル
 ニ常ニ無爲ニ非ザレバ無策ニシテ之ガ惡化ノ自意
 ナク拱手シテ運動ノ下火トナルヲ持ツ常トシ、日
 貨排斥ノ民衆運動ニ際シテハ之ヲ煽動又ハ之ヲ利

裏面白紙

257

Ref. Doc 1133

11

用シテ日本ヲ屈從セシメントシタリ管テ日帝ニ
 令ノ發布ヲ見タルコトアルモ一第一次撤日禁止令
 ノ年頃ハ記憶セス、第二次禁止令ハ一九三五年ニ
 發布セラル一何等實効ナキ空文タリシニ疑ギズ。
 民衆運動ガ如何ニシテ支那ニ於テ斯ク進モ暴烈ニ
 シテ無軌道タルヲ稱ルヤノ根本原因ハ右運動ノ本
 態ヲ會得スル上ニ於テ是非共知悉ヲ要スル所ナル
 ガ支那民族ノ政治理念ト概メテ諒キ得テ有ス、
 支那ノ人民ハ古來ヨリ他國ニ殆ド屈仰ヲ見サル程
 ノ廣汎ナル自由ト無~~義~~義~~氣~~氣~~ト~~トヲ享樂シ苟クモ之ヲ動
 クルモノアラバ猛烈トシテ反歐スルノ特性ヲ有ス
 他方支那民族ハ甚ダ郷土愛ニ厚ク彼等ノ營ム商工
 業ニ付テハ常ニ同胞者ヲ中心トスル強固ナル「ギ
 ルド」ヲ結成スル。
 此ノ「ギルド」ハ他國ノ産業組合トハ全く成立ノ
 由來ト職能トヲ異ニシ法規ニ依リテ設ケラレタル
 モノニ非スシテ自衛的相互援助團體トシテ古昔ヨ
 リ存在ス、其ノ職能ハ單ニ産業上ノ諸問題ノ處理
 ノミニ限局セラレズ、日常生活冠婚葬祭ノ私事迄
 モ之ヲ規律シ團員ニ關スル民事事件ノ裁判及ビ
 私件スラ自治的ニ行フ所ノ世界特異ノ組織ナリ、
 而カモ政府ハ多ク之レニ干渉スルヲ得ズ、若シ敢

裏面白紙

23

252

Ref. Doc 1133

12

府ノ施策ニシテ彼等ノ利害意圖ニ反スルニ於テハ
 暴力ニ依リ反駁ヲモ懼ルコトナキナリ
 支那民族ハ亦自衛ニ付キ強烈ナル特殊觀念ヲ有ス
 此ノ觀念ハ支那ノ無秩序ト内亂ノ頻發、墮落ノ
 行ト政治ノ無力トニ拘ハラズ法律上ノ保護ニ多ク
 期待シ得ザルコトニ緣由ス。
 支那ヲ旅行シタルモノハ地方ノ農村ニ至ル迄誠實
 ヲ附シタル旅歴又ハ高麗ヲ廻ラスラ見ルヘク、又
 地方富豪等ニシテ數十、数百多キハ數千ノ武器ヲ
 有スル設備隊ヲ私有スル者少カラス、匪賊利益ノ
 武器ヲ有シ樂由ヲ結成スル一面ノ理由モ亦茲ニ存
 シ、支那ノ内亂ニ際シテ屢々結成セラル、官ノ統
 制外ニ在ル商團、工團等ノ軍隊的組織ト謂テト
 有スル私兵團ノ出現モ自衛處置トシテ文武民衆ノ
 當然視スル現象ナリ、又支那ニ所謂雜軍ナル一編
 ノ自衛的兵團アリ、將領ノ私兵トシテ其ノ生命財
 産ヲ保護シ兼ネテ兵員自身ヲ守リ、且地方民衆
 有産階級ノ家メニ應シテ其ノ生命財產ヲ保護ス、
 而シテ雜軍ノ組織及ビ存立ニ付テハ支那ノ軍閥
 政府ハ悉モ興リ知テサルヲ當トス、雜軍ニシテ往
 タ正規軍ニ編入セラレ、傍家軍等ノ名ニ於テ支那
 正規軍態ノ規律ノ下ニ立ツコトアルモ、財政上ノ

裏面白紙

253

Ref. Doc 1133

13

援助ヲ受クルヲ主眼トシ、
 決定等ハ依然トシテ
 支那民族ノ自衛ニハ種々ノ
 第一ハ自衛ガ實力ノ行使ヲ伴ナ
 ハ刀、鎗、小、拳銃等ヲ所持シ
 モノアリ、
 其ノ第二ハ
 ノ威力カ常ニ
 達法トスルモ
 テノミ此行動ニ
 族ノ自衛ハ
 發動セラルル
 其ノ第三ハ
 府ノ命令等ニ

裏面白紙

254

254

Ref. Doc 1133

支那ノ自衛團體ハ又往々ニシテ他ノ民衆運動ニ呼應シテ行動ヲ開始スルコトアリ、海外運動等ニ其ノ例アリ。

前記各種ノ特殊事情ハ支那ニ暴力的民衆運動ヲ發生セシメ特異ノ行動ニ出デシムルニ至リタル原因及理由ナリ之ガタメ支那ノ内政ニ獨特ノ形態ト方式トヲ與ヘタルハ勿論ナルカ外交問題ニ付テモ亦人民ノ意識ニ特殊性ヲ持タシメタリ、即チ外交ヲ以テ政府ノミニ任セ置クヘキモノトナサシテ民衆自ラ立ツテ之ヲ自己ニ有利ニ展開セシムルヲ當然ノコトトセリ民衆カ外交問題ニ付キ暴力的暴力ヲ用フルコト他國ニ類例ナキハ之ガタメナリ。

外交ニ關スル民衆ノ暴力行使ト政府ニ之ヲ強要スルノ力ト誠意トヲ缺クコトハ自然對手國ヲシテ國家ノ死活ニ關關スル重大問題ニ付キ自ラ右暴力ノ發動ヲ排除シ支那政府ノ外交ヲシテ軌道ニ上ラシムルノ軌道ニ出ズルヲ余儀ナカラシム。

(D) 廢外訴外ノ思想ノ強烈ナルコトモ見達シ得ザルモノナリ。支那三千年ノ歴史ヲ見ルニ支那國民ノ愚昧漢人種ハ他ノ支那國民ニ比シ高キ文化ヲ享受シ他民族ヲ以テ所論夷狄トナシ甚シキハ禽獸視セリ皆ルニモ拘ラズ漢人ハ常ニ四鄰ノ異民族ノ攻略ニ苦シミ彼

14

55

255

裏面白紙

Ref Doc 1133

15

等ニ依リ全土ヲ征服セラル、ニ至リタルコト一尋ナ
 ラス於是乎兵民ニ對スル極端ト恐怖トハ遂ニ民族
 族ノ征服ノ一ニ達成スルニ至リサレバ十八世紀歐
 米人ノ始メテ支那ニ征服スルニ至ルヤ白人ヲ以テ夷
 狄トシ之ヲ貶ミ之ヲ憐シタリ、一八四二年英支兩
 京條約ガ外國人ヲ夷狄トシテ可カラサル旨ノ一偏條ヲ
 設ケタルハ這間ノ消息ヲ語ルモノナリ、其ノ後支那
 民族ノ外人ニ對スルノ憤會多キヲ加ヘ歐外諸外ノ思
 想ハ漸次緩和セラレタリト雖足一度遠ク内地ニ至ラ
 ンカ今猶ホ歐外諸外ノ思想ハ多ク衰ヘタリト見ルコ
 ト能ハズ唯從來内地居住ノ習慣ヲ有シタル外國人ハ
 基督敎宣傳ノミナリシヲ以テ内地ニ於ケル諸外思想
 ノ發現ハ殆ンド皆右宣傳ニ付キテ起リタリ之レ軍
 ニ信仰上ノ關係タリシノミニ非ズ諸外諸外ノ思想ハ
 多ク織リ込マレタリ又支那ト外國トノ戰爭及我國ハ
 殆ンド支那ノ諸外諸外ノ思想ヲ背景トセザルモノナ
 ク一八一八四二年英支阿片戰爭一八三八年及一八六〇
 年ノ英佛聯合軍艦隊一八七四年雲南事件一九〇〇年
 日露事件一九三二年及一九三七年ノ日支事件一九二
 六年ノ南京事件等一應々繰返サレタル諸外民族運動
 モ素ヨリ然リシナリ。而シテ支那ノ諸外諸外ノ思想
 ノ強烈ハ支那ヲ對テトスル外交ニ特殊ノ方策ヲ余儀

裏面白紙

三

256

Ref Doc 7133

16

ナカラシメタリ。

支那ノ海外版外ノ思想ニ直視シテ是モ否シキ立論ニ在リタルハ日本ナリ、蓋シ日本ノ支那ニ對スル關係ハ別項ニ説明スル如ク日本ノ生存權ノ保持上絕對ニ讓歩シ又ハ極忍シ難キ幾多ノ條件ヲ有シ支那ノ海外思想ヲ突破セザルヲ得ザル苦境ニ在ルカタメナリ。

第二章 支那ノ外交手段ノ特殊ニハ外交交渉ノ方式ヲ特殊ナラシム

(A) 以英獨逸ノ方策ハ對支外交ヲ複雜多難ナラシメタリ、支那ガ一八四二年開國以來久シク先進諸國ノ逼迫ニ呻吟シ自力ニ依ル事無ク強權ヲ至強ト見ルヤ一外國ヲシテ他外國ヲ牽制セシメ反動台内ノ策ヲ以テ難局ヲ打開センコトヲ期シタリ、而シテ支那ニ在リテ是モ長ク復起ノ地位ヲ確保シ得タル英國ハ長モ永ク此ノ策謀ノ對象トナレリ。日本モ亦是々其ノ厄ヲ蒙リタリ。日本ガ日支問題ニ付キ出來得ル限り第三國ノ干渉又ハ容喩ヲ送ケントシタルハ事件ノ糾紛ヲ避ケ以テ解決ヲ容易ナラシメントノ用意ニ出テタルモノニシテ他意有ルニ非ス、蓋ス「モンロー」主義ノ樹立ノ如キハ素ヨリ夢想ダモセザル所ナリ、日本カ一九三二年米英佛三國ノ日支提携ニ應スル調停日誌

裏面白紙

改

257

Def. Doc 7133

17

ヲ拒絶シタルモノアリツトホシ一委員会ノ報告ノ採用ヲ
 拒絶シタルモノ亦此ノ趣旨ニ出テタルモノナリ
 (B) 中央地方ノ兩政府ハ互ニ責任ヲ逃避シ外交交渉ノ
 妥協ヲ至極ナラシメタリ、對支外交交渉上支那全土
 又ハ二省以上ニ亘スル一統的條件ニ付テハ主トシテ
 中央政府ヲ又地方的問題ハ之ヲ當該地方政府ヲ對手
 トスルハ在來ニ於ケル日本ノ方針ナリ然レトモ中央
 地方ノ利害關係ノ複雜關係ハ右方針ヲ侵蝕ナラシメ
 スシテ中央、地方兩政府ヲ對手トシテ交渉セラレサ
 ル可カラサリシコト多シ然レトモ多クノ場合兩國ノ
 政府ノ責任回避ニ迫進シ中央ハ地方ノ意向ヲ云々爲シ
 地方ハ中央トノ交渉ヲ求メタル例多シ之ニ蓋ク交渉
 ノ複雑ト遲延ハ忍フ可シトスルモ、如何ニ緊急重要
 ノ條件ナリトモ長年月ノ努力ニ拘ハララス解決ノ曙光
 ヲサヘ認ムルヲ得サリシ幾多ノ事實ヲ記憶ス、支那
 ノ不統一其ノ他ノ事情ハ斯クノ如キ事態ノ發生ヲ已
 ムナカラシムルハ餘ナキモ對手國ハ之レガ爲メ長
 ニ且ル忍耐ト權益喪失トヲ餘儀ナクセラレタリ、私
 シテ事ノ起メテ緊急重要ナルモノニ在リテハ、對手
 國カ遂ニ妥結ニ付キ普通ノ外交手段ニ依ルヲ得スト
 思惟スルニ至ルコトアリトモ悉ク之ヲ不合理ト斷ス
 ヘキニアラス

裏面白紙

258

Ref. Doc 1133

18

(C) 支那政府カ政策實行ノ手段トシテ民衆運動ヲ利用シタルコトモ亦支那ニ於ケル特殊事情ノ一トス 巧妙ナル辭令ヲ用ヒ隱密ナル手段ヲ弄シ以テ外交々涉ヲ推進スルノ妙ヲ得タル點ニ於テ支那ハ世界有數ノ國ニシテ屢々民衆運動ヲ利用シテ交渉ヲ有利ニ展開セシメントシタリ 然レトモ支那民衆ハ常ニ必ニシテモ政府ノ意圖ニ副フモノニ非サルヲ以テ民衆運動利用ニ當ツテハ尤モ民心ヲ捕ヘ得ヘキ問題ヲ取上ケサル可カラス 於是乎支那政府ハ近年利權回復ニ民衆運動ヲ利用スルコトニ成功シタリ 蓋シ利權回復ハ支那政府ノ最モ關心スル所ニシテ蔣介石將軍ノ政府ノ如キモ一九二六年南京奠都後間モナク之ヲ以テ外交上ノ一要諦トシタリ、而シテ此種利權回復ハ日露戦争ノ頃ヨリ早クモ行ハレ既ニ支那上下ノ心ニ喚ヒ入り居ルヲ以テ政府トシテ段モ民心ヲ捕フルニ道蓋ナリ問題ナリシナリ、

他方外交官ニ依ル利權回復交渉ハ専任ニ從事ニ違道シ租界開放、治外法權撤廢、關稅自主權回復等ノ諸問題ハ何レモ支那内部ノ事情ヘ例ヘハ治外法權撤廢ニ關シテハ支那法備ノ整備ヲ待テトスル主義上ノ必要アリタルノミト列國ノ利害關係ノ錯綜ヘ例ヘハ

裏面白紙

259

259

Ref. Doc 1133

治外法權撤廃ニ付キ關係國ハ列國ノ地位ノ均等ヲ欲
 望セシコトヲ悉レ他ノ一切ノ關係國ノ同意ヲ條件ト
 シテ撤廢ニ同意シタル方知シ〜若クハ一部關係外國
 ノ不承諾ヘ例ヘハ管太病カ自國專管居留地ノ撤廢ニ
 強硬ナル反對意見ヲ表明シタル方知シ〜等ノ爲メ急
 速ノ解決ヲ至速ト見ルヤ、支那政府ハ一方外交々々
 ヲ難避シナカラ、他面時ニ民衆運動ヲ誘動シ又ハ之
 ヲ利用包蔵シテ交渉促進ノ手段トシタリ、尤モ民衆
 運動者ハ常ニ必スシモ政府ノ意圖達リニハ行動セス
 往々外交々々ノ難境逼劣ヲ致シテ當局ニ暴行ヲ加
 ヘタルコトスラ有リ（例一九二七年外交部長王正廷
 氏カ外交部ニ於テ民衆ノ發呷キニ遇ヘルカ如シ）然
 レトモ運動ノ難能カ外國側ニ向ケラル、限リ政府ハ
 巧ニ之ヲ利用シ、其ノ暴行苛迫外資ノ毀壞、外國人
 住宅ノ侵入破壞等條約ニ違反シ人道ヲ無視シタル右
 行動ヲ袖手傍觀シ、彼等ノ威力ニ依リ自己ノ交渉ノ
 有利ナル發展ヲ期待シタリ、關係國ハ例レモ民衆運
 動ノ脅威ニ苦シミ、毎ニ支那政府ニ對シ嚴重抗議ヲ
 繰返シタルモ支那政府ハ或ハ形式的ナル説諭ヲ加ヘ
 又ハ体裁ノミノ取締ヲ爲スニ止マリ素ヨリ之レカ鎖

19

裏面白紙

260

260

Ref Doc 1133

20

廷ノ誠意ト實力トヲ保キ寧ロ私カニ其ノ益々盛ナラン
 シヲ欲シタリト見ルヘキ場合少ナカラス、甚ダシキ
 ニ至ツテハ支那政府ハ外國側ノ抗議ニ對シ要國運動
 タル民衆運動ハ之ヲ防止スヘキニ非スト歎言スルニ
 至レリ、斯クテ列國ハ讓歩ニ讓歩ヲ重ネテ支那政府
 ノ要求ニ屈從セサルヲ得サルニ至レル例ハ之ヲ一九
 二六年ノ漢口九江、兩英國專管居留地ニ對スル地方
 暴民ノ暴行ニアヒ英國力達ニ所屬對支新政策ヲ發明
 シ之カ同收取權ニ關印セサルヲ得サリシ事件其他ニ
 之ヲ見ルヲ得ヘシ「以莫制莫」政策ハ決シテ外交ノ
 正道ニ非サルモ憲テ不法ト云フ可カラス、然レトモ
 民衆ガ暴力ヲ以テ外國人ノ生命財産及ヒ權益ニ重大
 ナル危害ト著被トヲ加フルヲ使職シ又ハ傍觀シ之ヲ
 外交々涉ニ利用スルニ至ツテハ他ノ諸國ニ全ク例
 ヲ見サル非友好的ナル暴戾手段ナリ、而シテ之レニ
 依リ頗繁且ツ最モ酷烈ナル災厄ヲ蒙リタルモノハ日
 本政府及ヒ日本國民ナリ、度重リシ毎日連日ニ於テ
 幼老婦女子ニ至ル迄支那在留者ノ全部ノ受ケタル災
 厄ハ被蓋ニシテ民衆運動者ノ亂暴激發殆ント筆紙ニ
 盡シ難キモノアリ、日本政府ハ頻リニ抗議ヲ提起シ
 暴行集積ノ彈壓ト損害ノ賠償ト爾後漸クノ加キ暴戾

裏面白紙

20

261

21

Ref Doc 1133

ヲ生セシメサル保障トヲ支那政府ニ要求シタルモ、
 幾百ノ抗議ハ深淵ニ墜シタル砂礫ノ如ク何等ノ効果
 ヲ見ルコト能ハスシテ己ミ在留日本人ハ致ヲ失ヒ業
 ヲ離レ延ヲ失ヒ住家ヲ追ハレ其日々々ノ生活ヲスラ
 爲シ能ハサル悲惨ナル境運ニ陥リタル者甚タ多ク往
 ヲ生命ヲ失フ者有ルニ至レリ 斯クテハ段小段度ノ
 貿易ヲスラ之ヲ持續シ難シ況ンヤ救國ノ重大問題タ
 ル支那トノ經濟提議ノ如キハ夢想タモシ得サル窮
 境ニ陥リタリ、此事態ハ最初ノ内コソ局地的ニシテ
 僅僅期間モ短々短カカリシカ漸次支那全土ニ及マリ
 且長期ニ亘ルニ至レルヲ以テ國家ノ滅亡ト對支道法
 權益ノ喪失トヲ避クルカ爲メ日本ハ外交ノ常道以外
 ノ方法ニ依リテ局面ヲ打開セサルヲ得サル状態ニ迄
 迫ヒ込マレタリ、滿洲事件、支那事變等ノ勃發ヲ考
 フルニ當ツテハ右ノ状態ヲ考慮ニ入レサル限り決シ
 テ妥當ナル對策ヲ下スコト能ハスト思考ス

裏面白紙

263

262

Ref Doc 1133

第三章 日支兩國ノ特殊關係ハ日本ノ生存ト直接シ未
解決ノ虞ニ行シ且クヲ待サル重大深クヲ懷シメシメタ
リ。支那ニ重大ナル利害關係ヲ有スル國家多シト雖
然生存ノため一曰モ速カニ解決セラレサル可カラサル
數多ノ重要外交案件ヲ有スルモノハ日本ヲ皆イテ概ニ
存在セス

支那問題カ日本ノ死生ノ懸絶タルハ滿土ノ近接ナル地
理的條件事情ニ基クハ言フ迄モナク之ヲ承認察察ノ對
支關係ト同一ニ認スヘキニ非ス一九一七年ノ日米開港
并ラংশンク協定カ地理的接近ニ基ク日本ノ特殊地位
ヲ認メタルハ其ノ理由アリ然レドモ莫ニ其ノ由來
スル所ヲ考フルニ是れ人口ノ急増ニ基ク日本ノ窮乏ト
其ノ地理上ニ於ケル支那特殊ノ地位トニ在スト云フヘ
シ日本ハ年々約八九十萬ノ人口増加ニ苦ミ之レカ當然
ノ結果タル政治上、社會上及ヒ經濟上ノ苦難ト不安ト
ハ年ト共ニ増大シ之カ對策宜シキヲ待ルヤ否ヤハ國家
存亡ニ係ル緊要ノ重大問題トナレリ然ルニ不幸ニシテ
日本國內ニハ殆ント皆之ノ余地ヲ無サス。産兒糊口亦
到底有效ナル速度ニ進進スルヲ得ス利ス所ハ海外移民
ト工業振興ノ二者アルノミナリシナリ然ルニ移民ノ選
國適地ハ何レモ日本國民ニ對シテラレ基々シキニ至ツ

裏面白紙

22

全

263

23

Ref Doc 1133

テハ誠大ナルト土ト絶大ナルトニ專マルルニ種ハ
 ラス既往ノ日本多氏スラ之ヲ排除排斥スル事有リ、新
 クテ海外移民ニ使ル通商人口ノ増加ハ新在公ク望望的
 トナリ勢ヒヒサレタル唯一ノ道タル工藝振興ニ資ルニ
 非ニハ日本ハ將ニ覆亡メントスルニ至レリ、然ルニ
 日本カ地産ト地取トニ露ダ思マレサルニ際工業振興ニ
 必キナル原料ハ之ヲ海外ニ求メサル可カラズ原料
 市場モ亦外貨ニ之ヲ得サル可カラサルニ行ハラニ露勞
 ハ日本ノ所期ヲ去ルコト甚ク速カリナリ、今工業振
 興ニ資テ見レハ近年日本工業力、生産力ヲ増大シ原料
 ノ海外進出ノ距離トナルニツレ生産能ノ多量ハ原料供
 給ニ頻次制限ヲ加ハ爾國產及ヒ發達ノ勢ヲ速前ニ
 至ルヤハ露露露中露出入ノ制限禁止、露稅制度ノ運用
 當務者ノ取引制限其ノ他ノ露言ナル露出制限ニ依リ日
 本工業ハ露ダシキ壓迫ニ名シタリ更ニ之ヨ日本製品
 ノ海外市場ニ行テ見ルニ露一次世界大露露露干モノク
 シテ日本製品ハ年ト共ニ益々露露ラ加フル露稅露露露
 入露止其ノ他ノ露露ノ下ニ在リテ大ナル露露露露露
 ク能ハサルニ至リ日本政府ハ排斥露露去ノ方針ヲ露露
 ニ露露足ラサリシナリ。

露クテ日本ヲシテ露ク世界ヲ露露トスル工業振興ノ方

裏面白紙

915

264

24

Ref. Doc 1133

對ヲ禁テテ、一切ノ勞力ヲ支給大ニ減中シ、以テ
 國家ノ生命ヲ維持スルノ外ナキニ至ラシメテニ
 件及支給維持生ノ因ヲ作リタリ蓋シ諸外國ノ日本國民
 排斥ト對自出入貿易に迫カ一半ノ管ヲ奪クヘキナリ
 ト云フモ通言ニ非サルヘシ、日本ハ茲ヨリ支那ニ對シ
 テ領土的心ヲ有セス、兩國ノ經濟提携ニ對リ日本ハ
 其ノ是ラサルヲ要ラ支那ニ對シテ其ノ是ラサルヲ
 品ヲ日本ニモトメ、兩國ノ經濟提携ニ對リ日本ハ
 支那ト東ノ平和トヲ立シ世界ノ平和ニ貢獻セント
 シ致テ他意無カリシナリ、之レ計ヨリ慮難ナル外交詳
 令ニ非ス、余ノ外大臣タリシ二十餘年ニ亘リ上層ヨリ
 觀エスニカサレ且ツ余カ一史トシテ實現ニ努力シタル
 日本ノ外交方針ノ成特ナリ、日本カ經濟的ニシテ暴力
 的ナル決十回ニ亘ル支那ノ新日抗日ノ運動ニ對シテモ
 愛忍目重ヲ重ネ來リタルモ結局ニ於テ日支兩國ハ經濟
 關係ニ在ルハキ運命ニ置カレタリト恐惶シタルカ爲ナ
 リ然ルニ兩國間ニハ此種運命ノ達成ヲ望ムスヘキ若干ノ
 重大困難存シタリ其ノ主要ナルモノニ日支間之不平等
 アリ平等無クハ提携ナシ日本ハ夙ニ不平等ヲ是正シ
 日支兩國カ平等ノ地位ニ立テテ有難油通ノ關係且ツ完
 全ナル安寧ニ至ランコトヲ期シタリ、元來日本カ支那

裏面白紙

265

Ref. Doc. 1133

ニ於テ不平等ノ行ハ有スルニ至リタルハ英露其ノ他ノ諸國ニ受ルルコト五十年、一八九五年ノ日清海峽海峽條約ニ始マリタルニ迫キヤリシカ一九〇一年ノ追加日清海峽海峽條約ニ依リ早クモ治外法權撤廢ノ原點ヲ決定シ、次イテ一九二二年ノ華盛頓會議ニ於テ諸國又ハ採擇セラレタル諸條約及ヒ決定ニモ敢然テ別シ更ニ一九二五年ノ北京ニ締結セラレタル支那關稅改訂ニ關スル國際會議ニ於テハ貿易上ノ損失ノ少ナカラサルヲモ志ミス宜キノ關稅自主權撤收ニ付キ最モリベラルナル條約ヲ提出シテ會議ヲ主導シタリ其後ニ於テモ不平等條約ノ撤廢ニ關スル文部ノ國民的願望ニ對シテハ常ニ最モ多クノ同情ヲ表シ之レカ實現ノ一日モ遅カナランコトヲ期シタリ不平等ニシテ列國ノ利益ニ關シテハ其ノ他ノ理由ハ右ノ實現ヲ遅延セシムルニ至リタルモ一九二〇年ニ至リ早クモ南京政府トノ間ニ數回ノ條約ヲ締結シテ治外法權ヲ撤廢シ支那領土ヲ返付シ經濟提議ノ原則的決定ヲ設クルニ至レリ右條約カ今日ニ於テハ效力ヲ認メラレサルニ至リタリトハ云ヘ日本ノ外交本方針カ何レニ在リシヤヲ察知シ得ヘキ一資料ナリ當時日本ハ更ニ進ンテ支那ノ福利ニ貢獻シ得ヘキ條約ヲ締結スルノ用意ヲ有シタリ蔣介石氏ノ政

25

裏面白紙

Doc

266

Ref Doc 1133

極ニシテ若シ日本ト通手スルニ於テハ日本ハ
 モトヨリ右ト良徳ノ際設ラ持シ日支經濟是
 務シテ先方ノ容ルル所トナルニ於テハ一月ノ歩ヲ爲
 スノ用意ヲ有シタリ、蔣政府ノ最モ重大視シタル日本
 ノ全面的撤兵ノ如キハ出兵ノ當初ヨリノ方針ニ基キ安
 然ラ見込無キカニ要項セラハキモノタリシナリ然ル
 ニ不幸ニシテ日本ノ同政體ニ對スル屢次ノ和平交渉ハ
 全然其ノ受ケ入ルル所トナラヌンテ、遂ニ今日ノ如キ
 勢ヲ發ラシタルハ誠ニ遺憾ニ堪ヘサル所ナリ日本ノ
 對支方針カ能ク是レニ至リタリトモハ何故ニ武力ヲ以
 テ之ニ逼ミタリヤ武力ノ行使ハ却ツテ日支ノ經濟提携
 ヲ不可能ナランムルニ非ヤトスル意見ハ蓋シ世界ニ
 廣ク行ハルル所ナルヘシ日本亦主として此目標ニ貢
 献ヲオシマサル所ナルモ如何ニシテ此勢力日本ヲ
 シテ外交ノ常道ヲ離レ強硬手段ニ出ツルヲ諒儀ナカラ
 シメタル次第ハ第一章第二章及ヒ本章ニ略述シタリ要
 ハ日本ノ國家生命ヲ維持スルノ必要ニ迫ラレタル日本
 ハ支那ノ特殊事情ニ就セラレ正道ニ依ル長年月ニ亘ル
 外交交渉カ何等ノ成果ヲ得ラサヌンテ却ツテ支那ノ民
 衆運動等ノ暴力ニ依ル挑発ニ直シシコトニ已マレヌシ
 テ既得權益ト支那在留日本國民ノ生命財產トヲ保護シ
 アワセテ他日支ノ全面的經濟提携ノ期ニ到達スルノ

26

26

267

裏面白紙

Ref. Doc. 1133

27

素地ヲ作ランカ高メナリシナリ、日本ノ支那ヘノ侵襲
 ノ必要ト熟意トウシテ、同事件及支那義勇隊時ノ如ク高潮
 セラレタル時期ハ曾テ之レナシ、此時ニ當ツテ日本ハナ
 ソゾ好ンテ一時のニテモ、支那ノ阻害スルカ如キ事ニ
 出テンヤ元來外交ノ誘引ハ往々ニシテ對手國民ヲ
 利用ニ依リテ爲サルコトアリ、其力ノ發揚又ハ行使
 ニ依リテ力ニ弱キ支那人ノ弱點ヲ利用シタルハ其ノ例
 ニシテ一八四二年支那兩國以來十九世紀及二十世紀ノ
 前半期ニ於ケル英佛諸國ト支那トノ關係ニ於テモ云フモ
 タル諸條約ノ過半数ハ此ノ策略ニ依リ成レリト云フモ
 過言ニ非ス、茲ニ一九〇〇年ノ團練令ヲ解決ニ關スル諸
 條約ノ如キハ多数大國ノ聯合兵力ニ依リテ締結ヲ可能
 ナラシメラレタリ、近年ニ至リ以テ本諸國カ此ノ手段ヲ益々
 ニ用キタルノ例ハ多ク之ヲ以テカスト雖無ニヤラス、
 現ニ一九二五年五、三〇日ニ於テ英佛カ二萬ノ大兵
 ヲ支那ニ上陸セシメ、他ノ列強モ亦陸軍隊ヲ上海ニ上陸
 セシメ、一九二六年英佛ハ萬縣ヲ砲撃シ、一九二〇年（？）
 一、一、一〇ハ旅作線ノ沿フソニシテ古郡重化兵艦
 等地方ニ於テ砲撃ヲ攻撃シ、一九二六年ノ南京事件ノ
 際、日艦四隻ノ軍艦ハ南京城ヲ砲撃シタリ、而
 シテ列強カ京滬地方ニ永年ニ亘リ守備隊ヲ派遣シ及支

裏面白紙

5

268

28

Ref. Doc 1133

部ノ機密、沿江ノ重要都市ニ建設ヲ指シタル多敷
 量澤ヲ當座メシメ、又屢々在昔ハヲ以テ組織セラレ、
 武官ニ依リテ行政ヲ行ハルル一途ノ野蠻軍隊ヲ編成
 シタルコト等ハ官商一ノ結合ニ於ケル武力行使ヲ指
 トス右ノ内北支那地且ノ視度ハ一九二二年露露領會
 議ノ決議ニ依リ廢止セラレタルドモ觀ハテ後依然ト
 シテ存シタリ。

裏面白紙

27

269

Ref. Doc 1133

21

或ハ之ヲ以テ居留民ノ保護ノ非常必要ニ出タリト
 爲ス者アルヘシト雖國利ノ保護カ在居留民ノ保護以
 外ニ多ク存セサル諸外國ニトリテハ前記ノ支那ヘ
 ノ武力常置ハ事實上居留民ノ保護ノミヲ目的トシ
 得ヘキモ日本ノ對支利害ハ之ト大ニ趣ヲ異ニス殊
 ニ日支經濟提携上ノ利益カ日本ノ存亡ニ係ル重大
 利害タルハ既述シタル通りニシテ萬已ムヲ得サル
 場合ニ於テ之レカ保護ニ強硬手段ヲ用ヒルコトア
 ルヘキハ他國ノ諒識セサルヲ得サル所ナルヘシト
 信ス

一假ノ國家間ニ於テハ一國ノ他國ニ對スル兵力行
 使ハ戰爭トナリ之ヲ行使セストモ兵力ニ依ル威壓
 ハ戰爭發生ノ危險ヲ包蔵スルヲ當トスルモ支那ニ
 於テハ必スシモ然ラサル特殊ノ事情ノ存スルコト
 モ亦此際考慮ヲ要スル事情ナリ嘗テ英露ハ一八七
 四年ノ雲南事件ニ際シ兵力ヲ香港ニ集中シテ芝罘
 條約ヲ締結シ得タリト雖モ右ハ英支戰爭ニ發展ス
 ルコトナクシテ已ミ一九二五年ノ五卅事件ニ際シ
 英國ハ二萬ノ兵力ヲ支那ニ上陸セシメテ台本ニモ
 共同出兵ヲ勸告シタルカ拒絕セラレタリ一事件ノ
 解決ヲ圖リタレトモ之カ爲メ兩國間ノ戰爭ヲ惹起
 スルニ至ラサル事實アリ又一九二六年ノ南京事件
 ニ際シテノ英米法等ノ諸國軍隊ノ南京城砲撃モ亦
 英支戰爭トナラス一九二九年「ソ」聯軍ノ張學良

裏面白紙

21

事致すモ亦之ヲ戰争トセララルコト無カリシナリ
 斯ク觀シ來レハ支那ヲ對手トスル外交ハ他ノ一環
 外交ト異ナル一環を得ノモノニシテ兵力ヲ以テシ
 又ハ其脅威ヲ以テスルノ差アリトハ云ヘ對支強力
 行使ハ重大ナル外交案件解決ノ爲メ列強カ屢々用
 ヒタル手段ナリ
 排日問題解決ニ付キ日本カ支那ニ強力ヲ行使シタ
 ルハ右等ノ先疑ニ從ヒタルモノト見ルヘク假令之
 カ一環國際法規定ノ違反ナリトスルモ支那ノ特殊
 事情ハ遺憾作ラ日本ヲシテ此行動ニ出ヅルヲ餘儀
 ナカラシメタリ
 諸國事件及支那事變ニ於テ日本カ兵力ヲ動カシタ
 ル眞目的ヲ是ニ歸返シテ違フレハ民衆ノ對日暴力
 ヲ除去シ日支外交ヲシテ軌道ニ上ラシメ以テ日支
 間條約ノ保障シタル權利利益ヲ保護シ且ツ日本ノ
 死活問題タル日支經濟提携ニ關スル日支兩國政府
 間ノ齟齬ナル妥結ヲ容易ナラシメントシタルニ過
 キス故ニ若シ石安結ノ可能ナラシムル事難クニ發
 生セハ支那ヨリ全面的ニ撤兵スヘキハ日本政府ノ
 當初ヨリノ意圖ナリ蔣介石將軍ノ指揮下ニ在ル重
 慶政府ハ撤兵ヲ先決問題トシ經濟提携其他ノ外交
 交渉ハ撤兵實行ノ上ナラテハ之ヲ爲スヲ得ストノ
 意向ヲ表明シタルコトアルモ既述ノ支那ノ特殊事
 態ハ日本政府ヲシテ此意向ニ副フコト能ハサラシ

裏面白紙

Reference Doc. 1133

裏面白紙

メタルヲ遺棄トス
 要スルニ兩事變ニ際シテノ日本ノ支那出兵ハ全然
 侵略ノ意圖ヲ包蔵セサル純然タル自衛的軍事行動
 ナリ而シテ此種軍事行動ハ條約ノ違反ニ非ス日本
 ハ一九二八年「ケロツグ」ブリアン「」條約ノ締結
 ニ當リ米英兩國ト同シク自衛權ノ行使ニ對シ同條
 約カ適用セラルヘキ趣旨ノ當係ヲ附シタリ而シテ
 自衛ノ必要ト程度トヲ當該條ノミカ決定シ得ヘキ
 事項トスル米英兩國務卿ノ當時ニ於ケル聲明ハ日本
 ノ素ヨリ贊同シタル所ナリ從テ右兩事變ニ於ケル
 武力行使ノ程度及方法ヲ決スヘキ地位ニ在ルモノ
 ハ日本ヲ措イテ他ニ有ラス
 之ヲ以テ戰爭ト見ルヘキヤ否ヤハ蓋シ意見ノ岐ル
 ル所ナルヘシト雖モ日本ニ戰爭ノ着目ナク宣戰ナ
 ク支那亦開戰ヲ宣シタルコトナク且ツ過去ニ於ケ
 ル列強ノ對支武力行使カ戰爭ト認メラレサリシ多
 數ノ事實アルコト等ヲ鑑ミルヲ要シ武力行使ヲ以
 テ一律ニ戰爭ナリト斷スルハ支那ニ於ケル特殊ナ
 ル事態ヲ無視スルモノト云フヘク濠洲事件及支那
 事變ヲ以テ戰爭ト思惟セサル日本カ兩事件ニ對シ
 一切ノ戰爭法規ヲ適用スヘキニ非スト主張スルハ
 當然ナリ

273

272

Ref. Doc 1133

32

日本ノ企及スル日支經濟提携ハ前記事件及支那事
 變ニ於ケル日本ノ武力行使アリタリトテ之ヲ侵略
 ト見ルハ當ラス、若シ侵略ナル字句カ勢力ノ弱外
 發展ヲ意味スルニ於テハ經濟侵略ハ日本ノミニ
 非ス、然レ共若シ之ヲ文字本來ノ意義ニ依ル侵略
 ヲ意味スルニ於テハ、日本ヲ經濟侵略ト稱スル
 ハ甚タシキ誣謗ナリ、日本ハ支那トノ相互ノ了解
 ヲ基礎トシ日本ノ過剩人口ノ極大ナル壓迫ヨリ免
 カレ以テ其ノ生命ヲ維持セントシタルニ過キス、
 一九〇〇年列強カ北支ニ於テ大兵力ヲ行使シタル
 モ此等諸國ノ對支經濟發展ヲ以テ經濟侵略トナス
 者ナク又一九二五年南京事件ニ際シ英佛等諸國軍
 艦カ南京市ヲ砲撃シタルモ此等諸國ノ對支經濟活
 動ヲ經濟侵略ト云フ者アリトハ予ノ未タ嘗テ聞知
 セサル所ナリ、日支經濟提携乃至條約上ノ權利ニ
 差ク日本人ノ經濟活動カ前記事件及支那事變ニ於
 ケル武力行使ニ依リテ如何ニシテ經濟侵略ニ變質
 スヘキヤノ理由ヲ解スルニ苦シム

前記日本ノ企圖スル日支經濟提携ハ亦支那ニ於ケ
 ル列強ノ商工業上ノ機會均等主義ヲ否認スルモノ
 ニ非ス此主義ハ一九〇〇年ノ「ヘイ」條約ノ提
 議認諾以來日本ハ此主義ヲ承認スル凡テノ條約又
 ハ約定ニ參加シ屢次ニ互リ之カ嚴守ヲ約束シ假令
 經濟利益ニ好マシカラサル影響アル場合ニ於テモ

裏面白紙

42

273

Ref. Doc 1133

33

之カ實施ニ付キ努力ヲ吝マザリシナリ、從テ日本ノ提唱スル日支經濟提携ハ支那ニ於ケル如何ナル經濟活動ニ付テモ日本人ニ獨占的利益ヲ獲得セシメントスルニ非ス、然レ共茲ニ附言セサルヲ得サル一專アリ

滿洲事件及支那事變ノ進行中ニ於テ機會均等主義カ事實上嚴格ニ行ハレ得ザル事變ノ存シタルコトナリ此事態ハ略ホ左記ノ故事由ニ由リ發生シタリ即チ(A)軍ノ行動上絕對必要ナル物資ノ購入等ニ當リテ納入物資カ額メテ多量ニシテ事實上外國人カ之ヲ購入スルノ餘裕甚タ少カリシコト(B)該國等ノ爲メ一役商取引カ一時甚タシク阻害セラレタルコト(C)該國ノ行ハルル地域ニ於ケル安寧秩序カ一時甚タシク亂レタル爲メ一役外國人ハ商取引ヲ手控ヘサルヲ得ザリシコト(D)軍略上ノ必要ニ依リ外國人ノ往來カ一時禁止セラレタル地方アルコト即チ是ナリ

又往々日本商社ニ獨占ニ類スル特權ヲ與ヘラレタルコトアルモ右ハ限ラレタル特定專業ニ於テノミ存シ右特定專業ノ同種ノ專業ニ對スル外國人ノ經營ヲ否認シタルコトナシ而シテ右ハ日本ノ對支武力行役ニ伴フ當然ノ結果タル已ムヲ得サル一時的變態ニシテ事態ノ改善ト共ニ漸次復舊スヘキ性質ノモノナリ、之ヲ以テ日

裏面白紙

54
274

34

Ref. Doc 1133

本カ外國ノ商工業上ノ均等ナル機會ヲ拒絕シタリ
ト爲スハ蓋シ過酷ノ誣言ナリ、支那ヨリノ全面的
撤兵カ出兵ノ當初ヨリノ日本ノ方針タリシコトヲ
想ヘハ右一時的措置ニ多大ノ重點ヲ置クハ當ラス
ト思考ス、内亂外侮其他ノ事變ニ際シ外國人ノ條
約上ノ權利カ已ムヲ稱サル事由ニ依リ一時享有ヲ
制限又ハ停止セララルコトアルノ例世界ニ甚々多
シ右カ假令條約違反ト認めサル可カラサル場合ニ
於テモ關係國ハ之ヲ忍ヒタリ、日本ニ對シテノミ
寛容ノ態度ヲ持シ得サルノ理ナキニ非スヤ

裏面白紙

9/25

275

昭和廿一年（一九四六年）十二月十八日

於 東京四條美利所集内

供 送 者 藤 貞 吉

右ハ富立會人ノ面筋ニテ宣シ且ツ辱名捺印シタルコトヲ證

明シマス

同日於同所

立會人 清 龍 一 郎

裏面白紙

Def. Doc. 1133

良心ニ從ヒ
ルコトヲ
行フ

宣
誓
書

宣
誓
書

277

278

裏
面
白
紙

EX 2586 22-5-20
24

林 逸 郎

Def Doc 1398

米内海相、汪會談要領

昭和十四年六月十二日 自午前八時 至同九時

汪、自分ハ今次ノ事變ニ關スル貴國政府ノ聲明ヲ讀ミ、日本ノ眞意ハ要
 スルニ(一)蘇聯ノ支那ニ對スル赤化即チ東洋ニ對スル蘇聯ノ脅威ヲ防
 止スルヲ支那ヲ援ケテ其ノ發展ヲ圖リ反共ノ共同目標ノ下ニ新章
 要ヲ建設セントスルニアリ、(二)決シテ彼ノ英、印、方、印、度ニ對シ臨ミタ
 ルガ如キ態度ヲ採ルモノニ非サルコトヲ諒解セリ、事變以來支那
 民一般ハ此ノ機會ニ支那方日本ノタメ後略セラレ支配セラレ、ニ至
 ルニ非ズヤト疑ヒ不安ニ驅ラレツ、アリ、若シ日本ノ眞意ガ榮シテ
 自分ノ諒解シ居ル如キモノナリトセバ右國民ノ不安ハ即チ解消スベ
 シ共產黨ノ問題ハ一層重大ナリ支那ハ一九二四年ヨリ一九二六年迄
 共產黨ヲ容レ所謂容共政策ヲ取りタル方當時自分ハ政府部内ニ在リ
 種々ノ困難ニ遭遇セル經驗アリ一九二六年共產黨ヲ排斥シテ以後ハ
 獨共ノタメ約十年ニ亘リ多大ノ犠牲ヲ拂ヒ來レルコト御承知ノ通り
 ナルガ今次ノ事變發生ト共ニ蔣介石ハ再ヒ容共政策ヲ採ルニ至レリ

裏面白紙

米、

自分ハ之ニ對シテハ絶對反對ノ態度ヲ持シ疑々其ノ不可ナルヲ進言
 セルモ容ル、所トナラス、爾來二年間、共產黨ハ益々猖獗ヲ極メ東
 洋ノ事愈々危殆トナルニ至レリ依ツテ自分ハ日本ト提携シテ反共
 ノ事ニ從ハント決意シタル次第ニテ其ノ第一歩ノ工作トシテハ先ヅ
 國民黨ヲシテ日本ノ要望スルニ盡即チ共同防共ト日文提携ヲ接受セ
 シメ所謂東亞新秩序ノ建設ニ努力シタキ考ヘナリ、今回ノ訪日モ此
 ノ工作ノタメ貴國政府當局ノ意見ヲ徵スルニアリタル次第ナルガ幸
 一昨日本米總理大臣、陸軍大臣ニ會見シ今日ハ親シク閣下ト會談スル
 コトヲ得タルハ光榮ノ至リナリ、

貴下ノ主張竝ニ主義ニ就テハ影佐大佐、須賀大佐ヨリモ既ニ聞キ及
 ビ今又直接ニ話ヲ伺ヒ、其ノ堅キ信念ニハ敬服スル次第ナリ。日文ノ
 問題ニ付テハ過去ハ論スル要ナシ、吾人ハ現在及將來ヲ如何ニスベ
 キヤヲ相互ニ諒解ニ考慮セザルベカラズ東亞ノ大業ヲ完成スルニハ
 容易ナラザル努力ヲ要ス、此ノ點ニ關シ自分ハ名望識見手続ヲ察ネ
 非常ナル決心ノ下ニ起タレタル貴下ニ對シ絶大ノ信頼ヲ置クモノナ
 リ

裏面白紙

日本側トシテ今日迄種々ノ事情ニ依リ或ハ貴下ヲシテ疑惑ヲ起サシ
 メ或ハ貴下ニ種々ノ不愉快ナル念ヲ起サシメタル如キコトアリタ
 ルヤモ計リ難シ然レドモ現在日本政府當局ハ絶然ニ貴下ヲ信頼シ其
 ノ大業ノ完成ヲ支援スル方針ナルコト茲ニ明言シテ傳ラズ、此ノ語
 ハ充分安心セラレ盡々信念ヲ鞏固ニシテ其ニ當ラシムベシ、第二ニ日
 支兩國ガ東亞ノ大業ヲ完成スル大目的ノ下ニ結合シテ進ムニシテモ
 兩國ハ夫々事情異ナルモノアリ、即チ支那ニハ支那ノ立場アルベク
 日本ニモ日本ノ立場アリ吾々ハ相互ニ其ノ立場ヲ尊重セザルベカラ
 ズ、日本トシテハ支那ノ立場ヲ尊重シ又貴下ノ立場ノ困難ナル事情
 モ能ク了解スルヲ以テ貴下ハ自由ニ其ノ手続ヲ揮ハルベク我方ハ支
 那國內ノ小事ニ迄干渉スルコトヲ試ミル意志ハ毫モナシ、要ハ共
 同ノ大目標ノ下ニ手ト手ヲ握リ心ト心ヲ相觸レ其ノ大目的達成ニ協
 力スル業ニアリ、之ガ具体的方法ニ至ツテハ或ハ種々ノ議論スルコ
 トアランモ誠心ヲ披瀝スレバ必ズ一致點ヲ見出シ得ベシ、更ニ具體
 的ニ言ヘバ兩國ハ相互ニ須ラク優越感ヲ去リ嫉妬反感ノ念ヲ一掃ス
 ベシ、口先ダケデナク腹ト腹ト一心同腹デ行クベシト云フニアリ

裏面白紙

次ニ兩國協力シテ東亞ノ大業ヲ完成スルニハ支那ニ新ラシキ中央政府ノ樹立ヲ見ルコト必要ナルガ中央政府ノ樹立ハアテ迄右大業ヲ行フタメノ手段ニシテ政府樹立ソノモノガ目的ニ非ズ、支那近年ノ歴史ヲ見ルニ中央政府ノ組織ハ在々政權爭奪ノ目的ト化シ去ル際アリ新カルコトハ誠ニ震ムベキモノニシテ此ノ點ハ貴下ノ手腕ニ信頼スルモノナリ

今日親シク面接セル機會ニ自分ノ告ゲント欲シタルハ以上ノ三點ニテ其ノ他ノ細カキ問題ニ付テハ他ニ話ラセラル、機會モアルベシ、自分ノ述べタキ眼目ハ以上ノ通ナリ是非御審閱ヲ望ム

汪、

一昨日來總理大臣、陸軍大臣ト會談シ、貴國政府ノ意ノアル所ヲ知悉シタルガ本日閣下ノ話ニ依リ一層明確トナリ殊ニ自分ノ決心ヲ益々強クスルニ至レリ、自分ハ支那國民ノ日本ニ對スル不安ノ念ヲ速カニ一掃シ共同目標ノ下ニ提揚スルニ至ル謙微カ乍ラ最善ノ努力ヲ拂フベシ

米、

古人ノ語ニモ譽ニ誇ハレズ謙ニ畏レズトアリ名利ノ外ニ立ツテ行フコトガ肝要ナリ

汪、然リ、唯、信ヲ持ツテヤル事大切ナリ、自分ハ重慶ヲハナル、前數ヶ
 月間何トカシテ蔣介石ヲ擁護セシメント努力シタルモ效ナク遂ニ重
 慶ヲ離レザルヲ得ザルニ至レルガ河内滯在中蔣ヨリ遣ハシタル使ニ
 託シ、彼ニ下野スレバ自分モ共ニ外遊スベシト申送りタルモ蔣之ヲキ
 カズカフテ自分ノ身ハ益々危懼トナリ衆議ノ決心ヲ定メテ出テ來リ
 タル、然レテ、閣下ノ本意ニ依リ充分瞭解シタルヲ以テ露國ノ上ハ同志
 ニ此ノ事ニハ眞意ヲ傳ヘ國民黨ハ固ニ、國民黨以外ノ同志トモ廣ク
 協力シテ時局ノ打開ニ努力スベシ共産黨ニ非ザル限り、自ラハ吾々ニ
 對シテ、然リ、然レテ、期待ニ答フテハ、殊ニ努力スベシ

裏面白紙

22-5-20

Handwritten marks

Ms. No. #1046

神崎正義

支那中央政府設立ニ關スル日本管見

生命ハ不磨ニ前進（化）シ社會秩序ハ漸クニ移ル。現實ノ國際關係（全
般）モ亦此ノ變化ニヨツテ律セラレル。日本ガ其ノ全力ヲ盡ゲテ國際正
義ノ長遠的宣揚並ビニ人種平和ノ確立ニ盡スノモ亦此ノ現實ニ盡クモノ
デアル。

今支那中央政府獨立セラレ、再生支那ノ形骸セラルルニ及ビ日本帝國
政府ハ其ノ建設ノ意ヲ表スルト共ニ、其ノ暴次ノ暴明ニ悉キ新政府ニ對
シ衷心ヨリノ協力ヲ盡シマザルト共ニ其ノ發展ヲ援助セントスルモノデ
アル。

日本ハ列強ガ此ノ敵タル現實ヲ認識ニ要スリ、依ツテ東洋平和ノ
確立ニ貢獻スル日ノ來ランコトヲ希望シテヤマス。

茲ニ日本ガ支那ニ對シ希望スル所ハ、支那ガ建設的善政ノ上ニ其ノ獨
立及ビ自由ヲ完成シ、日本トノ協力ノ下ニ東亞新秩序ノ建設ニ邁進シ、
依ツテ以ツテ東亞ノ進歩並ビニ繁榮ニ共ニ俱ニ參ゼンコトデアル。

裏面白紙

Ref. No. #1046

日本及び東亞諸邦ガソノ存立ヲ維持セントタメニ、日本ガ支那資源ノ開
發並ビニ利用ニ對シ特別ノ關心ヲ寄スルハ當然トスル所デアアル。而モ日
本ハ東亞新情勢ニ順應セル列國ノ經濟活動ヲ振興セントスルモノニアラ
ズ、反ツテ彼等ト協力シ國際治安ノ利ヲ分タントスルモノデアアル。是レ
日本ガ應接セル軍事行動ヨリ生ズル諸種ノ變則的情勢ヲモ顧ミズ第三國
ノ權利及利益ヲ保護セントタメニ至六ノ不便ヲモ忍ビ來ツタ理由デアアル。
日本帝國政府ハ新支那環境同一ノ政策ニ従ルベキヲ信ジテヤマヌ。
再生支那ソノ進展ヘノ第一歩ヲ印シタ。新シキ發展ハ將ニ東亞ニ生レ
ントシツ、アルノデアアル。而シ乍ラ、殘存スル容共、反日勢力ガ其ノ惡
夢ヨリ以テ驅ムルマデハ日本ハソノ兵ヲ調クコトナク、ソノ警戒ヲ弛メズ
將來ニ於テ如何ナル豫備ヲ生ゼムモ之ヲ克服セントスル決心ヲカヘザル
モノデアアル。

裏面白紙

206-E97

陸軍省文書第二〇六一―一九七

一九四一年九月廿二日

余は田外務大臣の申出に際し本日午後同氏を訪問した。彼は日本語の文書を携へ上げ次いでそれを英語に翻訳した上で概ね左の如き口頭説明を行つた。

一、大統領と近衛公との面會に關する提案は大統領が首相から受取つた書信の中に略に示された。

二、日本政府の意圖は、右會見に於て兩國間の係争問題で意見の一致を要する事項に付討議し、午後正常な外交手段を通じて右會見で瞭解された事項を實行する爲細目の計畫を立てる、といふことにあつた。然し米國政府は、豫備的且私的會談より生ずる問題に付ては右會見に先立つて意見の一致を見なければならぬと云ふ意見であつた。

三、外務大臣は、九月四日の余に對する聲明書に於て米國政府より提起された問題の總てに付て回答をしてあること、九月四日の彼の聲明書は日本政府が這んで商議せんとする交渉の範圍を狭げこそすれ察めるものではな

Def. Doc. # 206-E(97)

27-8.19
27

28

286

つたといふ事を説明した。

其次いで外務大臣は、日本が中國に提案せんとする基本的和平條件を國務長官に傳達する様余に示した。同大臣はこれ等の條件は新しい提案と見るべきではなく九月四日の彼の聲明書に關し且相互的に述べられたものであることを強調した。尙其の聲明書に於て、彼は日本政府が今尙中絶との疑ひを終結せしめる爲大統領の斡旋方を望んであることを確信したのである。

其豊田提督は余に對し大統領と日本首相との會見説が廣く知れ渡つたこと、並びに日米兩國間に進行中の會談に關する發表及海外世途に依る點及の結果、過去一ヶ月の間に國內的に大きな變化が起つた旨を告げた。

當れ右に述べた事件の發展狀況を知つてゐない。併し國外に於て馬知されてゐることは日本の一一部の活動は増大して來た。

の和議に反對する日本の一部の活動は増大して來た。

六日本政府は九月廿七日の同國の樞軸固守の記念祭に關し、如何なる事件、或は特殊な變事の惹起せぬ様警戒せんとして居り、私的團體が此の記念祭を祝することを許すであらう。然し乍ら記念祭後、米國の態度

286-1

に如何なる行動も認められずに在并相當の日を過ごすならば、米國との關係成立に反對して居り、又日米會談の前途を受けてある上述の團體は日米國內の輿論をたゞつけることを可能と見、斯くして會談交渉を困難ならしむるかも知れない。

七豊田提督は九月四日の彼の聲明書に於て自己の提示した該項目に對する米國の回答を日本政府は依然待ちもつてゐることを指摘した。日本政府としてはあの聲明書で全く腹藏なくその意圖竝に希望を米國政府に吐露したものであると云ふ信念を彼は披瀝した。

ワシントンから其の如何が報道を入手したかどうか、と云ふ大臣の質問に答へて余は大臣訪問の直前に解讀した九月二十日附國務省對その内容を傳達した。豊田提督は「米國政府も日本政府と全く御同様交渉の急速進展を希望するものである。」と日本大使に述べた國務卿所見に特に懸念を述べた。大臣は「示された決定に關して他國政府と該合したき米國政府の希望は明らかに認められるが、その様な相辭に必然的に含まれる運命を云ふ要事は非常に不幸な效果となつて現はれはしまいかし」と云ふ彼の憂慮を披瀝した。

ロシントン駐在日米大使が、日本の極端堅持九月廿七日記念日に關し、腹心を抱いてゐない點に付ては豊田海軍大將は所信を披瀝して、野村海軍大將は日本の國情と緊密な關係を保つてゐないので危險を感知してゐない旨述べた。余は同大臣がこの點に關する大臣自身の腹心をロシントン駐在日米大使に傳へてゐないのを驚く旨同大臣に告げた。

日本中國間の和平條件に付ては、合衆國政府がこれら諸條件を検討する機會を得るまでは如何なる批評も差控へ度く又要點第三に記してある「現在の諸協定並びに慣例」といふ言葉の正確な意味を知りこれを明らかにし余は同大臣に告げた。同大臣はこれらの言葉は文字通りに解すべきものゝ答へたが、これに關聯して、同大臣となつてゐる句の單なる一例として米國海軍の中國駐在に言及した余は同大臣の上記の談話並に同大臣が余に手交した日本中國間の和平條件を直ちに國務長官に傳達すべき旨約した。然し余は更に日本及び合衆國兩政府間の聯絡状況に鑑み、これら重要案件の決定が九月廿七日以前に到達しねることは樂觀出來ぬ旨述べた。

一九四一年九月二十二日日本外務大臣が米駐日大使に手交せる日本の對中平和基本條件の正文

- 一、近隣友好
- 二、主權並に領土保全の尊重
- 三、日華協同關係

兩國の安全を脅かす虞れある共產主義的及び其他擾亂運動の防止及び中國の秩序維持を目的とする日本中國間の協同

九、海軍部承認

「在日十年」を要する前アメリカ大使館の日記より
の抄萃 一四三二頁より四三五頁迄

海軍部承認 二〇六―E―七

現行の協定慣例に従ひ上記目的の爲、必要期間、支那領土の一定地域に日本
の海軍部隊を駐屯させる事
四、日本軍隊の撤退
支那重要遂行の爲支那に派遣された日本軍は該重要解決の際には支那より
撤退する事。但し第三項に該當する軍隊は除く。

五、経済上の提議

(1) 日支間の経済提携をなし、その主たる目的として、支那の国防上必要
なる物資の開發利用を促かること

(2) 前項は支那に於ける第三項による如何なる経済活動も、それ等が公平な
な基六原則に基いて遂行される限り、何等拘束を受けることを意味する
ものではない事

六、蔣介石政府及び汪兆銘政府の合同

七、領土合併なし

八、賠償なし

22

EX. 2620.
Def. Doc. #1538

Handwritten text on a vertical slip of paper, possibly a signature or official stamp, partially obscured by a black bar at the top.

證 明 書

ソウイエート聯邦ノ對日戰爭參加ニ關スル關東軍、朝鮮軍、並ニ第五方面軍ノ發シタル情報ハ終戰時電報ハ終戰時燒却ノ爲現在第一復員局ニ保存シアラザルコトヲ證明ス

十八日 於東京

第一復員局文書課長 美山 要藏

右署名捺印ハ自分ノ面前ニ於テ爲サレタリ

同日 於 同 所

立 會 人 池 田 純 久

Handwritten mark or signature.

22

EXH. 2620.

Def. Doc. #1538

右署名捺印ハ自分ノ面前ニ於テ爲サレタリ

同日於同所

立會人 池田純久

ソグイエート聯邦ノ對日戰爭參加ニ關スル關東軍、朝鮮軍、並ニ第五方面軍ノ發シタル情報ハ終戰時電報ハ終戰時燒却ノ爲現在第一復員局ニ保存シアラザルコトヲ證明ス

昭和二十二年四月二十八日 於東京

第一復員局文書課長 美山要藏

證明書

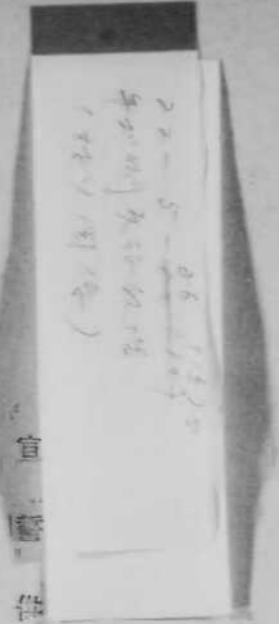
青橋

裏面白紙

ExH. 262/

File No #1478

自分機内ニ行ハルル方式ニ從ヒ先ヲ別紙ノ通り宣讀ヲ爲シタル上次ノ
加ク供讀致シマス



供 送 着 稿 本 詳

宣 讀 供 送 着 稿 本 詳 (追加)

本 頁 夫 其 他

身

亞米利加合衆國 其 他

高橋義次

東京國際軍事裁判所

ExH. 262 /

Shuf Hon #1478

高橋義次

經 東 國 際 軍 事 裁 判 所

亞 米 利 加 合 衆 國 其 餘

警

荒 木 貞 夫 其 餘

宣 警 供 送 會 (追加)

供 送 者 橋 本 祥

加 自 分 後 我 國 ニ 行 ハ ル ル 方 式 ニ 從 ヒ 先 ヲ 別 紙 ノ 滯 リ 宣 警 ヲ 爲 シ タ ル 上 次 ノ

裏 面 白 紙

一、私、橋本群ハ私ノ宣旨供進書（辯護側領第九七四號）ニ付追加シテ次ノ如ク供進シマス

三、同供進書第十四項中ニ述ベテアル一九三九年（昭和十四年）五年三十一日決定ノ「ノモンハン」國境事件處理要綱ハ當時私モ之カ起案ニ關與シ陸軍省、參謀本部ニ於テ研究ノ上、上司ノ決定ヲ經テ策定セラレタモソテ當時其ノ審議ハ參謀本部ニ委任セラレテ居タリテアリマス。然シ終ニ此ノ審議ハ領ノ審議ト共ニ燒却セラレ現存シナイト曰イテ居マス。然シ乍ラ重要事項アリマシタリテ私ハ現在尙其ノ要旨ヲ記憶シテ居マス

三、同供進書第十五項中ニ述ベテアル一九三九年（昭和十四年）八月三十日中島參謀大臣カ新京ニ發行シタ大要案ノ命令即チ「ノモンハン」方面ニ於テバ領メテ作序ヲ擔大スルコトヲ建ニ之ガ終結ヲ策スルハ、陸軍省司令官ハ「ノモンハン」方面ニ於テ領メテ小ナル兵力ヲ以テ持久ヲ策スヘキ旨ノ命令ハ當時私モ之カ起案ニ關與シ上司ノ決定ヲ經テ參謀總長ヨリ上奏可ク得タ所ノ要勅命令ヲテツテ其ノ要領ハ參謀本部ニ保存セラレ

Handwritten: 1478

右ハ當人ノ面前ニテ宣誓シ且ツ署名捺印シタルコトヲ證明シマス

同日於同所

立會人 阪 登 淳 吉

作 述 者 橋 本 群

昭和二十二年（一九四七年）五月七日 於 京 京

Handwritten: 1475

テ居マシタ。而シ終段ノ際之モ亦但ノ書類ト共ニ燒却セラレ現存セヲト
目イテ居マス、然シ乍ラ重要ナル命令テアリ其ノ内容ハ割合ニ簡潔デア
リマシタカラ其ノ要旨ヲ今尙私ハ記憶シテ居マス
只同件就野島十五項中ニ述ベテアル一九三九年（昭和十四年）九月三日、
中島參謀次長カ新京ニ移行シタ大本營ノ命令即チ「大本營ハノモツハソ
方面日境事件ノ自主的終結ヲ企圖ス」云々ノ旨ヲ命令ハ「ノモツハソ」方
面ニ於ケル攻勢作戦ヲ中止スヘキ」旨ノ命令ハ當時私モ之カ起草ニ關與
シ上司ノ決意ヲ得テ參謀總長ヨリ上奏御覽可ヲ得タ所ノ奉勅命令デアツ
テ其ノ要旨ハ參謀本部ニ傳授セラレテ居マシタ。而シ終段ノ際之モ燒却
シ現存セヲト目イテ居マス。然シ乍ラ最モ重要ナル命令デアリ其ノ内容ハ
ハ此頃の信置デアリマシタカラ其ノ要旨ハ今尙私ハ克ク記憶シテ居マス

J. Takahashi

He/Her #1478

良心ニ從ヒ眞實ヲ述ベ何事ヲモ談秘セズ又何事ヲモ附加セザルコトヲ誓フ

宣
誓
書

(署名捺印)
橋
本
群

4

292-2

EXH. 2622.

Def. Doc. 974

自分義我國ニ行ハルル方式ニ從ヒ先ヅ別紙ノ通り宣誓ヲ爲シタル
上ノ如ク供述致シマス

Handwritten text on a slip of paper, partially obscured by a vertical label.

供述者 橋本 群

遺書 (其の二)

木 貞 夫 其他

封

亞米利加合衆國其他

高橋義次

極東國際軍事裁判所

EXH. 2622

Def. Doc. 974

自分及我國ニ行ハルル方式ニ從ヒ先ヅ別紙ノ通り宣誓ヲ爲シタル
上次ノ如ク供述致シマス

宣 誓 供 述 者 橋 本 群
荒 木 貞 夫 其 他
對

高橋義次

極東國際軍事裁判所

亞米利加合衆國其他

裏面白紙

一、元陸軍中將テ現在東京都世田谷區北澤四丁目四五番地ニ住ンテ居リマス
私ハ陸軍參謀長トシテ職務シ支那事變ノ勃發ニ際會シマシタガ八月末北
支那方面軍編成セラルト共ニ第一軍參謀長ニ轉ジ北支、京漢線方面ノ作
戰ニ從軍中昭和十三年（一九三八年）一月十三日附ニテ參謀本部第一部長
（少將）ニ轉補セラレ一月十八日東京ニ著任シマシタ。
前任者ハ下村定陸軍少將テアリマシタ。

二、私ノ著任當時ハ恰モ「トラウトマン」獨逸大使ノ發旋ニ依ル日支和平交
渉成立セズ一月十六日政府ハ所謂國民政府ヲ相手トセズノ聲嚆ヲ發出シタ
時デアリマス。

作戰ハ北支方面ニ於テハ大原、石家莊、濟南ヲ攻略シ中支方面ニ於テハ
南京、蚌埠ヲ占領シタ後一段落ヲ告ゲテ居リマシタ。國民政府ハ漢口ニ在
リマシタ。

三、私ノ著任當時統帥部ハ爾後ノ作戰方針ニツキ種々研究中デアリマシタ。
元來支那事變其ノモノガ我が意圖ニ反シテ勃發シタモノデアリ其ノ後ノ經
過モ我が希望ニ反シテ逐次擴大ノ一途ヲ辿ツタノデアリマスガ事變ヲ成ル

裏面白紙

ベク早朝ニ終結スルコトハ統帥部ノ一貫シタ希望デアリマシタ。然ルニ
 一九三八年一月十六日ノ政府聲明ニヨリ和平交渉ノ望ミハ薄クナリ勢ヒ
 日本ハ長期戦態勢ノ整備ヲ必要トスルニ至リマシタ。即チ生産ノ振充、
 軍備ノ増強、國內態勢ノ刷新等國力ノ強化ニ異常ノ努力ヲ拂ハネバナラ
 ナクナリマシタ。此等ノ國內施策ト並行シテ作戦モ亦一時持久ノ態勢ニ
 移リ他日戦力ノ充實ヲ待ツテ大規模ノ作戦ヲ敢行シ一舉ニ事竣ヲ終結ニ
 導クニ至ルマデハ當分積極作戦ヲ避ケ戦面ヲ擴大シナイトイフノガ其ノ
 時ノ結論デアリマシタ。實際其ノ當時ハ支那ニ對シ之以上大作戦ヲ繼續
 スルニハ兵力モ軍需資材モ共ニ不十分デアリ又一方「ソ」聯ノ脅威ニ備
 ヘル必要上全戦力ヲ對支作戦ニ傾注スルコトガ出來ナイ状態デアリマシ
 タ。統帥部トシテハ當時第一軍ノ企圖シテ居ツタ山西省南部ノ掃蕩作戦
 ヲ認可シタ以外ニハ各軍ノ積極的作戦ヲ認メズ専ラ現在ノ戦面ヲ維持シ
 テ現地ノ治安ヲ確保セシメルニ止メタノデアリマス。

其ノ當時現地方面ヤ中央部ノ一部ニ意見トシテ南京ヨリ蚌埠ニ進出シ
 タ中文派遣軍ト濟南ニ進出シタ第二軍トヲ連絡サセテ津浦鐵道ヲ開通ス
 ルノ有利ナルヲ主張スル者ガ多数アリマシタガ作戦地域ヲ擴大スルコト

裏面白紙

ハ守備ノ爲ニ多クノ兵力ヲ必要トスルノ不利ガアリマスノデ統師部ハ同意
シマセンテシタ。

四、併シナガラ作戦地域不整大ノ作戦方針モ現實ノ狀況ニヨリ僅々數ヶ月ノ
後ニハ變更セネバナラナクナリマシタ。即チ各軍ハ其ノ作戦地域ノ第一線
ニ於テハ敵ト隣接シテ常ニ戦鬪ヲ交ヘテ居リ其ノ戦面ノ延長ハ我が兵力ニ
比シ著シク廣イ爲ニ一定ノ線ヲ防守シテ敵ノ反撃ヲ阻止スルコトガ出來ズ
勢ヒ遊動的ノ小戦鬪ヲ繰返シ戦線ハ絶エズ安定ヲ缺イテ居リマシタ。此ノ
状態ハ第二軍ノ正面ニ於テ殊ニ甚シク敵ノ反撃モ執拗テ戦線ハ漸次南方ニ
移動シ台兒莊附近ノ戦鬪テハ軍ノ一部ハ大ナル損害ヲ受クル等兵力三師團
ニ滿タヌ第二軍ハ漸ク苦戦ニ陥ルニ至リマシタ。此ノ間支那軍ハ逐次徐州
附近ヲ中心トスル臨海鐵道沿線ニ大兵力ヲ集中シ昭和十三年四月ノ頃ニハ
其ノ推定兵力徐州方面ニ於テモ四十師ニ上リ支那中央軍ノ主力ガ此ノ地區
ニ集結シアリト判断セララルニ至リ到底コノ儘ニ放置スルヲ許サザル状態
トナリマシタ。ソコテ統師部ハ一方ニ於テハコノ窮狀ヲ打開スルト共ニ眼
前ニ在ル支那軍主力ニ一大打撃ヲ與ヘ南北ヲ打通スル爲一大努力ヲ爲スノ
必要ヲ認め未ダ兵力ニ餘裕ハナカツタニ拘ラズ徐州會戰ヲ決意スルニ至リ

裏面白紙

マシタ。ソシテコノ計畫ハ昭和十三年四月下旬頃ヨリ五月初旬ニ亘ツテ
決定シマシタ。

五、徐淮附近ノ支隊軍主力ヲ南北ヨリ挾撃スル爲メ南方ヨリハ中支派遣軍ノ
約三師團、北方ヨリハ北支派遣軍ノ中第二軍ヲ主体トシテ之ニ第一軍ヨ
リ二師團、瀋陽ヨリ混成旅團二個ヲ加ヘタル約五ヶ師團強ノ兵力ヲ以テ
作戦シマシタ。コノ會戦ハ形ノ上ニ於テハ敵ヲ完全ニ包圍シマシタガ最
後ノ驛間ニ至リ我が包圍圈ノ間隙ヨリ脱逸シタ敵ガカナリ多數アリマシ
テ最初ニ所期シタル殲滅的打撃ヲ敵ニ與ヘルニハ至リマセンデシタ。其
ノ原因ハ地形ノ平坦廣闊ナルニ我が使用兵力ガ不十分デアツタカラデア
リマス。當時成ルベク多クノ兵力ヲ使用シテ會戦ノ成果ヲ大キクシヨウ
ト非常ナ努力ヲシタノデアリマスガ前ニ述べタ如ク總計八ヶ師團餘ヲ基
幹トスルモノヲ集メ得タニ過ギマセン。而モコレ丈ケ集メルニモ相當思
ヒ切ツテ大膽ナ處置ヲ取ツタ爲ニ方々ニ無理ヲ生ジ其ノ結果コノ會戦間
及ヒ其ノ直後山西省南部地方ノ如キハ我が守備兵力ノ手薄ナノニ乗ジ敵
ノ反攻ニ依ツテ大部分奪回セラレ我が軍ハ各地ニ於テ敵ノ爲ニ包圍セラ

裏面白紙

ルルトイフ事態ヲ生ジマシタ。

六、武漢作戦ハ當時同地方ニ優勢ナル支那軍主力ガ集結整頓シツツアリ戦略上放棄ヲ許サズ之ニ大打撃ヲ與ヘテ事變解決ノ機會ヲ捉ヘルタメ徐州會戦後立案セラレマシタ。即主力軍タル第二軍ヲシテ東北方ヨリ廣正面ニテ漢口ニ向ハシメ一部ヲ以テ揚子江ニ沿ヒ進攻セシメル構想デアリマシタ所徐州會戦ノ末期ニ支那側ガ黄河ノ提防ヲ決潰シマシタ爲廣範圍ニ亘ル大汎溢地域ヲ生シ部隊ノ集結整理ニ一大困難ヲ生ジタルノミナラズ汎溢ノ爲主ナル作戦路ハ使用出來ナクナリ作戦計畫ニモ根本的ノ變更ヲ加ヘルノ止ムナキニ至リ作戦準備ハ著シク遅延シマシタ。而シテコノ準備進行中ノ重要時期ニ於テ七月中旬突如トシテ張鼓峰事件ガ勃發シ統帥部ヲ甚シク憂慮サセタノデアリマス。

七、昭和十三年七月十三日朝鮮軍ヨリ電報ヲ以テ七月十一日「ソ」聯兵約四十名長池附近ニ於テ國境ヲ超エ張鼓峰ヲ占領シテ障地ヲ構築中ナル旨ノ報告ニ接シマシタ。統帥部ニ於テハコレハ從來「ソ」滿國境ニ頻發スル國境ノ小紛争ニ過ギナイモノトハ考ヘマシタガ朝鮮軍トシテハ此種事

裏面白紙

件ニハ願レテ居ナイノト時恰モ武漢作戦ノ準備ニ全カヲ傾注シアル際萬一ニモ事件ノ擴大スルコトハ最も好マザル所ナノテ特ニ朝鮮軍ヲ指導シテ慎重ノ態度ヲ取ラセルコト並ニ事件ヲ直チニ正式ニ外交々渉ニ移シ解決ヲ計ルトイフ方針ヲ決定シマシタ。ソコテ其ノ主旨ヲ朝鮮軍ニ電報スルト共ニ陸軍省ヲ通ジ交渉方ヲ外務省ニ申入レル等ノ處置ヲ取リマシタ尙當時新ニ朝鮮軍司令官トシテ赴任スル中村考太郎大將ニハ出發前上司ヨリ同様ノ方針ヲ指示セラレタ密テアリ私自身モ同大將出發ノ朝羽田飛行場ニ見送リタル際重ネテ同一主旨ノコトヲ同大將ニ懇談シマシタ。

八、統帥部ハ張鼓峰問題ニ關スル外交交渉々々シク進マズコノ間現地ニ於テ彼我對峙中不用意ニ紛争ノ擴大スルコトアルベキヲ虞レ朝鮮軍ガ國境守備ノ後援トシテ萬一ニ德へ出動セシメタ平時部隊ヲ原駐地ニ歸還セシメテ狀況ノ推移ヲ靜觀スルニ決シ七月二十六日之ニ關スル命令ヲ發シマシタ。然ルニ七月二十九日ニ至リ「ソ」聯兵ハ更ニ沙草峰南方約千米ノ高地ニ進出シ我が國境守備隊ハ止ムナク之ヲ逐退シタルニ「ソ」聯部隊ハ復又攻撃シ來リ國境ヲ超エルコト五百米ニ及ビ彼我對峙中ニテ朝鮮軍

裏面白紙

トシテハ「ソ」軍ヲ滿領外ニ蒙退スルヲ以テ満足シ事件ヲ他ニ波及セシメナイ様現地部隊ヲ指導シツツアル旨ノ報告ガアリマシタ。統帥部トシテハ現地部隊ノ執ツタ處置ハ之ヲ是認スルモ飽クマデ事件ヲ現況以上ニ擴大セザル方針ヲ堅持シ朝鮮軍ニ對シテ「ソ」軍ヨリノ挑駁ナキキ限り軍事行動ヲ進展セシムルコトナク全般ニ亘リ行動ヲ慎重ナラシムベキ旨ヲ指令シマシタ。

九、八月一日以後「ソ」軍ノ行動ハ漸次積極的トナリ優勢ナル砲兵ヲ以テスル砲撃飛行機ニ依ル鮮内各地ノ燬撃ト共ニ戰車ヲ伴フ歩兵ノ攻撃ヲ毎日ノ様ニ繰返シ我第一線部隊ハ其都度之ヲ蒙退シマシタガ日本軍ハ國境ヲ越エルコトナク退イテ守備線ヲ守ルトイフヤリ方ヲ繰返シ損害モ連日増加シテ來マシタ。此ノ間朝鮮軍ヨリ我が北鮮駐屯ノ飛行部隊ヲ出動對抗セシメ度イト具申シテ來マシタガ飛行部隊ノ出動ハ軍事行動ヲ益々擴大スルノ虞ガアリマシタ爲統帥部ハ之ヲ認可シマセンデシタ。尙「ソ」軍ノ積極的行動ニ鑑ミ當時内地ヨリ支那へ輸送中ノ約一師團ヲ中央直轄トシテ一時滿洲ニ待期サセ万一ニ備ヘマシタ。

Def. Doc. # 974

朝鮮軍ハヨク中央ノ方針ヲ守リ不利ナル戦術法ヲ耐ヘ忍ビ損害ヲ願ミ
ズ國境線ヲ確保シマシタ。而シテ八月十一日停戦協定ノ成立ニ依リ事
件ハ落着シタノデアリマス。

裏
面
白
紙

十、武漢作戦へ前述ノ如ク計費ヲ變更シ、揚子江ニ沿ヒ主力ヲ進メタル爲メ、匪類ナル作戦トナリマシタ。コノ作戦ハ之ニヨリ、事終結ノ後ヲ捉ヘントスル努力デアリマシタ爲メ、成ルベク其ノ成果ヲ大ナラシメントシ、敵ノ海外ニリスルラシテ、軍品補給ノ大動脈タル漢線ヲ遮断スル必要ヲ認メ、作戦計費ノ變更ト同時ニ、東京作戦ヲ計費シ、三ヶ朝日ヲ送給トスル軍ヲ以テ、「バイヤス」河ニ上陸シ十月二十一日武漢ヲ攻取リ、國民政府ハ重慶ニ遷避シマシタ。

十一、武漢作戦ノ終了スルト共ニ武力戦ヘ念々本格的ニ展開トシ、持久ノ態勢ニ入り、国力ノ消耗ヲ極力回避スルヲ方針トシマシタ。

即チ武漢地帯ト廣東地帯トヲ以テ作戦地帯トシテ之ニ各々一軍ヲ比較的少数ナル地帯ニ集結シテ敵ノ反抗ニ備ナルヘ、其他ノ諸地帯ヲ治安地帯トシ、廣大ナル地帯ニ兵力ヲ分散配置シテ、守備地帯ノ安定確保ヲ口リ、重要ニ對シテハ主トシテ封鎖作戦ト航空作戦トヲ強行シ、之ニ依リ事

裏面白紙

續修結ノ機會ヲ持ツノ際度ニ出タノデアリマス。昭和十三年十二月二十二
 日近衛總理ノ發出ハ武漢作戦ノ威嚇ヲ利用スル和平促進ノ努力デアリマシ
 タ。次デ汪兆銘ヲ中心トスル和平運動ニ對シテハ支那ノ内閣閣下トシテ之
 カ汪兆銘ト蔣介石トノ合作ニ依ル新中央政府ノ成立ヘト發願シ、專横解決
 ニ對シセムコトヲ期待シツツ其ノ進展ヲ監視シテ居ツタノデアリマス。
 從テ爾後ノ對作戦ハ規模ノ大小コソアレ何レモ右ノ大方針ニ基クモノデア
 リマシテ、瀋陽、海龍島、南寧等ノ作戦ハ討債ノ必要ヨリ實施シタモノ、
 南昌、長沙、宜昌等ノ作戦ハ敵ノ反叛ニ應ジ之ニ打撃ヲ與フルモノ、
 其他北支方面ニ於ケル小作戦ハ守備地帯ノ安定確保ノ必要上實施セラレタ
 ルモノデアリマス。

十二、對支軍事行動ハ支那專横勢力ノ當初以來用兵上ヨリ見テ實ニ不徹底ナ
 ヤリ方ヲ繰返シテ居リマス。コノコトハ今マデ申述ベタ範圍ニ於テモ既にカ
 デアリマスガ、決シテ意メ違シタ一貫セル決定計畫ノ下ニ必要ノ能力ヲ
 使用シテ實行シタ或力限デハアリマセヌ。何故此ノ如キ不徹底ナ軍事行動
 取ラサルヲ得ナカツタカ、申述迄モナク支那トノ抗爭ハ好マヌ所デアツタ

裏面白紙

ト、モーツハ北方ニ於ケル「ソ」ノ軍事の脅威ガアツタカラデアリマス。
 普魯事變以後、連次増強セラレタル「ソ」ノ軍力ハ實ニ日本ニ對
 スル重大ナル脅威デアリマシテ、自國帥部ガ年來其ノ財貨ニ腐心シタ所デ
 アリマス。統帥部ガ最モ支那事變ノ勃發ヲ好マナカツタ有力ナル原因デア
 リマス。事變中新作「ソ」ハ執行スルニハ對「ソ」安全慮ノ確保ガ其ノ前提條
 件デアツテ、統帥部ハ終極「ソ」ノ動靜ヲ判明シツツ對文作「ソ」ヲ
 謀シテ來タノデアリマス。張敬偉事變當時自國ハ其ノ大軍ヲ起シテ武裝作
 戦ヲ實行中デアツテ、二十數ヶ師團ニ及ブ「ソ」軍ニ對シテ日本ノ在
 漢兵力ハ僅カニ六ヶ師團ニ達ギマセヌ。以テ如何ニ當時統帥部ガ事件ノ不
 慮大ニ苦慮シタカガ分ルト思ヒマス。

十三、武裝作戦、廣東作戦等ノ爲メカ對文作「ソ」軍力ハ連次増加シマシタ。右
 作戦終了後軍ハ長期持久ノ態勢ニ入り、總力軍力ノ消耗ヲ回避スルノ方針
 ヲ採リマシタケレドモ、一方守備地帯ノ擴大ニ伴ヒ守備兵力ノ増加ヲ必要
 トシマシタノデ兵力ノ餘剰ハ全くアリマセンデシタ。昭和十三年（一九三
 八年）末ヨリ翌年「ソ」軍ハ「ソ」軍作戦發生ノ頃マデニ於ケル日本軍ノ兵力

裏面白紙

配分へ次ノ通りデアリマス。

支 那 二十七師團

滿 洲 八師團

朝 鮮 一師團

内 地 一師團

當時極東「ソ」軍ノ兵力ハ少クモ組織三十師團、戦車少クモ約二〇〇〇飛行機少クモ約二〇〇〇ト算見シテ居リマシタ。

作戦資料ニ就イテモ對支作戦ノ消耗ヲ補充スルノト新設機隊ノ整備ニ手一杯ノ有様デ必更ナル準備資料ノ蓄積ハ思フヤウニ出来ナカツタノデアリマス。「ノモンハン」事件當時日軍ノ保有シタ作戦資料ノ量ハ其ノ兵力ニ比シ不十分デアリマシテ、彼我交戦ノ初期既ニ砲弾ヤ火砲ノ不足ヲ來シ苦「ラ」營メタル状況デアリマシタ。後ニハ在支部隊ノ整備中ヨリ對日軍砲ノ如キヲ抽出シテ補充シタ程デアリマス。

要スルニ當時日本ハ「ソ」軍ニ對シ攻撃ヲ企圖シ得ルガ如キ實力ナキハ勿論「ソ」軍ト對テ是ヲ備ヘルコトヲ極力避ケテ居ツタノデアリマス。

裏面白紙

十四、「ノモシハン」事件ハ昭和十四年（一九三九年）五月十二日外蒙軍ガ
苗疆國境ト確信シアル「ハルハ」河ヲ渡河シ不法越境シ來リ遊軍ヲ攻撃シ
タノガ端緒デアリマシテ、同カニ事件發生ノ責ハ外蒙側ニアリマス。

之ニ對シ東軍ハ其ノ任上ニ同ニ責ヲ負ヒテ派遣シテ侵入部隊ヲ國境
外ニ派遣シマシタガ、其ノ目的ヲ達スルヤ其ノ都度原駐地ニ引キ歸ゲテ居
リマス。即チ東軍ハ國境侵犯ヲ默認セサル反面事件ヲ擴大シナイコトニ
高懸ノ注意ヲ拂ツテ居タノデアリマス。報告ニ依ツテ以上ノ事ヲ承知シタ
中央部ハ東軍ノ動向ハ適當デアツテ、中央ノ意圖ニ合致シテ居ルノデ
東軍ニ一任シテアリマシタガ、自軍省自本國同ニ於テ研究ノ結果。五月
三十一日「ノモシハン」國境事件處理要綱ヲ定メマシタ。其ノ方針ノ要旨
ハ

越境シタ外蒙軍及赤軍空地部隊ヲ國境內ニ於ケル軍力アル軍行動ニ依
リ腐敗軍隊ヲ事件ヲ局地ニ局限セントスル東軍ノ方針ニ備前シ且ツ事
件ノ推移ニ應ジ東軍ノ行動ヲ修正シツツ彼ノ攻撃失敗ニ因リ「ハルハ」
河北ヘノ進出ヲ阻念サセテ事件ノ終結ヲ期待スル
ト記フノデアリマス。

裏面白紙

十五、六月十五日ニハ戰車五十、砲十發門ヲ有スル約千ノ外環壕境シ

テ砲撃ヲ攻撃シ又「ソ」砲撃約十五挺ハ「ハロンアルシヤン」ヲ更
ニ約三十挺ハ甘珠爾附近ヲ爆撃スルニ至リマシタ。

是ニ於テ鄂東軍ハ第二十三師團長ノ指揮スル第二十三師團、第七師
團ノ歩兵一聯隊、戰車二聯隊ヲ以テ線壕侵入シタ「ソ」砲撃ヲ撃退
サセルト同時ニ「ソ」砲撃ノ味方ヲ撃ズル爲飛行機ヲ以テ彼ノ前進
飛行根據地タル「タムスク」ヲ爆撃サセマシタ。

コノ航空攻撃ハ鄂東軍トシテハ十分ナ理由ノアル所デハアリマシ
タガ事件ノ不審大ヲ念トスル統帥部トシテハ禁止スルヲ適當ト認メ
六日二十九日第一部長ヲ派遣シテ「地上戦闘行動ハ概ネ「ホイール」
湖以東滿鐵境界地區ニ限定スルニ努メ又敵根拠地ニ對スル空中攻撃
ハ行ハサル」旨鄂東軍ニ示達シマシタ

右ノ結果鄂東軍飛行隊ハ爾后「タムスク」ニ對スル空中攻撃ヲ行
ハス單ニ迎撃ニ終始シマシタガ「ソ」砲撃ハ益々暴虐ヲ逞ヒ滿鐵内
環壕境ヲ加ヘルニ至リマシタノデ鄂東軍ヨリ更ニ奇見ヲ具申シソ

蒙軍航空根據地ヲ必要ヲ評議シテ亦マシタガ統帥部ハ大局ノ見
據ヨリ斷乎トシテ之ヲ却ケ蒙軍參謀長ヲ東京ニ招致シタ陸總ト其
ノ不可ナル所以ヲ證明シ再三ノ意見申ニモ係ラス許可シマセンデ
シタ。

八月ニ入り航空部隊ノ狀況ハ最早其ノ戦力ノ保持上敵ノ根據地ヲ
制壓シナクテハ對峙困難トナルニ至リマシタソコデ中央部ヨリ相次
イテ現地ノ狀況ヲ觀察シタル結果ト八月三日關東軍ノ何度目カノ奇
見具申ニモ發ミ自衛上航空戰闘方式ヲ變更スルノ止ムナキニ至ツタ
コトヲ認メ八月七日關東軍ニ對シ「ノモンハン」方面作戰ノ爲メ狀
況止ムヲ得サレハ其ノ航空部隊ヲ以テ概ネ「タムスク」附近及其ノ
以東ノ敵航空根據地ヲ攻撃スルコトヲ得ル旨命令シマシタ。

六、八月二十日以後「ソ」蒙軍ハ大規模ノ攻撃ヲ行ヒ第二十三師團ハ
約一週間ノ戦闘ニ於テ甚大ナル損害ヲ受ケルニ至リマシタ。此ノ頃
ニ於ケル「ソ」蒙軍ノ兵力ハ推定粗算三ヶ師團、機械化五ヶ旅團、
飛行機數百機、軍總予備砲兵一聯隊、軍醫砲兵數ヶ聯隊、外蒙騎兵

裏面白紙

二ヶ師團デアリマシタ。恰カモ此頃獨「ソ」不可倭條約ノ締結ガアリ又「ホロンバイル」地方ハ既に寒冷ヲ覺テルヤウニナリ駐蹕ノ到來モ目前ニ迫リテ來マシタノデ統帥部ハ嚴冬ニ入ルニ先チ事件ノ着ヲ見出サウト焦慮シマシタ。

露東軍ハ右ノ狀況ニ基キ新ニ約三ヶ師團ヲ隊線ニ増加スルノ處置ヲ採リマシタノデ統帥部ハ滿洲防衛兵力ノ缺陷ヲ補フ爲在支兵力中ヨリ二ヶ師團ヲ抽出スル案ヲ一應考慮シマシタガ更ニ實狀ヲ検討シタル結果大兵力ノ投入ハ却テ事件ノ速カナル終結ヲ困難ナラシメルモノト判断シ二ヶ師團轉用ノ案ヲ中止シ八月三十日「大本營」ノ企圖ハ支那事變處理ノ間滿洲方面ニ於テハ帝國軍ノ一部ヲ以テ「ソ」聯邦ニ備ヘ北滿ノ平靜ヲ維持スルニ在ル。之カ爲「ノモンハン」方面ニ於テハ勉メテ作戰ヲ打大スルコトナク速ニ之カ終結ヲ策スル。露東軍司令官ハ「ノモンハン」方面ニ於テ勉メテ小ナル兵力ヲ以テ持久ヲ策スヘキ」旨ノ命令ヲ發シ中島參謀次長ハ新京ニ急行シテ之ヲ傳達シマシタ。

七

統帥部ハ此ノ命令ニ依リ陸東軍ノ膠州方式ノ變遷ヲ待シタノデ
 アリマスガ陸東軍ハ當初ノ計畫ニ基キ兵力ヲ増加シテ敵ニ打撃ヲ與
 ヘタル后事件ヲ終結セントスル考ヲ改メサルコト判明シマシタノト
 恰モ歐州戰爭ノ發生ヲ見マシタノデ今ヤ外交々渉ニ依リ事件ヲ打切
 ルノ好機ナリト判断シ九月三日更ニ中身參謀次長ヲ新京ニ急派シ狀
 勢ニ鑑ミ大本營ハ自今「ノモンハン」方面國境事件ノ自主的終結ヲ
 企圖スル。膠東軍司令官ハ「ノモンハン」方面ニ於ケル攻勢作戦ヲ
 中止スヘキ旨ノ命令ヲ陸東軍司令官ニ傳達シマシタ。

當時膠東軍ニ於テハ既ニ攻勢ニ關スル命令ヲ發シ九月十日頃ニハ
 部隊ハ行動ヲ起サントスル狀況デアリ軍司令官トシテハ苦シイ立場
 ニ在リマシタ。ソコデ中央部ニ於テハ人語上ノ處理ヲ急ギ移任津
 新軍司令官ハ九月八日新京ニ差任シテ指揮ヲ執リマシタ。

七、以上「ノモンハン」事件ニ關スル統帥部ノ措置ハ其ノ都度陸軍省
 トモ完全ナル意見一致ノ下ニ行ツタノデアツテ此ノ間何等ノ扞格モ
 アリマセンデシタ。

裏面白紙

Def. Doc. # 974

十八、「モスクワ」ニ於ケル外交々渉ノ結果東京郷「モロトフ」岡ノ特取
取替メニ基キ九月十六日直チニ駭國行動停止ノ大本並命令ヲ發シ「ア
モンハン」事件ハ終結ヲ見マシタ。

(終)

裏面白紙

Def. Doc. # 974

昭和二十二年（一九四七年）一月五日於東京

供 述 者 橋 本 群

石ハ富立會人ノ面前ニテ宣誓シ且ツ署名捺印シタルコトヲ證明シ
マス

同 日 於 同 所

阪 淳 吉

17

312

313

裏面白紙

Def. Docs # 974

良心ニ從ヒ眞實ヲ越べ何事ヲモ欲秘セズ又何事ヲモ附加セザ
ルコトヲ誓フ

宣
誓
書

(署名)
捺印) 稿
本
群

21

313

314

裏
面
白
紙

22

總設體書證第九七四號 正誤表

- 一頁至二行目私ハノ次ニ
- （昭和十一年ハ一九三六年）八月ヨリ昭和十二年（一九三三年）八月末迄支那ノヲ挿入
- 一頁四行目一月十三日ヲ
- 一月十二日ニ訂正

裏面白紙

EXH 2624 for ident
Ref loc #1420

Handwritten notes on a vertical strip, possibly a label or index card, with some illegible characters.

22

自分發我國ニ行ハルル方式ニ從ヒ先ツ別紙ノ通り宣卷ヲ爲シタル上
次ノ如ク供進致シマス

供進者 波多野 乾一

夫其他

逓東國際軍事裁判所
亞米利加合衆國其他

宣卷

315-1

Cover

316

EXH. 2624 for ident

22

Ref No #1420

遠東國際軍事裁判所

亞米利加合衆國其他

對

荒木貞夫其他

宣稱供述書

供述者 波多野 乾 一

自分懲我國ニ行ハルル方式ニ從ヒ先ツ別紙ノ通り宣稱ヲ爲シタル上
次ノ如ク供述致シマス

宣稱

315-1

cover

316

Ref. No. #1420

一私ハ一八九〇年ニ生レ一九一二年上海東亞同文書院ヲ卒業シ一九一三年カラ一九三二年迄朝日、毎日、時事新報ノ各新聞社ニ中國問題専門ノ記者トシテ勤務シ、ソノ間一九二〇年カラ一九三二年迄北京特派員ヲ勤メマシタ。一九三二年カラ一九四六年迄外務省興亞院大東亞省ノ屬託トシテ中國問題ノ調査ニ從事シマシタ。現在ハ個人デ中華研究處ヲ經營シ兼ネテ世界日報ノ編輯顧問ヲヤツテオリマス

私ノ著書ハ一八八一年「支那ノ政黨」

一九二〇年「現代 支那」

一九三七年「現代支那ノ政治ト人物」

一九四一年「赤色支那ノ究明」

一九四三年「中國國民黨通史」

一九四六年「毛澤東ト中國ノ紅星」

等約二十種アリマス。

Ref. No. #1420

一私ハ一八九〇年中國共產黨ノ研究ヲ開始シ今日迄十七年間續ケテオリ

一九三二年カラ一九三八年迄ノ間ニ外務省ニ七冊五千餘頁ノ報告書ヲ撰シマシタ

二中國ニ於ケル抗日運動ハ一九〇八年第二長九革命ヲ原因トスル、ボイコットニ始リ一九三一年迄ニ九回ノボイコットヲ行ハレマシタ。最初ハ軍部ニ對シテ的ニホイコットデアリマシタガ、一九一五年所請二十一箇條問題ニヨル抗日運動以後ハ政治的ボイコットトナリマシタ殊ニ一九二五年上海ニ起ツタ英日兩國ヲ目標トスルボイコットニ中國共產黨ガ關與スルニ及ンデ抗日運動ハ反帝主義運動ノ一節トシテノ新シイ意義ヲ持ツニ至リマシタ。中國共產黨ハ一九二五年ノ上海ゼネストノ際ニ初メテ抗日運動ニ關與シタノデアリマスガ、爾來地下工作ヲ以テ抗日運動ヲ領ケ一九三二年ニハ中華ソヴエート臨時中央政府ノ名ヲ以テ、對日宣戰ヲ宣言シ一九三五年頃カラ一九三六年ニカケテ國內ノ各階級ヲ動カシテ抗日人民戦線ヲ組織シ全面的ニ抗日運動ノ指導權ヲニギルニ至リマシタ。

Ref. No. #1420

六 中國共產黨ハ一九二〇年ニ成立シマシタガ之ハ同年コミンタイン特派員グレゴリー・ナアモウイツチ・ワーテンスキー中國派遣ノ結果デアリマス。

七一 一九二一年コミンタインノ中國支部トナリ一九二二年コミンタインノ命令ニヨツテ中國國民黨トノ提携方針ヲ決定一九二四年之ヲ實現シマシタ。爾後一九四三年コミンタインノ解散ニ至ルマデノ約二十年間コミンタインハソノ時々ノ情勢ニ逐切ナ指令ヲ發シテ中國共產黨ヲ指導シタノデアリマス。

七二 中國共產黨ハ對日宣戰ヲ布告シ（民族革命戰爭ヲ以テ日本帝國主義ヲ中國カラ驅逐セント）シタノハ一九三二年四月二十六日デアリマスガ爾後毎日ノヤウニ抗日宣言ヲ發シ抗日國體ノ組織ヲ援助シテ行キマシタ。

七三 一九三五年七月コミンタイン第七回大會ニ於テ反ファツシズム決議ガ採擇サレ人民戰線政策ガ採用セラレルヤ中國共產黨ハ同年八月一日宣言ヲ發シテ抗日民族統一戰線ノ組織ヲ全國ニ呼ビカケマシタ。之ニ應

ジテ一九三六年六月迄ニ中國共產黨中華ソヴェト共產黨ヲ中心ニ全國各界ノ救國聯合會、全國學生救國聯合會、十九路軍、二十九軍、東北軍等（國民黨ヲ除ク）學生、軍隊、勞務者、知識分子、文化人ヲ含ム抗日人民戰線ガ成立シマシタ。ソレカラ一九三七年七月迄ハコノ戰線ノ組織分子ノ活動ナ活動時期デ一九三六年下半年期ノ對日本人テロ、日本人紡績罷業カラ同年十二月十二日ニハ遂ニ西安事件ヲ起シマシタ之ハ張學良ノ東北軍ニ對スル中國共產黨ノ下層兵士赤化工作ノ成功デアリマス。之ニヨツテ抗日人民戰線ハ抗日民族統一戰線トナツタノデアリマス。

中國共產黨ハコミンタイン第七回大會及中國共產黨ノ八・一宣言ノ規定ニヨリ抗日人民戰線ヲ結成シソノ戰線統一ニ當ツテハ目標トスル國體ノ内部ニ侵蝕シテ行キ相手國體ノ内部ニアツテ活動スルコトヲソノ戰術トシテ居リ、表面カラ端的ニ共產黨ニヒツバリ込ム戰術ヲ取ツテモナイ爲ニ實際的ニハ非常ニ效果的デアリマシタ。

ハ 中國共產黨ハ豫テカラ第二十九軍ノ内部ニ尖銳分子ヲ潛入サセテ下層

Ref. No. #1420

六 中國共產黨ハ一九二〇年ニ成立シマシタガ之ハ同年コミンタイン特派員グレゴリー・ナアモウイツチ・ワーテンスキー中國派遣ノ結果デアリマス。

七一 一九二一年コミンタインノ中國支部トナリ一九二二年コミンタインノ命令ニヨツテ中國國民黨トノ提携方針ヲ決定一九二四年之ヲ實現シマシタ。爾後一九四三年コミンタインノ解散ニ至ルマデノ約二十年間コミンタインハソノ時々ノ情勢ニ逐切ナ指令ヲ發シテ中國共產黨ヲ指導シタノデアリマス。

七二 中國共產黨ハ對日宣戰ヲ布告シ（民族革命戰爭ヲ以テ日本帝國主義ヲ中國カラ驅逐セント）シタノハ一九三二年四月二十六日デアリマスガ爾後毎日ノヤウニ抗日宣言ヲ發シ抗日國體ノ組織ヲ援助シテ行キマシタ。

七三 一九三五年七月コミンタイン第七回大會ニ於テ反ファツシズム決議ガ採擇サレ人民戰線政策ガ採用セラレルヤ中國共產黨ハ同年八月一日宣言ヲ發シテ抗日民族統一戰線ノ組織ヲ全國ニ呼ビカケマシタ。之ニ應

ジテ一九三六年六月迄ニ中國共產黨中華ソヴェト共產黨ヲ中心ニ全國各界ノ救國聯合會、全國學生救國聯合會、十九路軍、二十九軍、東北軍等（國民黨ヲ除ク）學生、軍隊、勞務者、知識分子、文化人ヲ含ム抗日人民戰線ガ成立シマシタ。ソレカラ一九三七年七月迄ハコノ戰線ノ組織分子ノ活動ナ活動時期デ一九三六年下半年期ノ對日本人テロ、日本人紡績罷業カラ同年十二月十二日ニハ遂ニ西安事件ヲ起シマシタ之ハ張學良ノ東北軍ニ對スル中國共產黨ノ下層兵士赤化工作ノ成功デアリマス。之ニヨツテ抗日人民戰線ハ抗日民族統一戰線トナツタノデアリマス。

中國共產黨ハコミンタイン第七回大會及中國共產黨ノ八・一宣言ノ規定ニヨリ抗日人民戰線ヲ結成シソノ戰線統一ニ當ツテハ目標トスル國體ノ内部ニ侵蝕シテ行キ相手國體ノ内部ニアツテ活動スルコトヲソノ戰術トシテ居リ、表面カラ端的ニ共產黨ニヒツバリ込ム戰術ヲ取ツテモナイ爲ニ實際的ニハ非常ニ效果的デアリマシタ。

ハ 中國共產黨ハ豫テカラ第二十九軍ノ内部ニ尖銳分子ヲ潛入サセテ下層

Ref Doc #1420

危殆ニ陥ラシメルノミナラズ日本ノ存立ニ對シテモ重大ナル影響ヲ與
ヘルモノデアアルコトヲ信ジテオリマシタ。爲ニ徹底徹底反共主義ノ
方針ヲ取り中國ト共ニ赤化共同防衛ヲ爲スベキコトノ主張ヲ成ケテ來
タノデアリマシタ。

Ref Doc #1420

二

日本政府ハ中國共產黨ノ發展トソノ活動ノ激化ガ日本ノ在支權益ヲ、
ニ依リマシテモキハメテ明瞭デアリマス
中國共產黨ハ抗日戰ヲ利用シテ共產黨ヲ強化シ自黨ノ勢力ヲ強メ、自
黨ノ勢力範圍ヲ擴大シ抗日戰終了後社會革命ニ轉ズル用意ヲ怠リマセ
ンデシタ。

六 中國共產黨ハ盧溝橋事件ニヨリ完全ニ國民黨トノ提携ヲ實現シ共產黨
ヲ國民革命軍第八路軍ニ改編シ之ヲ抗日戰ニ出動サセルニ至リマシタ
中國共產黨ハ盧溝橋事件ガ勃發スルヤ最初カラ國民黨ガ日本ト妥協シ
事件ヲ早急ニ解決スルコトヲ警戒シテ事變ヲ長期戰ニ持ツテ行クヤウ
ニ誘導シマシタ。ソノコトハ一九三八年五月ノ毛澤東ノ「持久戰論」
ニ依リマシテモキハメテ明瞭デアリマス

兵士ノ獲得工作ヲヤツテオリマシタ
盧溝橋事件ハ中國共產黨ノ抗日運動ノ一大成功デアリマシテ事件勃發
ノ報ニ接スルヤ中國共產黨ハ翌日七月八日付ヲ以テ通電ヲ發シ對日部
時宜戰ヲ主張シ同感ノ趣旨ヲモ毛澤東、朱德ノ名ヲ以テ蔣介石氏ニ打
電シタノデアリマス

Key Doc #1420

良心ニ従ヒ
誓フ

宣
誓
書

(署名)
波多野 純一

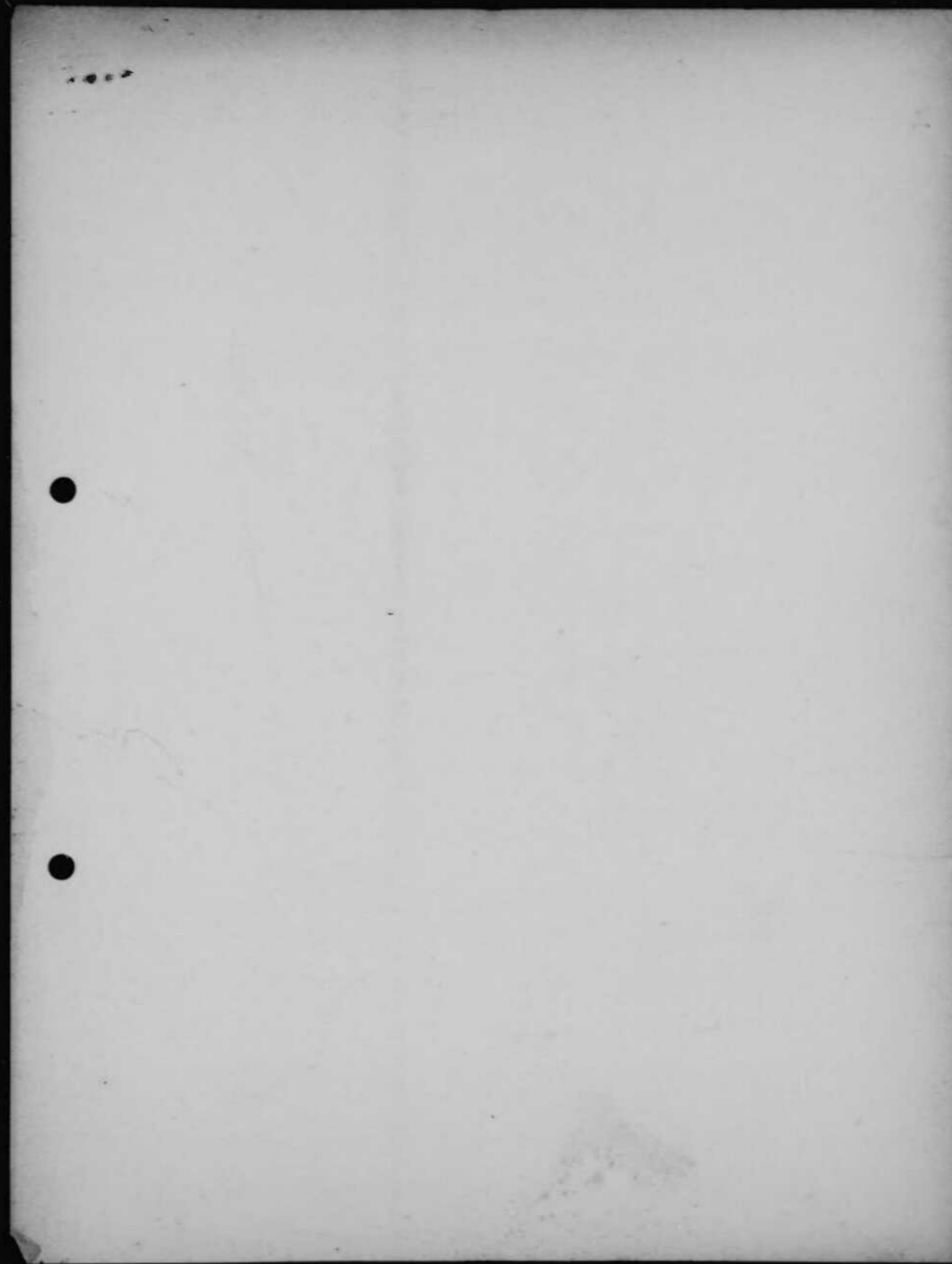
Key Doc #1420

右ハ
シマス

同
於
東京

立
誓
人
今
廣
泰
太
郎

昭和二十二年(一九四七年)四月廿九日
於東京
供
送
者
波
多
野
純
一



22

BAM.2625 for idet.

Def. Doc. # 1308

毛澤東選集 持久戦論 跋

高橋

問題の提起 其の一（一頁一行一頁九行）

（一）間もなく偉大なる抗日戦の一周年記念日七月七日が来る。全民を堅持し、統一戦線を堅持して敵に對して英雄問もなく一年になる。この戦争は東洋の歴史に輝き加へるばかりでなく、世界の歴史に於てもまさしく偉大なるものとなるであろう。

全世界の人々は悉くこの戦争に關心を寄せてゐる。身には戦争の災害を蒙りつつも、己が民族の生死存亡のために奮闘しつつある中国人の一人一人は一日として戦争の勝利を渴望しない日はないのである。併しながら、戦争の發展過程は結局どのやうにあらうかとしてゐるであらうか。戦ひに勝ち得るであらうか否か。速勝し得るであらうかどうか。極めて多数の人々は何れも持久戦について論ずる。しかし、何故持久戦なのか。如何に持久戦を遂行してゐるのか。

320-1

321

22

BM.2625 foridat.

Def. Doc. # 1308

毛澤東選集 持久戦論 跋

高橋

問題の提起 其の一（一頁一行一頁九行）

（一）間もなく偉大なる抗日戦の一周年記念日七月七日が来る。全民族の力が結合し、抗戦を堅持し、統一戦線を堅持して敵に對して英雄的な戦争を起してから間もなく一年になる。この戦争は東洋の歴史に於て空前のものであるばかりでなく、世界の歴史に於てもまさに偉大なるものになるであらう。

全世界の人々は悉くこの戦争に関心を寄せてゐる。身には戦争の災害を蒙りつつも、己が民族の生死存亡のために奮闘しつつある中国人の一人一人は一日として戦争の勝利を渴望したい日はないのである。併しながら、戦争の發展過程は結局どのやうにならうとしてゐるであらうか。戦ひに勝ち得るであらうか否か。速勝し得るであらうかどうか。極めて多数の人々は何れも持久戦について論ずる。しかし、何故持久戦なのか。如何に持久戦を遂行してゐるのか。

320-1

321

完成である。第二は、國際抗日統一戦の完成である。第三は、日本國內の人民及び被壓迫民族の革命運動の興起である。この三つの条件のうちでは、中國人民の大團結がその主たるものである。

毛澤東選集 持久戦論 抜萃

問題の提起 其の二（七頁一行―七頁一行）

（五）かくて、問題は中國が滅亡するだらうかといふことであり、答は滅亡することにはならぬだらう、最後の勝利は中國のものである、といふことである。中國は遠勝し得るかとの問題に對して、答は遠勝することは出来ぬ。抗日戦は持久戦である、といふことである。

（六）これらの問題の主要問題については二年も以前にすでに我々は一般的に指摘して置いた。また一九三六年七月十六日に、即ち、西安事件の五ヶ月以前、蘆溝橋事件の十二ヶ月以前に、私はアメリカの著述家スノー氏との談話に於てすでに中日戦争の情勢について一般的を評價を行ひ、且つ勝利獲得の各種の方針を提起して置いた。爾忘のため、冗長ながら致段落を次ぎに抄録しよう。

問 如何なる条件の下なら、中國は日本帝國主義の實力に戦勝し、且つそれを滅亡させ得るか。

答 次ぎの三つの条件が備る要がある。第一は、中國抗日統一戦線の

ず全國人民の努力に依つて一切の障礙物を衝破し、引續き前進發展するであらうことを信ずる。(「解放」第十、五期第六頁)

毛澤東選集 持久戦論 抜萃

問題の提起 其の三(一三頁二行―一三頁一二行)
七月七日の蘆溝橋の抗戦はすでに中國の全國的な抗戦の起點となつた。中國の政治情勢はこの時以來、一つの新しい段階を開始した。それは即ち抗戦實行の段階である。抗戦の準備段階はすでに過ぎた。この段階に於ける最も中心的な任務は、一切の力を動員して抗戦の勝利を獲得することである。

抗戦勝利獲得の中心關鍵はすでに發動せる抗戦を全面的、全民族的な抗戦にまで發展させることにある。かかる全面的、全民族的な抗戦が行はれてのみ、抗戦は最後の勝利を獲得し得るであらう。

現在の抗戦にはなほ重大な弱點が存在してゐるがために、今後の抗戦過程中には幾多の挫折、退却、内部的分裂、叛亂、一時的及び局部的な妥協等の不利な情況が発生する可能性がある。平津の喪失こそ東四省喪失後の最も重大な教訓である。それ故に、この抗戦が苦難を持久戦である。ことを看取すべきである。だが、我々はすでに發動せる抗戦が必

毛澤東選集 持久戦論 抜萃

其の四（二九頁四行―二九頁一三行）

（二三）第三は國際的方面である。日本の盟邦及び各國內の上層分子中の一部の分子以外のその他のものはすべて中國の妥協を不利とし、中國の抗戦を利とするものである。この要因は中國の有する希望に影響してゐる。今日全國の人々は國際的な力が漸次に増大して中國を援助してくれるだろうとの一つの希望を懷いてゐる。この希望は決して空しいものではない。特に、ソ聯の存在は中國の抗戦を鼓舞してゐる。未曾有の強大さを有する社會主義ソ聯と中國との間はこれまで休戚が相輔して來たのである。のみならず、レーニン主義によればソ聯とあらゆる資本主義國の一部上層分子の利益とは從來根本的に相反して來たのであり、ソ聯はあらゆる弱小民族及び革命戦を援助することをその素志としてゐるのである。中國の戦争の非孤立性は單に一般的に全體としての國際的援助の上に成立つてゐるのみならず、更に特にソ聯の援助の上に成立つてゐるのである。中ソ兩國は地理的に接近して居り、この點が日本の危機を加重せしめてゐるし、また中國の抗戦を有利にしてゐるのである。

毛澤東選集持久戦論抜萃

其の五（五三頁一三行―五五頁末行）

（五一）我々は断言することが出来る。持久戦的抗日戦争は人類戦争史中にその光榮ある特殊な一ページを飾るだらうと、犬牙錯綜せる戦争形態は頗る特殊なものの一つである。これは日本のもつ野蠻性と兵力不足、中國のもつ進歩性と土地の廣大等々のこれらの矛盾せる諸要因から生れたものである。犬牙錯綜せる戦争は歴史上にあることはあつた。ロシヤ十月革命後の三ヶ年間の内戦にはかうした情況が存在した。だが中國の特質はその特殊の長期性と廣大性に在る。これは歴史的記録を突破するものであらう。かゝる犬牙錯綜せる形態は次ぎの如き幾つかの情況のうちに見えてゐる。

（五二）内線と外線——抗日戦争は全体としては内線作戦の地位に立つものであるが、主力軍と游撃隊との關係では、主力軍が内線に立ち、游撃隊が外線に立つて敵と挾撃する奇觀を形成する。各游撃區の關係もまた同様であり、各個の游撃區は何れも自己を内線とし、その他の地區

を外線として同じく敵を攻撃する極めて多くの火線を形成する。戦争の第一段階では戦略上の内線作戦を行ふ正規軍は最後方にあるが戦略上の外線作戦を行ふ遊撃隊は廣汎に敵の後方に向つて大段に前進する。そして第二段階ではより猛烈に前進し、後退と前進との寄形形態を形成するであらう。

(一五三) 後方の有無——國家の總後方を利用して作戦線を敵占領地の最後の限界にまで延長するのは主力軍である。總後方を離れて作戦線を敵の後方にまで延長させるのは遊撃隊である。だが、各遊撃区内にてなほそれぞれ自己の小規模な後方があり、且つその上に非固的な作戦線を建設する。これと區別されるものは各遊撃区より派遣され、當該區の敵後方に向つて臨時的に活動する遊撃隊であり、彼等はやはりその後方を持たず、また作戦線をも持たないのである。「無後方作戦」は新時代に於ける領土の廣大、人民の進歩、先進的政黨及び先進的軍隊の存在等の見られる革命戦争の特徴であり、何等疑ふことなく提唱すべきものであり、多大の利點こそあれ、恐れるべき點は何もないのである。

(五四) 包圍と反包圍——戦争全体より見れば敵の戦略的進政と外線作戦とにより我が方は戦略的防禦と内線作戦との地位に置かれて居り、疑ひもなく我が方は敵の戦略的包圍のうちにあるのである。これは敵の我に對する第一の包圍である。我が方が數量的に優勢な兵力を持つて戰略上の外線より數路に分れて、我に向つて前進する敵に對し、戦役及び戰線上の外線作戦方針を採るならば、各個分進の敵の各部隊を我が方の包圍中に置くことが出来るのであり、これが我が方の敵に對する第一の反包圍である。更に、敵後方の遊撃戦争の根據地より見れば、獨立せる各根據地は何れも敵の四面乃至三面よりの包圍内に置かれてゐるのであり、前者の例は五台山であり、後者の例は山西省北部である。だが、もしも各遊撃根據地を結びつけて見れば、そしてまた各遊撃根據地と正規軍の陣地とを結びつけて見れば、我が方もまた幾多の敵を包圍してゐるのである。

例へば、山西省では我が方はすでに三面より同藩鐵路を包圍して居り、(鐵路の東西兩側及び南端よりす)四面より太原城を包圍してゐる。

（五八）歴史上の戦争は二つに分類される。その一つは革命的な戦争であり、他は反革命的なものである。一切の進歩的戦争はすべて革命的である。我々共産黨のものは進歩を阻礙する一切の反革命的戦争に反対する。だが、進歩的、革命的な戦争には単に反対しなればかりではない。後者に属する戦争に對しては、我々共産黨のものは單に反対しなればかりでなく、更に積極的に参加する

毛澤東選集 持久戦論 抜萃

其の六（六一頁四行―六一頁八行）

河北、山東間の省にも幾多のかうした包圍が見られる。これはまた我方の敵に對する第二の反包圍である。

4/10

が更に前進しようとするれば更に兵力を増加せねばならない。だが、ソ連との対立により、また彼等の人的、財的を先天的不足により、従つて、彼等の最大の出兵致及び最後の進攻論は何れも一定の制限を受けざるを得ないのである。

毛澤東選集 持久戦論 跋萃

其の七（一〇七頁一行—一〇七頁一三行）

一、漸次に兵力を増加したこと。これは中國についての敵の評価が不十分であつたことより生じたものであり、彼等自身の兵力の不足といふ原因もあつた。敵は、從來我々を蔑視してゐた。東四省で甘いことをしてから、更に冀東、察北の占領が加へられた。これらは何れも敵の戦略偵察に懸する。彼等の得た結論は中國は一盆の散砂だといふことであつた。彼等はこれによつて中國が一撃にも倒れないものと考へるに至り、所謂「速決」の計画を立て、少しづつ兵力を出して我々を威嚇し、潰退せしめようと企圖した。この十ヶ月來の中國のかくも大きい固結と、かくも大きい抵抗力とについては、彼等は考へ及ばなかつた。だが彼等が中國をすでに進歩時代に立たせてゐるのであり、中國にはすでに先進的な政黨、先進的な軍隊、及び先進的な人民が存在してゐるのだといふ論を彼等は忘れてゐたのである。そして甘く行かないのを見て、漸次に増兵し、十數個師團から一四一團と同を重ねて三十個師團にまで増兵した。彼等

「訓練された軍隊を動かして運動戦を遂行する外に、更に農民の間に於て政治上、軍事上より多数の游撃隊を組織しなければならぬ。」

「戦争の過程に於て、中国軍隊の機械装備を漸次に強化させ、それによつて戦争の後期に陣地戦に從事し、日本の占領地に對して陣地的攻撃を行ひ得るのである。かくして日本は中国抗戦の長期的消耗の下に置かれて、その經濟は崩壊に赴き、無数の戦争の消耗のうちに置かれてその士氣は萎廢にたぐであらう。」

中国の側では、抗戦の潜在力が日一日と奔騰昂揚し、大量的な革命民衆が不斷に第一線に傾倒されて自由のために戦ふだらう。

あらゆるこれらの要因とその他の要因とが絡み合つて來れば、我々は日本の占領地の堡壘及び根據地に對して最後の致命的攻撃を行ふことが出來、日本の侵略を中國外に驅逐することが出來る」(一九三六年六月スノーとの談話)

毛澤東選集持久戰論拔萃

其の八(一〇八頁一行一〇八頁一五行)

「戰略的時機を失つたこと。この點は南京、太原兩地占領後の停頓に顯著に現れて居り、それは主として兵力の不足によるものであつた。彼等は戰略的追撃隊を持たなかつたのである。」

「包圍は多かつたが殲滅は少かつたこと。台兒莊の戦ひ以前の上海、南京、滄州、保定、南口線、臨沂等の諸戦役では敵が撃破したものは多かつたが、俘虜にしたものは少かつた。これは指揮の拙劣さを示すものである。」

本誓ニ添付セル日本語ニテ誓カレタル一二七頁ヨリ成ル毛澤東著尾崎庄太郎譯持久戦論ト題スル誓書ハ一九四六年東京ニ於テ購入シ爾來自分ニ於テ藏置セル誓書ナルコトヲ證明ス

昭和二十二年二月二十八日 於東京

金 内 良 輔

右署名捺印ハ自分ノ面前ニ於テ爲サレタルモノナルコトヲ證明ス

同日 於 同所

立會人 大 畑 光 雄

「中國の政治情勢はこの時以來一つの階段を開始してゐる。この段階の最も中心的な任務は一切の力を動員し、抗戦の勝利を確保することである。」
「勝利取得の中心的な鍵はすでに發動せる抗戦を全面的全民族的な抗戦にまで發展させることにあり、かくしてこそ抗戦の最後の勝利を得ることが出来るのである。」

